博士論文

18世紀後半パリのポリスと反王権的言動

松本礼子

一橋大学社会学研究科博士後期課程 SD 051025

THE POLICE OF PARIS AND SUBVERSIVE SPEECH IN THE SECOND HALF OF THE EIGHTEENTH CENTURY

MATSUMOTO, Reiko

Doctoral Dissertation

Graduate School of Social Sciences

Hitotsubashi University

目次

序章		4
第1節	問題意識と論文のテーマ	5
第 2 節	先行研究の概観	14
第 3 節	本論文の位置づけ	22
第 4 節	史料解説「ポリス文書」	27
	第1部 ポリスの世界	
	分 I 的 かりハの 匠外	
第1章	近世ポリスの誕生	34
第1節	警視総監	36
第 2 節	警視	41
第3節	搜查官	44
第4節	スパイ	48
第2章	ポリスによる人間・社会・ポリス	52
第1節	ニコラ・ドラマール『ポリス論(1705‐1738)』	
第2節	フランソワ=ジャック・ギヨテ	
	『フランスのポリス改革に関する覚書(1749)』	76
第 3 節	ジャン=バティスト=シャルル・ルメール	
	『1770 年パリのポリス(1770)』	103
	第2部 反王権的言動	
## 2 **		
	国王に意見する人々 un délit d'opinion	
	ダミアン事件	
安 4 即	グ ミ ノ ノ 争 竹 切 示 放	

	ジャン=アントワーヌ・ルフェーヴル事件 Jean-Antoine LEFÈVRE	
	TO TO TO TO TO TO TO THE SEARCH COME LET LY RE	152
	ピエール・デリヴィエ事件 Pierre D'AYRIVIER	161
第 4 章	国王暗殺計画の偽告発 fausse dénonciation de complot	168
第1節	ヴァレリー・ド・ブリュル事件 Valérie de BRULZ	171
第 2 節	ド・ラ・ショー 事件 Paul-René DE LA CHAUX	181
	外国との通信 correspondance avec l'étranger	
第1節	ジャン=バティスト・マナン事件 Jean-Baptiste MANEM	198
第2節	ジャン=フランソワ・エロン事件 Jean-François HÉRON	213

序章

序章

第1節 問題意識と論文のテーマ

本論文は、18世紀後半のパリを対象とし、ポリスによる臣民の反王権的な言動の取扱い を考察することで、絶対王政後期の社会の特質を理解するための一つの視座を提示するこ とを目的としている。はじめに、本論文でフランス語の Police を「ポリス」とカタカナ表 記する理由を説明する必要があるだろう。『百科全書』の「ポリス」項目を執筆したブシェ・ ダルジ Boucher D'ARGIS が参照したとされるニコラ・ドラマール Nicolas DELAMARE (1639-1737)の『ポリス論 Traité de la police』によると、ポリスの唯一の目的とは「人間を その生において享受しうる最も完全な幸福へと導くこと」¹だと定義されている。また「人 がいかなる状態にあれ、またいかなる方針を取っているとしても、ポリスは絶え間なくそ の生存に注視」し、「その素質に見合っただけの精神的・身体的・物質的な善をすべて与え てやることが出来るように配慮」 ²する存在であるとも規定されている。より詳しくその 目次を覗いてみると、ポリスの対象領域として、①宗教 ②習俗 ③衛生 ④食糧 ⑤道 路 ⑥公共の治安と安寧 ⑦自由学芸 ⑧商取引 ⑨製造業と工芸 ⑩家内使用人・肉体労 働者 ⑪貧民 (⑥~⑪に関しては未完) の 11 分野が列挙されており、18 世紀においてポ リスという組織は都市の日常生活に多面的に関与していく存在であったことが理解できる。 こうしたポリスのあり方は、1667 年のパリ警察代官職 lieutenant de police(後の警視総監 lieutenant général de police)新設の際に発布された王令にも明示されていたことであった。 「公私の安全を確保し、騒擾を起こす者を都市から一掃し、豊かに物資を供給し、住民に その地位と義務に即した生活を営ませるものである」³と定義された近世のポリスとは、 単に治安維持を任務とする今日的な意味での「警察」という言葉では捉えきれないもので あり、都市の統治そのものを意味するようなものだった。したがって本論文でも police を

¹ Nicolas DELAMARE, Traité de la police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les loix et tous les Règlements qui la concernent tome 1, Jean-Pierre Cot, 1705, « Préface ».

² Ihid.

³ « Édit de création de l'office de Lieutenant de Police de Paris (le 15 mars 1667) », Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 à la Révolution de 1789, par MM. ISAMBERT, DECRUCY et TAILLANDIER, tome 18, Belin-Leprieur, 1829, pp.100-103.

「警察」とは区別して、「ポリス」として論を進めていきたい。

本論文が分析の対象とする 18 世紀後半のフランスは、政治・経済・社会・文化といった 面で様々な新しい要素が台頭してくる時期であり、近代社会の成立を前にした「揺らぎの 時代」と言われる。とりわけ、1713 年に発布されたジャンセニスム jansénisme を弾劾する 教皇勅書「ウニゲニトゥス Unigenitus」をルイ 14 世がフランスにも適用することを決定して以来、ジャンセニストにとってはもちろんのこと、高等法院にとってもこの勅書が彼らの基本的な立場であるガリカニスム gallicanisme に関わる問題だったため、ジャンセニスム問題は王権対高等法院/ジャンセニストという構図を取りながら 18 世紀を通じて幾度となく論争を巻き起こし、政治的に不安定な状況をもたらすことになった。特に 1750 年代に入り、パリ大司教がジャンセニストに対し終油の秘蹟拒否を強行したことで王権と高等法院/ジャンセニストの対立が再燃したところに、さらに、王権と高等法院との司法管轄争いや七年戦争(1756-1763)が加わり、王権は、不断に改革の手を打つ必要に迫られることになる。

そうした機運のなか発生したのが 1757 年の家内奉公人ダミアン Robert-François DAMIENS によるルイ 15 世襲撃事件である。アンリ 4 世暗殺以来、約 150 年ぶりに国王の死を想起させたこの事件は、ジャンセニストへの秘蹟拒否と司法の管轄権をめぐる王権と高等法院の論争の中で生まれた国王の「非(脱)神聖化 désacralisation, desacralization」がもたらした象徴的事件として理解され、またそうした「非神聖化」を加速させる役割を果たしたとされる 4 。ちなみに「非神聖化」とは、 $\mathbf{J} \cdot \mathbf{x}$ リックによれば、宗教と政治の密接な結びつきが崩壊することで、王権の神聖性に異議が申立てられることを意味する 5 。 ダ

⁴ Jeffrey MERRICK, The Desacralization of the French Monarchy in the Eighteenth Century, Louisiana State University Press, 1990.

Dale VAN KLEY, The Damiens Affair and the Unraveling of the Ancien Regime 1750-1770, Princeton University Press, 1984.

⁵ MERRICK, op.cit., p.x. ロジェ・シャルチエが指摘するように、国王の「非神聖化」にはこれに先立つ聖性が前提となるが、実際に国王が神聖だと見なされていたかどうかという問題が常に付きまとう。よって、この「非神聖化」は分析概念として適当かどうか近年の研究では批判の対象となっている。Roger CHARTIER, Les origines culturelles de la Révolution française, Seuil, 2000 (1990), p.175. (ロジェ・シャルチエ『フランス革命の文化的起源』松浦義弘訳、岩波書店、1999 年。)

Jens Ivo ENGELS, "Beyond Sacral Monarchy: A New Look at the Image of the Early Modern French Monarchy", *French History*, Vol.15, No.2, 2001, pp.139-158.

ミアン事件は、それ以降の印刷物検閲厳格化と反王権的な「悪しき言説 mauvais discours」 ⁶の増加との関連でも議論され、1750年代は王権の「非神聖化」の幕開け及び「世論」 ⁷誕生の端緒と位置付けられてきた ⁸。

1760年代に入っても、身分に関係なくあらゆる土地や官職を課税対象とした 1749 年の二十分の一税 vingtième をめぐり、それに反対する地方高等法院と王権との対立は深化の一途を辿った。また、この時期は穀物取引をめぐって、その自由化を唱えるフィジオクラシーの影響力拡大を前に、伝統的に取引には厳格な規制を設けてきた王権は、民衆が要求する穀物の「正しい価格 juste prix」とフィジオクラートたちの「望ましい価格 bon prix」との狭間で苦悩を強いられることになる。政府には穀物を公定価格で提供する義務があると考え、規制を求める民衆側の観念を民衆の代弁者として支持する高等法院と、取引の自由化によって穀物供給の安定化を目指すフィジオクラート側の論争によって、王権は自由か規制かをめぐって穀物政策を変転させざるを得ない状況に追い込まれる。このような問題を通して、「世論」とは何かという問題が浮上してくるのである。

また、18世紀後半は文化的にも大きく変容した。経済発展の結果、都市化が進み都会的な生活スタイルが普及するのもこの時期である。衣食住に関わる質的・量的な向上とともに、植民地貿易がもたらしたコーヒー、紅茶を飲む習慣は、いわゆる「カフェ文化」を生み出し、人々はコーヒーを前にして新聞を読み、議論に勤しんだ。また、カフェとともにサロンや地方アカデミーといった社交の場が新たな芸術や思想の発信地となったのは周知の通りである。識字率の上昇や印刷技術の向上を背景に、都市では新聞やパンフレットな

Jens Ivo ENGELS, « Dénigrer, espérer, assurer la réalité : le roi de France perçu par ses sujets, 1680-1750 », Revue d'histoire moderne et contemporaine, n° 50-3, 2003, pp.98-99.

Déborah COHEN, La nature de peuple : les formes de l'imaginaire social (XVIIIe-XXIe siècles), Champ Vallon, 2010, p.291.

⁶ 「悪しき言説」は、18世紀のポリス文書のなかで度々採用される表現である。厳密な定義はされていないが、一般的に王権に対する批判や悪口、反王権的な著作物、反王権的な企てといったものを指す。例えば、ダミアン事件後にフランス全土を対象として反王権的な言動の取り締まりが強化された際、パリ高等法院検事総長のもとに各地から寄せられた報告書がまとめられ、「ダミアン事件に際して囁かれた国王に対する悪しき言説 Mauvais discours tenus contre le roi à l'occasion de l'affaire de Damiens」と表題が付されている。Bibliothèque nationale de France, département manuscrits, *Joly de Fleury*, ms 2072.

[「]世論」の概念に関しては、本節の「本論文の目的」に関わる部分で詳しく検討する。

⁸ Pierre RÉTAT, L'attentat de Damiens: discours sur l'événement au XVIIIe siècle, Édition du CNRS, 1979.

どの出版物の増加、普及が見られた。

そしてこの時期に勃興したのがいわゆる「啓蒙思想」である。理性を基礎に人間の進歩と幸福を信じ、そして経験と観察を重視する科学的手法を摂取しつつ、既存の宗教的・哲学的・道徳的・社会的観念に批判を加えたのがフィロゾーフと呼ばれる人々であり、彼らが活躍したのも 18 世紀後半、特に 1750 年代、60 年代であった。

分析の対象とする時期の政治的・社会的背景を概観したところで、本論文の問題意識とテーマを明らかにしたい。本論文は二重の目的をもつ。第一の目的は、こうした揺らぎの時代において、豊かで安全な都市生活と公共秩序の維持という大きな任務を負ったポリスは、その任務の遂行を阻むような事件や人物に遭遇した時、具体的にどのような対応を取り、どのような機能を果たしたのか、そしてそれは 18 世紀後半という時代においてどのような意味を持ったのか、といった点を明らかにすることである。本論文では上記の目的を達成するために、反王権的言動という具体的な事件を取り扱うこととするが、その反王権的言動そのものの内実に光をあてることが第二の目的である。

第一の目的に関して、本論文が問題とするのはあくまでもポリスの具体的様相や機能であって、その制度そのものではない。後ほど詳細に述べることになるが、ポリスという組織は、日々生じる些細な事柄や予測不可能な事態に常に対処するという任務を負っていることから、そこで要請されるのが「迅速性」と「柔軟性」である。秩序に生じるゆらぎや亀裂を絶えず修復していくためには、固定的な手続きや規定はその活動を阻害する可能性があるわけで、ポリスとは非常に実践的な組織なのである。したがって、ポリスを制度史の観点から捉えても、その実態や機能について十分な知見は得られないと思われる。そこで重要な手がかりになるのが、二宮宏之が提唱するように、「特定の事件の具体的な状況のなかに、制度を投げ込んでやる」。とだろう。他の組織においても制度上の規定と実践との間の乖離は勿論想定されるが、ポリスはその可能性がとりわけ大きい組織であるということを踏まえれば、「歴史の現場に立ち会わせることによって、さまざまな制度はその社会的・政治的機能をあらわにする」10という二宮宏之の指摘は本論文にとって一層重みを持つと考えられる。

なぜ「反王権的言動」なのか?

そこで本論文では「特定の事件の具体的な状況」として 1750 年代以降から顕著になる臣

⁹ 二宮宏之「アンシャン・レジームの国家と社会 序にかえて」『アンシャン・レジームの 国家と社会』二宮宏之・阿河雄二郎編、山川出版社、2003年、28頁。

¹⁰ 同上。

民による反王権的な言動を取り扱いたい。都市の日常生活に多面的な配慮を見せるポリス の活動のなかでも、特に反王権的な言動への対応に注目するのは以下のような理由による。 まず、反王権的な言動とは絶対王政の根幹を直接的に揺るがしかねない深刻な犯罪だとい うことである。E・カントーロヴィッチの研究で良く知られているように、アンシャン・ レジームの国王は血肉を備えた死すべき人間としての身体と、全能の神の似姿として神聖 で絶対定な権力を持ち、決して死ぬことのない政治的身体を有しているとされていた。こ うした理論的擬制が、アンシャン・レジームの王権による支配を正当化していたとされる 11。実際、戴冠の儀式である聖別式 sacre や「瘰癧触り toucher 」による治癒行為といった 儀礼がこの観念を良く表し、民衆の間に王の神聖性を浸透させる一定の役割を果たしてい た 12。また王権はその体制を支える基礎単位として家族に積極的な位置づけを与えてきた。 つまり、国家のミニチュア版としての家族のなかで、国王の代理人である「父」にその他 の家族の構成員が全面的に従属することを正当化することで、家父長の頂点に立つ国王へ の服従を促すわけである。ルイ 15 世が 1725 年 6 月の王令で述べるように、国王はまさし く愛情をもって子供に接するような「平等なる臣民の共通の父 père commun de nos sujets qui nous sont tous égaux」 ¹³であった。こうして、その権威の根源を神に持つ王のみが、国 家のあらゆる問題に最終的な決断を下すという権力行使のあり方が採られ、こうした王権 のイデオロギーを反映した「神聖な王」「父なる王」「裁きの王」といった自己表象は、様々 な儀礼や版画、絵画、メダルなどのメディアを通して広範に流通し、臣民の国王観に大き な影響を与えていたことは周知の通りである。王政という統治形態を可能にするのは、国 王が保有する武力や行政制度だけではない。そこには国王という存在への宗教的ともいう べき「崇拝」、あるいは「愛着」が不可欠なのだ。国王は臣民と、事実、親しみ合いながら 生きるのである 14。この意味で、反王権的な言動は、王権に、そしてポリスにとって絶対

_

¹¹ E.H.KANTROWICZ, The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology, Princeton University Press, 1957. (E.H.カントーロヴィッチ『王の二つの身体 - 中世政治神学研究 (上・下)』小林公訳、筑摩書房、2003 年。)

¹² Marc BLOCH, Les rois thaumaturges: études sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre, Gallimard, 1983. (マルク・ブロック『王の奇跡—王権の超自然的性格に関する研究/特にフランスとイギリスの場合』井上康男・渡辺昌美訳、刀水書房、1998年。)

[&]quot;« Édit du Roy donné à Versailles au mois de juin 1725, portant confirmation des opérations du visa, et la nullité des effets non visé », Recueil des actes et déclaration de Roy... concernant le Dauphiné, tome 17, Grenoble, 1727, p.13.

¹⁴ フランソワ・オリヴィエ=マルタン『フランス法制史概説』塙浩訳、創文社、1986年、

王政の基盤を揺るがすものとして、そして臣民と国王を繋ぐ「愛着」に疑問を抱かせるものとして、非常に深刻な問題として映ったに違いない。さらに、多分野に及ぶポリスの配慮の点から見ても、反王権的な言動は、国王の神聖性に関する「宗教」や「習俗」の腐敗の問題である。さらに、一臣民が国王の振る舞いに口をはさむということは、国王は神のみに責務を負うという絶対王政の理論に反し、出自を基盤とした社会的ヒエラルキー秩序や、各自の役割に徹することで社会の安寧を図る身分制の原理をも揺るがす行為である。そういう意味で、反王権的言動というのはポリスの観点からいえば「公共の治安と安寧」の問題であるとも解釈できるだろう。

そして本論文の第二の目的、「反王権的言動」の内実に関わる問題であるが、反王権的な 言動というテーマは、18世紀後半から顕著になる「世論」の問題について新たな視角を提 供する格好の素材でもある。まず、反王権的言動によって逮捕された人々の裁判記録や尋 問調書などのポリス文書や同時代人の回想録等の分析を通じて、いわゆる知的エリートと は異なる市井の人々がどのように権力に向き合っていたのか明らかにすることが出来るだ ろう。王権の絶対性を正当化する法学者たちのテクストや言説から、いくら絶対王政の性 格を演繹したとしても、権力秩序の現実は社会の構図に対応する形でしか機能しないので あり、その点、王権のイメージやその認識の仕方について「直接的」に語る尋問調書は当 時の社会に生きる人と権力秩序とが取り結ぶ関係を分析するためのヒントを与えてくれる ように思える。もちろん、全ての史料は過去を何らかの形で表象するが、表象である限り 直接的な反映ではありえず、どのような史料も史料が構成される際に準拠したコードを分 析しながら、慎重に読み解いていく必要があるという前提があることを忘れてはいけない ¹⁵。その中でも、ポリス・司法文書の特徴は、カルロ・ギンズブルグが指摘するように「そ れらの資料は一般に、多少ともはっきりと支配者の文化と結びつく人物により書かれてい るゆえに…(中略)…過去の農民や職人の思想、信仰、願望といったものはほとんどつね に、諸々のフィルターや歪曲をもたらす媒介を通じて、私たちにもたらす」という点にあ るだろう 16。そこで重要となるのが、本論文で言えば、ポリスや司法官の業務や実践、社 会観や人間観に十分に通じておくことだろう。つまり、史料作成者の世界に精通すること で、史料が作成された「場」や「時」固有の解釈コードを手にすることができ、個々人の

513 頁。

¹⁵ カルロ・ギンズブルグ『歴史を逆なでに読む』上村忠男訳、みすず書房、2003 年。 森村敏己「歴史の語り - 史料が表象する〈過去〉 - 」『近代イギリスを読む - 文学の語りと 歴史の語り』見市雅俊編、法政大学出版局、2011 年、255-279 頁。

¹⁶ カルロ・ギンズブルグ『チーズとうじ虫』杉山光信訳、みすず書房、1984年。

生とそれらが展開されたコンテクストとを関連付けることが可能になるのである。こうし た手法には断定性の少ない叙述や推論の形式を用いることが課されたとしても、「現実」と 複数形の「可能性」とを統合していくことで、単純化や二元論的仮説、厳密な類型化とい ったものを避けることが出来るというメリットがある¹⁷。有名なナタリー・Z・デイヴィ スの『帰ってきたマルタン・ゲール』は、8年間失踪していた農夫マルタンが突然帰郷す るが、実はそれはマルタンに成りすましていた偽物で、裁判中に本物のマルタンが登場す ることで、偽マルタンの詐欺が発覚するという事件を扱ったものだが、偽マルタンに対す る裁判記録は今日残存していない ¹⁸。デイヴィスは、事件を担当した判事が後日叙述し直 した著作物のみから事件を再構成せざるを得なかったが、マルタンの妻ベルトランド・ド・ ロルズが偽亭主にただ騙されたのではなく、主体的に偽亭主を受け入れることを選択して いたという結論に達する。この裁判に関する史料からは決して「直接的に」検証すること が出来ない、いわば推測であるが、その推測に説得力を与えているのはデイヴィスの 16 世紀民衆に関する豊富な知識であり、それは選択の自由を奪われた農民および女性として ベルトランドをステレオタイプ化することから解放してくれるのである。言い換えれば、 「社会的なものを、固有の性質を与えられた客体としてではなく、絶え間なく改変される 事物の配置のあいだに存在している一連の移り変わる相関関係として」¹⁹理解する可能性 が開かれるのである。

本論文が目標とするのは、こうした手法を用いて市井の人々の権力観や国王観の具体相を描くことである。18世紀後半における反王権的な言説の増加という現象そのものは既存の研究で認識されている。ただし、どのような行動が取られ、具体的に何が言われ、何に異議が申し立てられているのか、また王権側はその言説、行動の何を問題とし、どのように対応するのか、という具体相に目を配った研究は少ない²⁰。18世紀後半の政治的特徴は、

¹⁷ ジョヴァンニ・レーヴィ「ミクロストーリア」『ニューヒストリーの現在 - 歴史叙述の新しい展望』ピーター・バーク編、谷川稔ほか訳、人文書院、1996年。

Jacques REVEL, « L'histoire au ras du sol », préface de l'édition française du *Pouvoir au village : histoire d'un exorciste dans le Piémont du XVIIe siècle*, par Giovanni LEVI, Gallimard, 1989.

¹⁸ ナタリー・ゼモン・デイヴィス『帰ってきたマルタン・ゲール:16世紀フランスのにせ 亭主騒動』成瀬駒男訳、平凡社、1993年。

¹⁹ レーヴィ、上掲書、129頁。

²⁰ 本論文が問題にするのは「言説」だけではない。「世論」は、発された言葉や記された言葉だけではなく、行動、振る舞い、実践によっても表明されるものだと考えられるからである。そういった意味で、本論は反王権的な「言動」という表現を用いている。

統治者である国王に対する批判が日常化した点に求められるのだが、もっぱら焦点は王権と高等法院/ジャンセニストによる対立に注がれる。その論戦を通じて、王の超越性なり神聖性が剥ぎ取られるにつれ、「市民的公共圏」がこうした政治問題取り上げ、政治的言説を展開するようになって初めて、第三の審級「世論」の観念が姿を現すという図式が描かれる 21 。しかし、一般的にその「世論」は理性に基づいているがゆえに、その普遍性や客観性が担保されるものであり、そのため非理性的な存在である民衆の意見はそうした「世論」に包摂されないと考えられる。

民衆を公共圏から切り離すこのような傾向は「世論」概念の普及に最も大きな影響を与えた 1962 年のユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』において明瞭に見ることができる ²²。彼が指摘したように、読書し議論する者だけが「公衆」として「公のこと」に参与出来たとすれば、アカデミーやサロンに代表される「公共圏」から排除される「民衆」はひたすら政治的に受け身で生きていたということになる。そこでは彼らの絶対王政への主体的関与は問題にならない。コンドルセに顕著なことであるが、同時代人においても、感情的で無知蒙昧な「民衆の意見」もしくは「民衆の偏見」と理性に裏打ちされた「世論」をはっきりと区別し、前者を政治の場から排除することが訴えられていた ²³。だが、こう

Arlette FARGE, Des lieux pour l'histoire, Seuil, 1997, pp.97-117, « De l'opinion ».

²¹「世論」については以下を参照。Keith Michael BAKER, Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century, Cambridge University Press, 1990. Dale VAN KLEY, The Religious Origins of the French Revolution: From Calvin to the Civil Constitution, Yale University Press, 1996.

Mona OZOUF, "L'opinion publique", *The Political Culture of the Old Regime*, vol. 1, K.M Baker (ed.) Pergamon Press, 1987.

坂上孝『近代的統治の誕生 - 人口・世論・家族』岩波書店、1999年。

²² ユルゲン・ハーバーマス『第 2 版 公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社、 1994年 (初版 1973年)。

 23 コンドルセは「世論」を論じる際に、三種類の意見を区別するべきだとする。第一に「私利私欲のない先入観のない人々の意見」第二に「政府が民衆を導くために説く意見」そして最後に「民衆のうちで最も愚かで最も貧しい部分の意見」である。政府の意見と民衆の偏見は相互依存の結果生じたものだとするコンドルセは、こうした悪循環を打破するための策として、第一の「意見」の浸透を説いた。Jean-Antoine-Nicolas de Caritat CONDORCET, Réflexions sur le commerce des bleds ([Reproduction.]) Londres, 1776. コンドルセの世論観について、安藤隆穂は以下のような見解を示している。コンドルセは「民衆」を固定的に捉えてはおらず、民衆が自由の経験を通し思想を吟味することが可能になるほどに成長する

した知識人たちの議論や、絶対王政が立脚していたイデオロギーとは別に、現実には 18世紀、特に後半の王権が街路の噂・ビラ等の管理・収集に莫大な時間、人員、費用を費やしていることを思い起こせば、このような「平民的公共圏」 ²⁴が王権にとってどれほどの存在感を有していたか想像に難くない ²⁵。「世論」とは異なる次元、形態で、愚かしい民衆の意見も統治者にとって何かしらの重みを有していたのは言うまでもないのである。絶対王政が立脚するイデオロギーにおいては、国家の秘儀は国王が独占すべきものであり、理論上は臣民の意見などというものは存在せず、またそういうものに王権は左右されるべきではない。しかし、現実の王権は民衆の動向を絶え間なく監視していたのであり、こうした王権のイデオロギーから逸脱するような民衆の言動に着目することは、同時代の知識人の議論や王権の理論という視点からでは捉えきれない 18世紀後半のパリ社会の特質を明らかにするのに有効なアプローチであると考えられるのである。

ことによって、「私利私欲のない先入観のない人々の意見」、つまり「公論」と結びつくと考えていた、というもの。安藤隆穂「第1章 啓蒙思想の公共空間」『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、33-37頁。同『フランス自由主義の成立 - 公共圏の思想史』名古屋大学出版会、2007年、69-79頁。

²⁴ Harvey CHISICK, "Public Opinion and Political Culture in France during the Second Half of the Eighteenth Century", *English Historical Review*, Vol.117, no. 470, 2002, p.70, "plebeian public sphere".

²⁵ Arlette FARGE, *Le goût de l'archive*, Seuil, 1989, pp.122-136, « Penser certaines formes d'expression populaire ».

第2節 先行研究の概観

(1) 政治的実践の広がり

18世紀の政治文化に関する研究は、上記のようにハーバーマスの影響を多分に受けているといえるだろう。ここでは、より広範な社会層に着目し18世紀半ば以降の「政治文化」を論じた先駆的な研究であるロバート・ダーントンとロジェ・シャルチエの論考を取り上げ、筆者の問題関心との関連を明らかにする。

アンシャン・レジームの社会を書物という切り口で分析するダーントンは、モンテスキュー、ルソー、ディドロといった歴史に燦然と輝く偉大な思想家だけではなく、「どん底社会」に住む、経済的にも精神的にも窮迫した「三文文士 Grub Street hacks」たちの果たした役割に着目する「。ダーントンは、既に 1971年の段階で、ピーター・ゲイの『啓蒙』を批判的に分析し、「啓蒙」という概念の拡大という方向性を目指しており、そのうえで彼は頂点に位置する思想家だけではなく、裾野に目を向ける重要性を指摘し「思想の社会史」を提唱していた 2。既に権威を獲得し、市場を独占する啓蒙思想家への恨みを背景に、ブリソーに代表されるような「三文文士」たちが描くスキャンダラスな誹謗文書やパンフレット等の社会批判文書が、図らずも絶対王政の正統性を剥ぎ取っていたことをダーントンは論じる。そして当時の社会批判の風潮を準備したのは、われわれがイメージするような「高級な啓蒙思想」のみならず、上記のようなより広範な書き物だったことを明らかにしている。こうしたダーントンの議論には多くの批判が寄せられている。特にポプキンやアイゼンシュタインらは、「三文文士」の世界が当時の文筆業界と完全に対立するものとして捉えられている点を批判し、そうした「三文文士」と文筆業界の相互浸透性に言及している 3。また後に紹介するシャルチエも、印刷物が批判精神を生み、ひいては革命を引き起

¹ Robert DARNTON, "The High Enlightenment and the Low-Life of Literature in Pre-Revolutionary France", *Past and Present*, No. 51, 1971, pp.81-115.

Robert DARNTON, *The Literary Underground of the Old Regime*, Harvard University Press, 1979. (ロバート・ダーントン『革命前夜の地下出版』関根素子・二宮宏之訳、岩波書店、2000年。)

² Robert DARNTON, "In search of the Enlightenment: Recent Attempt to Create a Social History of Ideas", *Journal of Modern History*, No.43, 1971, pp.113-132.

³ Elizabeth EISENSTEIN, Grub Street abroad: Aspects of the French Cosmopolitan Press from in the age of Louis XIV to the French Revolution, Oxford University Press, 1992.

Jeremy POPKIN, "Pamphlet Journalism at the End of the Old Regime", Eighteenth Century

こすというダーントンの図式を批判し、印刷物と思想の関係性の再検討を迫る。とはいえ、ダーントンの「三文文士」への着目は、いわゆる「高級な啓蒙」を特権化するような従来の研究姿勢に対して「啓蒙思想」概念の徹底的な再検討を要請していたという点で非常に 先駆的であったといえるだろう⁴。

以上のような 18 世紀後半における政治的実践の担い手をより多く見積もろうという傾向は、シャルチエにも共通する。シャルチエは 18 世紀半ば以降の「新しい政治文化」の誕生がフランス革命を可能とした条件のひとつとする 5。この新しい政治文化の誕生に直接的に繋がるのは、「文芸上の公共圏」の政治化だとし、知的エリートの活動の場であるサロンやカフェ、定期刊行物など、文芸に関する批判を可能にする制度が増加し、印刷物の流通の拡大とともに、文芸評価に関して至上権をもつ「公衆」が成立するとする。理性の自由な行使が支柱を与えられて習慣化したところで、伝統的に批判が禁じられてきた「国家や宗教の神秘」といった絶対王政理論を支える観念も批判の対象となっていく。こうした見取り図はハーバーマスに共通するものであるが、シャルチエは政治的実践をより広範な層の人々の中にも見出す。例えば、農村では対領主裁判の経験を通じて、農民は権力関係を再検討する習慣を身につけ、一方都市では、職人たちが親方に対するストライキや訴訟を通して、ある種の「政治」を作り出していたというのである。つまり政治的実践は高度な知的世界のなかだけではなく、人々の日常世界のなかにも息づいていたことを描いて見せたと言える。

ダーントンが「三文文士」による批判的印刷物が社会に与えた影響を重要視するのに対し、シャルチエは、それらの印刷物の流通が、民衆を含めた人々の王政や既存秩序に対する離反を引き起こしたのではないと考える。知的営為としての読書行為のみならず、「表象システム」や「実践」、「政治文化」の観点を重視するシャルチエであるが、広く言えば啓蒙思想を支える幅広い裾野を明らかにしようという問題意識は両者に通底しているように

Studies, Vol. 22, No.3, 1989, pp. 351-367.

また、以下の文献はダーントンが重視した「三文文士」とは異なるタイプ、つまりアンシャン・レジーム社会の中でも社会的上昇を見込めたはずのエリート青年層も積極的に革命に関与する理由を持っていたことを指摘している。

山崎耕一『啓蒙運動とフランス革命 - 革命家バレールの誕生』刀水書房、2007年。

⁴ David A. BELL, "Why books caused a revolution: a reading of Robert Darnton", *The Darnton Debate*, Haydon T. Mason (ed.), Voltaire Foundation, 1998, pp.179-187.

Thomas E. KAISER, "Enlightenment, public opinion and politics in the work of Robert Darnton", *The Darnton Debate*, Haydon T. Mason (ed.), Voltaire Foundation, 1998, pp.189-206.

⁵ CHARTIER, op. cit.

思える。啓蒙思想と革命の関係は、本論文では直接の考察対象ではないが、このように対象の射程を拡大してみるならば、知的エリートではない、公衆から排除される民衆たちであっても、何らかの形で「政治」の実践に関わることができたのではないかと考えることは十分に可能である。「公衆」を主体とする公論形成の場としての公共空間が形成されていく過程と並行して、日常の関心と国家的事柄の間に結ばれる関係は、「公衆」から排除された、あるいはそこには包摂されない様々な社会集団においても多様な様相を見せたはずである。この大きな流れを受け継ぎつつ、司法文書、特にポリス文書という切り口で、いわゆる「民衆」と呼ばれる人々がどのように政治的実践を行い得たのかという点に光を当てることが筆者の課題のひとつとなる。

(2) ポリス研究

概して、20世紀におけるポリスの歴史研究は、マーク・シャセーニュの『パリの警視総監職』(1906年) ⁶やアラン・ウィリアムスの『パリのポリス 1718-1789年』(1979年) ⁷のように、法制史や制度史の視角からなされるものが多く、ポリスの社会的実践よりも制度上の発展やその規定そのものに主眼が置かれていたように思える。同様に、それは特定の要職に就いた人物の伝記的研究に集約される場合も多く、下級官吏の社会的役割などポリス内部の多元性を明らかにしないまま、狭義の政治史に収まりがちであった ⁸。

だが、1970年にリチャード・コップが司法記録から垣間見られる犯罪以外の情報の豊富さを指摘して以来、ポリスの歴史が歴史家の関心を集めるようになる ⁹。コップはポリスにおける警視 commissaire の役割に着目し、ポリス文書こそが 18 世紀のより広範な層の人々の日常生活を把握するうえで貴重な史料と成りえることを示した。こうした提案に応える形で、1970年代以降、民衆生活や周縁化された人々などに関する研究が発表されることとなった。ダニエル・ロッシュやデヴィッド・ギャリオックらに代表されるこれらの研

⁶ Marc CHASSAIGNE, La Lieutenance de police de Paris, Slatkine-Megariotis Reprints, 1906.

⁷ Alan WILLIAMS, *The Police of Paris: 1718-1789*, Louisiana State University Press, 1979.

⁸ Suzanne PILLORGET, Claude-Henri Feydeau de Marville, lieutenant général de police de Paris 1740-1747, suivi d'un choix de lettres inédites, Edition Pedone, 1978.

Jacques SAINT-GERMAIN, La Reynie et la police au grand siècle, Hachette, 1962.

Jacques SAINT-GERMAIN, « D'Argenson, lieutenant général de police sous Louis XIV», Revue littérature, histoire, arts et sciences des deux mondes, XIX, 1966, pp.387-403.

⁹ Richard COBB, The Police and the People: French Popular Protest, 1989-1820, Oxford University Press, 1970.

究の主眼は、ポリスの歴史そのものというよりは、司法文書を史料としながらも、むしろパリの民衆世界を把握することにあり、その文化、習慣、実践、社会的結合関係などを明らかにすることを目指した ¹⁰。また、スティーヴン・カプランの著作全体には「食糧管理者・労働管理者としてのポリス」という視座が貫かれ、具体的にポリスがアンシャン・レジーム社会で果たした役割をその理念と実践の両面から実証的に論じている ¹¹。

こうした歴史研究の中でも、最も筆者の関心と密接に関わるのがアルレット・ファルジュによる一連の研究である ¹²。1980 年代からパリ民衆世界の具体的様相を司法文書から明らかにしてきたファルジュは、上記のハーバーマスのテーゼが契機となって執筆された 1992 年の著作において、「民衆の世論」なるものを描いた ¹³。ファルジュは司法記録と同様に、ジャンセニストの定期刊行物であった『教会新報 Les nouvelle ecclésiastiques』を体系的に分析し、ジャンセニスムに関わる一連の経験(助祭パリスの奇跡・終油の秘跡拒否の論争など)が、パリの人々が自ら意見をもつことに正当性を与えたとする。人々が自ら何らかの意見を有し、政府を批判するという行為を正当なものと見なすという態度は、絶対王政の理論から逸脱するものであり、王権はその「世論」生成の過程をどうにか統制しようとし、スパイネットワークを用いながらパリに聞き耳を立てていたのである。また、ファルジュは「悪しき言説」で逮捕された人々を網羅的に扱うことで、その「意見」の多様さと変わりやすさを強調する。

2000 年以降になると、反王権的言動に関する研究にいっそうの発展が見られる。その一例がリサ・J・グレアムのルイ 15 世治世下における扇動的な言説を扱った研究である 14 。

David GARRIOCH, Neighborhood and Community in Paris, 1740-1790, Cambridge University Press, 1986.

David GARRIOCH, "The Police of Paris as Enlightened Social Reformers", *Eighteenth Century Life* 16, 1992, pp.43-59.

Steven KAPLAN, Bred, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV, Mouton-Nijihoff, 1976.

Steven KAPLAN, *The Famine Plot Persuasion in Eighteenth-Century France*, The transaction of the American Philosophical Society, 72, Philadelphia, 1982.

¹² Arlette FARGE, Vivre dans la rue à Paris au XVIIIe siècle, Gallimard, 1979.

Arlette FARGE, La vie fragile : violence, pouvoir et solidarité à Paris au XVIIIe siècle, Hachette, 1986.

¹⁰ Daniel ROCHE, Le peuple de Paris, Fayard, 1998 (1981).

¹³ Arlette FARGE, Dire et mal dire : l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle, Seuil, 1992.

¹⁴ Lisa Jane GRAHAM, If the King Only Knew: Seditious Speech in the Reign of Louis XV,

筆者と同様、グレアムもファルジュとテーマを一にし、また使用する主な史料もほぼ重なっている。しかしながら上記したように、「悪しき言説」を数量的に扱い、その内容の多様性と状況に応じた可変性を強調するファルジュとは異なり、カルロ・ギンズブルグやナタリー・Z・デイヴィスに影響を受けたグレアムは方法論的にはケーススタディの手法を用いる。そして発された反王権的な言説のレトリック・パターンやそこに通底する意識などを読み解こうとする。そして「忠誠 fidelity」という概念を軸に展開されるポリスと民衆の意識の差に着目したグレアムは、逮捕された人々の使用する「忠誠」という言葉が、伝統的な国王に対する忠誠を超え、自由や権利といった新しい観念と結びついた個人の役割や義務に対する忠誠や、高等法院と王権の政治的対立を背景に、民意を代表する機関としての高等法院への忠誠に変化したことを示す。そして、こうした意識の断絶が、結果的には王権の権威を低下させていくことに繋がったのだと結論付ける。

また、反王権的な言動で逮捕された人々、特に魔術や錬金術で糾弾された人々に注目したウルリク・クランプルは 2004 年の博士論文のなかで、魔女狩り終焉後の 18 世紀において、彼らは「偽魔術師 faux sorciers」と呼ばれ「詐欺 escroquerie」の枠組みで解釈され直していることを明らかにした ¹⁵。例えば、宝探し人は所有権の侵害のかどで弾劾されるようになり、同時に「魔術」という口実で民衆の盲信に付け込む「誘惑者」として定義されるのである。

以上、筆者のテーマに関わる先行研究を概観したが、概ね次のようにまとめることができるだろう。まず、長らく制度史という枠に収まりがちであったポリス研究は、民衆史への関心の高まりとともに、ポリスそのものというよりは、ポリス文書が当時の社会実践に関して多くの情報を提供する可能性があるという点に力点を置くようになった。そこでは、パリ社会の秩序というものがどのように構築されていくのかが問題とされており、それは主にポリスの抑圧的側面を体現する実践のひとつである尋問と、それに対する被疑者の反

University Press of Virginia, 2000.

Lisa Jane GRAHAM, "Crimes of Opinion: Policing the Public in Eighteenth-Century Paris", Christine ADAMS, Jack R. CENSER and Lisa J. GRAHAM (ed.), *Visions And Revisions*, The Pennsylvania University Press, 1997, pp.79-103

Lisa Jane GRAHAM, « La police et leurs archives : l'invention de la normalité au XVIIIe siècle », Carceral Notebook, vol.4, 2008, pp.131-152.

¹⁵ Ulrike KRAMPL, « Sous prétexte de magie » : les secrets des faux sourciers de la police de Paris entre croyance et escroquerie au XVIIIe siècle, soutenue à l'EHESS 2004. (この博士論文は、2011 年に以下のタイトルで刊行されている。Les secrets des faux sorciers : police, magie et escroquerie à Paris au XVIIIe siècle, Éditions de l'EHESS, 2011.)

応の分析を通して検討される。さらに、そうしたポリスの正常化=規範化のプロセスを前提として、そこから抜け出すような犯罪者の言動から、18世紀パリ社会、より厳密にいえば近隣関係や職業関係などの社会的結合関係を読み解くという作業も重要なテーマであったといえる。

最後に、近年の研究動向である「ポリス的知 savoirs policiers」について述べたい。1970 年以来、制度史としてのポリス研究は影を潜めていたわけだが、近年では「制度の社会史」 という視角から見直されているように思える。そこでは、制度(機構)を固定化した存在 と捉えるのではなく、その内部で繰り広げられる緊張関係や対立を通して、ポリスがその 「統治のノウハウ」を獲得していく過程に焦点が当てられる。1990年代初頭からパオロ・ ピアセンザは、ポリス内部の複合性に着目し、警視総監の意向をより強く反映させること を目的として新規導入された捜査官職 inspecteurs がもたらした政治的・社会的影響(対パ リ社会に対してと同様に、ポリス内部に対しても)について論じていた ¹⁶。そして 2003 年のパオロ・ナポリによる『近代ポリスの誕生』 ¹⁷がポリス研究の新たな段階に向かう大 きな転機となったと考えられる。ミシェル・フーコーの近代ポリス論に影響を受けたナポ リは、ポリスとは規制に関する組織であり、司法とは異なり法の規範性に縛られない性格 の機構だと指摘する。それゆえ、ポリスの本質を理論的に概念化され得ないもの、つまり 社会の現実に絶えず呼応し、実践を通して自己を規定するものとして認識する。言い換え れば、「ポリスとは何か」と問うのではなく、「ポリスは何をしているのか」という視座に 立たねば、ポリスを理解することは出来ないということである。ナポリが改めて提示した ポリスという組織の経験主義的特徴、そしてそうしたポリスを分析するアプローチとして の実践への着目の有用性は、現在のポリス研究の流れに大きな影響を与えた。ヴァンサン・ ミリオを代表とする研究者グループは、特にポリス業務に携わる人々が残した文書 mémoires policiers に着目しながら「ポリスの実践 pratiques policières」あるいは「ポリス的 知 savoir policier」の合理化・効率化や「ポリス」というメチエの専門職業化を議論の軸に 据えている 18 。18 世紀を通して収集されるポリスの社会や人々に関する知や、それを巡る

Paolo PIASENZA, « Juges, lieutenant général de police et bourgeois à Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles », Annales ESC, n°5, sept-oct, 1990, pp.1189-1216.

Paolo PIASENZA, « Opinion publique, identité des institutions, 'absolutisme'. Le Problème de la légalité à Paris entre le XVIII et le XVII

Vincent MILLIOT (sous la dir.), Les mémoires policiers, 1750-1850 : écritures et pratiques policières du Siècle des Lumières au Second Empire, Presses universitaires de Rennes, 2006.

統治のノウハウの体系化、捜査官などポリス権限を行使する担当者の職業化、そしてポリスの自己規定化といった傾向やその変遷をメモワール等の書き物 ¹⁹から読み取ることを目的としたこの一連の研究は ²⁰、おそらく、ポリス研究といえばもっぱら尋問や裁判記録に焦点が当てられ、結果としてポリスの抑圧的性格が前面に出ること、そして抑圧・規範化するポリス対服従・抵抗する民衆といった二項対立的な理解に陥りやすいことへの批判から生まれたものだと考えられる。むしろここでは、ポリスとは実践を通して得られる知の形成を担い、観察を通じてノウハウを積み重ねるといった「統治の技法」を生産する権力であったということになるだろう。

ポリスの特性に関するナポリの指摘は非常に重要である。というのもこの点は 18 世紀のポリス関係者自身がその本質として認識していることだからである。例えば、パリをモデルに自国のポリス編成を試みるオーストリアのマリア=テレジアの要請を受け、時の警視総監サルティーヌ Antoine-Gabriel de SARTINE (在 1759-1774)が部下である警視ルメールに編集させた『1770 年パリのポリス』では、ポリスの概念とその運営の原則を的確に示すものとしてモンテスキューの『法の精神』の次の一節が引用されている。

ポリスの行使においては法よりも警視総監が処罰を下し、犯罪の裁判においては警視総監よりも法が処罰を下す。ポリスは刻々と生じる物事に携わり、そこでは通常些末なことこそが問題となる。そこでは手続きなどはほとんど必要とされないのである il ne faut donc guère de formalités 。ポリスの行動は迅速で、日々生じる事柄に対処するのであり、重い処罰は適当でない。ポリスは絶えず細部に携わり、そのため重大な判例はつくられない。ポリスは法よりむしろ規制をもつ 21 。

つまり、ポリスは現場で日々生じる些細な事柄に対処するわけだが、そこで重要となる

¹⁹ 例えば、マリア・テレジアの要請により、警視総監サルティーヌが警視ルメールに編集させた『1770 年パリのポリス』が挙げられる。Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770: Mémoire inédit composé par ordre du G.de Sartine, sur la demande de Marie-Thérèse, notes et introduction par A. GAZIER, Mémoire de la Société de l'Histoire de Paris, tome V, Champion, 1879.

Vincent DENIS, « Que sait la police? », Revue d'histoire des sciences humaines, n°19, 2008. pp.3-9.

²¹ GAZIER, op.cit.,p.8. MONTESQUIEU, De l'esprit des lois, Livre 26-Chapitre 24, Vol. II, Garnier, pp.192-193. (モンテスキュー『法の精神 上・中・下』野田良之ほか訳、岩波書店、1989年。)

のが迅速性と柔軟性である。ゆえにそこにはあらかじめ決定された対応プロセスが想定されないのである。予測不可能な事態に常に対応し、秩序に生じるゆらぎや亀裂を絶えず修復していくためには、固定的な手続きはむしろポリスの行動を縛る可能性があり、その機能を損なう恐れがあるといえよう。そういう性格の組織である以上、制度史や法制史の観点からのみではポリスの実態や特徴を十分に把握することはできないということなのである。どのような組織においても制度上の規定と実践との間の乖離は想定されるが、ポリスはその可能性がとりわけ大きな組織である。したがって、「ポリス」を問題とする場合、その実態と機能を理解するためには、具体的事例のなかから浮かび上がる実践や行動を分析することが一層重要となるだろう。繰返しになるが、本論が特定の事件の具体的な状況のなかに、ポリスという制度を投げ込むのはこうした理由からなのである。

第3節 本論文の位置づけ

特に「ポリス的知」をテーマとする近年の研究動向は、従来の社会史的ともいえる研究傾向がポリス文書を史料としながらも、むしろその主眼をパリ社会の機能の仕方を解明することに置いている一方で、ポリスの経験や知識の積み重ねがそれにどのように貢献したか問わずにいることへの批判から生まれたものであるとも言えるだろう。確かに、これまでの研究において尋問などがそのコーパスになる場合、ポリスの抑圧的性格が前面に出ることが多く、抑圧・規範化する王権対服従・抵抗する民衆という二項対立的な構図が喚起されてしまうという問題が起きがちである。史料の性格上、あるべき秩序観・臣民観を押し付けるポリスと、そのような規範化から逃れる民衆という敵対関係が強調されることは必至である。

こうしたポリス理解に新たな視座を与えるべく提示された近年の「ポリス的知」をめ ぐる一連の研究の特徴は、「統治の技法」を生産する権力としてのポリス像を描くことにあ ると言えるだろう。その際、彼らが定義するポリスの書き物 mémoires policiers とはポリス が残した書き物全般なのだが、主に研究対象とされているのは、第一に、どのように物乞 いを逮捕するか、どのように家宅捜査を行うか、というような現場の実践に関する覚書、 第二に、ポリス内部の権力や資金の分配に関する文書といった同業組合内部で交わされる 文書、そして最後に、より効果的な統治を目指したポリス改革を提案するような書き物で ある。そこでは犯罪者と疑われた民衆との直接の対峙の場である尋問調書やそれに関連す る書簡、裁判記録などは扱われていない。おそらく、それは議論の対象がポリスの自己改 革や高度な組織化という点に絞られているからであろう。確かに、18世紀後半という時代 は『百科全書』に代表されるように、情報を収集・記録・分類・運用するといった実践を 通し知識が体系化された時期でもあり、第2章で述べるように、そうした実践方法の重要 性は同時代のポリス関係者自身が認識していることだった。そういう意味でも、単純な抑 圧機構としてのポリス像を脱するためにポリス自体を考察対象とし、彼らの知識がいかに 体系化されたのか問うことは、18世紀における統治一般を理解するうえでも非常に有効な 視座であると言えるだろう。

このように近年のポリス的知をめぐる研究動向は知識の体系化、ポリス業務の専門化という側面に照準を絞るのだが、ポリスによる犯罪者/被疑者の取り扱いもその活動の重要な一部を成しているにもかかわらず、こうしたポリスの「抑圧的」側面が取り上げられないのも事実である。少なくとも、尋問や裁判記録といった史料が考察の中心を占めることはない。彼らの問題関心上、ポリスの運営に関する史料が分析対象として主に取り上げられるという点は理解できるが、ポリスの抑圧的側面を象徴するような尋問調書や裁判記録を

も新たな視座の下で再検証の対象とすることで、ポリスという組織の全体図が露わになる のではないか。先述したように、反王権的な言動は王権、ポリスにとって絶対王政の基盤 を揺るがすものとして、そして臣民と国王を繋ぐ「愛着」に疑問を抱かせるものとして、 非常に深刻な問題だったはずである。例えば、宮内裁判所の執行吏のモリソー・ド・ラ・ モットは、1758年、ある夕食の席で国王を批判したことで絞首刑の判決を受けている。単 に国王への悪口を発したという理由だけで、大逆罪 lèse-majesté のような厳罰に処される のである 1。1750年代から顕著になる政治的・社会的混乱をめぐり「世論」の観念が台頭 してくる時代、反王権的な言動を取り締まるというポリスの活動は、多分野に渡るポリス 的な配慮のなかでも、重要な位置を占めていたであろうし、決して看過されるべきテーマ ではない。そういう意味でも、近年のポリス論の成果を踏まえたうえで、本論文はポリス の抑圧的機能が前面に出る「場」である「悪しき言説」を改めて取り扱うことで、ポリス という組織を包括的に検証することを目標としているのである。ポリスそして「悪しき臣 民」とされた人々の間で繰り広げられる事件の推移、そしてそこに垣間見ることが出来る ポリスの実践を分析することにより、その政治的・社会的な機能についての理解を深め、 そしてその意義について考える視座を獲得すること、繰り返しになるが、これが本論文の 第一の目的である。そして、本論文の第二の目的は、18世紀の政治的・文化的実践の担い 手をより多角的に捉えようというシャルチエやファルジュらの研究に与し、反王権的言動 の中に垣間見られる民衆の国王観・権力観といったものの具体相を明らかにするとともに、 そうした言動の意義を考察することである。公式な言論空間から排除されていた彼らが持 ちえた重みについて考察することは、18世紀後半のパリ社会の特質を明らかにすることに 繋がるだろう。

本論文の構成

以上のような問題関心をもとに、本論文は二部構成をとり、第1部ではポリスの世界を概観することを目的としている。また第2部は具体的な事件として絶対王政の理論から逸脱するような「悪しき言説」を扱う。

第1部・第1章では1667年の警視総監職誕生から1789年のフランス革命まで維持されたポリスの制度について叙述する。警視総監 lieutenant général de police を頂点としたパリのポリス機構は、警視 commissaires、捜査官 inspecteurs という現場のポリス担当官によって支えられ、彼らが非公式的に雇い入れるスパイ mouches のネットワークを駆使することで成立していたことを示す。

¹ Bibliothèque nationales de France (以後 BnF), Bibliothèque de l'Arsenal, Archives de la Bastille, ms 12002, MORICEAU DE LA MOTTE.

第2章ではポリス担当官自身による人間・社会・ポリスに関する認識を明らかにする。 具体的にはシャトレ警視ニコラ・ドラマールの『ポリス論(1705 - 1738)』²、イル・ド・フランス 騎馬 警備隊 の官吏ギョテの『フランスのポリス改革に関する覚書(1749)』³ そして警視総監サルティーヌがオーストリアのマリア・テレジアの要請を受けて、警視ルメールに作成させた『1770年パリのポリス(1770)』⁴のテクストをそれが書かれたコンテクストに基づいて考察する。制度を特定の事件のなかで検証し、その機能を把握していこうという本論文の目的は先述した通りであるが、第2部ではポリス自身が記録者として作成した史料を元に、具体的な事件を取り扱うので、予めポリスの世界に通じておくことは史料の批判的検討のためにも重要な意味をもつだろう。

第2部・第3章から第5章は反王権的言動で逮捕された人々の具体的な事例を取り上げ る。その際に利用する史料は、フランス国立図書館・アルスナル分館所蔵の「バスティー ユ文書 Archives de la Bastille」 5に収められている囚人の個別記録、そしてフランス国立図 書館所蔵の「ジョリ・ド・フルーリ Joly de Fleury」コレクションの「ダミアン事件をめぐ る悪しき言説」というタイトルが付された司法文書である ⁶。尋問調書、警視総監と警視・ 捜査官、そして宮内卿や外務卿をはじめとした大臣との書簡、囚人およびその家族の嘆願 書、証人の証言、そして裁判記録および判決文、といった文書を用いて、反王権的言動を 類型化して各章で論じる。使用する史料の性格については次節で詳しく説明するが、筆者 は史料調査のなかで目を通した約100件の事例は、ひとつの事件ファイルが4~5枚の報告 書のものもあれば、800枚以上の調書、書簡、尋問記録で構成されるものまで多岐に渡る。 各章で取り上げる事例は、分析にあたって適切と思われる分量(約100枚以上)の関連書 類が残されたもので、かつ各類型の特徴を明確に示していると思われるものに絞ることに した。対象とする時期は1750年代から1760年代とする。1750年代はジャンセニストへの 終油の秘跡拒否問題やグラン・コンセイユと高等法院の司法権の管轄争いをめぐり、王権 と高等法院が激しく対立した時期である。こうした対立を背景に起きたダミアン事件を契 機とし、さらには印刷物検閲強化といった政策を通じて、社会的緊張が高まりを見せるこ

² DELAMARE, op.cit.

³ M. GUILLAUTÉ, Mémoire sur la réformation de la police de France, soumis au roi en 1749 par M. Guillauté, officier de la maréchaussée de l'Île de France, illustré de 28 dessins de Gabriel de Saint-Aubin, introduction et notes par Jean Seznec, Hermann, 1974.

⁴ GAZIER, op.cit.

⁵ BnF, Bibliothèque de l'Arsenal, Archives de la Bastille, ms 10330-12471, « Dossiers individuels et documents biographiques »

⁶ BnF, département manuscrits, Joly de Fleury, ms 2072-2079.

とになる。さらに 1760 年代は租税問題を軸にして地方を含めた高等法院による王権への抵抗が激化し、同時に七年戦争、イエズス会追放など王権を揺るがすような事件が頻発した時代であり、政体そのものまでもが議論される事態となった。そういう意味で当該時期は絶対王政における重要な時代であることは間違いない。また同時にポリスの反王権的言説の取り締まりが強化された時期に該当するため、より多様な事例が散見できるという史料的なアドヴァンテージもある。ただ、続く 1770 年代以降に関して言えば、モプーの高等法院改革を契機とし、その賛否をめぐり大規模なパンフレット合戦が展開するなど 7、批判精神がより表立った形で意識されるようになる時期である。こうした批判的精神の高まりを受けて王権自身が全面的にパリ住民の支持獲得に乗り出せねばならない状況に陥り、絶対王政の理論の根幹である国王の超越性が剥ぎ取られ、いわば王権は絶対的調停者の地位から滑り落ち、世論による審判を求めて対立し合う一方の当事者と化す。そうした状況下では「悪しき言説」への対処も変化すると考えらえる。その意味でこの時期はポリスの機能と実践および民衆との関係において 1760 年代までとは異なる側面が登場し、本論文の趣旨から外れるため、直接の研究対象とはしない。

第3章では、王政のあり方について、国王に意見しようと試みた人物の事例を取り上げる。上述のように、1750年代から 1760年代はジャンセニスム問題や税制・国制のあり方をめぐって王権と高等法院の対立が激化した時期であり、それはパリの広範な層の人々の関心事でもあった。まさに国王殺害を試みようとしたダミアンが、その後の裁判で、襲撃の目的を「国王にアドヴァイスをすること」と述べたように、本章で扱う二名の囚人も同様の意図をもって国王に近づこうとしたのである。だがそうした国事に関する秘儀を担うべきであるのは君主のみであり、そうした問題を解決しようと臣民が乗り出し、しかも直接国王に伝達しようとすること、こうした行為は絶対王政の理論とは相容れるものではない。

続く第4章では、ダミアン事件の直後から頻発する、国王の暗殺をモチーフとした反王権的言動に焦点を当てる。偽の国王暗殺計画を告発し利益を得ようとするこうした犯罪は、「国王の死」に直接的に触れるものである。国王は「神の地上における代理人」あるいは臣民の「父」としてその民に幸福をもたらし、臣民は服従し尊敬の念を示す義務を負う、という絶対王政の理論的基盤を、「国王の死」という究極的な形で傷つけるような犯罪は決して許されるべきものではないのである。

そして第5章では、身分制社会への不満から外国の君主へ自らの能力をアピールし、結果的にフランスを裏切ることとなった2名の犯罪者の事例を考察する。

⁷ 石井三記「18 世紀フランスの【国制】像」『空間の世紀』樋口謹一編、筑摩書房、1988 年、52-59 頁。

このような具体的な事件の分析を通して、ポリスの実践的な性格がどのように機能しているのか、またそうした実践を行わせた要因を考察することで、政治的・社会的緊張を前にした 18 世紀後半のポリスの意義を明らかにしたい。そして、史料から「悪しき臣民」とされた人々の国王観、社会観を析出し、絶対王政の公式なイデオロギーから逸脱するような彼らとポリスの世界観とその対立、断絶から、18 世紀パリ社会を理解するうえでの新たな視座を提示したい。

第4節 史料解説「ポリス文書」

本論文が使用する主な史料について既に簡潔に述べたが、ポリス文書・司法文書という 史料がもつ特徴と、それらの使用について本論文が留意すべき点について改めて本節で明 らかにしたい。

本論文の第2部は、主に3つの文書館に所蔵されているポリス文書・司法文書を元に構 成されている。まず、フランス国立図書館・手稿部の「ジョリ・ド・フルーリ」コレクシ ョンには、1757年1月のダミアン事件後に反王権的な言動が理由で逮捕された個人に関す る事件ファイルが 11 巻に渡り収められている ¹。ダミアン事件を契機として、「悪しき言 説」を王国全土から一掃しようという王権の明確な意図のもと、各地で噂話や反王権的な 言説が監視され、またそれらの告発が奨励された。つまり、このファイルの存在自体が、 王権側の懸念を如実に象徴するものであると言えるだろう。パリ高等法院検事総長ジョ リ・ド・フルーリのイニシアティヴで作成されたこれらのファイルは、対象時期を 1757 年から 1775 年とし、事件ごとに尋問調書、ポリス関係者や高等法院検事総長、宮内卿、地 方総督、地方長官らをはじめとした大臣との書簡、囚人およびその家族の嘆願書、証人の 証言、裁判記録および判決文で構成されている。対象地域は全国に及び、アルファベット 順に地方名ごとに整理されているのがこのコレクションの特徴である。事件の大半は1757 年から 1759 年に集中しており、大半はダミアン事件に着想を得た「悪しき言説」である。 本論文が最も多く参照するのが、フランス国立図書館・アルスナル分館所蔵の「バステ ィーユ文書」コレクションである²。現存する約60万枚 pièces の記録で構成されるこのコ レクションは以下の3部で構成されている。第1部は警視総監関連の書類をまとめたもの である。コレクションの大半を占めるとされる第2部は17世紀から18世紀にかけてバス ティーユやヴァンセンヌといった国王牢獄 prisons d'État, prison du roi に投獄されたすべて の囚人に関する記録で構成されている。第3部はバスティーユの運営にかかわる記録であ

¹ BnF, département manuscrits, *Joly de Fleury*, ms 2068-2079. 「ジョリ・ド・フルーリ」コレクション自体については以下を参照のこと。Auguste MOLINIER (BnF, département des manuscrits), *Inventaire sommaire de la Collection Joly de Fleury*, A.Picard, 1881.

² BnF, Bibliothèque de l'Arsenal, *Archives de la Bastille*. バスティーユ文書については以下を参照のこと。Frantz FUNCK-BRETANO, *Catalogue des manuscrits de la bibliothèque de l'Arsenal : Archives de la Bastille*, 3 vols, Librairie Plon, 1892.

Élise DUTRAY-LECOIN et Danielle MUZERELLE (sous la dir.), La Bastille ou « l'enfer des vivants » à travers les archives de la Bastille, Bibliothèque nationale de France, 2010.

り、1749年から 1787年までバスティーユの少佐 major であったシュヴァリエ Henry Godillon CHEVALIER の書簡や会計記録がその大半を占めている ³。そのなかでも本論文が主として採用したのが、第 2 部の囚人の記録である。最も古い囚人記録は 1659 年に遡るが、1789年 7月 14 日のバスティーユ襲撃をもって「バスティーユ文書」はその歴史に幕を閉じる。「ジョリ・ド・フルーリ」コレクションと同様に、バスティーユ文書の囚人記録は尋問調書、証言録取、囚人および関係者による嘆願書、警視総監の書簡、警視、捜査官の報告書等で構成されるが、年度ごとにアルファベット順に整理されている点と、囚人が書き残したメモワールや手紙、遺品そのものが保存されている場合があるという点で「ジョリ・ド・フルーリ」コレクションとは異なっている。

そして、最後にフランス国立古文書館の sérieX,Y である ⁴。すでに説明したように本論文は主にバスティーユ文書の囚人記録を用いているが、そのなかでもバスティーユ投獄後に司法の手に渡った事件については、シャトレ裁判所関連の記録が所蔵されている sérieY および、シャトレの上級審であるパリ高等法院関連の記録を包括する sérieX を参照する。例えば、第 2 部・第 4 章で取り扱うこととなるド・ラ・ショーという人物の事件は、バスティーユへの投獄の後、シャトレ裁判所の管轄となったため、バスティーユ文書の記録に加え、シャトレの刑事部 chambre criminelle での訴訟手続きが収蔵される sérieY と判決文が収められる sérieX を参照した。

こうしたポリス・司法文書の取扱いに必要とされる厳密な手続きについては第1節で簡潔に述べたが、最後に「民衆」という用語を用いることによって本論文が意味するところを明らかにし、序章を締めくくることとしたい。

ピーター・バークが指摘するように、「エリート文化」と「民衆文化」を区別することには大きな問題が伴うと言えるだろう。「民衆」を単に非エリートという意味で定義するのであれば、残余のカテゴリーを用いていることになるし、排除された者たちの同質性が前提

³ バスティーユの行政について、そのトップは総督 gouverneur、次いで国王代官 lieutenant de roi、少佐 major、そして准佐 aide-major である。本論文の対象時期の総督は、Pierre BAISLE (1749-1758), François-Jérôme D'ABADIE (1758-1761), A.-J.-M. JUMILHAC DE CUBJAC (1761-1776)である。バスティーユの組織・運営については以下を参照。

Fernand BOURNON, La Bastille: histoire et description des bâtiments, administration, régime de la prison, événements historiques, Imprimerie nationale, 1893.

⁴ Archives nationales de France, série X « Parlement de Paris », série Y « Châtelet de Paris et Prévôté de l'Île-de-France ».

となってしまうからだ⁵。そこで歴史家たちは、民衆文化とエリート文化の相互作用と、 民衆文化が支配文化に包摂されつつも、独自のやり方で規範や意味をずらしていたという 創造性を指摘することで、この問題を解決しようとしてきた。

1984 年の論文「アプロプリアシオンとしての文化」で、初めて「アプロプリアシオン appropriation」という概念を導入したロジェ・シャルチェは、読書の歴史についての実証 的研究によって、アンシャン・レジームのフランスではエリートと民衆が同一のテクスト を共有していたことを明らかにしたうえで、それぞれの階層の文化の独自性は、素材やテクストの違いにあるのではなく、それらの素材に対する対照的な扱い方、用い方にあると 主張した 6 。つまり、テクストの用い方(実践 pratique)とそれに伴う「独自の摂取=利用 (アプロプリアシオン)」の違いこそが、社会的に見て大きな差異だというのである。こうしたシャルチェの問題意識は以下の一文に要約されていると言えるだろう。

歴史は社会のアクターがその実践と言説に意味を与える方法を認識することを目指すのであり、その(歴史の)基本的な対象は、個人や共同体の機略に富んだ能力の間に垣間見られる緊張関係や、彼らが思考し、発話し、遂行することを可能にするものに(多かれ少なかれ、支配関係のなかにおける彼らの位置によって強力に)制限を加えるような社会的拘束、規範、取り決めにあるように思われる「。

共同体もしくは個人の「実践」、そしてそれに伴う「アプロプリアシオン」を重視する歴 史認識は、持たざる者である「民衆」であっても、与えられたものに対する独自の創意工 夫や利用法があったのだという認識に立つことで、権力の絶対視に対して「民衆文化」の 独自性を打ち出すものとなった。同時にそこでは「民衆文化」を「エリート文化」と画然 と区別されたものとして実体化・固定化する捉えかたは批判されることになったのである。 ただし、シャルチエの「アプロプリアシオン」は、民衆文化とエリート文化の単なる相 互作用を示すわけではない。双方的な相互作用とアプロプリアシオンを行う主体性が強調

⁵ Peter BURKE, *Popular Culture in Early Modern Europe*, Ashgate, 2009 (1978), pp.7-19. ピーター・バーク『文化史とは何か - 増補改訂版』長谷川貴彦訳、法政大学出版局、2010年。

⁶ Roger CHARTIER, "Culture as Appropriation: Popular Cultural Use in Early Modern France", in *Understanding Popular Culture: Europe from the Middle Age to the Nineteenth Century,* Walter de Gruyter, 1984, pp.229-254.

⁷ Roger CHARTIER, Au bord de la falaise: l'histoire entre certitude et inquiétude (nouvelle édition revue et augmentée), Albain Michel, 2009, p.112.

されることによって、本来存在していたはずの支配関係を無化してしまう危険性があるのである。シャルチエによる指摘の意義は、「実践」が主体的に計算されたり、ある計画に沿ったりするものではなく、日常的で習慣的なものであることを前提としながらも、そのうえで受動的な行動が単純な従属ではなく、実際には独自のやり方で規範や意味をずらしていくという能動的な面を持つという点を示したことにあった。この点はシャルチエに大きな影響を与えたミシェル・ド・セルトーの議論を概観することで明確になるだろう。

ド・セルトーはシャルチェに先立ち、支配的文化と隔絶された固有の区画をもつものとして「民衆文化」を捉えることを批判し、支配的文化が与える諸生産物を人々が独自に活用する実践や操作性を「実践の形式 formalité des pratiques」という概念で示していた 8 。 そして、その独自のやり方を、ド・セルトーは支配的秩序における「戦略 stratégies」と区別して「戦術 tactiques」と呼ぶ。ド・セルトーによれば「戦略」は以下のようなものである。

ある意志と権力の主体(企業、軍隊、都市、学術制度など)が周囲から孤立して初めて可能となる力関係の計算(または操作)のことである。こうした戦略が前提としているのは、自分のもの〔固有のもの〕として境界線をひくことができ、標的とか脅威といった外部(客や競争相手、敵、都市周辺の田舎、研究の目標や対象、等々)との関係を管理するための基地にできるような、ある一定の場所である…まずはじめに「周囲」から「自分のもの」を、すなわち自分の権力と意志の場所をとりだして区別してかかる。言うなればそれはデカルト的な身ぶりである 9 。

それに対し、「戦術」とは次のように定義される。

わたしが「戦術」とよぶのは、これといってなにか自分に固有のものがあるわけで もなく、したがって相手の全体を見おさめ、自分と区別できるような境界線がある わけでもないのに、計算をはかることである。戦術にそなわる場は他者の場でしか ないのだ…したがって戦術は、自分にとって疎遠な力が決定した法によって編成さ

⁸ ミシェル・ド・セルトー『日常的実践のポイエティーク』山田登世子訳、国文社、1987年、18-19頁。「そもそも民衆文化というのは、これやら、あれやら、何かしようとするときの、その「やりかたの技法 l'art de faire」として定式化できるもの、すなわち、いろいろなものを組み合わせて利用する消費行為として言い表せるものなのだ」

CHARTIER, Au bord de la falaise...pp.189-202.

⁹ ド・セルトー、上掲書、100-101頁。

れた土地、他から押しつけられた土地のうえでなんとかやっていかざるをえない… それは「敵の視界内での」動きであり、敵によって管理されている空間内での動き である…戦術はひとつひとつ試行錯誤的にやっていくわけである…こうした非-場 所性のおかげで融通がきくのは確かだが、一瞬さしだされた可能性をのがさずつか むためには、時のいたずらに従わねばならない。所有者の権力の監視のもとにおか れながら、なにかしらの情況が隙をあたえてくれたら、ここぞとばかり、すかさず 利用するのである。戦術は密猟をやるのだ 10 。

ド・セルトーの「戦術」とはシャルチエの「アプロプリアシオン」とほぼ同一の意味内容を持っていると考えていいだろう。こうした試行錯誤で「何とかやっていく faire avec」ような日常的実践は、ド・セルトーの言うところの「普通の人 l'homme ordinaire」のそれである。本論文が「民衆」という言葉をもって意味するのは、「戦術」あるいは「アプロプリアシオン」を日常実践として行う人々のことである。実際に第2部で扱う人々は、家内奉公人であったり、小売業であったり、いわゆる「民衆 populaire」のカテゴリーに属する人々である。しかし、「民衆」を社会経済的な条件で定義づけたり、実体的な階層や内容に求めたりすることは、あまり生産的ではないだろう。ド・セルトーやシャルチエの議論に与しつつ、本論文が対象とするのは、支配的な秩序や文化によって押し付けられた規範を独自のやり方で「何とかやっていく」人々であり、その「やり方」は、規範に対して一見受動的な存在に見える人々の実践のうちに垣間見える彼らの能動性を浮かび上がらせるという点で、公共圏から排除された人々の権力への関わり方を分析する本論文の目的にとって重要なものである。

¹⁰ 同上、26頁、102頁。

第1部 ポリスの世界

第1章

第1章 近代ポリスの誕生

はじめに

本章と次章で構成される第1部は、1667年のパリ警視総監職 lieutenance générale de police (発足時は警察代官 lieutenance de police、1674年に名称変更) 創設から革命まで維持されたパリのポリスの制度および理念を考察することを目的としている。

本論文が考察の対象とする 18 世紀半ばのポリス機構は、1666 年から翌年にかけて行われたポリス改革に起源をもつ っルイ 14 世と財務総監コルベールの主導で行われたポリス改革は、直接の契機となったのはペスト対策としての街路の衛生問題だったが、その主眼は、急激な人口増加やそれに伴う治安の悪化を背景に、街区の実態を把握し王権の一円的統制下のもとにパリに秩序をもたらすことにあった。改革以前のパリの秩序の維持を担っていたのは、王権と都市社団(パリ市 le Bureau de Paris)である 2。街区を中心に徴税活動や民兵組織を指揮していたのがパリ商人奉行 prévôt des marchands de Paris を頂点とする都市社団だったが、都市社団のもとで街区体制を担っていた名望家による寡頭支配が進行し、しかも彼らの多くが国王官職を購入して国王役人に転身した結果、彼らは都市のポリスに関心を示さなくなっていた。そしてフロンドの乱(1648-1653)に際し、王権に対する蜂起に敗北すると、民兵組織の形骸化が一層進み、改革直前には、都市社団のパリの秩序維持における役割の重要性が低下しているという状況にあった。

他方、王権側の都市統治は、パリ子爵領および奉行管区の普通裁判所 la justice royale ordinaire de la vicomté et prévôté de Paris、つまりセーヌ河沿いの要塞シャトレ Châtelet を拠点とし、行政と司法を総轄するパリ奉行 prévôt de Paris をその頭に据えていた。シャトレには裁判所があり、パリ奉行の下では、民事裁判全般とポリス事項に責任をもつ民事代官 lieutenant civil と刑事裁判を管轄する刑事代官 lieutenant criminel 、そして彼らの指揮下にあったシャトレ警視 commissaire-enquêteur-examinateur が業務にあたっていた 3 。だが、都

^{1 17}世紀のパリ統治および 1666年のポリス改革については以下を参照。

高澤紀恵『近世パリに生きる - ソシアビリテと秩序』岩波書店、2008年。

Paolo PIASENZA, « Juges, lieutenants de police et bourgeois à Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles », Annales, ESC, vol.45, n°5, 1990, pp.1189-1215.

² Nicolas VIDONI, « Les 'officiers de police' à Paris (milieu XVIIe-XVIIIe siècle) », Rives méditerranéennes, Jeunes chercheurs 2009, 2009, pp.97-118.

³ Michel AUBOUIN et al., Histoire et dictionnaire de la police du Moyen âge à nos jours, Robert

市の膨張を背景に、民事代官ひとりによる司法とポリスの両立は困難となっていた。

こうした状況を背景に実施されたポリス改革の最大の成果が警視総監職の新設である。 1667 年 3 月のサン=ジェルマン・アン・レイの王令は、新民事代官の権限を訴訟(民事)と配分的正義 la justice contentieuse et distribusive に関わる案件に限定し、新設された警視総監の任務は「公私の安全を確保し、騒擾を起こす者を都市から一掃し、豊かに物資を供給し、住民にその地位と義務に即した生活を営ませる」4ものであることを宣言している。こうして司法からポリスの領域が分離・自立し、ひとりの警視総監の手に委ねられたのであった。具体的に警視総監の管轄分野は治安・街路と広場の清掃・街頭の照明・生活必需品公定価格の設定・プロテスタント対策・印刷物取り締まり・度量衡など多岐にわたる。つまり、警視総監職の導入は、単純に治安の維持だけではなく、住民の生活一般を保証する都市統治そのものを、警視総監をトップとするパリのポリスに一任するものだったのである。

こうしてパリではポリス権限が警視総監の手に集中し、シャトレが「包括的ポリス」を全面的に担うことになった。都市社団はポリス権限を完全に失ったわけではないが、改革後もシャトレと都市社団の権限領域をめぐる確執が続き、1700 年 6 月の王令 5で物資の供給に関して警視総監の管轄を陸上に、都市社団の管轄を河川上に区別することが宣言されて以来、都市社団のパリにおける権限領域は縮小されていった 6。

こうした理由から、本論文ではシャトレ、より正確に言えば警視総監を頂点としたパリのポリス組織に考察対象を絞り論じていくことにする。

Laffont, 2005, pp.742-744.

⁴ « Édit de création de l'office de Lieutenant de Police de Paris (le 15 mars 1667) », dans Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 à la Révolution de 1789, par MM. ISAMBERT, DECRUCY et TAILLANDIER, tome 18, Belin-Le-Prieur, 1829, pp.100-103.

[«] Édit... portant règlement pour la juridiction du lieutenant général de police et celle des Prévost des Marchands et eschevins de Paris (le 12 juin 1700)», Registré en Parlement, F. Muguet, 1700.

⁶ 例えば、1730 年代から 40 年代に作成されたと思われる王令の草稿には、「警視総監と都市社団間の論争を避けるために、陸上に関する裁判権、ポリス、(物資の) 販売そして商業は、例外なく警視総監に属す。また河川上に関する裁判権、ポリス、(物資の) 販売そして商業は、溺死体(の扱い)を除いて例外なくパリ市に属す」と記されている。BnF、département de manuscrits, *Joly de Fleury*、ms 1311、fol.230-231.

第 1 節 警視総監 lieutenants généraux de police

1667年の警視総監職の導入から1789年の革命まで、パリは14名の警視総監を擁した¹。請願審査官 maîtres des requêtes のなかから国王によって任命される警視総監は、その官職は売買の対象で²、国王から俸給を支給される保有官僚 officier であり、同時に国王による罷免がいつでも可能な直轄官僚 commissaire でもある。つまり、この官職の継承に際して、新任者が前任者にその職の継承に見合う相当額の保証金を支払わねばならないという意味で「売買」することはできるため、その点では保有官職と理解できるが、実際には勝手に売却も譲渡もできず、襲職権 survivance も発生せず罷免されうるという点では直轄官僚であるということである³。ちなみに請願審査官とは王権の有能な実務官僚としての役割を果たし、地方長官 intendant や国務評定官 conseiller d'État といった主要な行政官僚を排出する母体である⁴。

¹ 警視総監リスト (在年) ①Gabriel-Nicolas de LA REYNIE (1667-1697), ②Marc-René de Voyer d'ARGENSON (1697-1718), ③ Louis-Charles de MACHAULT d'ARNOUVILLE (1718-1720), ④ ⑥ Marc-Pierre de Voyer d'ARGENSON (1720, 1722-1724), ⑤ Gabriel Taschereau de BAUDRY (1720-1722), ⑦Nicolas-Baptiste Ravot d'OMBREVAL (1724-1725), ⑧ René HÉRAULT (1725-1740), ⑨ Claude-Henri Feydeau de MARVILLE (1740-1747), ⑩ Nicolas-René BERRYER (1747-1757), ⑪ Henri-Baptiste BERTIN de BELLEISLE (1757-1759), ⑫ Antoine-Gabriel de SARTINE (1759-1774), ⑬ ⑮ Jean-Charles-Pierre LENOIR (1774-1775, 1776-1785), ⑭ Joseph-François-Raymond d'ALBERT (1775-1776), ⑯ Louis-Thiroux de CROSNE (1785-1789). Alan WILLIAMS, *The Police of Paris, 1718-1789*, Louisiana State University Press, 1979, pp.297-303.

² その価格は 1667 年から警視総監職廃止まで 150,000 リーヴルとされていた。WILLIAMS, op.cit., p.28. AUBOUIN et al., op.cit., p.744.

ちなみにパリの単純労働者の平均年収は 18 世紀初頭で 230 リーヴル、世紀末で 320 リーヴルほど。 Daniel ROCHE, Le peuple de Paris, Fayard, 1998 (1981), p.118.

³ Marc CHASSAIGNE, La lieutenance générale de Paris, Slatkine-Megariotis Reprints, 1975 (1906), p.90.

千葉治男『知識人とフランス革命 忘れられた碩学 - ジャック・プーシェの場合 - 』刀水 書房、2003 年、224 - 225 頁。

Lucien BÉLY (éd.), Dictionnaire de l'Ancien Régime, PUF, 2006(1996), p.739.

⁴ 安成英樹「フランス絶対王政における請願審査官のプロソポグラフィ」『お茶の水史学』

民事代官、刑事代官、そして警視総監の3名がシャトレにおけるパリ奉行代理官⁵である。民事・刑事代官がそれぞれ民事部・刑事部の裁判長だったように、警視総監もポリス部 chambre de police の裁判長を務めていた。部下である警視が作成した調書、あるいは検察官の介添えのある個人の要請に基づいて、毎週金曜日に警視総監が単独で裁定を下していた。ただし18世紀に至ると、警視総監が裁判業務に費やす時間は激減し、司法官というよりは実務官僚として、パリのポリスを指揮するようになっていた。

1667年の王令が示すように、警視総監の権限は極めて多岐に渡った。行政に関わるもの 全てといっても過言でない。したがって警視総監は大法官 chancelier、宮内卿 secrétaire d'État de la maison du roi、陸軍卿 secrétaire d'État de la Guerre、海事卿 secrétaire d'État de la marine、外務卿 secrétaire d'État aux affaires étrangères、そして財務総監 contrôleur général des Finances といった主要大臣に首都に関するあらゆる情報を報告する任務を負っていた 6 。 例えば、警視総監は訴訟一般と出版物検閲の権限を大法官から委任されていた。また陸軍 卿に対し、警視総監はパリにおける軍人の規律の監視や、民兵の動員、脱走兵の取り締ま りを監督する責任を負った。そして、海事卿は警視総監を通し、水兵の規律や奴隷解放さ れた黒人、釈放あるいは脱走したガレー船の漕役徒刑の監視を行っていた。パリ・イギリ ス間の渡航者も海事卿の権限のもと、警視総監がその監視を指揮していた。さらに、警視 総監は週に一度、パリに出入りする外国人の報告書を外務卿に提出していた。外国大使お よび密使の動向、パスポート、外国への亡命なども海事卿の権限による警視総監の取り扱 い事項だった。また、パリの食糧供給、商取引、ポリスの予算などに関して、警視総監は 財務総監に報告する義務があった。最後に、パリ統治に関する責任を有していた宮内卿(時 にパリ大臣 ministre de Paris と呼ばれる) は警視総監の制度上の上官でもあり、街路の掃除 から物乞いの取り締まり ⁷まで、あらゆる事柄に関して両者が協働で意思決定していた。

44 号、2000年、79 頁。

WILLIAMS, op. cit., pp.40-42.

 $^{^{5}}$ 18 世紀にはパリ奉行自身がシャトレに出向くことはなくなっており、その権威は名目上のものだった。Lucien BÉLY (éd.), op.cit., p.1016.

アルフレッド・フランクラン「付記 18世紀中葉における司法組織」『18世紀パリ市民の 私生活-名高くも面白おかしい訴訟事件』北澤真木訳、東京書籍、2001年、214頁。

⁶ CHASSEIGNE, op.cit., pp.122-126.

⁷ 物乞いと放浪者の取り締まりに関して警視総監の裁定が終審で、高等法院への上訴は不可能である。Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770: mémoire inédit composé par le commissaire Lemaire, par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse, avec une

この両者の関係で本論文にとって最も重要となるのが「国王命令 l'ordre du roi」の発給だろう。「国王命令」についての詳細は第2部で詳しく説明するが、被疑者の身柄拘束、家宅捜索、釈放といったアクションを国王と宮内卿の署名が付された王状ひとつで可能にするこの「国王命令」は、警視総監から宮内卿への要請に基づいて発行される。

警視総監は、週に一度ヴェルサイユで以上のような主要大臣らと会議を開くことで、パリに関するあらゆる情報を政府側と共有していたのである。そして何よりも国王自身がこうした会議に同席したり、警視総監との書簡のやり取りを通し、パリの情況により精通しようと試みていたのである⁸。

制度上、シャトレにおけるパリ奉行の代理官である警視総監にとって、シャトレの上級 審であるパリ高等法院の院長 premier président と検事総長 procureur général も同時に上官で あった。1666年から 1667年のポリス改革を担った諮問会議のメンバーが王権の財務行 政のトップや請願審査官、地方長官 intendant によって構成されており、改革が高等法院や シャトレといった裁判所を迂回する形で王権が主導していたという事情を考慮すれば 10、 警視総監に対する高等法院の権限も形式上のものと考えてよさそうである。だが実際は、 国王の直轄官僚でもあり、王令の登録権をもつ高等法院の指揮下にもある警視総監は、時 に難しい立場に立たされることもあったようだ。例えば 1743 年から 1758 年にかけて、警 視総監がバター、卵、チーズの価格を規制するため、これらの商品に設定値以上の価格を つけた食料雑貨商人に罰金刑の裁定を下したところ、高等法院によってその決定が棄却さ れている。1759年になりようやく、この三つの主要食品の価格規制が高等法院によって認 められたようであるが、このように警視総監は必ずしも高等法院の干渉から完全に独立し ていたわけではなかった 11。またジャンセニスム問題をめぐって高等法院と王権が対立し た際も、時の警視総監マルヴィル Claude-Henri Feydeau de MARVILLE (在 1740-1747)は部 下の捜査官ペローを用いて高等法院司法官の様子を探らせ、彼らの意図を宮廷に知らせる という仲介人のような役割を果たしてしていたようである 12。

introduction et des notes par Augustin Gazier, Champion, 1879, p.26.

Suzanne PILLORGET, Claude-Henri Feydeau de Marville, lieutenant général de police de Paris, 1740-1747, suivi d'un choix de lettres inédites, Pedone, 1978, pp.77-78.

⁸ WILLIAMS, op.cit., p.49.

⁹ AUBOUIN et al., op. cit., p.774.

¹⁰ 高澤、上掲書、206-207頁。

¹¹ WILLIAMS, op.cit., p.44.

¹² *Ibid*.

このように、警視総監と高等法院との関係は時に複雑な様相をみせつつも、警視総監は基本的には王権の意思に忠実だったと言えるだろう。それを象徴するのが 1771 年の大法官モプーRené Nicolas Charles Augustin de MAUPEOU, Chancelier (在 1768-1790)による高等法院解体の試みに際する警視総監の措置である。モプーは、パリ高等法院の広大な管轄区を七つの機関に分割したうえで、司法官職の売官制を廃止し国王の直轄官僚とすること、裁判手数料の廃止などを提唱したが ¹³、これに反発した司法官の追放や高等法院側のプロパガンダを弾圧したのが時の警視総監サルティーヌが率いるポリスだった。

本論文が考察対象とする 18 世紀半ばには、パリの人口は 550,000 から 600,000 人、面積は 1337 ヘクタールとされている ¹⁴。ウィリアムスによれば、警視、捜査官といった主要なポリス関係者はもちろん、夜警、パトロール隊員、街灯の整備、ごみ収集、シャトレの書記や判決の触れ役 crieur などポリス業務に関わるあらゆる担当者を考慮すると、その数は 1788 年の時点で 3,114 名に上るという ¹⁵。本論・第 2 部の考察対象が反王権的言動である関係上、本論文では主として犯罪捜査に深くかかわっている警視、捜査官、スパイを中心にパリのポリス組織を概観するが、警視総監とはこうした大都市の統治を担い、広範囲に及ぶ業務に携わる人々で形成される一大組織の頂点に立つ人物だったのである ¹⁶。

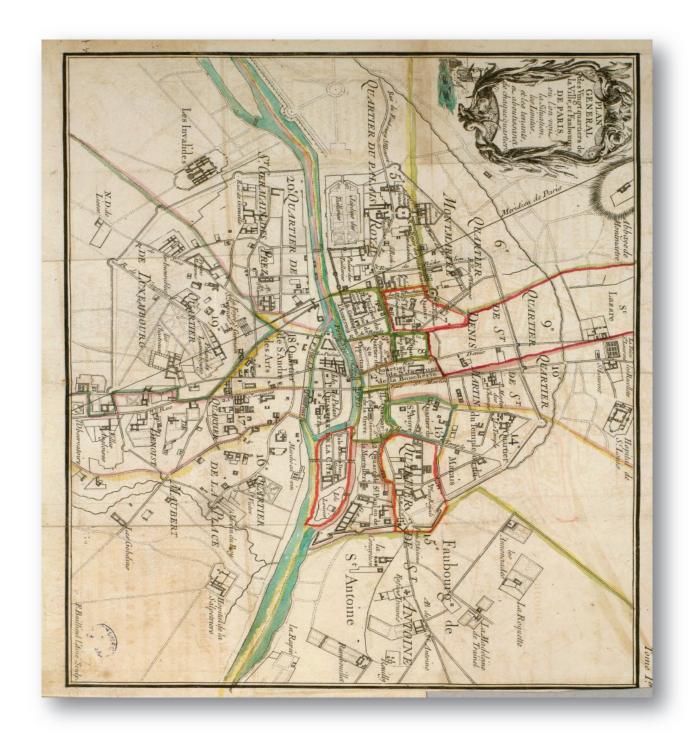
13 坂上孝『近代的統治の誕生・人口・世論・家族』岩波書店、1999年、162 - 163頁。

Alfred FIERRO, Histoire et dictionnaire de Paris, Robert Laffont, 2001 (1996), p.276.

15 WILLIAMS, op.cit., p.68-69. ウィリアムスはポリス業務に携わる人々を主に6部門に分類している。①パトロール部門(夜警騎兵隊 guet・衛兵 garde 等): 1,483 名 ②捜査部門(捜査官・スパイ): 360 名 ③公共サービス部門(街灯・ごみ収集・消防等): 699 名 ④ 査察部門(出版物検閲・馬係・同業組合管理等): 376 名 ⑤裁判業務部門(警視・書記・検事等): 156 名 ⑥行政・コミュニケーション部門(警視総監秘書・書記・公証人等): 40 名

¹⁶ ちなみにポリス運営に関して、本部は警視総監の自宅に設置されていた。彼らは年に 10 から 12,000 リーヴルの住宅手当が支給されており、在任中何度も転居する警視総監もいたようだ。ポリスの運営は警視総監サルティーヌの時代には 6 つの「課 bureau」に分かれており、課長である第一秘書とその部下 2,3 名で取り仕切られていた。各課の業務内容には重複する部分もあるようだが「秘書課」では警視総監宛のあらゆる手紙・報告書などの書類が集められ、そこから各課へ割り当てられていたようである。その他、街灯やごみ収集に関する課、「治安課」、封印王状を取り扱う課、同業組合監督課、商業・金融に関する課があったようだ。CHASSAIGNE, op.cit., p.151. WILLIAMS, op.cit., pp.125-132.

¹⁴ ROCHE, *op.cit.*, pp.30-31.



地図 1. 「パリ 20 区および郊外の地図」版画 ジャン=バティスト・スコタン作
Plan général des vingt quartiers de la ville et faubourg de Paris/ Jean-Baptiste Scotin, graveur,
dans *Illustrations de descriptions de Paris*, Théodore Legras, 1742.

第2節 警視 commissaires de police

警視とは正式には「パリ・シャトレ裁判所付き調査および捜査官 commissaire-enquêteur-examinateur au Châtelet de Paris」である。ポリス機構の重要な地位を占める彼らは、まずもってシャトレの司法官である。よって制度上、彼らは民事代官、刑事代官、そして警視総監の指揮下に置かれていた。警視の官職も売官制の対象で、第2章で詳しく論じる『ポリス論』の著者、ドラマールも 1673 年 5 月に 25,000 リーヴルでこの職を購入しているが、1771 年でその額は 60,000 リーヴルまで上昇したようだ「。また売官制の常としてその官職が世襲される場合も多く、例えば、シェノン家、ド・ラ・フォセ家、ムニエ家、ラングロワ家らから代々警視を輩出していた 2 。

1702 年、第 2 代警視総監ダルジャンソン Marc-René de Voyer d'ARGENSON (在 1697-1718) によってパリは 20 街区に分割され、そこでは 48 名の警視がポリス業務を執行していた 3 。 街区はその人口密度や広さによって 2 または 3 つの「所轄 département」に分割されていた。 警視は警視総監の任務を現場で担うものであるため、当然のことながら、その管轄分野は

¹ BÉLY (éd.), *op.cit.*, p.296. ちなみに 60,000 リーヴルという価格は高等法院司法官の官職 と同等だったとされる。

² Steven KAPLAN, « Note sur les commissaires de police de Paris au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, XXVIII, oct.-déc., 1981, p.671.

³ 警視については主に以下の文献を参照。CHASSAIGNE, op.cit. WILLIAMS, op.cit. David GARRIOCH, Neighborhood and Community in Paris 1740-1790, Cambridge University Press, 2002 (1986), pp.7-15.

また一街区は平均して 1,100 家屋を包摂していた。Robert DESCIMON et Jean NAGLE, « Les quartiers de Paris du Moyen Âge au XVIIIe siècle: évolution d'un espace plurifonctionnel », *Annales, ESC*, 34e année, n°. 5, 1979, p.973.

Vincent MILLIOT, « Le métier de commissaire : bon juge et 'mauvais' policier? (Paris, XVIIIe siècle) », Claire DOLAN (éd.), Entre justice et justiciable : les auxiliaires de la Justice au Moyen Âge au XXe siècle, Les presses de l'université Laval, 2005, pp.121-136.

Justine BERLIÈRE, « Du magistrat de quartier au policier spécialisé : Pierre Chénon, commissaire du quartier du Louvre (1751-1791) », Vincent MILLIOT et al. (éd.), Métier de police : être policier en Europe, XVIIe-XXe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2008, pp.315-331.

警視の数が48名に設定されたのは、1738年7月の開封王状による。

公衆衛生・道路行政・食料供給・風俗取り締まり・王令の執行・司法業務(尋問、訴状作成等)・調停など多岐に渡っていた。警視はその担当所轄に執務所兼住居を構える義務があった。歴史家カプランによれば、警視の一所轄における平均就業年数は 12 年で、なかには 40 年以上に渡るケースもあったようである。つまり、警視は一定の期間・空間に根差した 近隣関係のなかで、その職務を果たすことが想定されていたのである 4 。

警視の職権は多岐に渡ったが、大まかには民事、刑事そしてポリスに関するものに分類できる。その中でも警視の収入源の大半となっていたのが民事に関する業務である。例えば諍いの訴えを取り扱う度に警視は 3 リーヴルを受け取る 5 。また、遺産相続手続き、結婚契約証の複製、競売、といった業務を行うことでも手数料を取ることが出来たようである。その中でも死亡人や破産者の動産・不動産への封印 6 の貼り付けは、国王事項 affaires du roi に関するものだと一回につき 25 リーヴル、個人 affaires des particuliers に関するもので 50 リーヴルと設定されており 7 、警視の収入の 6 割を占めていたようである 8 。また民事訴訟に関して、対立する両陣営の主張の調査を行う権利は警視のみに属しており、警視の正式名称の一部である「調査官 examinateur」の肩書はこの権利に由来している 9 。

刑事に関する業務は、告発の受理 10、犯罪現場への立ち入り、家宅捜索、調書の作成、

⁴ KAPLAN, op.cit., p.682.

⁵ 告訴する場合、警視への支払いに加え、書記 clerc にも 15 ソルを支払わねばならなかった。警視と書記への支払い合計 3 リーヴル 15 ソルは労働者の 2~3 日分の給料に相当する。 CHASSAIGNE, op.cit., p.165. GARRIOCH, op.cit., p.8. 告訴の費用は労働者にとっては高額であり、当事者の一方が他方を追及するにあたって十分な資産を持っていない場合、警視が告訴自体を葬る場合もあったようである。アルレット・ファルジュ、アンドレ・ズィスベール「18 世紀パリにおける暴力の舞台」(福井憲彦訳)『アナール論文選 4 都市空間の解剖』新評論、1985 年、181 頁。

⁶ ある個人が死亡した際に遺産目録を作成するまでに、戸口や金庫に封印を貼り付け、動産や不動産を差し押さえること。故人の財産相続人や債権者からの要請に基づく場合が多い。相続人が未成年で後見人がいない場合、検事 procureur du roi が要請する場合がある。

CHASSAIGNE, op.cit., p.166. MILLIOT, « Le métier de commissaire... », p.128.

⁸ MILLIOT, « Le métier de commissaire... », p.128.

⁹ CHASSAIGNE, op. cit., p.170.

¹⁰ 以下の文献は、シャトレ警視に届けられた告発の具体例を紹介している。フランソワ= ジョゼフ・ルッジウ、アラン・ティレ「18 世紀パリの社会史を書く」『パリと江戸』高澤 紀恵、アラン・ティレ、吉田伸之編、山川出版社、2009 年、190-197 頁。

被疑者の尋問 ¹¹、証人探し、関係者からの聴取、被疑者と証人の対質など、いわゆる捜査である。これが警視の正式名称に含まれる「捜査官 enquêteur」の由来である。刑事代官率いる刑事部あるいは警視総監を裁判長とするポリス部に事件を送るかどうかフィルターにかけるという重要な役割を果たしていたのが警視だった ¹²。

最後にポリスに関する警視の業務だが、これは街区で発生する様々な問題への対処である。道路清掃や街灯設備の監督、火事への対処、商取引の監査、封印王状の適用といったものがその個別の業務にあたるが、一言でいえば、その街区(あるいは所轄)における行政一般を監督し、そこで発生するあらゆる出来事を警視総監に報告するのが警視の役目だったと言える。

本論文は第2部において反王権的言動を考察対象としているため、警視の「捜査」に関連する業務に焦点が当てられるだろう。だが、全体からみればそれは警視の業務の一部にということになる。都市の治安や犯罪捜査といった意味では次節で取り上げる「捜査官inspecteur」の果たした役割が大きいと言えるだろう。

¹¹ 本論文はその第 2 部では反王権的言動を考察対象に据えているが、1750 年代から 1760 年代に反王権的言動により、バスティーユに投獄された被疑者に対する尋問の大半を担当したのが警視ロシュブリュンヌである。1762 年 1 月のバスティーユの会計報告によれば、ロシュブリュンヌにはバスティーユでの「特別業務 travail extraordinaire」への手当として一日あたり 4 リーヴルが支払われている。ロシュブリュンヌはこの月、31 日バスティーユに出向いており、計 124 リーヴル支払われている。ちなみに同月の人件費の総額は 9,154 リーヴル 6 ソル。BnF, bibliothèque de l'Arsenal, *Archives de la Bastille*, ms 12576 (non-folioté), «État des prisonniers et autres dépenses de la Bastille pendant le mois de janvier 1762 ».

^{12 「}警視総監」の項目で既に述べたとおり、警視総監は 18 世紀には裁判業務から離れており、刑事事件が裁判に委ねられる際には警視総監と宮内卿の判断のもと、刑事部の担当になると考えられる。本論文第 2 部第 4 章、ド・ラ・ショー事件を参照のこと。

第 3 節 捜査官 inspecteurs de police

警視が街区に根付いた存在で、近隣関係のなかから街区の安定を図ろうとしていたのに対し、1708年に導入された捜査官 inspecteur de police はむしろポリスの機動性を象徴する存在である 1 。

1697年に就任した警視総監ダルジャンソンは、初代警視総監ラ・レニーGabriel-Nicolas de LA REYNIE (在 1667-1697)とは異なりパリ高等法院との人脈が薄く、宮内卿ポンシャルト ラン Jérôme Phélypeaux de PONTCHARTRAIN, secrétaire d'État de la maison de roi (在 1699-1715)の庇護のもとにあった。ポンシャルトランがパリの統治の効率化に熱心だった ということもあり、両者は協力してパリの秩序維持を強化する方策を取る。売春婦や放蕩 者、貧民を総救貧院に強制的に送り、清掃義務を守らない商店主に罰金を課し、宿屋や飲 み屋への臨検を強化した。つまり、都市空間の更なる規律化を目指したのである。そのた めにダルジャンソンは、多岐に渡る業務に忙殺される警視を避け、夜警士官 officier de guet、 騎馬警備隊 officier de la maréchaussée などから人員を直接雇い、非正規の捜査部隊を作り 上げたのである。彼らの活動は、暴力を伴ったり、国王命令なしの逮捕といった、時に法 を無視した専断的な形態をとった。こうした警視総監の権力増大に反発した高等法院と、 対立を危惧する王権の介入によって、1708年に40名分の捜査官職が正式に導入される。 王令により、捜査官の同業組合に年20,000 リーヴルの俸給と、ホテル等の宿泊施設の臨検 で一か所につき月40ソルあるいは20ソル(宿泊施設の規模によって異なる)の手数料、 年 4,000 リーヴルの特別手当 gratification が設定され、その職務は街路清掃や街灯の点検、 そしてポリス規定の遵守に関するあらゆる事柄とされている²。こうして、正式な制度の 枠組みに取り込まれた捜査官は、ダルジャンソンがかつての非正規部隊に課していたよう な取り締まりや監視のみならず、より多様な職務が与えられたのである。捜査官の勝手な 罷免や、超法規的な行動を自由に課すことが出来なくなったダルジャンソンは、この捜査

PIASENZA, op.cit.

Paolo PIASENZA, « Opinion publique, identité des institutions, absolutisme ; Le problème de la légalité à Paris entre le XVIIe et le XVIIIe siècle », *Revue historique*, CCXC, n°1, 1990, pp.97-143.

¹ 捜査官職導入の経緯については以下の文献を参照。

² « Édit du roi portant création de quarante offices d'inspecteurs de la police à Paris, donné à Versailles au mois de février 1798 », dans Nicolas-Toussaint DES ESSARTS, *Dictionnaire universel de police*, tome 5, Moutard, 1788, p.487.

官を積極的には採用せず、その後も自分の手の内の者を捜査官に任命し続けた。1711年の 時点で、40 のポストのうち 9 つしか埋まっていなかったようである³。翌年になってよう やく27名の捜査官が新規に任命されたが、ダルジャンソンによって捜査官職導入前から個 人的に雇われ、その後官職を購入し捜査官に任命された8名は、引き続き職務範囲外の活 動を行っていた 4。その結果、ダルジャンソンが退任した翌年の 1719 年には、数名の捜査 官が権力乱用と汚職で有罪判決を受けることになった。

1740 年の王令で捜査官職が一新されるまで、旧来のものは有効に機能していなかった。 というのも、捜査官は、警視とは異なり地域の住民によく知られた人物ではなかったから である。街区に根付き、近隣関係に基づいて業務の遂行をしていた警視とは異なり、都市 の規律化を目指すダルジャンソンは捜査官に機動性を求めた。それは日々生じる問題を仲 裁者として解決に導こうとする警視に代表されるポリスのあり方とは異なり、迅速性や専 断性を必要とする「新しいポリス」だった。物乞いや放浪者を容赦なく取り締まり、日々 の生活に関する規定の遵守を厳しく監視する捜査官の行動には時に暴力や脅しが伴い、こ うした専断性は、パリ住民の警視が体現する「伝統的なポリス」のイメージとは全く異な るものだったのである。司法的な手続きを十分に経ない逮捕や権力乱用を背景に、住民の 捜査官への反発は高まっていく。

宿屋の主人たちは、どの捜査官についても、それがどんな人物であるか、またどこ に住んでいるか全く知ることのない存在であって、街区のなかで彼らから助けを受 けるいわれのないものだ。宿屋のなかで紛争が生じたときに、宿屋の主人が当てに しているのは、公共の秩序を維持する任務にあたるシャトレの警視のみなのだ。捜 査官たちは、彼らが手先として使い、家具付きの旅館にやって来ては、しばしば混 乱を生じさせるほどに高圧的な態度で課徴金を取り立てる警吏を通じてだけ、その 存在が知られるにすぎないのだ 5。

こうした住民側の不満により、このような新しいポリスへの権威や信頼は失われ、捜査 官という仕組み自体が有効に機能しなくなっていった。

³ PIASENZA, « Juge, lieutenants de police et bourgeois à Paris... », p.1203 et note n°97.

⁴ Ibid.

⁵ Vincent MILLIOT, « La surveillance des migrants et des lieux d'accueil à Paris du XVIe siècle aux années 1830 », Daniel ROCHE (sous la dir.), La ville promise : mobilité et accueil à Paris (fin XVIIe-début XIX siècle), Fayard, 2000, p.38.

新たに1740年の王令で20に設定された捜査官職は旧来のものと同様に売官制の対象で、その価格は7,500 リーヴルに設定されている。その王令によれば、旧来の捜査官制度が有効に機能しなかった理由として、40名の捜査官が徴収する手数料がパリの住民に過度の負担となり、高等法院に訴える者が絶えなかったこと、その対策として手数料徴収が保留され、俸給が引き下げられたところ、捜査官の労働意欲が低下し、任務遂行に支障が出たことが挙げられている。したがって、この王令では特にパリ住民の手数料の負担の軽減と捜査官の労働意欲を低下させない程度の収入額を設定することが目的だったと言える。実際に、捜査官同業組合に対する俸給は年6,000 リーヴルに設定され、年4,000 リーヴルの特別手当が維持される一方で、宿泊施設等の臨検の手数料が半額に減額されている。同時に、職務怠慢は警視総監による50リーヴルの減給と規定されたっ。その後、捜査官の官職の価格は大幅に上昇し、1753年には20,000リーヴルに達している。また、採用条件として5年以上の軍歴と士官としての経験が要求され、相応の資力と経験のあるものしかその官職を取得できないようにされ、捜査官の質の向上が図られた。とはいえ、「新しいポリス」を体現する彼らに対するパリ住民の反感は根強く、実態はともかく、専制的というイメージはその後も長きに渡って維持された。

20名の捜査官は、各街区にそれぞれ配属され、制度上は警視の下位に置かれるものであるが、実際には警視総監の直接の指揮下に置かれた。彼らの任務は主に犯罪取り締まりの強化で、窃盗・詐欺・高利貸し・賭博・売春・出版などといった特定の専門分野の担当が割り当てられる 10。また彼らはある特定の職業に従事する人々を監視する任務も負っていた。例えば古物商・古着屋・陶器商といった古い物を売買する商売を営む人々である。というのも、盗品が転売される可能性があったと考えられたからである。また、後述するスパイと同様に、パリで囁かれる噂や反王権的な危険な言説等を把握し、警視総監に日常的に報告することも彼らの任務の一部を成していた。さらに重要な任務の一つにホテルおよ

PIASENZA, op.cit.

⁶ « Édit du roi portant suppression de quarante offices d'inspecteurs de police de ville de Paris et création de vingt offices d'inspecteur de police et fixation de leurs droits, du mois de mars 1740 », dans Jacques PEUCHET, Collection des lois, ordonnances, et règlements de police depuis le 13e siècle jusqu'à l'année 1818, tome 5 (1739 – 1749), Lottin, 1818, p.63.

⁷ *Ibid.*, p.66-67, art.6, 10, 14.

⁸ WILLIAMS, op.cit., p.95.

⁹ Jacques PEUCJET, Encyclopédie méthodique, Jurisprudence, tome dixième contenant la police et les municipalités, Panckoucke, 1791, p.338.

¹⁰ 捜査官の担当する専門分野については第2章で詳しく論じる。

び家具付き宿泊所の監視と管理があった。こうした宿泊所の経営者は、毎月1日に宿泊者名簿を最寄りの警視に提出する義務があった。その名簿には宿泊者の名前・職業・出身地・通常の居住地・家族関係・パリに来た理由等を明記せねばならず、このような情報提供を拒否した者がいれば経営者は警視に通報する義務があった。また宿泊者が犯罪人や放浪者、ならず者 sans aveu と見なされた場合は即刻逮捕された。以上の業務は警視にも割り当てられたものだが、捜査官はこうした犯罪の温床と成り得ると考えた宿泊施設を日常的に巡回し、より高度な監視の目を張り巡らせることを目的としていた。以上の措置はポリスが社会の浮動人口をまずもって警戒していたことを証明するものだろう。物乞いや放浪者はもちろんのこと、地方から出稼ぎにパリに赴き定着することなく地元へ戻る家内奉公人や同業者組合に所属しない日雇い労働者等、パリ統治の一環に組み込まれないような存在をポリスはその監視の対象とし、そうした機動性が必要とされる任務を捜査官が担っていたと言えるだろう。そしてさらに、そうした機動性は主に捜査官が雇い入れるスパイの存在によって補強されるのである。

第4節 スパイ mouches

Mouches(蝿)と呼ばれるスパイは、捜査官もしくは警視総監が非公式に雇い入れる存在である。その活動が体系的に把握できる唯一の史料がフランス国立図書館・アルスナル分館所蔵の『秘密ポリス報告書 Les gazetins de la police secrète (1724-1781)』であろう 1 。本報告書の日付は 1724 年から 1781 年に渡るが、まとまった形で現存するのは 1725 年から 1741 年のみで、1743 年から 1748 年と 1770 年から 1781 年にかけての報告書がわずかに保存されているという状態である 2 。警視総監の要請に端を発するこの報告書は 5~6 名の特定のスパイの手によるのもとされるが、パリの街中には 350 名程度のスパイが配置されていたようである 3 。パレ・ロワイヤル、チュイルリー公園、カフェ、居酒屋等で噂話やニュース、反王権的な言説を収集し、警視総監もしくは捜査官に報告する任務を負った彼らは、一日 3 リーヴルという報酬を受け取っていたようだが、その内容や貢献度によっては 6、12、24 リーヴルと増額されることもあったようだ 4 。

スパイはしばしば犯罪者の中から採用されたようである。マリ・ディオンの事例がそうである 5 。夫から別離を突き付けられたディオンは、パリの銀行家の愛人となるがその愛人から 14,000 リーヴルを盗んだことで逮捕される。シャトレに投獄されたディオンは、看守のひとりに 6 ルイでの愛人殺害を依頼するが、看守の告発で事件が明るみになり、ディオンはサルペトリエール施療院に投獄される。そして 1747 年、ポリスの情報屋であったデュロという男から釈放と引き換えに、スパイ活動を提案された彼女は、その後 3 年に渡っ

Gilles MALANDAIN, « Les mouches de la police et le vol des mots : les gazetins de la police secrète et la surveillance de l'expression publique à Paris au deuxième quart du XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, 42-3, juillet-septembre, 1995, p.383.

¹ BnF, bibliothèque de l'Arsenal, *Archives de la Bastille(AB)*, ms 10155-10170. 『秘密ポリス報告書』はファルジュの以下の文献で詳細に分析されている。Arlette FARGE, *Dire et mal dire : l'opinion publique au XVIIIe siècle*, Seuil, 1992, pp.37-48.

² したがって 1750 年代と 60 年代の報告書は欠損しているため、残念ながら当該時期に関する反王権的言動を考察の中心とする本論文で扱うことは出来なかった。ただし、各事件ファイルにスパイの報告書が添付されている場合もある。第 2 部「ド・ラ・ショー事件」を参照。

³ WILLIAMS, op.cit., p.111.

⁴ GAZIER, op.cit., p.66.

⁵ WILLIAMS, op. cit., p.106.

て捜査官プソ POUSSOT とダドヴネル DADVENEL に仕えることとなる。

また、捜査官と同様にスパイに対する住民の不信感は非常に高かったことは年代記作家の記述等で確認できる。1750年5月、王権側が放浪者や物乞いのみならず、子供までも新大陸の植民地送りにしているとの噂が立ち、反発したパリ住民が暴動を起こした際、年代記作家バルビエ Edmond-Jean-François BARBIER (1689-1771)は以下のように記している。

23 日土曜日、暴動はさらに激化した。事件はサン=ロック教区で発生し、そこでは子供が連れ去られそうになったという話だ。ポリスのスパイ mouche が - 人々はそうだと見分けることが出来たわけだが - サン=ロック教会の向かいのサン=トノレ通りの警視ラヴェルジェ LA VERGÉE の執務所に逃げ込んだ。やがてそこは民衆で溢れ返った。民衆はそのパリジャン PARISIEN という名のスパイを引き渡すように求めた。多くの人々の証言によれば、このパリジャンという男は非常にたちの悪い人物らしい。入口にいた夜警が、ある男の腹に銃を一発放ったが、この行為は民衆をさらに激昂させた…民衆の怒りはあまりにも激しいので、警視とその部隊は、事態収拾のためにそのスパイを見捨てざるを得なかった。民衆に引き渡されたパリジャンは、ものの一分で殴り殺され、警視総監ベリエ宅まで足首から引きずられていった。

住民の日常生活に入り込む匿名の存在であるスパイは、街区の調停役としての役割を期待された警視とは異なり、抑圧のシンボルとなっていたのであり、住民の不信感や暴力はまずもって彼らに向けられたのである。年代記作家メルシエ Louis Sébastien MERCIER (1740-1814)も「私の時代からパリはより良く統治されるようになった」と述べつつも、スパイ制度は政府を脆弱にする主要な原因であると非難し、「公益を確固たる目的にしているというよりは、しばしば邪悪な詮索」だとしてその有用性を否定しているっ。パリの住民にとって、スパイと秩序維持は決して結び合うものではなかったのである。

一方で、警視総監はスパイたちに常にオリジナリティのある報告書を求めていた。詳細で具体的な観察を求めた警視総監は、その期待に応えないスパイを職務怠慢と看做と見なし警告を発していたようだ。

⁶ Edmond-Jean-François BARBIER, Chronique de la régence et du règne de Louis XV (1718-1763), tome 4, Charpentier, 1858, pp.429-430.

⁷ Louis Sébastien MERCIER, L'an 2240: Rêve s'il en fût jamais, nouvelle édition, Londres, 1776 (1771), pp.42-43.

閣下、

今週私は報告書を提出しませんでした。というのもいつも私が街で聞くような情報しか得られなかったからです。閣下がバザン氏(警視総監の第一秘書)にお伝えになったように、もっと重大なニュースが充実した報告書を期待されているようなので、そのためにはより巧妙に民衆のなかに紛れ込まなくてはなりません。したがって私の願い(報酬の賃上げ)を聞き入れていただきたいのです。1 か月後には私の報告書もがらりと様変わりするでしょう… 8。

このような証言から明らかなように、スパイはパリの住民から忌み嫌われ、任務を慎重 にこなさねば命の危険に晒される一方で、警視総監から詳細で目新しい情報を常に要求さ れるという、非常に難しい立場に置かれていたのである。

パリの住民からの反感を買いながらも、スパイによって担保されるポリスの機動性は、都市の秩序維持に貢献したことは間違いない。次章で詳しく論じる警視ルメールのメモワール『1770年のポリス』は、パリのポリスを手本に自国のポリス改編を目指すマリア=テレジアからの要請で作成されたものだが、そこではスパイは犯罪についての情報網を形成するための重要な存在と見なされ、秩序維持のうえでも不可欠なパリのポリス機構の一部として位置づけられているのである 9 。

以上のように、18世紀半ばのポリス機構に関する情報を踏まえたうえで、次章ではこの 一大組織がどのような理念のもとで運用されていたのか、そしてポリスはどのような存在 として位置付けられていたのか検証していくこととする。

⁸ AB, ms 10156, fol.70, le 18 février 1726.

⁹ GAZIER, *op.cit.*, pp.65-67.

第 2 章

第2章 ポリスによる人間・社会・ポリス

はじめに

18 世紀はポリス業務に関わる者の手により様々なポリス論や改革案が編まれた時期である 1 。いうまでもなく、シャトレ警視ニコラ・ドラマール Nicolas DELAMARE (1639-1723) による『ポリス論 Traité de la police』 (1705-1738)はその中でもとくによく知られているものだろう。『百科全書』のポリスの項目を担当したブシェ・ダルジ Antoine-Gaspard BOUCHER d'ARGIS (1708-1791) が 1765 年においてなお、執筆にあたって全面的に依拠したのがこのドラマールの著作であった。全4巻、2,000ページを越えるこの大著は、18世紀を通じてポリスに関する最も権威のある文献として参照され、今日ではドラマールは「行政学の父」 2 と評される。ドラマールはその序文で、自らの作品を次のように位置づける。

私は、当初、諸王令 ordonnances のテクストを単純に集大成することに限定しており、取り扱う諸王令の時期を、われわれの最も古い記録簿が開始されるフィリップ美王の治世を最古と限定していた。私が渉猟したこれら法規 règlements の中には非常に豊かな知恵や偉大な秩序が詰まっており、またポリスの諸分野に関するあらゆる事柄が非常に完璧に関連付けられているので、ポリスの原則に遡りつつ、この学の研究 l'Étude de cette science を一つの技術 Art、もしくは実践 Pratique に還元させることができると信じていたからである…(とはいえ、過去の法令を集め、歴史に結びつけるうちに)、これはもはや単なる王令の寄せ集めではなくなっていた。これはポリスに関わるあらゆる事項についての論説であり、古代共和政から現代に至るまでのあらゆる法律と法規を示した歴史書となったのである 3 。

つまり、18世紀初頭において古今のポリス法令を集大成し、近代ポリス論という統治技術の学を確立させようという意図のもとにこの作品は編纂されたのである。

.

¹ Vincent MILLIOT (sous la dir.), Les mémoires policiers 1750-1850 : écritures et pratiques policières du Siècle des Lumières au Seconde Empire, Presses universitaires de Rennes, 2006.

²カール・ラートゲン『行政學』鶴岡義五郎編、八尾書店、1892年、3頁。

³ Nicolas DELAMARE, Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent, tome 1, Amsterdam, 1729 (1705), « Préface (non-paginée) ».

こうした包括的なポリス論から 18 世紀のポリスによる人間観・社会観そしてポリスの自己認識を抽出しようというのが本章の目的である。先述の通り、当該時期には多種多様なポリス論が発表されるわけであるが、以上のような意図から、特に包括的にポリスを論じている以下の 3 作品を分析の対象に据えることにした 4 。第一に先に述べたドラマールの『ポリス論』である。第二にイル・ド・フランス騎馬警備隊 la Maréchaussée de l'Ile-de-Franceの上級班長 exempt、ギョテ GUILLAUTE/GUILLOTTE による『フランスのポリス改革に関する覚書 Mémoire sur la réformation de la police de France』(1749) 5 、次いで警視総監サルティーヌがオーストリアのポリス再編を意図するマリア・テレジアの要請を受けて、警視ルメール Jean-Baptiste-Charles LEMAIRE に作成させた『1770 年パリのポリス La police de Paris en 1770』(1770) 6 を取り上げる。

_

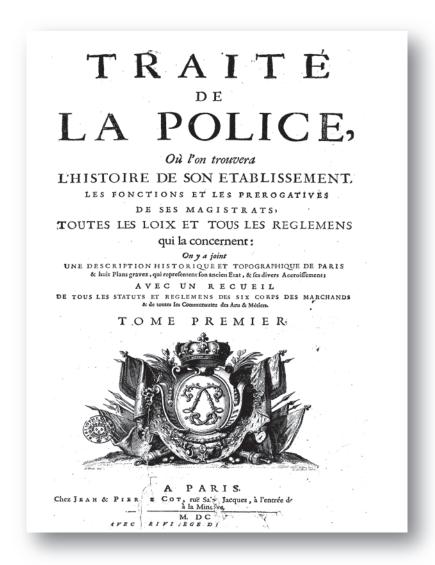
⁴ 放浪者や物乞い対策に特化したポリス論には以下のものがある。

Denis-Laurien TURMEAU DE LA MORANDIÈRE, Police sur les mendiants les vagabonds, les intrigants, les filles prostituées, les domestiques hors de maison depuis longtemps, et les gens sans aveu, Chez Dessain Junior, 1764.

⁵ M.GUILLAUTE, Mémoire sur la réformation de la police de France(1749), Jean Seznec (éd.), Hermann, 1974.

⁶ Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770 : mémoire inédit composé par le commissaire Lemaire, par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse, avec une introduction et des notes par Augustin Gazier, Champion, 1879.

第1節 ニコラ・ドラマール 『ポリス論』(1705-1738)



(1) はじめに

本節では、18世紀初頭のフランスにおいて近代ポリス論という統治技術の学を打ち立てる目的で、古今のポリス関連の法令を集大成したドラマールの『ポリス論』について検討することにする。

『ポリス論』は同時代的にも非常に大きな反響を呼んだ。先述した『百科全書』の「ポリス」の項目がそのひとつの証左であるが、1705 年から 1729 年にかけて第 1 巻(Tome)と第 2 巻がそれぞれ 5 回、版を重ね、第 3 巻は 1719 年から 1729 年の間に 3 回にわたり再版された。ドラマールの死後、未完に終わった第 4 巻の執筆を高等法院付弁護士のル・クレール・デュ・ブリエ Le Clerc du Brillet が引き継ぎ 1738 年に刊行したが、この巻について

は再版されていない。さらに、『体系百科全書』の第 $9\cdot 10$ 巻として編集されたジャック・プーシェのポリス論、『治安・市政辞典』もドラマールの業績を出発点とし、詳しく紹介している 1 。このことから、ポリスとその法を理解する際の同時代人のドラマールへの篤い信頼を垣間見ることが出来るであろう 2 。では、このように 18 世紀においても、そして後世においてもなお、ポリスについて最も権威のある文献と位置づけられるドラマールの『ポリス論』はどのような著作なのだろうか。ポリスに関し、何が争点とされているのだろうか。

実のところ、『ポリス論』は近代的統治に関する基本的文献として認識されていることは確かであるが、そのテクストに沿った分析、検証を行った研究というのはほぼないと言って差し支えない。ドラマールおよび『ポリス論』についてまとまった研究として P.-M.・ボンドワが雑誌 $Revue\ d'histoire\ moderne\ et\ contemporaine\ に投稿した\ 1935 年の論文があるが、その関心はドラマールのキャリアや『ポリス論』出版の経緯に集中しており、その内容を明らかにするものではない <math>^3$ 。近年では N・ディオネがボンドワ論文におけるドラマールの伝記に関する誤りを修正し、『ポリス論』から明らかになる「警視」の理念に着目している 4 。日本では 2004 年に白水浩信が教育史研究として『ポリス論』を正面から取り上げ、その実像に迫ろうと試みている 5 。教育国家論としてのポリス論の全貌を明らにすることを課題とするこの作品は、ポリスにおける「教育」がポリスの配慮すべき分野である「教貧」や「治安」「習俗」と同じ視野で語られ、一体のものとして認識されていたことを示す。近代教育がその生成から人間の「生」の存続に絶えず関わるものとして立ち現われたこと

¹ Jacques PEUCHET, Encyclopédie méthodique, Jurisprudence, tome neuvième contenant la police et les municipalités, Panckoucke, 1789, « Discours préliminaire ».

千葉治男『知識人とフランス革命 忘れられた碩学 - ジャック・プーシェの場合 - 』刀水 書房、2003 年、95-100 頁。

² Nicole DYONET, « L'Ordre public est-il l'objet de la police dans le Traité de Delamare? », Ordonner et partager la ville, XVIIe-XIXe siècle, Gaël RIDEAU et Pierre SERNA (sous la dir.), Presses universitaires de Rennes, 2011, p.49.

³ Pierre-Marie BONDOIS, « Le commissaire Nicolas Delamare et le traité de la police», Revue d'histoire moderne et contemporaine, n°19, 1935, pp.313-351.

⁴ Nicole DYONET, « Le commissaire Delamare et son Traité de la police (1639-1723) », Entre justice et justiciables : les auxiliaires de la justice du Moyen âge au XXe siècle, Claire Dolan (éd.), Les presses Université Laval, 2005, pp.101-119.

⁵ 白水浩信『ポリスとしての教育 - 教育的統治のアルケオロジー』東京大学出版会、2004 年。

を析出する白水の作品は、『ポリス論』をテクストに即して分析する数少ない先行研究である。

こうした先行研究の状況を踏まえたうえで、本節では『ポリス論』の全体像を明らかに するとともに、ドラマールによる人間観・社会観・そしてポリスの自己認識がどのような 歴史的文脈に位置づけられ、その意義はどのようなものだったのか考察することにしたい。

(2) 警視ドラマール

ドラマールはどのような人物だったのか。『ポリス論』第4巻の執筆を引き継いだル・クレール・デュ・ブリエの「ドラマールへの賛辞」を手がかりに、白水とボンドワはドラマールの生涯を再構成しているが、ドラマール家の系譜を古文書から起こしたディオネの研究によってル・クレール・デュ・ブリエによるドラマールの伝記はほぼ実態に即していないことが明らかにされている。よって本項ではディオネの論文を参考に、『ポリス論』が編纂された背景について概観したい。

シャイヨ・ドラマール家 Cahillot-Delamare は少なくとも 16 世紀にパリの郊外ノワジー・ル・セック Noisy-Le-Sec に居を構え、その領地は婚姻によってグルネ Gournay およびゴネス Gonesse まで広がったとされる。サン=マルタン・デシャン修道院の領地を管理する証書役 tabellion として、シャイヨ・ドラマール家は代々その職務を世襲していた。ニコラの父ギョームは 1660 年に死亡するまで証書役の職にあり、その後弟のピエールがその職を引き継いだため、当時 19 歳だったニコラは父親とは異なるキャリアを歩むことになる。1668 年にシャトレ裁判所の検察官 procureur au Châtelet de Paris の官職を購入し、パリに住居を構えたニコラは、検察官として頭角をあらわし特に私法に関する豊富な知識を有していたとされる。1670 年頃に国王評定院付の弁護士サヴィナ SAVINAR の娘、アントワネットと結婚したニコラであるが、義母カトリーヌが残した莫大な資産を元手に、1673 年 5 月、シャトレ裁判所の警視 commissaire-enquêteur-examinateur au Châtelet de Paris の官職を25,000 リーヴルで購入している。それはニコラが転売した検察官職の価格の 6 倍だったとされている。

こうして警視の地位に就きシテ島に配属されたドラマールであるが、その仕事ぶりが高く評価され、他の警視とは一線を画すような重要な任務を与えられることになる。就任直後から警視同業組合の代表 syndic に選出され、1678 年に至っては、財務総監コルベールと初代警視総監ド・ラ・レニーに「特に国王への奉仕と公共善に関する事業を担当すること pour charger des affaires qui concernaient plus singulièrement le service du roi et le bien public」

⁶ DYONET, « Le commissaire Delamare et son Traité de la police ...».

 7 を命じられている。また 1684 年には 1,000 リーヴルの手当が支給され、翌年には倍額となっている。さらには警視としての通常任務に加え、ノワイユ公や国王の嫡出子ヴェルマンドワ伯の家令 intendance を務めている。実際にドラマールは警視としての職務を献身的にこなしていた。出版物検閲や印刷業者の監視、プロテスタントの取り締まり、公金横領の調査、金銀細工師宅への臨検など、様々な問題に対処し、多くの場合そうした業務は金銭的な手当もなくドラマール自身の費用で行われていた 8 。そして、1693 年と 1709 年の穀物飢饉の処理によって、ドラマールはさらに名を上げることとなる。

ル・クレール・デュ・ブリエの賛辞のなかで、ドラマールがこの『ポリス論』を編纂した契機としてパリ高等法院院長ド・ラモワニョン Guillaume de Lamoignon (1617-1677) の発言が引用され、現代でも『ポリス論』の作成がド・ラモワニョンの構想に基づくものと信じられている。だが、実際のところ、そうした事実はなくこの事業はドラマールのイニシアティヴによるものだったようである。しかも当時は個人的に王令やポリス令の編纂を行う警視は少なくなかったということから 9、『ポリス論』もそうした実践の一端であったと考えられる 10。とはいえ、有能で職務に献身的だったドラマールによる王令編纂事業は、他の警視たちのそれとは法学や歴史に関する知識量という点で一線を画し、国王の勅許状privilège du Roi を得たのち、1705 年に第 1 巻が刊行される。それは近代始まって以来の公法体系の集大成であった。そして第 2 巻が 1710 年に、第 3 巻が 1719 年に出版されるが、1723 年 4 月、『ポリス論』の完成を見ないままドラマールは 84 歳でこの世を去った。

(3) ポリスの目的とは - 序文をてがかりに

ドラマールはその序文を現状の批判から始めている。

私が理解する国家の義務について考えてみると、その目的や実践において全く異なるふたつの機能によってはっきりと区別されるものがあることにすぐさま気が付く。ひとつには、私的な事件や利害に関わるものであり、もうひとつは国王への奉

⁷ *Ibid*.,p.110.

⁸ BnF, département manuscrits, *Joly de Fleury*, ms 144, fol.76-81. 以下の文献から引用。BONDOIS, *op.cit.*, pp.333-339.

⁹ 例として 18 世紀半ばに完成したとされる以下の手稿資料がある。 BnF, département manuscrits, ms Fr., 8046-8117, «Le Recueil de règlements sur la police formé par Dupré, commissaire au Châtelet de Paris ».

¹⁰ *Ibid.*, pp.111-112.

仕や公共善 le service du Roy et le bien public のみを目的とするものである。前者については容易で儲かるが、後者は絶え間ない配慮を必要とし、君主の期待に沿うべく、熱意をもって真摯に仕え、善行を積むということ以上の報酬は何もない。私はどちらを選ぶべきか、ということで両者を比較し、ためらうことはない。私的で金銭的に得になる事件よりも、公的な配慮の方が、私の現状(職務)についてより密接に結びついているように思えるのである。そういうわけで、どちらかを過度に疎かにするということなく、私はその職務においては、いつももう一方のことを気にかけるようにしてきたのである。

このようにポリス担当官として私法よりも公法を重視する立場を明確にするドラマールであるが、その背景には彼の警視としての姿勢が垣間見られる。先述したように、ドラマールは献身的にその職務をこなし、印刷物流通の監視やプロテスタントの取り締まりなど、金銭的なメリットのない「公的」な業務を熱心に行っていた。しかし、警視は通常、国王からの手当と働きに応じた報酬を得ていたが、個人から手数料を受け取ることが出来たため、「私的」な事件ばかりに専心し、私腹を肥やす者がいたことも事実であった。例えば、個人間の諍いや窃盗に関わる訴訟手続きについては手数料 3 リーヴル、また罰金の三分の一は警視の取り分と定められており、警視の民事に関する職務によって得られる手数料がその収入の大半を占めることとなり、こうした状況は、結果的にパリの人々からは「公的な業務への熱意とは全く両立しないもの」として認識されていた 11。警視にとって金銭的に有利な「私的」な事件ばかりが優先され、社会の公共善に関わる事業が等閑に付されているというドラマールの現状への危機感が、上記の言及から読み取ることができるのである。こうして公法の研究に着手したドラマールであるが、彼はその中で以下の点に気が付く。

ポリスに関するすべての法律は、社会の公益という目的しか持たないのだから、一般的な出来事がその関係するところであり、個別の種類の事柄は私法に関係するところなのである。したがって、個別の利益を考慮している法は、それらが決定すべきケース espèces へ適用されるときに初めてよく理解されるのである。同様に、ポリスの法に関する知は、それに関して起こった出来事に関する知に常に左右される。この観点から、この『ポリス論』で取り扱う法律や規則に対して、より良く理解し、かつその精神や動機へ入り込むために歴史がわれわれにもたらしてくれる助力を

¹¹ Marc CHASSAIGNE, La Lieutenance de police de Paris, Slatkine-Megariotis Reprints, 1975(1906), pp.165-168.

結合させるべきだと信じているのである 12。

つまり、私法・公法に関わらず、生じた事件に関する知識がなければ、より良い法の適 用もないのである。ある法律を生じせしめた具体的な状況とともに検証されることによっ て、初めてその法がより良く理解されるのであって、法律を理論的に単体で理解すること の限界をドラマールは示しているのである。そうしたドラマールの意識によって、当初は 過去の王令やポリス令を収集することだけが目的だった『ポリス論』事業は、結局のとこ ろ、諸王令が発布されてきた歴史的背景や条件にまで踏み込んだ「歴史書」となったので ある。そこで採用される歴史的方法論とは第2節で扱うギョテの著作と同様に、17世紀、 そして18世紀初頭における非常にオーソドックスな手法である。「諸法律のその源泉にお ける原則、言ってみればわれわれの規則やポリスの方針の「種」を理解してもらうために は、諸法律の起源に遡る必要があったのである。あらゆる事を、このようにその起点から 理解することで、われわれはその純粋性のなかでそれらを捉えることが出来るのである」 13とドラマールが述べるように、ポリスの機能の本性を理解するためには、古代エジプト や古代ギリシャ・ローマの歴史を辿り直す必要があると考えられているのである。18世紀 フランスのポリスを歴史的に系譜付けしつつ、ドラマールはこの「歴史書」において、「ポ リスの存在とその必要性、法官の尊厳、そして法への服従の必要性」を証明し、そしてポ リス固有の目的が「人間がその生において享受しうる最も完全な幸福へと導く」 14ことで あると示すことを課題とし、論を進めていくこととなる。

それではドラマールの定義する「最も完全な幸福」とはどのようなものなのだろうか。 ドラマールはその幸福は以下の三種から構成されると述べている。「魂の善 les biens de

DELAMARE, *op.cit.*, « préface », « Au reste, comme les Lois de la Police n'ont pour objet que le bien commun de la Société, les événements généraux sont à leur égard, ce que les espèces particulières sont au Droit Privé ».

この個所に関する白水の翻訳は「すべてのポリスに関する法は、もっぱら社会の公共善をその目的とするものであるが、この点からみれば、私権に関わる私的な訴訟事件もまた、一般にはポリスの事件だと言えるのである…」とされ、この引用をもとに「ドラマールはここで公と私を峻別することに力点を置くのでなく、まさにその密接なつながりのなかでポリス論を構想していくことの重要性を唱えている」とするが誤訳であり、当然その解釈にも疑問が残る。白水、上掲書、118 頁。

¹³ DELAMARE, op.cit., « préface ».

¹⁴ Ibid., « préface ».

l'âme」「身体の善 les biens du corps」「富 de la fortune」である ¹⁵。ドラマールは「魂の善」を宗教と習俗に関わるものと位置づけ、この「魂の善」が欠けていると人間の精神は蒙昧となり心は退廃するとされる。また「身体の善」、つまり衛生、食糧、衣服、住居、公道の利便性、治安と生活の安寧に不都合があれば、人間は無気力や苦痛に陥るとされる。そして商業や製造業・工芸が対応する第三の善、「富」が欠けている場合は、その能力に応じて家内奉公人もしくは肉体労働者として他人に奉仕する立場に身を置くこととなるという ¹⁶。こうした三種類の「善」から疎外されることは「人間が陥りうる最悪の状態」 ¹⁷であり、それはすなわち貧困に陥ることである。貧者はその健康状態によって二種類に区別される。労働が不可能な者は慈善によって救済されるが、身体的・精神的に問題がないにもかかわらず労働しない者は法によって懲罰を受けることになるとされる。

このように、三種の「善」に対応する要素を列挙するドラマールであるが、これらの要素がポリスの配慮の対象分野として詳細に検討されることとなる。つまり、①宗教 ②習俗 ③衛生 ④食糧 ⑤道路 ⑥公共の治安と安寧 ⑦自由学芸 ⑧商業 ⑨製造業と工芸 ⑩家内使用人・肉体労働者 ⑪貧民 の11分野である。これら全体の調和を図ることで、人間に「幸福」を享受させ「公共善」を実現しようというのがドラマールの考えるポリスなのであった。ポリスとは「人がいかなる状態にあれ、またいかなる方針を採っていたとしても、ポリスは絶え間なくその生存に注視し…その素質に見合っただけの精神的、身体的、物質的な善を全て与えてやることが出来るように配慮する」 18存在であり、その配慮の方法は一貫して日常の非常に具体的な側面から切り込まれるものなのである。

このように定義されたポリスは、その個別の対象領域において具体的にどのように位置づけられているのか検討したい。そこではポリスと人間・社会の関係はどのように展開されるのか、こうした視座のもと次項以降でドラマールの議論を検証する。

(4) ポリス一般について

ポリスの配慮の対象分野として扱われる 11 分野に論を進める前に、第 1 編(Livre)でドラマールは古今のポリスについて概論的に論じている。ドラマールは国家の形成過程をプラトンの『国家論』に言及しつつ論を起こしている。

¹⁵ *Ibid.*, «préface ».

¹⁶ ちなみに、ドラマールは「自由学芸」はこの三種類の善すべてに関わるものだと述べている。

¹⁷ Ibid., « préface ».

¹⁸ Ibid., « préface ».

人が生まれながらに抱く社会への愛、そして人が絶え間なく必要とする相互扶助 secours mutuels は、この世の最初の住人たちを直ちに互いに近づけさせ、家族をひとつに結合させるに至った。ある古代人が述べるには、それは小屋か田舎の家のようなものであり、まず小さな集落や村が形成されていった。このささやかな始まりから、都市が生まれ、次いでいくつもの都市が結合し大きな国家が形成されたのである 19 。

こうして形成された社会の第一の目的をドラマールは「快適で平穏な生活 la vie commode et tranquille」 20 であると位置づけるが、それは自律的に達成されるものではない。

自己愛、その他の情念そして過ちが、直ちに社会に混乱と分裂を引き起こしてしまう。この悪を防ぐため、優れた賢人たちは法の制定という手段に訴えたのだ。精神を照らし、意志を正し、物事を秩序立てるような「正しき理性 la droite raison 」と「自然の公平さ l'équité naturelle」から導き出された戒律に賢人たちが与えたのが、この(法という)名称だったのである。

これらの法のなかには、社会の一般的で共通した善を目的とするものと、個人の利害のみに関するものがある。この区別は極めて自然であり、後々にわれわれが公法 le droit public と私法 le droit privé と呼ぶものである 21 。

常に情念や自己愛によって無秩序に陥る可能性を孕む社会を秩序立てるのが「法」であり、そのなかでも「公法」にあたる分野をポリスが担うわけである。また、ポリスとは歴史的にあらゆる政体における「統治一般」を意味するわけで、時に police ecclésiastique, police civile, police militaire のようにある分野に特化して述べられるときもあるが、最も限定的な意味において、ポリスとは通常「都市の秩序 l'ordre public de chaque ville」を含意するようなものだった ²²。ドラマールはこうしたポリスの理念を歴史的に振り返り、プラトン、アリストテレス、イソクラテス、キケロ、プルタルコス、そしてル・ブレやロワゾーなどの法学者の定義を概観する。そして「ポリスとは社会を基礎づけ、規則付けるあらゆる物事をその対象として包み込む」 ²³と述べたうえで、古代ギリシャのポリティアの理念

¹⁹ Ibid., tome 1, livre 1, titre premier, chapitre 1, p.1.

²⁰ *Ibid.*, p.1.

²¹ *Ibid.*, p.1.

²² *Ibid.*, p.2.

²³ *Ibid.*, p.2.

と 18 世紀のポリスの連続性を強調する。ここで、ドラマールは古代ギリシャ人がその手本としたヘブライ人の共和国について、「神の命とその精神に従って創造され、唯一、神聖政治という名に相応しい政体だった」と述べ、ヘブライ人のポリスが「宗教」「習俗」「食糧」「衛生」「治安」「道路」「商業」「学芸」「貧者」「歓待 l'Hospitalité」という 10 の対象分野を設定したと述べる ²⁴。こうしたポリスの対象分野に関する理念は古代ギリシャ・ローマに引き継がれることとなったが、そのなかでも彼らが特に重視したのが生に関する身体的側面であり、「生命の保存 la conservation」「善良さ la bonté」「生の楽しみ les agréments de la vie」 ²⁵という三分野をポリスの主な対象としていたことが述べられる。

古代と18世紀のポリスの違い

ドラマールは 18 世紀のポリスは「古代の偉大なるモデルの上に成り立っている」とし、その歴史的連続性を前面に押し出すわけだが、必ずしも古代のポリスをそのままそっくり受け継いでいるとは考えていない。古代ギリシャのポリスが「生」の保存をポリスの最重要項目と考えていたのに対し、「われわれの宗教の神聖さからして、身体への配慮よりも魂への配慮が優先される」 ²⁶と認識するドラマールは、古代人が提唱したポリスの理念はそのままに、対象とする分野の序列を変更するのである。したがって、「宗教」が筆頭項目として位置づけられ、次いで「習俗」が重視されるのである。同時に、「貧民」に関するポリスについてドラマールは特別な位置づけをしている。

もし貧民への配慮を慈善の実践として捉えるなら、それは宗教のポリスの対象に含まれる。そして怠惰や放蕩、貧困が原因の限りない悪徳、懲罰や矯正でしか阻止することができない物乞いについて、このポリスは習俗の規律のカテゴリーの下に属すだろう。さらに健康・不健康に関わらず、乞食とともに運ばれてくる悪臭、これを遠ざけることによってもたらされる空気の清浄さは、衛生の維持の監視においてふさわしい問題だろう。最後に一切の物乞いの禁止は貧民を神が定めた秩序のうちに引き戻すことにほかならず、病気で働けないものは施療院へ、その他のものについてはその地位や能力に応じて職につけるものである。このように浮浪者数を減少させ、国家に新たな農民や職人として供給し、こうした無秩序を廃することは、公共の治安や平穏にとっても、商業にとっても、工芸にとっても、農業にとっても重要なのである。

²⁴ *Ibid.*, p.3.

²⁵ *Ibid.*, p.3.

²⁶ *Ibid.*, p.3.

したがって、まさにこの貧民に関するポリスだけでも、他の公共善の対象をすべて 含みこんでいると言えるのである 27 。

つまり、ポリス的な配慮が究極的に収斂したものが「貧民」なのである。だが、ここでは老齢や障害などの理由で労働できない貧民、つまり宗教的慈善の対象としての「良き貧民 pauvres-honteux」というよりは、物乞いや放浪者に代表される「偽の貧民 pauvres-mendiants」、つまり労働に従事しないことに起因する貧困が主な議論の対象となっている。都市が拡大し、人口が流入する中で、増加する物乞い・浮浪者問題は、もはや「慈善」の対象という捉え方では対応しきれなくなった 18 世紀独特の問題であり、ドラマールとって緊急課題として認識されていたのであろう。白水浩信が指摘するように、これら「宗教」と「貧民対策」こそ、過ぎ去りし中世キリスト教世界と勃興しつつある近代資本主義社会の間におかれた 18 世紀ポリス論を特徴づけるものである 28。

(5) 宗教のポリス

先述したように、ポリスの配慮の対象として筆頭項目に挙げられる「宗教」を、ドラマールは以下のように位置づけている。

宗教は疑いもなく最重要のものであり主要なものである。われわれが宗教の命じる義務をすべて全うできるほどに賢明であれば、宗教は唯一l'unique のものであるとさえ言えるだろう。ほかに何の配慮がなくても、もはや習俗は退廃せず、節制は病を退け、勤勉や倹約、先見の明は生活に必要なものを常にもたらし、慈善は悪徳を遠ざけ、公共の平穏は保証されるだろう。謙虚さや質素さは人間の学から無益と危険を取り除き、商業と工芸において誠実さが行き渡るだろう。主人の忍耐や温和さは主従関係を適切なものとし、使用人の忠誠は家族の幸せと保証になるだろう。そして最後に、貧民は自発的に救済され、物乞いは追放されるであろう。宗教が遵守されていれば、ポリスの他の対象領域もまた完全になるというのは真実である。反対に宗教が混乱していれば、ポリスもまたその余波を受けるのである 29 。

「習俗」のポリスから「貧民」のポリスに渡る、すべての対象分野が「宗教」のポリス

28 白水、上掲書、123 頁。

²⁷ *Ibid.*, p.4.

²⁹ DELAMARE, op. cit., tome1, livre 2, titre premier, chapitre 1, p.249.

から捉え直されており、「宗教」が完全であれば、その他の分野へのポリスの介入は必要でない、ということを意味している。しかし、この一節が条件法で書かれていることに注目したい。つまり、宗教は「最重要の」「主要な」ものであることは間違いないのだが、現実的には人間は「宗教の命じる義務をすべて全うできるほどに賢明」ではないため、宗教は「唯一のもの」ではないとドラマールは考えているのである。これはどういうことだろうか。ドラマールの「宗教」と「法」そして「ポリス」の位置づけを検証することでより明確になるだろう。

あらゆる法はこの重要なテーマ(宗教)を扱うことから始まった。法は神へのしかるべき信仰を義務付けることから始まった。そして習俗に関する規則を設け、聖櫃や供物に関するあらゆる些末な事柄、秩序、司祭やレヴィ人の規律を取り扱うのである。こうして統治に関する政治的な法が設定される前に、宗教に関する義務が完璧に確立されるのだ。古代ギリシャ共和政を創設したドラコンやリュクルゴス、そしてソロンは、宗教について最も配慮したのである。…しかしながら、それら(法)を維持するための権力が同時に存在しなかったならば、これら賢明な(古代)共和政の創設者たちの配慮は無駄になっただろうし、非常に繊細で重要な事柄(宗教)に関する法も、他の法を同様に執行されないままでいただろう 30 。

つまり、ここで述べられているのは、宗教単体では法の順守を人に徹底させることができないということであり、そのためには「法を維持する権力」、つまり世俗の権力、さらに言い換えればポリスが必須だということである。ポリスは宗教についての「外面的な規律 la discipline extérieure de la Religion 」に関する完全な権力を有しており、そうしたポリスを有する国王は「神聖な信仰の庇護者 les protecteurs du culte saint」と位置づけられているのである 31 。

ここで「宗教」と「法」「ポリス」の関係が明らかになった。宗教はポリスに先立つ道徳 的な権威という位置づけでもあり、そうした宗教を「法」を媒介としてポリスが「外面」 から支えるという構図なのである。ポリスは信仰の中身や教義といった宗教の「内側」に 踏み込むことはなく、あくまでその「形式」を問題とするのである。

教権と俗権の団結の重要性を歴史的に叙述しつつドラマールは、「異教徒」「ユダヤ人」 「異端者」「ジャンセニスム」「日曜・祝祭」「巡礼」といった切り口を通じてポリスが「宗教」を支えてきたことを論証する。一例として「異端」、とくに「プロテスタント

³⁰ *Ibid.*, p.250.

³¹ *Ibid.*, p.251.

R.P.R.=Religion Prétendue Reformée」に関する記述を見てみよう。ナントの勅令廃止を宣言 した 1685 年の「フォンテーヌブロー勅令」発布後の 1686 年 5 月 7 日付の国王宣言 déclaration では、元々偽りの改宗者 feinte conversion や異端再改宗者 relaps に対し出国時にパスポー トないし許可証 passeport ou permission の取得が義務付けられていたのに加え、新たなカト リック改宗者およびプロテスタントについても、同様の書類の取得が必須とされ、これに 反した場合、男性はガレー船送り、女性は丸刈りのうえ判事の決定によって施療院に終生 閉じ込められるという厳罰が決定された。だが、翌月6月28日の国王評定院 Conseil d'État の判決では、商業や仕事がフランス滞在の目的であるため、異端活動を行うことを懸念す る必要がないと見なされる外国人については、パスポートや許可証なしで出国が認められ るという緩和措置が取られている 32。フランスから異端者が国外へ逃れて異端活動に従事 することを未然に防ぐために作成された書類がパスポートないし許可証である。ドラマー ルは異端者、特にプロテスタントの国外流出を「臣民の改宗を阻む最も大きな障害のひと つ l'un des plus grands obstacles à la conversion de ses Sujets」と認識し、実際にパスポート や許可証の導入以後も、プロテスタントの不動産及び家具といった動産の無許可での売却 を禁じる国王宣言が度々発布され、プロテスタントの国外流出を阻止しようとする措置が 採られている³³。同時に、異端取締りに関係のない、商取引や仕事でフランスを出る必要 に迫られる人々にはパスポートは不要という緩和策ないし補助規定が事後に出ている点は、 異端者に対する「宗教ポリス」の配慮は、異端者の行動の取り締まりと同時に商業活動の 円滑化にまで及ぶものだったことを明らかにしている。いずれにせよ、ポリスはプロテス タントの教義上の側面に立ち入ることなく、パスポートや許可証といった実践を導入しつ つ、宗教に関する法の遵守を徹底させるという立場がよく現れているのである。

異端や異教徒の教義や信仰といった「内面」の問題に対するポリスの不介入の立場は、ドラマールが「ジャンセニスム」を論じる個所に端的に顕れている。「信仰に反する意見を持ったからといって異端になるわけではなく、(異端となるには)執拗にそれを主張しなければならない…非正統的な教えのすべてが常に異端だと宣告されてきたわけではなく、教会と一体性を維持し、教会の決定に従うような良き信仰については破門宣言を避けてきたのである」 ³⁴というように、あくまでも「教会への一体性」が争点であり、これに反しない限りポリスとしては問題としないのである。つまり、宗教に関するポリスの目的とは、「日曜日・祝祭」や「悔悛の秘跡」に関わる規定の監視といった「宗教」の「外面的な信仰 culte extérieur」への配慮に限定しつつ、教会の統一性を守るため、これを危うくするよ

³² *Ibid.*, p.282.

³³ *Ibid.*, p.287.

³⁴ *Ibid.*, p.290.

うな言動を取り締まるということだったと言えるだろう。それはドラマールが指摘するように「宗教が遵守されていれば、ポリスの他の対象領域もまた完全になる」からであり、言い換えれば、「宗教」が混乱していれば、社会全体の秩序に極めて甚大な影響が及ぶという認識があったからなのである。

(6) 習俗のポリス

私はこの問題、つまり人間の心についてについて出来る限りの範囲で検討してきた。 自己愛が犯罪とは無縁な愛情から最終的な逸脱へと導いてしまうようなあらゆる 道のりがあり、私はその道のりにおける人間の心に注目し続けたのである。

奢侈や美食、賭け事やスペクタクルへの乱れた情念は、人間がその本質的な義務を果たすことを諦めさせ、その能力を超えた放蕩に身を投じさせてしまう。ふしだらな女の所やいかがわしい場所への出入りは、すぐさま軟弱で享楽的、そして無為な生活に繋がってしまう…だが、あまり極端になるのは避けよう。楽しませるものや情念を持続させてしまうものの中にも、あるときは許容され大目に見られるものと、禁じられるべきものが区別されるのである 35 。

ドラマールはその序章において、自己愛や情念によって突き動かされた人間の快楽や欲望が社会に悪弊をもたらしやすいことを述べつつも、そこでは公益に繋がるような欲望と、社会的に有害となりうる欲望とを区別して検討しなければならないという立場を採っている。こうした視座から検証されるのがポリスの対象領域「習俗」である。

「習俗」を扱う第三編の冒頭でドラマールは最も恐ろしい情念として「奢侈」を挙げる。

あらゆる情念のなかで、度を超えた奢侈への嗜好ほど他に類をみない恐るべき情念はない。それについては宗教と国家が同様に関心を抱いている。この悪徳は自然の秩序と正しい理性にあまりにも反しているので、他の諸々の逸脱については見解を異にしていたあらゆる民族でさえも、奢侈への嗜好と戦うために一致団結して闘ってきたのである 36 。

こうして「奢侈」が最も恐れられるべき悪徳として紹介されるが、その理由は以下の通

-

³⁵ Ibid., « préface ».

³⁶ *Ibid.*, tome 1, livre 3, titre premier, chapitre 1, p.355.

りである。

古代人による限定的な意味において、それは主に衣服・家具・建造物・饗宴についてなされる過剰で無軌道な出費である。この意味において、奢侈は様々な悪徳の結果であり、以下のようなものの源泉である。つまり、驕り l'orgueil・怠惰 la paresse・だらけた無為 la molle oisiveté である。これらは通常、奢侈を生み出すのであり、横領・高利・混乱・いかがわしい快楽・憎しみ・嫉妬・神の忘却・そして絶望は、しばしば奢侈の有害な産物なのである 37 。

つまり、「奢侈」は驕りや怠惰といった悪徳の結果でもあり、あらゆる無秩序の要因であると認識されているのである。とはいえ、ドラマールは「壮麗さ magnificence」と「奢侈」は区別されるべきであると考える。「壮麗さは正しき理性と善行の規則に沿っている限り、奢侈とは異なる」とされ、君主や大貴族が莫大な出費をしたとしても、それは身の丈に合ったものであると同時に必要だからである。つまり、「壮麗さ」は家柄の高貴さを示し民衆に敬意を植え付けさせ、資産を流通させ、商業や工芸を維持させるために必要不可欠なのである。要するにそれは、身分制を基盤とした君主制の繁栄・維持という公益に適っているということである。「奢侈」が社会的有用性の乏しさゆえに断罪されているという点は、「商取引における金や銀の豊富さは、国家の秩序や繁栄を示す確実な指標のひとつである。だが、それらが個別の家族内に余分に蓄積されるといった悪習は逸脱であり、破産が不可避である」 ³⁸という指摘からも明らかである。「奢侈」に代表されるような欲望は、それが公的・社会的に有用である限りでポジティヴなものとなり、私的・個別領域に留まる場合には直ちに取り締まりの対象となるのである。³⁹。ドラマールの考える「公益」あるいは「社会的有用性」とはあくまで身分制を基盤とした君主制の維持が前提となっているのであり、こうした原則に沿わない「奢侈」は厳しく断罪されるのである。

こうして「奢侈禁止法 somptuaires」の必要性を明らかにし、それらを歴史的に検証する

³⁷ *Ibid.*, pp.355-356.

³⁸ *Ibid.*, tome 1, livre 3, titre premier, chapitre 6, p.381.

³⁹ ちなみに、ドラマールは「奢侈」の起源を「アジア」だと推定している。「奢侈による 柔弱はアジア(小アジア)で始まり、その幸せな気候の住人たちと通商するに従い、世界 のほかの地域の人々に広がったことは誰もが納得することである」*Ibid.*, tome 1, livre 3, titre premier, chapitre 2, p.357.シャルルマーニュ期に「奢侈はアルプスを越えた」と述べら れ、奢侈が当時のアジアに隣接していたギリシャ・ローマへ伝播し、その後アルプスを越 えて北上する、という長期的な時間軸のなかで奢侈が捉えられている。

ドラマールであるが、結局のところ奢侈取り締まりの困難さを示すことしか出来ない。

これらの法規は奢侈の存続を阻止することはできなかった。そのような無秩序の真似は、ほかに伝染しやすい悪なので、皆がその出現を非難するような贅沢も、短期間のうちに習慣がそれを許すようになってしまう。流行は確立され、賢明な人々を後悔させながらも追随させてしまう。ある人々の精神がもたらした悪習は、容易に公的なものとなり、その容易さによって人々は悪例に身をゆだねるのである。こういうわけで、主君の絶対的権力のみが、法への恐れでもって悪を抑制することによって、その改善策をもたらすことが出来るのである 40 。…

長年の経験により、奢侈禁止法ほど簡単に忘れ去られた法はなかったことをわれわれば知る。奢侈を禁じる法が発布された直後は、国民も奢侈を控えるが狡猾な商人や職人はすぐさま新しい法の抜け道を発見してしまう。流行は知らないうちにもたらされ、その奇妙な影響力は賢明な法よりも強大なものとなってしまう。こうしたことから、幾つもの王令が発布されるわけで、それは国家の善のために、時々更新される必要が常にあったのである 41 。

際限なく湧き出る人間の欲望を押さえつけるには「法」という手段しかないが、欲望は法の厳格さまでも凌いでしまうのである。歴史的に夥しい数の奢侈禁止令が発布されてきたというのは、まさにその証拠であるのだが、とはいえポリスはそうした法や規則をもって、人間の欲望を公益に適う方へと誘導せねばならないのである 42。人間は悪徳に傾きやすく、そうした悪は常に法の眼の網をかいくぐり完全に撲滅されることはない。ドラマールはこうした現状を認識しつつも、やはり法や規制という手段を駆使しつつ対処するしかないと考えているのである。それは「身持ちの悪い女 des femmes de mauvaise vie」つまり

⁴⁰ Ibid., tome 1, livre 3, titre premier, chapitre 5, p.371.

⁴¹ *Ibid.*, tome 1, livre 3, titre premier, chapitre 6, p.374.

 $^{^{42}}$ アラン・ハントによれば、フランスにおける奢侈禁止法の発布数は 12 世紀(1),13 世紀 (4),14 世紀(5),15 世紀(6),16 世紀(13),17 世紀(19),18 世紀(1)である。またハントは封建制から近世の移行に際し、奢侈禁止法の以下の 4 つの特徴を指摘している。葬式や結婚式に関する規制が徐々に消滅すること、衣服や服装の規定(ドレスコード)に関する規制が主となること、規制の焦点が社会のヒエラルキーを維持するものに集まること(例えば食糧に関する規定が減少すること)、そして保護主義的な重商主義政策に組み込まれていくこと、である。詳しくは以下の文献を参照。Alan HUNT, Governance of the Consuming Passions; A History of Sumptuary Laws, Macmillan Press, 1996, pp.28-38.

「娼婦」を扱った個所に顕著なことである43。

法や規制の厳しさを以てしても、そうした法を執行するために法官がいかに入念かっ厳格に尽力しても、特に大都市の場合はこの悪徳を根絶することは出来なかった。通常、大都会に蔓延する矯正不可能 incorrigible で腐敗 corrompue した若者の勢いは、両親の家庭内における教育的配慮や法官や官吏の監視に勝ってしまうのである。こうした放蕩に陥った不幸な娼婦たちは、スキャンダルによって晒されたとしても、違う街区への移動や罰金刑で済んでしまう。しかも彼女たちは逃亡するか、様々な人々に匿ってもらうことで、ほぼ罰金を払うことはない。よってこの腐敗から社会全体 le Public を救出するために、より強力な解決策 un remède が必要なのである。彼らを閉じ込め、性別や年齢、犯した過ちに応じて規律のもとで生活させるための矯正施設 une maison de force よりも、より最適で迅速、そして確実な方法はほかにないだろう 44 。

このように、悪徳根絶のための新たな方策の一環として制定されたのが、1656年の一般施療院制度改革に先立つ1648年に発布された「パリー般施療院1'Hôpital général de Paris における一般規則」である。周知のとおり、この規則は、素行の悪い 25歳以下の少年・少女たちの収容・懲罰を定めたものであり、放蕩や怠惰に耽り、親を困らせる少年についてはビセートル施療院 maison de Bicêtre に、女子はサルペトリエール施療院 maison de la Salpêtrière に収容されることが宣言されている。同時に「放蕩に耽り、公然と売春する」娼婦についてもサルペトリエールに収容され、厳格な規律のもと矯正されるべしと謳われている 45。貧民対策として労働による規律化のため設けられた一般施療院は、親を困らせる子供や公然とその悪徳を晒す娼婦、さらには第3章以降、詳細に検証するように犯罪者をも同列に罰し、矯正させる場でもあった。

しかしながら、ドラマールはこうした厳格な処置だけでは、公共善を達成できないと述べる。というのも、この措置はせいぜい悪徳にとどまり続けようとする頑固な者、そして

 $^{^{43}}$ ドラマールは「性欲」という情念についても、それが結婚に結びついたときに初めて自然なものとなると述べる。つまり、結婚という公的な形態をとらない「姦通」「放蕩」そして「内縁関係」や「娼婦」という情念に関しては「美しい秩序と聖なる家政を混乱させる troubler ce bel ordre et cette sainte œconomie 」のもとして断罪されるのである。DELAMARE, op.cit., tome 1, livre 3, titre 5, chapitre 5, p.435.

⁴⁴ *Ibid.*, p.447.

⁴⁵ *Ibid.*, p.447.

処罰に値する者しか対象としていないからである。「非難するよりも同情すべき」者のほうが圧倒的多数を占めると考えるドラマールであるが、それは「多くの者は不公平という重荷の下、救済されることもなく、うめいている」からだと説明する ⁴⁶。多くの女性は家族、財産、職がなく、加えて故郷から遠く離れていることで悪徳な売春仲介者に従わざるを得ない。こうして彼女たちはその若さと純粋さを悪用されてしまうのである。つまり、ドラマールは「こうした不幸な状態に好んで留まろうとする者は結局のところわずかしかいないし、多くの者は時に神の恩寵を受けており、悔恨の念を抱いている」 ⁴⁷のだと結論付ける。

公然と悪徳を晒すような娼婦とは異なり、社会的な条件により、後悔しながらも娼婦に身を落とさざるを得なかった女性たちについて、名家の子女が問題を起こした場合に彼女らを自主的に収容させる有料の施療院や、懲罰と規律化を目的とした矯正施設では、彼女らを救済できないとドラマールは指摘する。そこで高く評価されているのが、オランダ出身でプロテスタントから熱心なカトリック教徒となり、無償で行き場を失った少女たちを受け入れていたマリー・シズ Marie CIZ が 1698 年に国王の認可を受け創設した「良き羊飼いによる女性の家 maison des filles du Bon Pasteur」である 48。実際のところ、この「良き羊飼いの家」も矯正施設と同様に厳格な規律のもと、よき生業を学ぶことを目的としていたが、悪徳から抜け出したいと自発的に願う貧しい女性は、あくまでも規律 discipline と慈善 charité によって救済されるべきだとドラマールは考える 49。公然と悪行を行う娼婦たちとは区別しつつ、習俗に反したより多くの女性を「救済」するためのより細かい網の目が、こうした施設に期待されていたわけである。「住民の習俗を監視し、賢明で適切な予防 de sages et justes précautions によって、可能な限り住民にその義務を果たすようにさせ、文明社会から大罪を遠ざけることはポリスがなすべき配慮である。だが、「罪が犯された場

⁴⁶ *Ibid.*, p.448.

⁴⁷ *Ibid.*, p.448.

 $^{^{48}}$ *Ibid.*, pp.448-456. 1698 年 6 月の開封王状により、パリのシェルシュ・ミディ通りで習俗に反する女性を無償で受け入れていたシズの施設が正式に認可された。その後、「良き羊飼いの会」をモデルとしてパリではサン=テオドール、サン=ヴァレール、サン=ソヴールという信心会が設立された。またオルレアン、アンジェ、トロワ、トゥールーズ、アミアン、ルアンなどでも同様の施設が設立された。「良き羊飼いの会」については以下の文献を参照。Erica-Marie BENABOU, *La prostitution et la police des mœurs au XVIIIe siècle*, Perrin, 1987, pp.91-95.

⁴⁹ DELAMARE, op. cit., tome 1, livre 3, titre 5, chapitre 5, p.457.

合、刑法によってそれらを処罰するのは司法の仕事である」 ⁵⁰というドラマールの指摘に 鑑みると、悪徳の最終段階には至っておらず、同時に自らの逸脱に後悔の念をみせるよう な女性たちが、これ以上の悪徳に染まらないように配慮するという「予防的」ポリスの機 能をここに垣間見ることが出来るのである。

(7) 衛生のポリス

「予防的」ポリスの機能がより一層顕著にあらわれるのが「衛生 santé」の分野だろう。「宗教」と「習俗」が「魂の善」をもたらすものであるのに対し、「衛生」は「身体の善」に達するための「最重要かつ最も必要な le premier et le plus désirable」ものとして位置づけられている ⁵¹。具体的には「空気の清浄さ la salubrité de l'air」「水の清潔さ la pureté de l'eau」「食品の衛生 la bonté des autres aliments」といった生活を取り巻く環境から、「薬の選択 le choix des remèdes」「医師および外科医の能力 la capacité des médecins et des chirurgiens」といった直接的に治療に関わる要素までを幅広くポリスの配慮の対象としている。それでは「健康」はドラマールによってどのように定義されているのだろうか。

身体の生 la vie de corps は魂との一体性にあり、健康とは四肢が無傷であることと、その構造が完全であること(奇形でないこと)、そして人間の性質を形成する温・寒・乾・湿の四つの基本要素が調和し適正な温度 la juste température にあることである。この健康という幸福な状態が、世の中のはかない善に価値を与えるのである。健康でなければ、富も名誉も無味乾燥となり、快楽も味気のないものとなり、何の役にも立たなくなる。さらには、健康は政治、道徳、その他学芸といった分野における魂の最も高貴な習慣の実践に貢献するのである…健康は非常に貴重であると同時に壊れやすいものなので、人間はそれを失う危険に常に晒されている。身体が傷つくことで外側からその危険はやってくる場合もあれば、体液 humeurs の問題や乱れという内側からの場合もある。こうした危険から健康を守るのもポリスの配慮のひとつである 52 。

⁵⁰ Ibid., tome 1, livre 3, titre 5, chapitre 1, p.435.

⁵¹ *Ibid.*, tome 1, « préface ».

⁵² Nicolas DELAMARE, Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent, tome 1, Jean & Pierre Cot, 1705, livre 4, titre premier, p.533-534.

ドラマールの考える健康とは、四肢が完全な状態であるという外的な要因と、温・寒・乾・湿という基本要素の調和、およびそれに関連した四体液(血液・粘液・黒胆汁・胆汁)の平衡という内的な要因に依存するものである。後者は周知のとおりヒポクラテス、ガレノスに遡る伝統的な医学的見地に立ったものである。そこでは異なる体液は異なる機能を担うとされる。血液は活力の液体であり、血液が身体から漏出していくと、生命もまた離れていく。粘液はあらゆる無色の分泌液がそこに含まれるという広い概念で、汗や涙のようなもので滑性と冷性を与える。胆汁は消化に不可欠な胃の液体である。黒胆汁は純粋状態で見つかることはなく、血液や皮膚、排出物が黒色になるときのように、他の流体の色を曇らせる原因とされる。こうして体温や色、肌触りなど、人間に顕著な現象は四体液の相互作用によって説明されるのである 53。このような医学的認識方法はドラマールの時代にまで長らく生き残っていたのである。

上記のように定義された健康について、ポリスが担うべき具体的な配慮とは、「病気を予防すること」「治療を施すこと」「伝染病の場合はその拡大を阻止するあらゆる対策をとること」という三点に集約される 54。そうした視角から上述した「空気」「水」「食品」「医者」「薬」といった具体的な切り口で「衛生」が論じられるのである。本項では特に「疫病・伝染病もしくはペスト」と題された第 8 題 (Titre)を検証したい。伝染病とは病のなかで最も恐ろしいものだとされ、それは「空気によって伝播する毒であり、精神や血液、神経系の液体 le suc nerveux そして (身体の) 固い部分まで攻撃するものであり、あらゆるものを腐敗させ、その病はほぼ常に死に至るもの」 55であると定義されている。またドラマールは、伝染病の原因を必ずしも空気の汚れや食品の腐敗だけに限定せず、突然訪れる激しい苦悩 une affliction subite et violente や慢性的な悲しみ、深い鬱 une profonde mélancolie といった精神的なものが、人間の体質を変え、体液のバランスを乱れさせることによって伝染病がもたらされると歴史的に認識されていたことを指摘する 56。さらにドラマールは伝染病のメカニズムを以下のように推測する。「病人から排出される微粒子 corpuscules が彼らを取り巻く環境のあらゆる空気や、彼らが触るものすべて、そして彼らに近づく者すべて

⁵³ Roy PORTER et Georges VIGARELLO, « Corps, Santé et Malades », *Histoire du corps, tome 1, De la Renaissance aux Lumières*, collectif dirigé par G.Vigarello, Seuil, 2005. (ロイ・ポーター、ジョルジュ・ヴィガレロ「身体、健康、病気」『身体の歴史 I - 16 - 18 世紀 ルネサンスから啓蒙時代まで』ヴィガレロ編、藤原書店、2010 年、398 頁。)

Bernard PAILLARD, « Petite historique de la contagion », Communications, 66, 1998, pp.9-19.

⁵⁴ DELAMARE, *Traité de la police* (1705), tome 1, livre 4, titre premier, p.534.

⁵⁵ *Ibid.*, p.616.

⁵⁶ *Ibid.*, p.616.

を汚染し腐敗させる」 ⁵⁷のである、と。だが、結局のところ 1765 年に至ってなお『百科全書』でも述べられているように、「ペストについて言われていることをまとめるならば、その原因や治療に関して、この病はわれわれにとって完全に未知の領域なのであり、経験だけがその恐ろしい結果についていやというほど教えてくれるのである」 ⁵⁸という結論に達しせざるを得ない状況だった。

伝染病の原因が未だはっきりしない時代におけるポリスの配慮とは、こうした病の拡大を防ぐためにあらゆる角度から予防策を講じることだった。伝染病が発生した地区から早急に遠ざかることのみが有効な対策として認識されていたこの時代、ポリスはこの方針を軸に日常の詳細な場面に渡って伝染病と対峙していくこととなる。

既に伝染病が発生してしまった地域におけるポリスの介入方法とは、住居内部の衛生維持、道路の清掃、公衆浴場の閉鎖、医療廃棄物の河川への投棄の禁止、物乞いの排斥、家具や衣服の移動や販売禁止という非常に具体的で詳細な形をとっている ⁵⁹。家の内外を問わず、ポリスは伝染病に関するあらゆる情報を確保し、教会も感染者の名前、職業、住居、症状がでた日時などの情報を記録するように指導されるのである ⁶⁰。

一方、伝染病に罹患していない地域についてポリスはまた異なった方法で介入することになる ⁶¹。ある地域で伝染病が確認され次第、その地域との通商は一切中止される。そして該当地域から 10 リュー(約 40km)以内の隣接都市では、あらゆる病人は医者の診察を受ける義務を負い、医者は彼らの病が何か把握したうえで、伝染病の兆候があると思われた場合には、例えば地方長官といった地域のポリス長 le premier Magistrat に報告せねばならない。そしてポリスは居住地域から移動する者には「健康証明書 un billet de santé」を発行する。そして、移動者はその健康証明書の下部に食事場所や宿泊所など訪れる予定のあらゆる場所を記載せねばならない。また伝染病が発生した地域で食糧不足に陥った場合、その地域から 300 歩 à trois cent pas のところまで食糧を輸送することが出来るが、それ以外の接触を持つことは禁じられる。その際金銭のやり取りがあれば、貨幣は酢もしくは熱湯

⁵⁷ *Ibid.*, p.603. 伝染病の伝播のメカニズムについて 18 世紀にはドラマールのような「微粒子・瘴気説 corpuscules, miasme」や「酵母説 levain」「害虫説 insectes」があったとされる。以下を参照のこと。Jean HERARD, « Opinions médicales en France au XVIIIe siècle: la peste et l'idée de contagion », *Annales, ESC*, 12^e année, n°1, 1957, pp.48-52.

Denis DIDEROT et Jean Le Rond d'ALEMBERT, Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, tome 12, Le Breton, 1765, art. « Peste ».

⁵⁹ DELAMARE, *Traité de la police* (1705), tome 1, livre 4, titre premier, pp.625-628.

⁶⁰ *Ibid.*, p.622.

⁶¹ *Ibid.*, pp.636-637.

で消毒されなければならない。そして伝染病発生地域の情報が必要な場合、その地域から 100 歩の場所で手紙のやり取りをすることになる。その際、駅馬車の御者は鉄製の鉤がついた長い棒で、紐のついた包みの中の手紙をとり、それを火薬の煙でいぶす。そしてその手紙を持った御者は目的地の少し手前で、待機していた官吏によって証明書と健康状態を検査される。伝染病の拡大を予防するために、このような事細かな規定がポリスによって設けられてきたことが歴史的に示されるのである。

ドラマールはこうした予防対策により首都パリは伝染病の被害をまともに受けたことがないと結論付ける。公共善に対する法官の絶え間ない配慮と、その下で働く官吏の勤勉さが見事に調和したところに「よき秩序 le bon ordre」が生じるのである。

これまで見てきたとおり、『ポリス論』とは、法の正しい適用はその法を生じせしめた具体的な状況と共に検証する必要があるというドラマールの認識から生まれたものであった。諸王令やポリス令の起源に遡って捉えることにより、諸法律に関する理解が一層深化すると考えたドラマールは、当初は過去の王令やポリス令を収集し纏めることに主眼を置いていたこの『ポリス論』を最終的には 2,000 ページを超える「歴史書」とすることにしたのである。同時に 18 世紀初頭のポリスは歴史的な系譜の中に位置付けられることで、その連続性や正統性が主張されたのである。

そうした『ポリス論』に垣間見ることが出来るポリスの理念とは、まずもって「人間をその生において享受しうる最も完全な幸福へと導く」ことであり、そうした「幸福」を構成する三種類の「善」つまり「精神的」「身体的」「物質的」善を人間に享受させるために、ポリスは日常生活の多分野における絶え間ない配慮を見せるのである。そうした三種の善から疎外された究極的な存在として「貧者」が位置づけられ、まさにポリスは人間が「貧者」へと転落することを防ぐため配慮する存在であったとすら言えるだろう。

ポリスが「宗教」をその配慮の対象とするのは、「宗教」単体では人間に精神的な善に与らせることが不可能と認識されていたからである。ポリスは宗教に関する「外面的な規律」についての一切の権力を有し、宗教はポリスに先立つ道徳的な権威だと認めると同時に、その「庇護者」として立ち現われるのである。そうした宗教に対するポリス的な配慮は、純粋な宗教の枠組みを超えて、例えば商業活動の保証といった他分野にまで及ぶものだった。教会の一体性に反するということは、社会全体の秩序に反するということでもあり、ポリスは「外面的な信仰」にその配慮を限定しつつ、教会の統一性を危険にさらすものから社会を守るのである。

次いで「習俗」に対するポリスの配慮とは、止めどもなく湧き出る人間の情念をいかに

コントロールするかという点にあった。ただし、あらゆる情念や欲求が断罪されるのではなく、それが公的・社会的に有用である限りはポジティヴなものとして是認され、反対に私的・個人的なものに留まり、公共善に対立する場合に断罪されるのである。そうした人間の欲望に道筋をつけ、社会的なものへと誘導しようというのがポリスの機能だと言えるだろう。習俗を監視し、適切な予防によって、可能な限り人間がその義務を果たすような方向へと誘導しようというポリスの役割が明らかとなった。

さらに「身体的」な善に直結するものとして「衛生」がポリスの配慮の対象として取り扱われる。健康とはドラマールにとっては内面的・外面的なバランスであり、この平衡状態を守ることもポリスの配慮の一つとされていた。具体的には「空気」「水」「食品」といった生活を取り巻く環境から、「医者」「薬」といった治療に直接的に関わる要素にまで広範に及ぶものだった。特に、伝染病に関してポリスの配慮は徹底的な予防というかたちを取ることになる。何が伝染病を引き起こしているのかはっきりしていなかったからこそ、ポリスの予防的配慮はあらゆる角度から日常生活に介入するのである。

このように、『ポリス論』で描かれるポリスとは人間に「快適で平穏な生活」を営ませることを目的とし、人々に「法」を遵守させるため様々な規制をかけつつ、都市の日常生活に多面的に介入していく存在だった。こうしたドラマールが描くポリスのあり方は、まさに1667年のパリ警視総監職新設の際に発布された勅令の「公私の安全を確保し、騒擾を起こす者を都市から一掃し、豊かに物資を供給し、住民にその地位と義務に即した生活を営ませる」という原則に符合するものだったと言えるだろう。

第 2 節 フランソワ=ジャック・ギョテ『フランスのポリス改革に関する覚書』 (1749)

(1) はじめに

本節で対象とするのは、M・フーコーが 1977 年から 1978 年にかけてコレージュ・ド・ フランスで行った講義『安全・領土・人口』 1で引用したことから有名となったイル・ド・ フランス 騎馬 警備隊 の上級班長 exempt、ギョテによるポリス改革構想である。都市の 「透明性 transparence」への強烈な志向と奇抜な情報中央管理システムの提案が特徴的なこ の作品は、フーコーの影響もあってか、ポリス研究や都市史研究などでは必ず参照されて きた。特に近年では、都市の全住民を把握するための個人情報登録システムの提唱が今日 フランスの「国民身分証明書 carte nationale d'identité」の起源として、もしくはベンサム の一望監視装置を経由して現在のデジタル監視システムへと流れ着くものとして捉えられ ている ²。しかしながら、同時に、この改革案はまさにそうした「透明性」を極限まで推 し進めようとした特異性と、結果的に実現されなかったという事実によって従来の研究史 上では「ユートピア」的な構想として、十分な分析の対象とされてこなかった 3。そのこ とは、ギョテの名さえいまだ研究者間で確定されていないことに象徴されているといって いい。本作品の編集者セズネックの解説をみても、ギョテに関する情報は騎馬警備隊の隊 員であったこと、1748年に科学アカデミーでギョテ考案の「浮き橋 pont flottant」が採用 されたこと、1752 年のアルマナ・ロワイヤルにギヨット Guillotte(ギヨテ Guillaité ではな く姓のみ記載)という人物が、騎馬警備隊上級班長として記載され、サン=メダール教区

Vincent DENIS, Une histoire de l'identité, France, 1715-1815, Champ Vallon, 2008.

Eric HEILMANN, « Comment surveiller la population à distance? La machine de Guillauté et la naissance de la police moderne », Séminaire « Distance » du LISEC printemps, 2005.

Claude-Olivier DORON, « 'Une chaîne qui laisse toute liberté de faire le bien et qui ne permette que très difficilement de commettre le mal' : Du système de Guillauté au placement sous surveillance électronique mobile », *Carceral Notebook* vol.4, 2008.

¹ Michel FOUCAULT, Sécurité, territoire, population : cours au Collège de France, 1977-1978, Gallimard-Seuil, 2004, p.348.

² Pierre PIAZZA, Histoire de la carte nationale d'identité, Odile Jacob, 2004.

³ 例えば以下の文献を参照。Bernard E. HARCOURT, The Illusion of Free Markets: Punishment and the Myth of Natural Order, Harvard University Press, 2011, p.153.

近くのムフタール通りに居住していたことが分かること、この三点しかない 4 。よって現在の研究者でも、ギョテの名をジャック=フランソワ Jacques-François もしくはアレクサンドル Alexandre とするものに分かれ、錯綜した状況になっている 5 。

本節ではギョテの周辺的な情報の解明に加え、改めて 18 世紀半ばのコンテクストに即して「ポリス担当者のファンタジー」 6と形容されてきたこの改革案をテクストに沿って検証し、第 1 節と同様にポリスによる社会・人間・ポリス自身に関する認識のあり方を探っていきたい。

(2) 騎馬警備隊隊員としてのギョテ

ポリス改革構想を編んだギョテとはどのような人物だったのか。テクストの検証に入る 前に、ギョテがポリス担当官としてどのような職務にあったのか概観してみよう。

マレショセ la Maréchaussée とは、警視総監と共に 18 世紀フランスの主要なポリス機構のひとつである。都市の統治一般を担当していた警視総監率いるポリスに対して、マレショセはプレヴォ・デ・マレショ prévôt des maréchaux を頂点とし、主として田園地帯や国王道路 grand chemin 上の治安維持を担うポリス及び国王軍の一部隊(騎馬警備隊)だった 7。

Alexandre: Vincent MILLIOT, "Urban Police and the Regulation of Migration in Eighteenth-Century France" Gated Communities?: Regulating Migration in Early Modern Cities, Ashgate, 2012, p.138.

⁴ M.GUILLAUTE, *Mémoire sur la réformation de la police de France (1749)*, Jean SEZNEC (éd.), Hermann, 1974, p.2 研究史上では編者セズネックにならいこの作品の著者は Guillauté (ギョテ) とされてきた。とはいえ、ギョテ自身は騎馬警備隊隊員としての職務に際して、報告書等では Guillotte (ギョット)と自署している。したがって本来であればギョテはギョットと表記されるべきであるが、本論文では慣例に倣いギョテのまま表記した。 ギョテの騎馬警備隊隊員としての職務や報告書は以下を参照。BnF, l'Arsenal, *Archives de la Bastille (AB)*, ms 11671, fol.39, 50, 55.

⁵ Jacques-François : Daniel ROCHE, Le peuple de Paris, Fayard, 1981, p.370.

⁶ HARCOURT, op.cit., p.153.

⁷ マレショセの組織一般については以下を参照。正本忍「1720年のマレショーセ改革 - フランス絶対王政の統治構造との関連から」『史学雑誌』第 110 編、第 2 号、2001年、175 - 210 頁。

同「フランス絶対王政期の騎馬警察 - マレショーセ研究の射程」『近代ヨーロッパの探求・警察』林田敏子・大日方純夫編、ミネルヴァ書房、2012 年、71-108 頁。

それと同時に浮浪者、物乞い、国王道路上で発生した窃盗、騒擾などプレヴォ専決事件を最終審として裁いた裁判組織でもあった。16世紀前半のフランソワ1世の治世にその起源をもつマレショセだが、地方や都市の事情に応じてそれぞれ個別に設けられたため、18世紀初頭まで管轄区や指揮系統の不統一により機能不全に陥っていた。そうした状況を打開するため 1720 年にマレショセの大改組が実施され、総徴税管区あるいは地区 département ごとに中隊 compagnie が設置された。また、指揮系統も陸軍卿・地方長官・プレヴォと確立され、中隊はプレヴォおよび副官 lieutenant の二将校の指揮下に、陪席裁判官 assesseur、国王検事 procureur du roi、書記官 greffier で構成されるプレヴォ裁判所部門と、上級班長exempt、班長 brigadier、班長補佐 sous-brigadier、騎兵 archer、ラッパ兵 trompette で構成される騎馬警備隊部門に分かれていた。ギョテはイル・ド・フランス 騎馬 警備隊 の上級班長である。ここではギョテの職務、つまりポリスとしての騎馬警備隊に着目しよう。

実はイル・ド・フランスのマレショセでは 1720 年の大改組に先立つ 1668 年に既に改革が行われており、この改革をモデルとして 1720 年の全国規模の改組が実施されたようである 8 。1668 年の改革で、イル・ド・フランス騎馬警備隊の隊員は、総徴税管区内に班 brigade の形で細かく展開し、田園地帯や国王道路をパトロールすることになった。一つの班は指揮官である上級班長 1 名と騎兵 4 名で構成された。パリの総徴税管区には 8 つの班のほかに、プレヴォ直属の騎兵隊長 exempt と歩兵巡査 archer à pieds、パリ警視総監の直接の指揮下に置かれる騎兵指揮官 exempt commandant、そしてサン=ヴィクトール城外区 faubourg St. Victor に位置する広大なマルシェ・オ・シュヴォー(馬取引所)Marché aux chevaux に配置される騎兵隊長 exempt がいたとされる 9 。

以上のように、騎馬警備隊は兵力を少人数にし、管区内で分散されている。これは、反 乱といった大規模な無秩序の鎮圧というよりは、日常的な巡回による監視、犯罪予防を目 的としていたためと考えられる。騎馬警備隊は基本的に都市の外をパトロールし、物乞い

Julien GOMEZ PARDO, La Maréchaussée et le crime en Île-de-France sous Louis XIV et Louis XV, Indes Savantes, 2012.

⁸ Jean-Noël LUC (sous la dir.), *Histoire de la Maréchaussée et de la Gendarmerie, guide de recherche*, Service Historique de la Gendarmerie nationale, 2005, p.849 (par Pascal BROUILLET).

⁹ GOMEZ PARDO, *op.cit.*, p.50 ちなみに 1759 年のアルマナ・ロワイヤルによれば、ギョテはマルシェ・オ・シュヴォーの騎兵隊長として記載されている。マルシェ・オ・シュヴォーは現在の自然史博物館の南側、約 12 キロ四方の土地で、その名残として impasse du Marché-aux-Chevaux という名の袋小路が存在している。Bernard STÉPAHNE, *Dictionnaire des noms de rues*, Mengès, 2010, p.451.

や浮浪者、国王道路上の窃盗や密輸を取り締まっていたことを考慮すると、この組織は移動を特徴とする犯罪者/非行者への対応を求められていたと言えるだろう。ギョテがこうした浮動人口と日々向き合っていたということは、次項以下で対象とする彼のポリス改革構想を理解するうえで、非常に重要な要素となるだろう。

(3) ギョテの提唱 - 街区の細分化・情報収集の技術

ギョテの構想の一貫した理念は「よき秩序の維持 maintien du bon ordre」である。具体的にはパリを念頭に置きつつも、首都をひとつのモデルとして王国全土を再編していこうという意図のもと ¹⁰、ギョテは住民の統治一般から議論を始めるが、そのなかで統治の基盤として重視されるのが住民に関する「知識 connaissance」である。

並行してギョテは当時のポリスを以下の二点で批判する。第一には、社会に混乱が生じて初めてその解決策を講じようとする態度である。ギョテにとって「良きポリス」とは「混乱を予防し obvier、解決策の適用に留意すること」 「、つまり犯罪や混乱を未然に防ぐことが重要とされるのである。このギョテの指摘は 1667 年の警視代官職新設時の理念に象徴される近代ポリスの理念に完全に符合するものである。前章で述べたように、警視代官職新設の目的のひとつは、他の都市社団や高等法院との競合関係を排除し、「包括的ポリス」としてシャトレ裁判所が独占的に首都を統治することで、その機動性を高めることにあった。つまり、旧来のポリスが陥りがちであった事後対応を改め、社会に混乱が起こる前に対処しようという意図があったわけである。

そしてギョテによる批判の第二点はポリス改革を唱える者の過度の理想主義 idées platoniques et creuses である。

社会を修道院にしようということではない。それは不可能である。ある種の不都合を 出来るだけ取り除くことが必要であるが、それらを根絶するのはひょっとすると危険 なのかもしれない。人間はあるべき姿ではなくそのままの姿で理解されねばならない。 社会の現状が許容すること、もしくは許容しないことを基に考えるべきであり、そう した原則をもって動くべきである。すべての計画において特に細心の注意を以て防が ねばならない障害は、出費の増大である。あらゆることをしようとして多額の費用を 求める者というのは、何も新たなことを提案しないし、耳を傾けるに値しない。した がって、ポリスの利点 perfection を引き出すために必要なのは国庫ではなく、物事の

¹⁰ GUILLAUTE, op.cit., p.86.

¹¹ *Ibid.*, p.18.

調整 l'arrangement des choses なのである 12。

つまり物事を根本から改革するのではなく、すでに目の前にある現状を基盤とした改革であるべきだというのである。しかもそれには大幅な費用の出費を避けねばならないとも追記される。実際にギョテは『ポリス論』を著わしたドラマールを次のように批評する。

かの有名なドラマールの論考、つまりこの尋常でない数の王令を一読すると、私たちはついあらゆる事柄が理解され、予期され、解決されたと思ってしまう on est tenté de croire que tout a été vu, prévu et réglé。だが、この本から目を雕し社会を見渡してみれば、ほとんどに何もなされていないことに驚くだろう…(理想主義的な)立派な夢物語を語るのはとても簡単だろう。なぜなら公共善を慈しみ、少しばかりの想像力をもちさえすればそれでよいのだから。だが私は彼らの後を継ぎ、その過ちから学ぶことができ、そして人間や社会の本性というものを彼らよりも少しばかりよく知っているという点で優位にある…私たちの行いと先人(古代ローマ人など)の違いは何であろうか。私たちは法を増やすことしか考えていない。彼らは反対に混乱を抑制する何らかの機構を探し求めていた。私たちのポリスは悪人を追い詰めることに収斂してしまった。先人のポリスの精神は善人の数を増やすことにあった。善人の数を増やす最も有効な方法は、悪人の生を厳しいものにすることだ。よって彼らを手本にして想像してみよう。善を行うあらゆる自由を保障し、悪を非常に行いにくくするような、誰も払いのけることのできないある種の鎖を 13 。

住民に関する知識を基礎とし、現状に見合った方法でよき秩序を維持しようというのが ギョテの特徴といえるが、そのための方法として具体的には次の二つのことが提案される。 第一に人口と空間の細分化である。社会集団を分割し異なる社会階層の連帯を防ぎ統治 者への反乱を未然に阻止するという古代ローマの「分割統治 divide et impera」の概念を下 敷きにしつつ、「分割し支配せよ divise et commande」という一文で論を起こすギョテは、 そこに「分割統治」とは異なる、人口と空間の細分化による統治を提起する。そして、こ の方法が歴史的にも様々な方法で取り込まれ、実現されてきたということを、エジプト、 ヘブライ、ギリシャ、そしてローマの時代に遡り検証する。起源に立ち返るという手法は 前節で検証したドラマールのそれと共通するものである ¹⁴。古代の分割・下位分割を参照

¹² *Ibid.*, p.19.

¹³ *Ibid.*, p.35.

¹⁴ ギョテは普遍史上の 2904 年のエジプト第一王朝のメネスがエジプトの地を三分割した

軸として、ギヨテは同時代において適切な分割がなされていないと考える。そこで彼は従 来 20 区に分割されていたパリを 24 の街区に再編成することを提案する 「'。さらに 20 家 屋 maison を一単位とする最小区域を「サンディカ syndicat」と呼ぶ。家屋自体は数字を割 り振られ 16、階段もそれぞれ番号が付される。また階も一階、二階、三階と記され、ドア にも A、B、C という風に区別される。こうして「A または B 街区、サン=ドニ通りまた はサン=トノレ通りの29番または47番家屋、第2階段の3階ドアCもしくはDに居住す る誰誰」といった風に、個人の情報が把握できるようになるのである。こうした情報はサ ンディカを管轄する「街区担当官 syndic」と呼ばれる末端のポリス担当官によって管理さ れる ¹⁷。これは警視総監 lieutenant général de police、 警視 commissaire、捜査官 inspecteur といった既存のポリス機構を是認したうえで「警視総監の視線を増やす multiplier les yeux du premier Magistrat」ため新たに設けられる役職であり、従来のポリス権威を否定するも のでは全くない。しかもこの街区担当官という役職は古代ギリシャ・ローマに起源をもつ ものとし、歴史的にも正統なものであるとされる 18。既存の建造物や居住空間、ポリス機 構を生かしたうえで、更なる効率化を目指すという点に、先述したギョテのリアリズム、 すなわち既存のポリス改革論との差異が見られる。「人間はそのままの姿で理解されなけれ ばならない」と述べるギョテにとって、人間を道徳的な存在に導こうだとか、内面を規律 化しようといった発想はないと思われる。むしろ統治の「外面」に関する徹底した効率化 を目指していたわけであって、この点は本作品を読解するうえで、非常に重要なポイント となるだろう。

こうしてサンディカ内の建物や個人は一意のユニークな存在として街区管理官によって

ことにその起点を求めている。こうした時代認識もドラマールと共通のものである。

¹⁵ GUILLAUTE, op. cit., p.22.

¹⁶ 家屋への番号割当の起源は 16 世紀に遡るが、その実用が一般化されたのは 18 世紀後半至ってから。1726 年 1 月 29 日の国王宣言で、城壁外に両開き門を備えた家屋の増加に伴い、門の右下部に刻印することが決定された。家屋のナンバリングが初めて正式な文書に登場するのは、1762 年のアルマナ・ロワイヤルである。1768 年 3 月 1 日の王令によって、全国の家屋に番号の割り当てが決定されたがパリは兵舎を有していたため例外となった。その後 1779 年になって、アルマナ・ド・パリの編集者 Martin Kreenfelt の提案でパリにも適用される。現在の番号振り当てシステムは 1805 年 2 月 4 日のデクレに起源をもつ。Alfred FIERRO, Histoire et Dictionnaire de Paris, Robert Laffont, 1996, pp.1024-1026.

¹⁷ GUILLAUTE, *op.cit.*, pp.22-28 ちなみにギョテはパリの家屋数を 28,000 と見積もっている。よって街区担当官は 1,400 名必要になる計算である。

¹⁸ *Ibid.*, p.34

情報化され把握されることなる。そうした情報の中央管理システムの構築が改革の二点目として提案され、具体的には住戸用と個人用の情報カードという技術が発案されている。

i.家屋用カード ¹⁹

街区担当官は担当地域(サンディカ)に関する包括的な情報を把握していなければならない。ひとつの家屋について必要な情報は、形式の定められた以下の8つの欄に記載される。

①家屋の所有者の名前・年齢・出身地・所有の日付 ②職業 ③家屋情報(徴税管区・都市名・街区・通り・サンディカ・家屋番号・階段番号・階・ドア番号) ④家屋の年収調査年 ⑤家屋の年収 ⑥十分の一税額 le dixième du revenu ⑦汚泥およびランタン税 ⑧兵士の有無

こうした情報は一枚の書類にまとめられ二部作成されるが、一部は街区担当官が、もう一部は警視総監が管理することになる。家屋が解体され別の建造物にかわったり、家屋が空き家になったりする可能性に備え、ギョテは街区担当官に日常的に細心の注意をはらい、担当地域の住民との関係性のなかで情報を更新していくことを義務づける²⁰。

ii.個人用カード ²¹

街区担当官はまた担当の 20 家屋に居住する住人全員 occupant の情報も正確に把握せねばならない。個人の情報も定型の 10 の欄に記載される。

①名前・年齢・出身地 ②職歴(日別・月別・年別) ③ (現在の地への) 転入日と以前の居住地 ④現住所 ⑤転出の記録(日別・月別・年別)⑥家賃 ⑦カピタシオン ⑧十分の一税 ⑨臨時税 les impositions accidentelles ⑩馬車の登録番号

このような情報が記載された書類は「住民登録証 certificat de Syndic」と呼ばれ、家屋用カードと同様に一部は街区管理官の手で、もう一部は警視総監の元で保管される。こうした住民登録証はパリを訪れる外国人や仏人旅行者にも適用される。外国人はフランスに入国する前に地元の知事に該当する役人のもとに出頭し、ギョテの登録証と同様の項目で構成される証明書を作成する。また旅行者もパリに入るまえに、所属教区の主任司祭に登録証を作成してもらう必要があり、両者ともに宿泊所の確保には住民登録証の提示が義務付けられることとなる。ここで重要なのは、パリ住民か外国人もしくは旅行者なのかといっ

¹⁹ *Ibid.*, pp.36-39.

²⁰ *Ibid.*, p.39.

²¹ *Ibid.*, pp.40-44.

たことではなく、ある個人に対し、一つの名前・年齢・住所・職業といった情報が紐づけられるようになる点なのである²²。

(4) 住民登録証の有用性

このような住民登録証のもつ有用性をギョテは概して以下の点に見出している。当然のことながら第一義的には治安向上への貢献である。ある人物に関する情報が把握されていれば、彼が問題を起こした時に身柄を拘束するのが容易になり、すでにパリを離れた人物を探し続けるという無駄を省くことが出来る。それに伴い、ギョテはポリスのスパイも不要になると考える。任務の対価としてポリスから報酬を得るスパイの活動が、結局は犯罪者を利していると認識するギョテにとって、パリからスパイが一掃されるのは喜ばしい事態として受け止められている²³。

第二に租税に関して。証明書には家賃・カピタシオン・十分の一税などの支払いが記載されなければならいので、徴税における公正さを求めることができるという ²⁴。この点に関して、ギョテの批判の矛先は特に聖職者に向けられている。

修道士や司祭たちはいつの時代も、自分たちは他とは異なる身分を形成していると主張してきたが、国家に最も忠実な臣下ではなかったし、愛着を持っていたわけでもなかった。彼らほど潤沢な財産を所有し、この社会の特権のなかの最良の部分を享受している人々はおそらく他にはいないのにもかかわらず、である。(よって)彼らは少しずつ世俗の秩序に慣れるべきであろう。修道院は深い闇のような場であり、ポリスは光を好むのである Les maisons monastiques sont des lieux de ténèbres, et la Police aime la lumière 25 。

²² *Ibid.*, p.46.

²³ *Ibid.*, p.47. 捜査官や警視総監に雇われるスパイおよび情報屋は、元囚人や犯罪者/非行者の中から採用されることが多かった。『1770 年パリのポリス』の著者ルメールによれば、basses-mouches と呼ばれるスパイには一日 3 リーヴルが支払われ、情報の重要性によっては更なる報酬があったとされる。Augustin GAZIER, *La police de Paris en 1770 : mémoire inédit composé par le commissaire Lemaire, par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse*, avec une introduction et des notes par Augustin Gazier, Champion, 1879, p.66.

²⁴ GUILLAUTE, op. cit., p.48.

²⁵ *Ibid.*, p.49.

登録証の導入により、聖職者の経済活動にまつわる不明瞭さを一掃することで、徴税に おける不平等の改善を目指すのである。

修道院をも登録証作成の対象にすることによって、ギョテは第三の利点として救貧活動における適正化を主張する。修道院をはじめ施療院などの施設も他の住戸と同様に証明書発行の対象となるため、悪人が匿われたり、「隣人愛 l'amour de prochain」という名のもとに犯罪人までもが援助を受けたりすることがなくなる。また住民登録証により、「真の貧者pauvres honteux」と「物乞い」を区別することが可能になり、救貧活動も効率化するとされる 26 。また、主任司祭は教区民の登録証の確認なしに、結婚や埋葬を行うことが出来ないので、正確な教区民の数を把握することが出来ると述べる。

第四に子供の教育に関して。街区担当官が担当地区の子供の教育状況を知ることにより、 親の怠慢などを注意することが可能という利点を挙げる。また売春が行われる場を把握す ることで、売春を未然に防ぎ、私生児数の減少や性病のリスクを低下させることが期待で きるとする。

最後に衛生に関して。医者や産婆は患者の証明書を確認せずに施術することは出来ず、 また患者が死亡した場合はその患者の属する街区管理官に証明書を返還することになるの で、住民の健康状態や生死の把握が可能とされる²⁷。

ギョテがこの住民登録証に期待する効果の大きさからみてもわかるように、この任務を担う街区担当官は警視や捜査官ではカバーできないポリス機能を補填するために存在するというよりは、むしろポリス機能全般を一挙に担っていると言えるだろう。したがって「ポリスの神経であり眼 les nerfs et les yeux de la police」 28 と形容される街区担当官という役職を十分に果たすためには、影響力のある人物 homme de poids であることが必要不可欠であるとし、その人事の重要性をギョテは強調している 29 。

²⁶ *Ibid.*, p.49.

²⁷ *Ibid.*, p.52.

²⁸ *Ibid.*, p.80.

²⁹ *Ibid*, p.69. ポリス担当官の個人的資質の重視とそれに基づいた人事の重要性は、ルメール著『1770 年パリのポリス』でも認識されている。ルメールにおいては、ポリス業務のなかでも「治安」が重要視されており、捜査官の「知性・正確さ・迅速さ」が任務成功の鍵を握るとされている。こうした点にポリスの現場主義が表われているといえる。GAZIER, *op.cit.*, p.64.

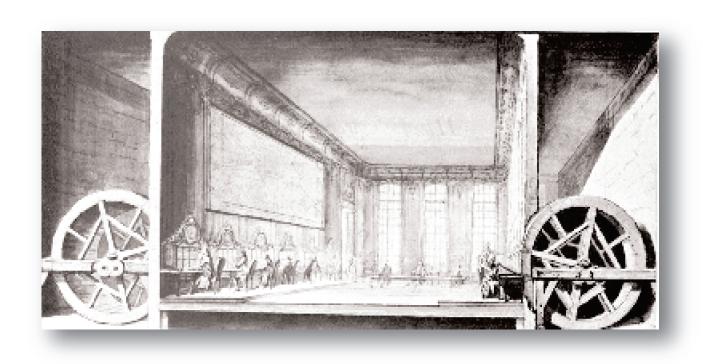
(5) 住民登録証の情報更新と「住民登録証管理運用機械 le serre-papiers」

住民登録証は街区担当官と警視総監の手元に合計二部あるわけだが、個人の情報は日に日に変化するものである。こうした流動性を前に情報の真正性を保つため、ギョテは二部ある証明書の内容の更新を想定している³⁰。街区担当官は週に二度、10 の項目で構成された担当地区の住民の新情報(街路掃除の違反・馬車に関する規則違反・サンディカ内の転入転出・税金の支払いなど)を手紙の形式で警視総監宅へ持ち込み、ふたつの住民登録証を同期させることを提案する。こうして「住民登録証」は常に「都市の正確なイメージune image fidèle de la ville」³¹を反映させることになるというわけだ。

こうした住民登録証を警視総監宅で保管するのが「住民登録証管理運用機械 serre-papiers」と呼ばれる機械である(図 1)。パリの人口を 100 万人と想定するギョテは、住民登録証を両面刷りとし、100 万枚に及ぶ情報をいかに処理するかを考える。そこで考案されたのが水車のような風変わりな木造の機械である。

³⁰ GUILLAUTE, op.cit., p.61.

³¹ *Ibid.*, p.48.



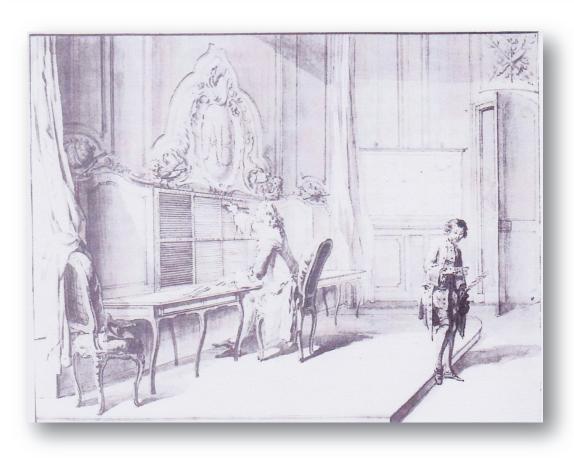


図 1. 「住民登録証管理運用機械」ガブリエル・サン=トーバン作
Le serre-papiers, dessiné par G. Saint-Aubin, M.GUILLAUTE, Mémoire sur la réformation de la police de France (1749), Jean SEZNEC (éd.), Hermann, 1974, p.65.
- 86 -

直径 12 ピエ (33cm×12)・外周 36 ピエ・幅 3,5 ピエの車輪の筒部分を 640 に区分し、その各部分に 40 枚の書類を収納できると計算するギョテは、パリの人口 100 万人分の住民登録証を収めるには 11 の車輪、すなわち住民登録証管理運用機械が必要だと述べる。各住民登録証管理運用機械には一名の官吏 commis が割り振られ、官吏は足で車輪を動かし、必要な書類にアクセスすることが出来る。また一つの住民登録証管理運用機械には街区二つ分の情報が収められており、住民登録証管理運用機械の正面に設置された仕切りには、サンディカの名称・家屋のナンバー・通りの名前が記されている。

こうして官吏は一歩も席をはずれることなく、そして時間を無駄にすることもなく、必要とする情報にアクセスすることが出来るのである。しかもギョテはこの機械を操作する官吏にミニマムな能力しか求めていない。「正確さl'exactitude」だけが操作における要件とされ、人員の入れ替えが必要な場合にも対応できる点を「このプロジェクトの最も有意義な点」であるとギョテは強調する³²。才気や才能を特段に要求せず、最小限の能力があれば足りるとする点で、一見奇抜にみえるこの機械ではあるが、その運用の継続性に説得力が与えられている。

このようにパリの全住民の情報を把握することで都市の透明性を確保し、収集した情報を集中管理して「善を行うあらゆる自由を保障し、悪を非常に行いにくくするような、誰も払いのけることのできないある種の鎖」のような統治システムを構想するギョテであったが、結局のところ彼は現代の研究者が評するように「理論家というよりは夢想家 less a theoretician than a dreamer」であり、その改革案は「まったくの空想上のアイディア a completely fanciful idea」 ³³だったのだろうか。ギョテの改革案を正当に評価するには当然のことながら同時代のコンテクストに即した分析が必要となってくるだろう。

(6) ギョテの構想の同時代的意義

捜査官デムリのカード式情報

R・ダーントンの研究で一躍脚光を浴びることになった捜査官デムリ Joseph d'HÉMERY, inspecteur de police (1722-1806)の記録簿を取り上げよう 34 。出版統制、平たく言えば怪しげな物書きの周辺情報の捜査を担当していたデムリは、1748 年から 1753 年にかけて 501

³² *Ibid.*, p.68.

³³ HARCOURT, op.cit., p.153.

³⁴ BnF, département des manuscrits, *Nouvelles Acquisitions Françaises*, ms 10781-10783.

名の「著述家」に関する報告書を作成している。『1752 年における物書きの記録 Historique des auteurs en 1752』と題されたこの報告書は、ダーントンが論じたように当時活躍していた百科全書派たちに対するポリスの懸念が表れているということで注目されてきた 35 。デムリの記録はあらかじめ印刷された以下の 6 つの項目で構成されている。①名前・記録作成日時 ②年齢 ③出身地 ④身体的特徴 signalement ⑤住居 ⑥経歴 (犯罪歴) histoire である。例えば、ディドロは次のように記録されている。

名前:ディドロ、作家、1748年1月1日

年齢:36歳

出身地 : ラングル

身体的特徴:平均的身長、慎ましい顔つき

住所:(空欄)

経歴:ラングルの刃物職人の息子。

非常に才気に満ちた男であるが、極端に危険な人物である… (中略)

『哲学断想 Les pensées philosophiques』『お喋りな宝石 Les Bijoux (sic)』、その他これらと同様の作品を出版。

また彼は L'Allée des idées という作品を執筆したが、自宅に手稿のまま残されており、今後出版しないことを約束。

トゥサン François-Vincent TOUSSAINT とエイドゥス Marc-Antoine EIDOUS とともに 『百科全書』を執筆している。

1749 年 6 月 9 日。『盲人書簡』と題された本を出版 ³⁶。

6月24日、この件で彼は逮捕され、ヴァンセンヌに投獄される。

既婚者だが、Puysieux 夫人と長年の愛人関係にあった。

反宗教・反習俗的な作品の著者…(中略)

素晴らしい知性をもった若者だが、不信心で身を鎧ったとても危険な人物である。

Robert DARNTON, « Les encyclopédistes et la police », Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie, n°1, 1986, pp.94-109.

Jean-Pierre VITTU, « Inspecteur d'Hémery organise ses fiches : les instruments de la police du livre à Paris dans la seconde moitié du XVIIIe siècle », *Ordonner et Partager la ville, XVIIIe-XVIIIe siècle*, Gaël RIDEAU et Pierre SERNA (sous la dir.), Presses universitaires de Rennes, 2011, pp.75-87.

³⁶ ディドロのカードが作成されたのは 1748 年 1 月 1 日なので、1749 年の部分はデムリによる追記だと思われる。

神秘を軽蔑するような口調で語り、人生最後の瞬間が訪れたなら、他の人々と同様に告解し、われわれが神と呼ぶところのものを受け入れるだろうと言っているとされる。とはいえそれは義務からではなく、自分が無宗教で死んだことを家族が非難されるかもしれないといった懸念からそうするのだ、という。

こうした体系的なカード式情報収集システムは、個人を特定するための複数の項目が設けられ、特にその個人の履歴がカバーされるという点で、ギョテのそれと一定の共通点のあるものとして理解できる。デムリが危険な「著述家」としてその動向に着目していた人物のほとんどはフィロゾーフや百科全書派とは何の関係もない単なる怪しげな「物書き/犯罪者」だったが、この記録簿は犯罪の取り締まりという点において一定の効力を発揮していたことが次の事例からわかる。

1757年2月18日、ダミアン事件の騒ぎが収まらない中、32歳無職のアントワーヌ・ロノレ Antoine L'HONORÉ はチュイルリー公園で、ポンパドゥール夫人の毒殺計画が記された手紙を発見したと警視ルヴィエ Jean Charles LEVIÉ の執務所で申立を行った ³⁷。即刻ロノレの間借りしていた部屋で家宅捜索が行われたが、決定的な証拠は何も見つからず、疑惑の目を向けられたロノレはバスティーユに投獄されてしまう。結局、ポンパドゥール夫人からの保護と特権を見返りとして期待し、夫人の毒殺計画を偽って密告したと白状したロノレは、同年3月21日にビセートルに移送され、8月20日にカン Caen に追放となる。警視ルヴィエの家宅捜索に同行した捜査官デムリは、ロノレをバスティーユに連行したのち、あることに気が付く。

チュイルリー公園で発見されたとされるポンパドゥール夫人の手紙の事件で、今月 18 日に私が逮捕しバスティーユに連行したロノレ氏について、私は物書きについて の記録簿のなかにこの人物に関する何らかの情報があったことを思い出しました。実際に探してみたところ、彼がクレルモン伯爵に詩とともに送りつけた 1751 年 7 月付 の請願書を見つけました。この伯爵の庇護を得ようと彼が頼った人物にあてた手紙もありました。この二枚の書類はロノレ自身の手で書かれ、署名されております…彼を尋問することで、高貴な人々のもとで何かを得ようと策略を練るのは今日に始まったことではない、ということが証明されるでしょう。このやり方からすれば、問題の手紙の作者が彼であることは疑いようもないでしょう 38。

³⁷ AB, ms 11967, fol.19-116.

³⁸ *Ibid.*, fol.36.

1757 年 2 月 28 日 デムリ(署名)

ここでデムリが思い出し、自身のファイルから見つけたのは、先述した 6 項目からなる記録 (史料 1) とロノレがクレルモン伯に宛てた請願書である。このロノレに関するデムリのカード式情報は、現在フランス国立図書館・アルスナル分館・バスティーユ文書コレクションの整理番号 11967 に収められている。先述の『1752 年における物書きの記録』(フランス国立図書館・手稿部・NAF コレクション所蔵) に収められていたファイルのなかで、その後の捜査で必要になったものは、移動され他の事件ファイルに組み込まれたのだと推測できる ³⁹。したがって『1752 年における物書きの記録』は元来、現在収容されている501 名分以上の情報が詰まっていたのであろう。ともかく、1751 年 7 月に作成された容疑者記録が 6 年後の捜査に決定的な一打を与えることになったのである。

こうしたギョテと同時代のカード式情報の実例を分析すると、ギョテの個人情報登録システムのアイディアも時代の精神に呼応していたものであることが理解できる。実際にデムリの記録は犯罪者捜査において、捜査に指針を与え早期解決に導くものであったという一定の成果が見られたわけで、全住民と容疑者という対象の違いはあれ、こうした情報収集システムは必ずしも空想の産物とは言い切れないのである。こうした実例はデムリのほかにも同じく捜査官プソの記録簿にもみられる。

³⁹ この点は著者がバスティーユ文書の調査で初めて明らかになったことである。

NOMS.	Age.	PAYS.	Signalement.		
(名前)	(年齢)	(出身	(身体的特徵)		
		地)			
Honoré (l')	26	Paris	Grand, assez bien fait.		
Auteur.	ans				
1 ^{er} Juillet 1751					
ロノレ	26 歳	パリ	大柄、比較的整った顔		
作者					
1751年7月1日					
Demeure.	HISTOIRE.				
(住居).	(経歴)				
	Il a été dans les emplois et est présentement dans				
(空欄)	la misère.				
	Il sollicite partout de l'emploi et présente des				
	vers à tout le monde pour en avoir.				
	Lisez à ce sujet les pièces ci-jointes.				
	彼はかつて職についていたが、現在は窮乏。				
	至る所で職探しをしており、職を得るため				
	にあらゆる人々に詩を披露している。				
	この件については同封の資料を見よ。				
	(同一の人物の行動や履歴をトレースし続ける				
	カードとして運用するための追記用スペース 筆者記)				
T P 100 /					

史料 1. BnF, AB, ms 11967, fol. 38.

捜査官プソの犯罪者情報

1730 年代後半から 1760 年頃に捜査官として活躍したプソ Jean POUSSOT, inspecteur de police は、レ・アール地区を中心に犯罪者/非行者の監視や逮捕をその任務としていた。

1738年から 1754年に作成された全 2,692名の逮捕者記録簿は、電話帳のようなインデックス付でアルファベット順に整理されている。デムリの場合のように、あらかじめ印字された項目が存在するわけではないが、その記録は以下の 5 つの要素で構成されている。①姓名・年齢・職業 ②収監された牢獄の名前 ③逮捕日 ④封印王状(国王命令)かポリス令かどうか ⑤逮捕理由 である。

プソの犯罪者記録を詳細に分析した A・ファルジュによれば、全逮捕者のうち男性が 1897名、女性が 795 名を占めるという 40 。逮捕者の約三分の一は「窃盗」によるもので、963 名にのぼる。また「放蕩 libertinage」や「物乞い mendiants valides」 41 「脱走兵」の割合も 窃盗に次いで高いようである。

一例をあげてみよう。①ド・ムイー(シュヴァリエ)②バスティーユ ③1745 年 2 月 15 日 ④封印王状(国王命令)⑤パリ新聞 la nouvelle de Paris の続編出版の特権を得ていた にもかかわらず、オランダの新聞を販売したことにより、特権は取り消されバスティーユ に連行 42 。(史料 2)

18 世紀の出版研究では比較的名の知れた人物であるこのシュヴァリエ・ド・ムイー Charles de Fieux de MOUHY ou MOUCHY(1701-1784)は、1730 年代から様々な小説を出版するが、同時に手書き新聞 gazette à la main を売り歩いていた。この手書き新聞に関してポリスは黙認していたが、1741 年に出版許可なしに発表した小説 les Mille et une faveurs が原因で、同年 4 月 25 日にバスティーユに投獄される。その後、ムイーは時の警視総監マルヴィルに情報屋として採用され、パリの様子を逐一警視総監に報告するというスパイ活動が課される。だが、再び 1745 年に上記の理由で再度逮捕される。バスティーユに 1 か月拘留されたのち、ルアンに 6 か月間の追放という処罰を受けることとなった彼は、パリに戻るや否やマルヴィルの後継者である警視総監ベリエのもとで再びスパイとして採用されることになるのである。犯罪者であった彼が、今度は犯罪者を密告する側に回ったのである。このようにポリスのスパイ活動は犯罪者や職を失った家内奉公人などに支えられていたのである。

⁴⁰ Arlette FARGE, La vie fragile: violence, pouvoir et solidarité à Paris au XVIIIe siècle, Hachette, 1986, pp.161-194.

⁴¹ ここで問題とされるのは、障害・老齢・病気などが原因で労働に従事できない物乞いではなく、労働が可能な条件を満たしているにも関わらず物乞いを行う者である。

⁴² AB, ms 10140, fol.88bis, « Registre contenant la table alphabétique des personnes arrêtées par Poussot, inspecteur dans le quartier des Halles, de 1738 à 1754 ».

⁴³ Paul D'ESTRÉE, « Un journaliste policier, le chevalier de Mouhy », Revue d'histoire littéraire de la France, 4^e année, No.2, 1897, pp.195-238.

また、プソの記録簿には犯罪者/非行者のほかに、レ・アール地区の穀物運搬請負人 forts ou plumets を分類したリストが挿入されている。穀物運搬夫 porteurs des grains とは計量吏 mesureurs des grains とともに、穀物取引を円滑に進める任務を帯びた官吏 officiers である。 その名が示す運搬という業務に留まらず、売り手と買い手の仲裁、取引における違反の監 視、各取引の記録作成が主な役割であるこの役職について、ドラマールはその起源を古代 ギリシャ・ローマに見出し、また「誠実さと警戒心」が不可欠とし、ある種権威的な存在 である彼らを単なる労働者とは区別している 44。15世紀初頭に講社 confrérie として認可 され、16世紀には誓約職業団体 juré へと進化した運搬夫組合は、17世紀から積み卸しと いった単純労働を日雇い労働者に請け負わせていく。この請負人が「フォーforts」あるい は「プリュメ plumets」と呼ばれる穀物運搬請負人である 45 。彼らはその職業柄、身体的 に非常に堅強だった。例えば『穀物取引における対話』の著者ガリアーニは、この運搬請 負人について、「頭脳の代わりに肩を用い…能力や技といえば筋肉の力だけ」と辛らつな描 写をしている ⁴⁶。運搬請負のみで生計を立てているのは稀で、彼らの多くは同時に衛兵 garde として雇用されていたようである 47。ガリアーニが危惧するように、剛健で衛兵で もある彼らがひとたび反乱を起こせば、それを鎮圧することは難しく、「最も有徳な政府の 栄光を傷つけ、汚す恐れがある」 48のである。大規模な混乱を潜在的に引き起こす可能性 のある穀物運搬請負人に対して捜査官プソが犯罪者に向けるのとある種同等のまなざしを 向けていたのは、そうした理由からだった。

「大柄運搬請負集団 bande de gros forts」「小柄運搬請負集団 bandes de petits forts」等と題されたプソのリストには、それぞれ 20 名前後の名が記録されている。例えば、

*ニコラ・ディヴェルダン・24歳・パリ出身・小麦の取扱い・中央 市場で最強、そして最も大柄な男・最も良き臣民のひとり

Nicolas Diverdin, âgé de 24 ans, natif de Paris, il travaille dans les bleds et farines. C'est le plus fort de toutes les Halles, le plus grand et le plus gros et un des meilleurs sujets.

Nicolas DELAMARE, Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent, Amsterdam, 1729, tome 2, livre 5, titre 8, chap.6, p.652, p.664.

Steven KAPLAN, Provisioning Paris: Merchants and Millers in the Grain and Flour Trade During the Eighteenth Century, Cornell University Press, 1984, pp.553-557.

⁴⁶ Ferdinando GALIANI, Dialogue sur le commerce des blés, Londres, 1770, p.223

⁴⁷ KAPLAN, op.cit., p.554.

⁴⁸ GALIANI, op.cit., p.224.

*ジャン=ジャック・プレヴォ・33 歳・パリ出身・小麦の取扱い・フランス衛兵ブロシー 中隊の隊員・酔っ払いで粗野

Jean Jacques Prévost, âgé de 33 ans, natif de Paris, il travaille dans les bleds et farines et soldat dans les gardes françaises compagnie de Brocy. C'est un ivrogne et un brutal.

*ジャン・ラ・バセ(息子)、33歳・パリ出身・フランス衛兵鼓手ラジリー中隊・小麦の取扱い・粗野

Jean La Bassé, le jeune, âgé de 33 ans, natif de Paris, tambour des gardes françaises, compagnie de Rasilly, il travaille dans les bleds et farines, c'est un brutal.

このように、プソはレ・アールにおいて、悪しき犯罪者、そして混乱を潜在的に引き起こす可能性のある労働者を分類・記録することで、担当地区の透明性を確保し、ポリスの機動性を向上させようとしたのである。

De Mouhy,	Bastille	15 février 1745	Ordre du roi	Il avait obtenu un
le chevalier				privilège pour la
				suite de nouvelle de
ド・ムイー	バスティーユ	1745年2月15日	国王命令	Paris, mais ayant
シュバリエ				fait débiter celles
				d'Hollande, et on
				lui a volé son
				privilège et conduit
				à la Bastille.
				パリ新聞の続編
				出版の特権を得
				ていたにもかか
				わらず、オラン
				ダの新聞を販売
				したことによ
				り、特権は取り
				消されバスティ
				ーユに連行



史料 2. « Registre contenant la table alphabétique des personnes arrêtées par Poussot, inspecteur dans le quartier des Halles, de 1738 à 1754 », AB, ms 10140.

以上のように、現場で「よき秩序の維持」の実現に向けて格闘していたポリス担当官は、それぞれが独自に情報整理システムを作成していたわけである。とはいえ、デムリやプソのように、スパイネットワークを駆使しながら、ともかく犯罪者/非行者の監視に的を絞り都市をより安全に導こうという意識と、ギョテのそれとの間に差異が存在するのも事実である。ギョテのアイディアは、人の「移動」に基盤にその軌跡を情報化し、個人と情報を紐づけ可能にすることで都市に隈なく「警視総監の視線」を行き渡らせようというものである。前者の目的が社会の悪を標定し、それを阻止もしくは排除することだとすれば、後者のそれは究極的には悪の存在する隙をも与えないということだからである。無秩序の「予防」という意識は両者に通底するものであるが、ギョテが目指したのはその更なる徹底化なのである。犯罪への素早い対処、ひいてはその「予防」という理念は、1667年の警視総監職の設立、もしくは1708年と1740年の捜査官職の導入が象徴するものであり、まさに近代ポリスが目指した統治のあり方だったわけである49。ポリスのあり方を徹底的な形で

⁴⁹ « Édit portant création d'une lieutenance de police de Paris », Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789, par ISAMBERT...tome 18,

追い求めようとしたギョテの改革構想は、夢物語というよりは、アンシャン・レジームの 理念に忠実に沿ったものであったと言えるだろう。

同様に、犯罪の「予防」に対する意識の程度の差こそあれ、情報を収集・分類・記述するという新たな実践という観点からみれば、ギョテの構想は 18 世紀半ばに、ポリスによって独自にローカルな場で編み出されていた実践と大きくシンクロナイズするものとして位置づけることができる。こうした新たな情報収集の方式は以後約 20 年の時を経て、実際に捜査官の活動に組み込まれていく。次節で論じる警視ルメールの『1770 年パリのポリス』では、こうした記録簿の作成が一般的な捜査官の重要な任務として認識されており、1760 年代後半に至って、このようなポリス担当官の独自な実践は、少なくともパリにおいては、正式な職務と姿を変えていくことになるのである 50。

「詳細で些末な物事の監視、それがなければ市民は安全にも快適にも暮らせないのであるが、そういった監視でないならば、ポリスとは一体何なのだろうか」 51というギョテの指摘は、まさにドラマールが『ポリス論』を以て示したことに見事に符合する。ただし、ギョテはポリスの本質を提示するに留まらない。ギョテによる改革構想は既存のポリスのあり方への批判から出発するのである。そのひとつは、社会に混乱が生じて初めてその解決策を講じようとするポリスの事後対応だった。そしてもうひとつは、過去のポリス改革論が机上の空論であり、現状に見合った提案ではないという点である。ギョテにとっての「良きポリス」とは「予防 obvier」を意味し、犯罪や混乱を未然に防ぎ、社会秩序を守ることである。過去のポリス改革論からの批判をもとに、都市の「透明性」を追求したギョテだが、こうした意識は 18 世紀のポリス関係者の多くに共通するものだった。都市の膨張、貧困(主に物乞い)の増加、浮動人口の増加、ペストの脅威といった複数の社会的要因が絡み合うなか、秩序維持や公共の安全の確保のため、都市の透明性や可視性が求められたわけである。そうした透明性を確保するための手段のひとつとして提示されるのが、ギョ

Belin-Leprieur, 1829, p.100.

Paolo PANOLI, Naissance de la police moderne : pouvoir, normes, société, La Découverte, 2003, p.47.

50 GAZIER, op.cit., p.73 「こうして収集された夥しい数の報告書は警視総監と治安を担うポリス担当官にとって非常に有用であり、彼らはそれを参照することができる。それは本当に不審な人物と根拠なく疑われる人物とを区別するための簡潔かつ確実な方法である」

⁵¹ GUILLAUTE, op.cit., p.96.

テの改革案のような住民情報の記録や人物を同定する技術である ⁵²。18 世紀における記録簿、パスポート、健康証明書、同業組合証などの飛躍的増加と身体的特徴の描写という実践の広まりは、「良き秩序」の実現を目指すポリスの機動性や統治の効率性向上の要請に基づいたものだった。

ギョテの改革構想においてさらに指摘すべき重要な点は、人間一般を考えるうえで「人間はあるべき姿ではなくそのままの姿で理解されねばならない」という姿勢である。あくまでも都市の網の目のような監視の目を張り巡らせることで悪を非常に行いにくい環境を作り出し、無秩序の芽を摘もうというのがギョテの議論であり、人間を有徳な存在に変化させたり、人間の内面に踏み込み規律化しようということは想定されていない。彼は、一般的な人間の諸行為や自由を尊重した上で、ポリス機構に問題があることを深く認識し、同時代の人や社会のあり方に適合的な独自の方法を追求し、技術を駆使して問題解決を導こうとした。つまり、移動の自由を承認したうえで、その軌跡から個人を把握し、一人の人間が自分の家を知るのと同じくらい完全なほどに都市という空間をリアルタイムで把握することで 53、良き秩序を維持しようと努めたのである。こうした発想は、人々の移動が盛んになった 18 世紀ならではのものであり 54、田園地帯や国王道路上のポリスを担った騎馬警備隊という職に就いていたギョテだからこそ抱きえたものだろう。

補足 発明家そして百科全書派としてのギョテ

ギョテの住民登録証管理運用機械は、読者を圧倒するような外観を呈している。ここで ギョテの改革案の編者セズネックの指摘にもう一度目を向けてみよう。「浮き橋」の考案者 として科学アカデミーに登録されているという点である。王立科学アカデミーが 1785 年に 出版したカタログでは、それまでにアカデミーに承認された各学問における知見のリスト を参照することが出来るが、1748 年の機械学 55 mécanique の分野でアカデミーに承認され

⁵² DENIS, op.cit. ROCHE, op.cit., p.369.

⁵³ GUILLAUTE, op.cit., p.28.

Daniel ROCHE (sous la dir.), La ville promise: mobilité et accueil à Paris (fin XVIIe-début XIX siècle), Fayard, 2000.

⁵⁵ ギョテがエンジニアとして携わった領域は、彼が執筆した百科全書項目「軍事用橋 pont militaire」内の言葉に見られるように、機械学 art mécanique である。それは土木工事、軍事技術、造船、時計製造などの精密機械製造技術を含む領域である。文法・論理学・修辞

た発明 5 つのうちひとつがギョテの「浮き橋」なのである 56 。アカデミーの評価は以下の通りである。

イル・ド・フランス騎馬警備隊の隊員ギョテ氏によって発明された浮き橋。この橋は船で構成されるが、通常の浮き橋よりも構造そして組立の点でより堅固に見える。アカデミーはこの橋が有用になりうると判断し、また移送の点でもわれわれが知っているものよりも簡単に行えると考える。そして何よりも、船を最小化し、またその建設に最も軽量な木材を使用することで、問題なく橋の強度を実現できる点(を評価している) 57 。

しかもこの「浮き橋」はその後「軍事用移動浮き橋 pont militaire portatif」「軍事用浮き橋 pont militaire」そして「仮橋 pont volant」として展開されていくこととなる 58 。従来のポリス研究において、ギョテが『百科全書』の「軍事用浮き橋 pont militaire」という項目の執筆者であるという言及があるが、百科全書派とギョテの関係は以下の事実によって補強される。

1747年にサン=メダール教区の主任司祭ピエール・アルディ Pierre HARDY de LEVALÉ (在職 1742-1778) 59 とペローPERRAULT という騎馬警備隊・上級班長 exempt により、ギョ

学など主に言葉の運用を対象とした自由学芸 art libéral に対し、従来、身体的作業として低い位置に置かれていた機械学の有用性、そして学としての重要性に注目する傾向が当事高まっており、それは、ダランベール『百科全書序論』DIDEROT et D'ALEMBERT, Encyclopédie, tome1, 1751, pp.xii-xiii, « Discours préliminaire »で確認できる。本論文では、自由学芸と対をなす学として機械学の記述を採用する。田中大二郎・松本礼子「マレショセ隊員ギョットのパリ住民データベース構想とポリス改革」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』第33号、2013年、14頁。

Collection académique composée des mémoires, actes ou journaux des plus célèbres académies & sociétés littéraires de l'Europe: concernant la physique, l'histoire naturelle, la botanique, la chymie, l'anatomie, la médecine, la mécanique: tome dixième, partie française, Chez G-J.Cuchet, Paris, 1785.

⁵⁷ *Ibid.*, p.465.

Recueil De Planches Sur Les Sciences, Les Arts Libéraux Et Les Arts Mécaniques: Avec Leur Explication, seconde livraison, en deux parties, Briasson, 1763, Section Charpenterie, pp.6-7(pp.499-500).

⁵⁹ Ségolène de DAINVILLE-BARBICHE, Devenir curé à Paris : institutions et carrières

テがムフタール通りの自宅にディドロ夫妻を居候させていることが告発されているのである。

無職で、妻と共にイル・ド・フランス騎馬警備隊のギョテ氏宅に居住しているディドロという男は、才気にあふれる青年であるが、不信心で身を鎧っている。彼は数多くの哲学書を著わしてきたが、そこで宗教を攻撃している…彼は自作が二年前に高等法院の判決で焚書になったことを自慢している。ギョテ氏がディドロの行いや意見を知らないことはないだろう 60 。

さらにギョテとディドロの交友関係は、1751 年 7 月 8 日に行われたギョテの娘の結婚証明書からも読み取れる。娘の家族側の参列者としてディドロとその妻 Anne Antoinette CHAMPION の署名が確認できるのである 61 。

また、ブシェ・ダルジが編集したとされる『百科全書』の「ポリス」項目のうち、ポリスの歴史的変遷を解説した「ポリス (統治)」と題された個所を注意深く読めば、その一部がギョテのテクストからの引用であることが分かる。

都市を形成する家々の集合のようなポリス法典 code de la police がある。都市が形成され始める時、人々は都合の良い土地に落ち着くが、そこには規則性は考慮されてはいなかった。やがて建物は怪物的集合体と化すが、何世紀にもわたる配慮と注意で何とかかろうじて切り抜けることができるのである。同様に、社会が形成され始める時、まず必要性に応じていくつかの法が制定された。市民の数が増えるにつれて、必要性は増大し、法典は一貫性も関連性もない巨大な王令の寄せ集めとなった。この無秩序はまさに家々の乱立に喩えられるものである。火事で焼失した都市にしか規則性は存在しないのであり、あらゆる分野に関してよく関連付けられたポリスのシステムを実現するには、今まで集めたものを全て焼き払うしかないであろ

ecclésiastiques (1695-1789), PUF, 2005, pp.471-472. アルディは反ジャンセニストとして時のパリ大司教 C・ド・ボーモンによってサン=メダール教区に派遣される。1752 年から 1771年にかけて、ジャンセニストへの終油の秘跡拒否によって高等法院から訴追されている。

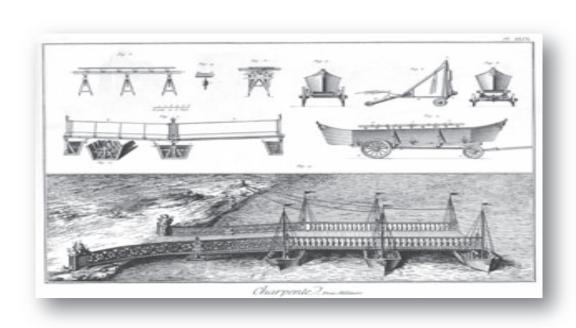
⁶⁰ Œuvre complète de Diderot, par J.ASSÉZAT et M. TOURNEUX, tome vingtième, Garnier Frère, 1877, pp.132-133. ちなみに、アルディとペローの告発文がデムリのディドロに関するファイルの下敷きになったと思われる。

⁶¹ Archives Nationales (AN), cote MC ET/XVI/ 799 soit étude XVI, liasse 799, acte du 8 juillet 1751.

j。だが、この解決策は最良であるが実行不可能であろう 62 。

以上のテクストは『百科全書』の第 12 巻 910 ページの記載でもあり、ギョテの改革案の 19 ページの記載でもある。『百科全書』のほうは、この文章に続きポリスがいかに不完全 で、問題発生時に確固たる解決策を打ち出すことが至難の業であるかという趣旨の指摘が続く。一方ギョテにおいては、ポリスを一から改革しようとするポリス改革論者の机上の 空論を批判し、社会の現状を尊重した改革を提示するための導入部分として、この一文は 機能している。

いずれにせよ、ギョテの改革案は 18 世紀に出版されることなく、現在まで「歴史の中に消え失せた essentially lost to history」 63 「空文 lettre morte」とされてきたが 64 、少なくとも百科全書の編集に関わる者のなかでは確実に読まれ、また一部採用されるほどに価値あるポリスの歴史的叙述と認識されていたのである。



⁶² GULLAUTE, op.cit., p.19. DIDEROT et D'LEMBERT, Encyclopédie, tome 12, p.910.

⁶³ HARCOURT, op.cit., p.153.

⁶⁴ GUILLAUTE, op.cit., introduction par Seznec, p.8.

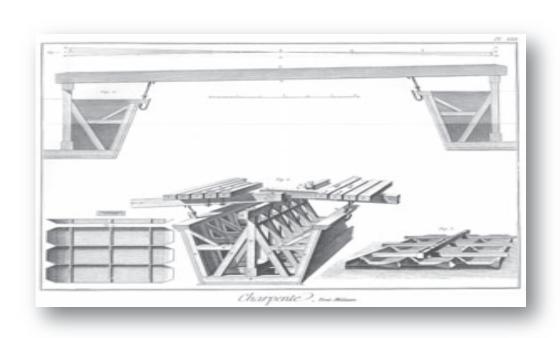


図 2. 以上二枚は「軍事用浮き橋 pont militaire」

Recueil De Planches Sur Les Sciences, Les Arts Libéraux Et Les Arts Mécaniques...pl, XXIX,
pl.XXX

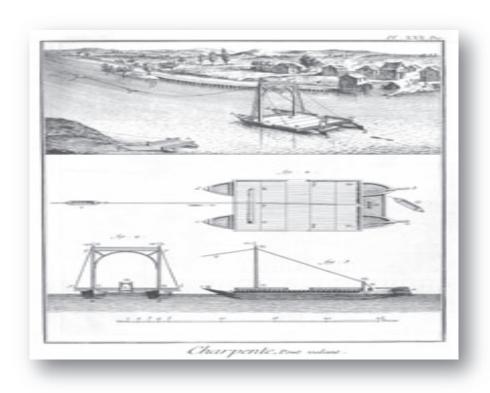


図 3.「仮橋 pont volant」

Recueil De Planches Sur Les Sciences, Les Arts Libéraux Et Les Arts Mécaniques...pl, XXX-bis.

こうしてポリス改革構想を練り上げたギョテと以上のような軍事用浮き橋を設計し、『百 科全書』に寄稿したギヨテは、同一人物であると推測される。このようなギヨテの周辺情 報から、謎めいた彼の素性が浮かび上がってくる。『百科全書』の図版集に掲載された「軍 事用移動浮き橋」「軍事用浮き橋」そして「仮橋」の解説には「ギヨテ父の発明」と記され ており、相変わらず名前の特定はできない。だが、1765年のアルマナ・ロワイヤルを参照 すると、イル・ド・フランス騎馬警備隊の隊員として三名のギョテが記載されている。「ギ ヨテ長男 Guillote l'aîné」「ギヨテ次男 Guillotte le jeune」「ギヨテ・ベテラン Guillotte vétéran 」 である 65。特にギヨテ次男には「ボンディ班指揮官 commandant la brigade de Bondy」との 役職が明記されていることから、これは Alexandre であると推測できる。アレクサンドル・ ギョテは 1778 年にサン=ルイ騎士団の隊員となり、1786 年には国王ルイ 16 世の任命によ り、植物園とその周辺地域のポリスを担当する指揮官 commandant du jardin des Plantes と なった人物である。その後1789年には国民議会にサン=ヴィクトワール・ディストリクト の代表として選出されている 66。よって「ギョテ・ベテラン」がポリス改革案の著者と推 測されるわけであるが、これはパリの公証人文書を参照することで解決されるだろう。パ リ公証人ミレ Millet とルブラン Le Brun の 1766 年 7 月 3 日付の死亡証明書をみると、「イ ル・ド・フランス騎馬警備隊・名誉隊員フランソワ=ジャック・ギョテ François-Jacques GUILLOTTE | とされ、財産相続人としてシャルル Charles とアレクサンドルの名が記載さ れているのである⁶⁷。

ポリス改革案の著者であり、科学アカデミーの承認を得た発明家、そして『百科全書』 の執筆者でもあるギョテとは、ようやく 1766 年に没したフランソワ=ジャックであること が確認できたのである。

⁶⁵ Almanach Royal année 1765, Le Breton, 1765, p.512

⁶⁶ Haim BURSTIN, Une révolution à l'œuvre : le faubourg Saint-Marcel (1789-1794), Champ Vallons, 2005, pp.105-110.

GOMEZ PARDO, op.cit,.

⁶⁷ AN, série Y, ms 5328, « Registre de clôture d'inventaire après décès au Châtelet de Paris ».

(1) はじめに

本節が対象とするのは、1768 年から 1771 年にかけて警視総監サルティーヌが警視ルメール Jean-Baptiste-Charles LEMAIRE, commissaire de police に作成させ、1879 年にガズィエにより編集・公刊されたパリのポリスに関するメモワールである。このメモワールが作成される契機は、自国のポリス再編成を試みるオーストリア宮廷の要請にあり、オーストリア大使からあらかじめ受け取ったパリのポリスに関する 16 の質問表に答える形で編まれている 1 。しかしながら、筆者ルメールはこうした当初の意図を超えて、本作品ではより

¹ 1° Quels sont, dans l'ordre judiciaire, les objets qui sont du ressort de la police? 司法の分野において、ポリスの管轄に属する対象は何か。

^{2°} Quels sont les juges commis pour juger les causes de la compétence de la police? ポリスの権限に関する訴訟を裁く裁判官はどのようなものか。

^{3°} Quels sont les différents degrés et les départements des personnes chargées de la police? ポリスを担う官吏の階級や部局はどのようなものか。

^{4°} Quel est le nombre et quelles sont les fonctions des commissaires du quartier? 街区の警視の人数及びその職務はどのようなものか。

^{5°} Quels est le nombre et quelles sont les fonctions des inspecteurs de police? 捜査官の人数およびその職務はどのようなものか。

^{6°} Quel est le plan des instructions qui leur servent de règle dans l'exercice de leurs fonctions? 捜査官の職務遂行に関して、彼らはどのような指揮系統に従うのか。

^{7°} Différentes classes de personnes employées par les inspecteurs de police. 捜査官によって雇われる人員(スパイ)の種類について。

^{8°} De quelle manière ils se procurent des informations exactes sur la demeure, la condition, le genre d'occupation et de gagner leur vie : 1. Les habitants permanents 2. Des étrangers 彼らは住民および外国人の住居・身分・職業等に関する正確な情報をどのように入手するのか。

^{9°} Des dénonciations, si les dénonciations volontaires sont admises, si elles sont encouragées, comment on les encourage. 密告が許され、しかも奨励されている場合、どのようにそれを促すのか。

^{10°} Qualités requises dans ces mêmes personnes (employés de la police); leur salaire fixe ou autre en certains cas.ポリスに雇われる人員に求められる資質について。定額制報酬かどう

広くパリのポリスの理念、組織、運営といった側面についての詳細な説明を展開しており、それは「正真正銘のパリ・ポリス論であり、この重要な行政機関に関する様々な対象事項がフランス的な明快さをもって提示されている」 ²と評価され、研究者たちによって参照されてきた。この点について、歴史家ミリオとカプランはその共著の論文で、本作品が一義的にはハプスブルグ帝国との同盟関係強化のための一環であったことを前提としたうえで、1760年代後半からフランス国内ではポリスの存在意義や管轄領域が議論の俎上に載りはじめる時期であったことから、このメモワールが対内的にもポリスの正当性を示すために必要とされていたことを指摘している ³。具体的にポリスがその際念頭に置いていたのは、第一にはポリスの穀物政策に対するフィジオクラートたちからの批判である。事物の自発的調整を重視するフィジオクラートたちは、穀物の価格統制や流通への介入に対する批判を皮切りとし、空間や人口に規制をかけつつ人間を幸福へと導こうというポリスのあり方を攻撃するのである ⁴。第二に1770年5月30日に発生したロワイヤル通りでの大惨事である ⁵。後のルイ16世となる王太子とマリ=アントワネットの婚礼祝賀行事として、

か。

11° Quel est le système de la police par rapport aux charlatans? 詐欺師に関するポリスの対策は何か。

12°Quel est le système relativement aux filles de joie? 娼婦に関するポリスの対策は何か。 13°Si les filles de joie sont employées à l'espionnage.娼婦はスパイとして雇われるのか。

14° Quel est le système de la police relativement : 1. à la propreté des rues 2. à l'entretien du pavé? 街路の衛生および石畳の手入れに関するポリスの対策は何か。

15° Quelle est la manière dont les rues sont éclairées pour la sûreté pendant la nuit? 夜間の安全のための街路照明はどのようなものか。

16° Quel est le système pour l'avitaillement de Paris? Police de boulangers. Quels sont les moyens de les contenir? Quels sont les moyens pour contenir les boucher? パリの物資供給のシステムはどのようなものか。パン屋のポリス、彼らをどのように管理するか。また肉屋をどのように管理するか。

² GAZIER, op.cit., p.5, « Introduction ».

³ Steven KAPLAN et Vincent MILLIOT, « La police de Paris, une < révolution permanente >? Du commissaire Lemaire au lieutenant de police de Lenoir, les tribulation du Mémoire sur l'administration de la police (1770-1792) », Réformer la police : les mémoires policiers en Europe au XVIIIe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2009, pp.69-115.

⁴ NAPOLI, *op.cit.*, pp.69-106.

⁵ FARGE, *op.cit.*, pp.234-258.

ルイ 15 世広場(現コンコルド広場)で花火が打ち上げられたが、群衆が一挙にルイ 15 世 広場から北に走るロワイヤル通りに押しかけ、雑踏のなかで 132 名が圧死、窒息死するという事件が起きたのである。祝賀行事の警備の責任者はパリ市当局のパリ商人頭ビニョン Jérôme BIGNON, prévôt des marchands にあったが、警視総監サルティーヌにも批判の矛先が向けられるのである。ポリスに批判的な見解が高まる中、このルメールのメモワールが作成されたのである。

こうした指摘を念頭に置きつつ、ルメールの作品から析出される人間や社会、そしてポリス自身に関する認識を検証することを本節の目的とする。

(2) 警視ルメール

このように対外・対内的な必要性に迫られて編集された本著であるが、内容の検証に入る前に著者ルメールの素性から明らかにしていきたい。ジャン=バティスト=シャルル・ルメールの生没年や家系に関する情報が欠けている中、彼が警視 commissaire として警視同業組合に加入したのは 1750 年とされている。1751 年にサン=ブノワ街区、次いで 1755 年にシテ島を担当地区として任されていたルメールは、1757 年にモベール街区 le quartier de la place Maubert へと配置換えされ、1779 年まで本地区に勤務していた。こうした経歴は当時の警視としては決して特異なものではない 6。新人警視の研修の場として機能していたサン=ブノワ街区やサン=ジェルマン街区では、比較的短期間で担当警視が交替し、その後、特定の街区に根付くというパターンがあったようだ。

だが、モベール地区に赴任してわずか 1 年後の 1758 年に、ルメールは特権的な « le titre d'ancien » (「古参」) の称号を授与されている。1688 年に発布された警視同業組合の規定では、この「古参」の称号は文字通り実際の勤続年数に応じて授与されるものだとされているが、警視総監ルノワールが革命後の 1790 年代に記した手記では、「警視総監の意向で古参の称号を授与することが出来る」 7とされている。こうした点とモベール地区での古

⁶ Vincent MILLIOT, « Saisir l'espace urbain : la mobilité des commissaires au Châtelet et le contrôle des quartiers de police parisienne au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, 50-1, janvier-mars 2003, pp.54-80.

Steven KAPLAN, « Note sur les commissaires de police de Paris au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, XXVIII, oct.-déc., 1981, pp.669-685.

⁷ Vincent MILLIOT, Un policier des Lumières suivi de Mémoire de J.C.P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris écrits en pays étrangers dans les années 1790 et suivantes, Champ Vallon, 2011, p.927.

参の称号授与までの平均年数が17年だということを併せて鑑みると、わずか8年でこの称号を与えられたルメールは熱意や貢献度といった何らかの点で称賛に値するような警視であったと想像できる。ミリオによれば、1688年の同業組合の規定では、警視は警視総監をはじめとしたシャトレの司法官に対して一定の自律性を保っていたとされ、警視総監の意向は同業組合を通して警視に伝達されていたとされている8。だがルメールの事例から明らかなように、18世紀後半には警視総監が警視の昇進、任務の割り当てや人事を直接的に行っており、警視に対する警視総監の影響力が増大しているのである。よって、ルメールのメモワールも警視総監サルティーヌの意向が濃く反映されていると考えられるのであり、だからこそ単なるオーストリアへの回答という域を超えて、「教訓的ポリス論 un traité didactique de la police」9としてサルティーヌの後任ルノワールの目に留まり、1780年代にルメールに加筆させたうえでルノワールがコメントを付記し出版しようと試みたのだった10。

(3) 序文をてがかりに

ルメールはその序文 observation préliminaire で、オーストリア宮廷からの質問に答えるという目的を明確にしつつ、ポリス概念一般やその規則を叙述するに留まらず、「パリで実際に用いられているポリスのあり方」を明快かつ簡単に説明することが目的であると述べている 11 。こうした実践や実例に沿ったポリス論はかつて存在しなかった、と本人が述べていることからも理解できるように、ルメールがドラマールと異なる点はこうした実践 pratique の視点が織り込まれているところだろう。

続いてルメールはポリスの一般的な概念を提示しようとするが、もはやドラマールやギョテのように古代に遡ってポリスの起源や歴史的連続性、正統性を強調するような形式は採られていない。代わりに「これ以上正確にポリスやその法を示し、ポリスの運営に関する原則を確実に提起しているものはない」 ¹²としてモンテスキューの『法の精神』の一節がただ引用されているのである。

⁸ *Ibid.*, p.131.

⁹ J.-C.-P. LENOIR, « Addition au mémoire de Lemaire », Médiathèque d'Orléans, fond ancien, ms 1402, fol. 114, dans KAPLAN et MILLIOT, *op.cit.*, p.107-112.

¹⁰ *Ibid.*, p.80.

¹¹ GAZIER, op.cit., p.7.

¹² *Ibid.*, p.9.

ポリスの行使においては法よりも警視総監が処罰を下し、犯罪の裁判においては警視総監よりも法が処罰を下す。ポリスは刻々と生じる物事に携わり、そこでは通常些末なことこそが問題となる。そこでは手続きなどはほとんど必要とされないのである il ne faut donc guère de formalités。ポリスの行動は迅速で、日々生じる事柄に対処するのであり、重い処罰は適当でない。ポリスは絶えず細部に携わり、そのため重大な判例はつくられない。ポリスは法よりむしろ規制をもつのだ。ポリスに関わる人々は絶えず警視総監の眼下にあり、ポリスが越権行為に及んだ場合、それは警視総監の不手際となる 13 。

このモンテスキューの引用は、まさにギョテが描いたポリスの概念そのものだと言えるだろう。「刻々と生じる」些末なこと、ギョテに倣えば「詳細で些末な物事」がポリスの配慮の対象であり、法の規範性に縛られないからこそ、司法とは異なりポリスは迅速な対応が可能なのである。こうしたポリスの特性を念頭に置きつつ、本文を検証しよう。

(4) 第一部 司法的ポリス police judiciaire

ルメールはポリスの機能は概してふたつの分野に分けることができると述べる。「司法的ポリス」と「視察的ポリス police d'inspection」 ¹⁴である。作者の説明によれば、司法的ポリスとは王令 ordonnances と規定 règlements を取扱うもので、そうした王令・規定の遵守を促し、違反の際には処罰の適用とその手続きの監督を目的とするものと定義されている。法の適用に関する高等法院やその他の裁判所とポリスの管轄領域の区別を明確にし、ポリスの独自の機能を叙述することが第一部「司法ポリス」の目的であると言えるだろう。例えばポリスが取り扱う法と規定は全て刑事 pénale であるが、身体刑を要する処罰については司法 la justice の管轄と定められ、ポリスとしては矯正や罰金といった比較的軽微な処罰しか下すことはできないとされている。

とはいえ、悪習を廃絶し公共の幸福 le bien-être public を増大させることを目的とするポリスにとって、旧来の王令は必ずしも十分でないと考えるルメールは、警視総監の司法に

¹³ *Ibid.*, p.9 MONTESQUIEU, *De l'esprit des lois*, Livre 26-Chapitre 24, Vol. II, Garnier, pp.192-193.

^{14 1780} 年代に警視総監ルノワールがルメールに再編集させた際に、「視察的ポリス」から「行政的ポリス police administrative」にタイトルが変更されている。KAPLAN et MILLIOT, *op.cit.*, p.89, p.102.

対する一定の自立性を強調する ¹⁵。法の精神に則った規定をもって、ポリスは違反 contraventions を検証し、処罰を与えることが出来るのとルメールは考える。ただし、こうしたポリスの違警罪に対する処罰は厳罰であるというよりも、むしろこれから起こりうる犯罪を予防 une espèce de préservatif し、再犯に対する警告 un avertissement contre le récidive のようなものであると作者は述べている ¹⁶。ポリスに司法からの一定の自立性を与えるルメールの認識は、本メモワールの扱う内容が厳密に狭義の「ポリス」に納まっている点からも垣間見ることが出来る。ウィーン宮廷に都市のポリス機構を説明することが目的であるならば、シャトレのポリス機構(例えば騎馬警備隊や刑事代官など)やパリ市のポリス機構について解説があってもおかしくないはずである。後述するように、ルメールはあくまでもパリ警視総監を頂点に展開される「ポリス」のみを対象としており、ルメールは司法に対して一定の距離を保っていると判断できるだろう。

ここでようやくルメールはオーストリア大使の質問の第一項に答える。つまり、「司法の分野において、ポリスの管轄に属する対象は何か」である。ここで作者はポリスの管轄領域として11の分野を列挙するが、それは完全にドラマールのそれを踏襲したものとなっている ¹⁷。つまり、①宗教 ②習俗 ③衛生 ④食糧 ⑤道路 ⑥公共の治安と安寧 ⑦自由学芸 ⑧商業 ⑨製造業と工芸 ⑩家内使用人·肉体労働者 ⑪貧民 の11分野である。だが、個別の項目が示す内容は非常に簡潔であり、実践的である。例えば、「習俗の規律」を例に取ると、

この領域では以下の事柄を対象としている。奢侈に関する法の執行、酩酊によって 引き起こされる不摂生や無秩序の処罰、居酒屋への頻繁な出入りの禁止、居酒屋経 営者が営業時間外に客を迎え、酒を提供することの禁止、公衆浴場や娯楽施設にお けるマナーの監視、賭博や宝くじの禁止、放蕩、売春、売春婦の放蕩や騒ぎ、冒涜 や不敬、占星術、魔術、詐欺、そして放浪者やならず者(の取り締まり)である。 つまり、この領域では、誠実さや礼節を損ない、公的・私的な習俗の腐敗をもたら すあらゆるものを対象としているのである ¹⁸。

ドラマールは人間の欲望と法およびポリスの関係から論を進めていたが、ルメールにおいては酩酊による騒ぎ、居酒屋への頻繁な出入り、居酒屋の時間外営業といった非常に具

¹⁵ GAZIER, *op.cit.*, p.10.

¹⁶ *Ibid.*, p.11.

¹⁷ *Ibid.*, p.13.

¹⁸ *Ibid.*, p.14.

体的な事柄が禁止事項として明記されているのである。同様に「公共の治安と安寧」についても、ポリスが監視すべき禁止事項について簡潔に述べられている。例えば、「街路で火を炊くこと」や火器や弓といった武器を用いることは禁止され、大槌や九柱戯のピンといった遊具の使用も事故を引き起こしたり、通行人の障害となる可能性のため取り締まりの対象とされている。また、民衆の感情を掻き立ててしまうような噂を流すことも禁止されている ¹⁹。そして、「家内使用人・肉体労働者」についてルメールは以下のような位置づけをしている。

他人のために奉仕するような仕事に従事する人々が、これほどまでに自由を享受しかつ配慮を以て穏やかに扱われているのは、ヨーロッパの国々でフランスを措いて他にない… (だが)奉仕する人々へのポリスの配慮や監視、そして彼らに対する厳しい矯正措置は、その自由の乱用を防ぎ、またそうした自由がもたらしてしまうであるう放蕩に歯止めをかけてきたのである 20 。

ルメールにとって、奉仕人が自由を得ることは放蕩に陥る可能性につながることとして理解されているのである。したがってルメールが家内奉公人や肉体労働者について危惧するのは、彼らが雇い主の下を離れることである。例えば、家内奉公人や労働者は主人や親方の許可なしに辞職することは出来ない。また辞職する場合も、勤務態度を評価した雇い主の証明書が必須とされている。そして一定期間、無職の状態が続けば放浪者と見なされて厳罰を受けることになるとされている ²¹。こうしてポリスが配慮すべき禁止事項が具体的な形で列挙されていくのである。

以上のように司法ポリスが管轄すべき分野が示され、さらに各分野における禁止事項が列挙された後、「司法ポリス」の原則が以下の二点に要約される。第一点は、社会的有用性や良き秩序に関わる各人の義務は、社会的な規則であるということ。第二に、法を遵守しなかったものは罰を課されるのであり、それは恣意的ではないということ。またその罰は善を慈しみ、法を尊重し、法官に対して従順であるように方向づけるもので、厳罰というよりは法の有用性を知らしめるための処置であるということである。厳罰は「法に対する反乱をもたらす」のであり、「忠告や穏やかで有益な矯正 corrections douces et salutaires といった手法」で、「各人をその義務に立ち戻らせること」がポリスの役割だというのである

¹⁹ *Ibid.*, p.17.

²⁰ *Ibid.*, pp.22-23.

²¹ *Ibid.*, p.23.

²²。抑圧的というよりは、訓育的ともいうべきルメールのポリス観は、本メモワールを通 底することになるだろう。

こうした「司法ポリス」の原則は第二部の「視察的ポリス」でより詳細に検討されることになる。

(5) 第二部 視察的ポリス・もしくはポリスの一般業務

本メモワールの 8 割以上を占める第二部では、公共善の管理 l'administration du bien public に関するポリスの配慮の全体像や公共善を実現するための方策について述べられている。ルメールはポリスの本質を次のように定義している。

ポリスとは、人々を統治し彼らに善をもたらす術 le science de gouverner les hommes et de leur faire du bien であると言ってよいだろう。また人々を可能な限り、社会の利益一般のためになる存在にさせる技なのである。

ポリスの目的は秩序を維持し、市民の生活必需品に気を配り、それを供給し、人々が享受すべき平和や安寧を乱すあらゆるものを遠ざけ、従うべき規定を命じそれに服従させることにある。他人にとって有害な行動をとり、果たすべき義務を忘れるような者を監視、逮捕、矯正し、混乱や悪習を抑圧すること。犯罪を予防し、犯罪者が処罰から逃れられないようにすること。社会にとって有害な者を遠ざけること。全市民に平等に区別なく、正確で迅速な正義を下すこと。彼らに救済の手を差し伸べ、庇護と安堵を与えること… 23

こうした使命を帯びたポリスという組織を、ルメールは機械に喩える。機械を構成する 部品 ressorts de la machine である警視、捜査官、パリ衛兵、そして一部のイル・ド・フラ ンス騎馬警備隊が、常に警視総監の眼下で作動していなければならず、警視総監のほんの 微かな一押し la plus légère impression で、期待される成果を上げねばならない ²⁴。まさに ポリスは警視総監を頂点とするピラミッド型の組織として認識されているのである。現場

²² *Ibid.*, p.27. また刑罰の穏やかさについては以下を参照のこと。

チェザーレ・ベッカリーア『犯罪と刑罰』風早八十二・五十嵐二葉訳、岩波書店、2011年 (原著 1764年・仏語版 1765年)。

石井三紀『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年。

²³ GAZIER, op.cit., p.28.

²⁴ *Ibid.*, p.28.

のポリス担当官との「迅速で不断、そして簡潔な」コミュニケーションによって、警視総監は「全てを把握・了解・予測し、人々に物資を供給」することが可能になるのだと作者は述べる ²⁵。そうしてルメールは警視総監、警視、捜査官の具体的な職務に論を進めることになる。

警視総監

ルメールはルイ 14 世とコルベールのポリス改革(1666 年 - 1667 年)に遡りつつ、警視総監職導入以前のポリスが抱えていた問題点を、刑事代官と民事代官という二名の長がいることに起因する管轄争いだったと指摘する。こうした管轄権をめぐっての競争が、ポリスという組織の総合的な運営や規律への意識を失わせ、あらゆる事柄が「行き当たりばったり tout se faisait au hasard」に処理されていたというのである。したがってルメールは 1667年の警視総監職導入の最大の意義を権力の一点集中とし ²⁶、その最大の成果として、ポリス活動一般の「迅速性」が向上したことを評価している。

(警視総監は)不測の事態において警視総監が必要と判断すれば、君主の名において振る舞う。

こうした権力行使の方法はポリスの運営に最大の成功をもたらした。任務の成功はいつも一瞬に左右され、予測や懸念を邪魔する一切のものを排除することに掛かっているのであり、こうした任務の迅速性を司法の形態に求めるのは非常に困難である。司法はそれ自体、時間が掛かり厄介なものだからである。こうした(迅速性の求められる)任務は「国王命令」に支えられる。つまり、警視総監はこの点について完全な主権を有しているのであり、唯一の大臣なのである 27 。

ルメールはここで封印王状 lettre de cachet の一形態である「国王命令 l'ordre du roi」を、ポリス機能を効果的に果たすための鍵として位置付けている。そもそも封印王状は主に以下の四種類に大別され (①国事に関する王状 ②ポリス事項に関する王状 ③軍人もしくは聖職者の規律に関する王状 ④家族に関する王状)、「国王命令」とは第二番目の「ポリス事項に関する王状」の名称である。「国王命令」によって遂行されるアクションとは、被疑者の身柄拘束、家宅捜索、逮捕、投獄等であり、発行についての特段の要件もなく警視総監の一存で決定されることから、迅速で簡潔な対応が求められる事件について非常に

²⁵ *Ibid.*, p.30.

²⁶ *Ibid.*, p.34.

²⁷ *Ibid.*, p.36.

有効だった。一方で、司法は裁判を行う場合、容疑者逮捕のために、証拠の収集、逮捕状 décret de prise de corps の請求・発令そして犯罪行為と法令との照らし合わせが必要とされる。そしてその後は、証人の証言および証人と被告の対質 confrontation など様々な手続き を踏まねばならず 28 、それはポリスの行動を縛る可能性があり、その機能を損なう恐れが ある。こうした「国王命令 l'ordre du roi」に代表される迅速性や簡便性こそ、ポリスの活動を支えるものであるとルメールは位置づけるのである。

警視総監の職務についてルメールが特に重視する第二の点は、「情報」の収集・記録とその分類・運用である。警視、捜査官ともに、担当地区で発生したありとあらゆる出来事に関する報告書を毎日、警視総監に提出することとされている。こうして「どんなに些末なことであっても、警視総監から逃れることはできない」のである 29。そして、こうした豊富な情報が秩序立って整理されることこそが、迅速性や正確性が求められるポリス機能を円滑に果たすために必要な唯一の要素だとルメールは述べる 30。ポリスの運営に関わるあらゆる用件は、6つの「課 bureau」に割り当てられ、各々の「課」のトップには責任者の官吏が配置されるという。この6つの課のなかのひとつに、警視総監に宛てられたあらゆる手紙、陳情書、メモワールといった書類が集められ、警視総監の指示により、そこから他の課へ書類が割り当てられていく仕組みがあったようである。つまり、情報の中央集中が目指されていたのである。

それぞれの課長は警視総監から送られた書類を検証し、記載されている指示に従って、自分の課に属する部下にそれらを割り当て必要な業務を遂行させる。業務が終了したら、部下たちはその書類を課長に差し戻し、課長は確認したうえでそれらを警視総監に送り、警視総監が再読し署名する。

こうした処理は、あらゆる警視総監の命令や決定に関わるもので、ポリスの運営についてのあらゆる用件に対して作成された手紙や回答についても同様である。

こうした用件が完全に処理されると、関連書類は警視総監宅の総保管所に移され、 ひとりの官吏がその管理と整理を担当する。各用件の書類は、警視総監にいつでも、 直ぐにでも、それらの事件について説明できるように、記録簿もしくは目録に記載 される。そのほかにもポリスにとって記録 mémorial として役立つような記録簿が複 数存在するが、そのひとつにポリスに関する用件で一般施療院に投獄された者全員 の氏名が記録されたものがある。そのほかにも、窃盗やその他の犯罪で逮捕された

²⁸ Benoît GARNOT, Crime et justice aux XVIIe et XVIIIe siècles, Imago, 2000, pp.18-19.

²⁹ GAZIER, op.cit., p.41.

³⁰ *Ibid.*, p.41.

全ての者の氏名、そして処遇が記録されたものがある…

これらの記録簿は、警視総監の検索を容易にするために、年代順そしてアルファベット順に保管されるのである 31 。

この引用で明確に示されているように、警視総監の(というよりはポリスの)業務で最も重視されるべき要素は、ポリスの迅速性を保証するものとしての情報の収集・記録・分類・運用なのである。特にいつでも情報を取り出して、参照することができるようにアルファベット順に管理し運用しようという意識は、ギョテ(1749 年)のポリス改革案で提起されていた住民情報カード、捜査官デムリ(1751 年)や捜査官プソ(1730 年代から 50 年代)が独自に編み出していた犯罪者情報カード、そして何といっても『百科全書』のそれに通ずるものがある。1760 年代に至り、情報収集と運営の実践はポリス活動において、ますます本質的なものになったようである。

警視

著者は先に挙げたポリスの管轄領域 11 分野に即しながら警視の役割と取るべき具体的手続きについて解説しつつ、警視総監の代理人であり協力者と位置づけられる警視は、都市で問題が発生した場合に、住民が第一に頼るべき人物として描かれている。警視の執務所(兼自宅)は、パリの各所に設けられた法廷のごとく位置づけられ、彼らのパターナリスティックな性格が強調される。

こうして、警視の自宅はパリに設けられた法廷と同じだけのものとして考えられるだろう。そこであらゆる身分の市民は、いつ何時でも、公権力が彼らのために提供することが出来る援助や庇護を受けることができるだろう。常に彼らに耳を傾ける用意のある警視たちは、彼らの要求を満たさずに、あるいは対立を調停せずに、または問題に終止符を打つためのあらゆる策を講じずに彼らを送り返すということはないのである。

警視によって無償でかつ絶え間なく成されるこうした迅速で簡潔な正義が、パリに 広く行き渡るよき秩序と見事な安寧をもたらす要素のひとつとして見なされてい るはずである…

警視と市民のこうした不断の関係性によって、彼らはごくわずかな混乱や悪習を経験するに留まり、また警視総監は警視によって収集された知識を用いて、常に最も

-

³¹ *Ibid.*, pp.41-42.

素早い解決法を編み出す状態をいつも保つことが出来るのである 32。

こうして地域密着型の警視の役割が叙述され、警視の下す正義がパリの秩序と平穏を保証するものとして位置づけられている。だが、ルメールによって警視の機能が理想化されているのは明らかである。C・ロモンが明らかにしたように、個人間の訴訟手続きとは異なり報酬にならない「物乞い対策」に関して、警視たちの熱意が相対的に低かったり ³³、後述する捜査官との権限争いがあったりするので、ルメールの警視に関する記述は必ずしも現実的ではない。またルイ・セバスチャン・メルシエの以下の証言も、警視が管轄地域の人々から賄賂を要求していたことを暴露しており、ルメールの描写が理念的なものに留まっていたことを示唆するだろう。

そこで、警視たちは肉も魚も、ワインも油も、売春婦のあがりも、同時に受け取る 才能をお持ちだ、という民衆の冗談半分の揶揄がでてくる。財布の紐を緩めずとも、 近隣からあらゆるものが手に入るということをさして『警視の肉には脂身もあれば 赤身もある』と、ことわざのようにして言われる³⁴。

だが、理想として、警視とは市民との直接的な関係のなかで、「合議的なポリス」の観念を代表する存在として描かれているのである。P・ピアセンザによれば、「合議的なポリス」のあり方とはナントの勅令以降の17世紀前半に遡るという。その当時、都市のポリスを担っていたのは、パリにおいては高等法院、シャトレ、都市社団(パリ市)であった。1626年以降から、規則的にポリス会議が開催されるようになり、1635年以降は週二回、パリ高等法院のイニシアティヴのもと召集されるようになる。それはシャトレ裁判所・民事代官の司会の下、各街区の「古参」の警視16名、パリ市助役 échevin 2名、そして警視に選出されたブルジョワ名望家32名で構成されていた。つまり、高等法院の裁定、王権のポリス担当官の合議、パリ住民の意見聴収と合意の調達という3つの要因を結合させて、評議と合議の場 collégialité として機能していたということである。ポリス会議の結果、パリの街角に張り出される王令こそが、その合議的ポリスを象徴するものだったという35。

³³ Christian ROMON, « Mendiants et policiers à Paris au XVIIIe siècle », *Histoire, économie et société*, 1^{ère} année, n°2, 1982, pp.259-295.

³² *Ibid.*, pp.57-58.

Louis-Sébastien MERCIER, *Tableau de Paris*, tome 9, Amsterdam, 1783-1789, p.129.

³⁵ Paolo PIASENZA, « Juges, lieutenants de police et bourgeois à Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles », *Annales, ESC*, vol.45, n°5, 1990, pp.1189-1215.

こうした合議的なポリスのあり方は1667年のパリ警視総監職新設で変化を見せる。パリ の名望家が都市のポリスへの関心を失い、実体としては、ポリス事項は警視総監の手中に 収められるわけであるが、合議的なポリスという観念そのものは 18 世紀を通じて維持され ていた。それを各街区で象徴していたのが司法官でもある警視たちなのである。1750年の 「子供誘拐事件」を例に挙げよう。当時、物乞い・浮浪者対策が強化されると同時に、彼 らが強制的にアメリカ大陸に移送され労働を強いられているという噂が広まり、次第に物 乞いだけでなく無差別に子供までもが拉致されていると疑われるようになる。こうした事 情を背景に、1750年5月、6名の子供が警吏に捕らえられている現場に居合わせた兵士が、 それを阻止しようと警吏と揉めたのをきっかけに民衆騒擾が発生する。この事件について、 ルヴェルとファルジュは次のように指摘している。群衆の発生やその行動は偶発的に多様 な様態を採っているが、市内の各所で発生する群衆の行動には一定のロジックがあるとい うのである 36。群衆は子供を拉致した、もしくはそう疑われるものを捕え、暴行を加える のだが、いずれにしろ人々は捕えた者を街区の警視の執務所に連行するのである。また群 衆から逃げ出す容疑者もこの警視の執務所に駆け込む。法服を身にまとい王令および警視 総監命令を現場で執行する法官としての警視こそが調停者として問題を解決すべきである という認識が人々の間に共有されているというのである。

地域密着型のポリスのあり方を体現する(とされている)警視が、都市の秩序維持に多大な役割を果たすというのがルメールの認識であった。ただし、ルメールのロジックはドラマールが抱く警視像とはやや趣が異なるようである。ドラマールにとって、警視とは慈父のような仲裁者として、家族の問題の解決や下層民の習俗の維持に尽くすような人物である。一方、ルメールにおいては、警視は近隣関係の中に組み込まれることにより、住民の信頼と協力を得て秩序維持に努めるのと同様に、地域とその住民に関する知識をより深め、そうした情報を警視総監のもとに一点集中させることで、効率的な解決策を講じることが重視されていると言えよう。「警視と市民のこうした不断の関係性によって…警視総監は警視によって収集された知識を用いて、常に最も素早い解決法を編み出す状態をいつも保つことが出来る」と述べるルメールは、警視が作成すべきメモワールや報告書の存在を繰り返し指摘する(rendre compte au Magistrat)。警視はさながら都市内部の観察者のようである。やはり、ルメールにおいては警視総監を頂点とした中央集権型ポリスという構図が、強烈に意識されているのだと言えるだろう。

高澤紀恵『近世パリに生きる』岩波書店、2008年。

喜安朗『パリ-都市統治の近代』岩波書店、2009年。

³⁶ アルレット・ファルジュ、ジャック・ルヴェル『パリ 1750 - 子供誘拐事件の謎』三好信子訳、新曜社、1996 年。

捜査官

著者は、捜査官の職務を次のように要約する。

彼らはパリで起きているあらゆることを観察・検証する。そして、もしも迅速な対応が必要とされる場合は、発生直後に犯罪や違反、混乱を、配置された地域に最も近い警視に通達し、場合によっては警視に協力する必要がある。同様に警視総監にも報告しなければならない。また、政府や公的な事柄に関して言われていることを全て警視総監に報告せねばならない。彼らはまた、真偽を問わず噂話や、街に広がるニュース、そして騒ぎ sensation を巻き起こしそうなあらゆる状況ついての報告書を警視総監に提出する必要がある。それは例えば、挑発的で危険な発言、そして政府や要職に就く人々へ払うべき敬意を欠くような言説 discours である。そして、捜査官は(そうした噂話や危険な発言の)犯人を見つけるために必要な捜査を行い、その生活態度や行動によって目立ち、警視総監の関心を引くような者の家の中で、何が起きているのかあばくように努めねばならない 37…。

こうした捜査官の業務は、まさに警視総監の視線を増やすという目的を担っており、特に浮動人口の監視に力点が置かれている。「警視総監が何も見逃さないように」あらゆる情報を収集し、その中央集中化を担う捜査官は、ギョテのポリス観と見事に符合すると言えるだろう。

ルメールの引用からも明らかなように、捜査官の主要職務は観察 observations と捜査 recherches である。しかも、彼らは警視総監の直属のポリス担当官である。警視総監に直属し、その完全な統制下にあって絶え間なく任務をこなす捜査官には、監視や捜査といった業務に関して「定められた規定がほとんどない」³⁸とまで言われている。これはまさに、捜査官こそが、ポリスの迅速性と柔軟性を指摘したモンテスキューの一文を体現するような存在であることを示している。同時にこうしたルメールの指摘は、ポリスの現場主義をよく表わしていると言える。ルメールはこの点について以下のように述べる。

(捜査や監視といった)任務における捜査官の成功は、完全に彼らの知性・正確さ・ 迅速さの度合いに左右される。やり方は完全に彼らの自由であり、それは状況に応 じて判断される 39 。

³⁷ GAZIER, *op.cit.*, p.61.

³⁸ *Ibid.*, p.64.

³⁹ *Ibid.*, p.64.

つまり、捜査官の個人的な資質こそがポリスの鍵を握るわけであり、したがって人員の採用や配置が非常に重要な争点となるのである 40 。実のところ、アンシャン・レジーム下ではポリス官養成学校や職業訓練所というものは存在せず、ポリスというのは様々な経験をもつ人々の集合体だった。例えば、少なくとも 16 世紀から軍隊で用いられていた「身体的特徴の描写 signalement」が 18 世紀に至り、人物同定技術としてポリスに応用されたように、他分野の知識や実践がポリスの領域に比較的容易に導入されたのは 41 、ポリス特有の実践として規定されたものがなく、現場のポリス担当官の裁量に任されていたからであろう。第 2 章で指摘した捜査官デムリや捜査官プソの記録簿もプロトタイプが存在していたわけではなく、彼らが独自に「発明」したものだった。こうした点を踏まえると、現場レベルのポリスの運営は非常に属人的なものだったことが分かるのである。

それでもなお、ルメールが本メモワールを執筆した1760年代には、捜査官がそれぞれ専 門分野 département を担当するようになっている。第 10 代警視総監ベリエ Nicolas-René BERRYER (在 1747-1757)が発案した捜査官の専門分野だが、彼は以下のように述べたとさ れている。「ポリスのあらゆる調和 économie de la police を構成する複数の細々とした事柄 を、適切に調整し配置することこそ最も重要である。同じ主題のみを担当するポリス担当 官は、そこで習慣を確立し、自分のために秩序立て、そして知識を得ることが出来るだろ う。この知識がより効果的に、より容易に、そしてより迅速に職務を果たすことに繋がる のである」 ⁴²。現場でのパフォーマンスの良し悪しは完全に捜査官の個人的な能力に左右 されるものの、彼らに専門分野を与えることで、特定の領域に関する知識を深化させ、全 体的なポリス業務を効率化しようという意図が見えるのである。ベリエの時代に考案され た捜査官の専門分野は、その後サルティーヌによって確立され、フランス革命まで維持さ れたようである。アラン・ウィリアムスによれば、1750年から1789年までに25の専門分 野が存在していたとされている(表 1)。こうした専門分野の担当でひときわ目立つのは、 犯罪捜査部門である。犯罪捜査・物乞い取り締まり部門にはこれを専門とする警視はいな いものの、3ないし4名の捜査官が配置されている。複数の分野に及ぶポリスの配慮であ るが、そのなかでも大きな位置を占めていたのが都市の「治安 sûreté」であり、かつ、そ れは主に捜査官によって担われていた。捜査官が担当する専門分野のうち、実際にルメー ルも「治安」に関して、最も多くページを割いて説明していることから、18世紀後半のパ

⁴⁰ *Ibid.*, p.63.

Vincent DENIS, « Comment le savoir vient aux policiers : l'exemple des techniques d'indentification en France, des Lumière à la Restauration », Revue d'histoire des sciences humaines, n°19, 2008, pp.91-105.

⁴² GAZIER, op.cit.,p.63.

第2章 ポリスによる人間・社会・ポリス 第3節 J.-B.-C.・ルメール『1770年パリのポリス』

リにおいて、「よき秩序の維持」に関して「治安」が大きな論点だったと言えるだろう。そ してそうした治安対策については、地域密着型の調停者である警視というよりも、まさに 迅速性や柔軟性を体現するような捜査官が鍵を握っていたと言えるだろう。

	専門分野 département	警視数	捜査官数
1	肉市場	1	1
2	劇場(オペラ座・コメディフ		
	ランセーズ・コメディイタリ	3	1
	エンヌ)		
3	商品取引所 Bourse	1	1
4	質屋・高利貸し	1	1
5	にせ医者 charlatans	1	1
6	賭け	2	1
7	乳母	1	1
8	犯罪捜査・物乞い		3(1750-76)
			4(1776-89)
9	軍事関係		1
10	出版物		1
11	外国人		1
12	結社 cercles		1
13	馬市場		1
14	売春婦		1
15	詐欺師		1
16	男 色		1
17	中央市場 les Halles	1	
18	家禽市場	1	
19	家畜飼料	1	
20	国家犯罪に関わる囚人	1	
21	その他の犯罪の囚人(売春・		
	物乞いなど)	1	
22	矯正施設 maison de force	1	
23	プロテスタント	1	
24	外国人プロテスタント	1	
25	家畜市場	1	
	計	19	18&19

表 1. 1750 年から 1789 年におけるポリスの専門分野

Alan WILLIAMS, The Police of Paris 1718-1789, Louisiana State University Press, 1979, p.101

(6) ポリスの主要な管轄領域についての運営における詳細・治安

ルメールはポリスが配慮すべき主要な分野について、その業務の方法や運営について項目を設けて解説している。ルメールが主要分野として列挙しているのは、治安、軍に関するポリス、売春婦、賭け事、高利貸し、にせ医者、街路の清掃、街路の照明、火事、そして食糧供給である。その中でも、治安と食糧供給に割いた紙幅が群を抜いている ⁴³。特に本項では、「ポリスの(配慮の中で)最も重要で最も広がりをもつ領域」として位置づけられた治安に関するルメールの見解を中心に、そこから析出されるポリス観や社会観、そして具体的に用いられた実践について考察する。

ルメールは「治安」に関する項目の冒頭で、パリの住民が享受すべき治安 sûreté、平穏 tranquillité、 安全 sécurité は捜査官の絶え間ない捜査 recherches の結果であると述べ、その捜査とは放蕩・貧困・怠惰が引き起こすあらゆる犯罪を摘発することであると示している 44 。

治安対策に割り当てられる捜査官数は全 20 名のうち 3~4 名で、捜査官に割り当てられた専門分野の中で最大の動員数である。この 3 名は、警視が作成する申告書や尋問調書を毎日回収し、情報屋やスパイのネットワークを駆使して得られた犯罪情報をもって、警視総監宅に設置されている治安課 bureau de sûretéに毎日出頭せねばならないとされている。この委員会に集められた情報とともに、犯罪者及びその可能性があると思われる人物の身体的特徴 signalement やその人物の基本的情報といった、その事件に関わるあらゆる情報を記録し、もしもその人物が訴追を免れたり、監獄から出所した場合には、その後に活用する旨が記述されている 45。こうして収集された犯罪者/非行者情報を、捜査の効率化のために運用するという意識がはっきりと見て取れるのである。こうした手続きは、単に事件を速やかに解決するという意図とともに、犯罪を事前に抑止しようという意識がその背後にあるといっていい。それは以下の点を検討することによってより明らかになるだろう。

ルメールは犯罪を誘発する要素として留意すべき問題に、例えば、窃盗を引き起こしか ねない「公的行事における群衆」、窃盗品の売買の危険性を孕む「古物取扱い業者」 ⁴⁶、 売春婦や放浪者が活動する「夜の街頭」を挙げている。その中でも最も重視されているの

⁴³ 詳細は以下の通り。治安(16ページ)、軍事(3)、売春婦(5)、賭け事(1)、高利貸し(2)、にせ医者(4)、街路の清掃(3)、街路の照明(4)、火事(7)、食糧供給(16)

⁴⁴ *Ibid.*, p.70.

⁴⁵ *Ibid.*, p.72.

⁴⁶ ルメールは古物取引が窃盗品売買という犯罪の場になることを危惧しながらも、「細民に衣服を手ごろな価格で提供し、彼らにとって大いに負担の軽減になるという点においては、非常に有益な商売である」として、その有用性を認めている。*Ibid.*, p.74.

がホテルや家具付き部屋などの「宿泊施設」の監督だろう。というのも、それは捜査官の みならず、警視にも課された任務なのである 47 。警視と捜査官で二重に監督される宿泊施 設とは、「地方で司法の訴追を免れ、パリに流入した犯罪者のほとんどは、この大都会の雑 踏に紛れ込み、もはや犯罪者だと認識されない」 48とルメールが指摘するように、犯罪者 や放浪者の隠れ家となる危険性が高い場所である。人口の非常に高い流動性(18世紀のパ リへの流入人口は 33%~60%とされている)を前に、地方から流入、もしくはパリから流 出する可能性のある犯罪者を取り締まるために、ポリスは宿泊施設に様々な規則を設ける のである。例えば、宿屋の経営者はその地域担当の警視の署名入りの宿泊者名簿を作成し、 宿泊者の氏名・職業・出身地・住居・パリに来た理由を必ず記入させ、万が一宿泊者が情 報記入を拒否したり、情報を偽っているような様子が見られたりした場合は、警視に届け 出る義務を負う。また、毎月1日には、前月の宿泊者全員の情報を警視に提出し、警視は そのコピーを作成し、警視総監に送付する 49。こうした警視による監督に加え、捜査官に よる臨検が行われる。特に日雇い労働者やその他の細民が一晩単位で支払いを行う小宿に は夜間の臨検が実行され、宿泊者は記録簿との情報が照応しているが調べられ、そうでな い場合には逮捕され、監獄に連行されることになっている。こうした綿密な手続きはすべ て、パリを「犯罪者がその中に自ら捕獲されてしまうような大きな網」 50 のごとく機能 させるための措置、つまり犯罪の予防のための措置である。ルメールはこうしたポリスの 実践により、「(捜査官職が再度導入されてから)30年以来…パリでは公の平穏を乱しかね ないような悪党の集団が集結することも一切なかったし、重大な窃盗もめったに起きなか った」と誇らしげに解説するのである。

こうした予防の観念と実践は、ポリスの売春婦に対する措置において一層明確となる。ルメールは、犯罪者や放蕩者 libertins とともに、売春婦 filles de débauche, femmes du monde を封じ込める矯正施設 maison de force の目的を次のように要約する。第一に「治安や他人の平穏にとって脅威であると見なされる余地を与えたあらゆる者を、社会から隔離すること」、第二に「その放埓さが情念の結果でしかない場合、一時的な罰が、時間と反省とともに、彼らに好ましい変化をもたらすという希望を与えること」である。社会の脅威となり得る悪しき臣民を、ひとまず社会から隔離し、一時的な罰を与えることで反省を促し改心させることが、矯正施設の意義だとされるが、こうした措置がうまく機能しない場合でも、

⁴⁷ *Ibid.*, p.50.

⁴⁸ *Ibid.*, p.82.

⁴⁹ *Ibid.*, p.50.

⁵⁰ *Ibid.*, p.82.

「恐れ」で以て悪しき傾向を克服させ、自ら態度を改めさせ、良き市民とさせることが可能だと著者は述べる。つまり、見せしめなどの非常に抑圧的な手法で、悪しき臣民をその義務に立ち返らせることが、矯正施設の機能として認識されているわけである。とはいえ、ルメールの売春婦に対する態度は複雑だ。取り締まりと矯正の対象として描かれる一方で、売春婦は社会の必要悪としても位置付けられているのである。「善を確保したり、より重大な悪を予防するために、時として悪を甘受することが必要だ」「こと指摘されるように、売春婦に目をつむることは、貞淑な女性たちを退廃した男や放蕩者の暴力や手荒い扱いから守ることに繋がるのである。売春婦に対する「寛容 tolérance」は、結果的に家族の名誉や市民の平穏という、より大きな公益をもたらすというのである。もちろん、ポリスは売春を完全に容認しているわけではなく、大々的に特定の場所で客引きしたり、騒ぎを起こした場合は彼女らを投獄し、厳罰に処す。ただしポリスの売春婦の取り締まりはあくまでも「売春婦の数が過多にならない」「ことを防ぐために行われるのである。

こうした一連の手続きから、ポリスはまずもって犯罪の「予防」のためにあらゆる措置 や実践を用いて対処していることが分かるのである。また同時に、それは単なる抑圧や厳 罰一辺倒ではなく、公共の秩序という全体的にかかわる公益を念頭に、抑圧と寛容がもた らす利益の計算の上に成り立った実践だと言えるだろう。

これまで見てきたように、ルメールのメモワールはオーストリアとフランスという外交上の枠組みを超えて、18世紀後半という社会的・政治的な揺らぎの中のポリスの存在意義を、理念と実践の両側面から考察したものだったと言えるだろう。ルメールにおいて、ポリスとは、「人々を統治し彼らに善をもたらす術」であり、同時に人々を「社会の利益一般のためになる存在にさせる技」なのだった。ドラマールと同様に、ルメールにおいても、人々を「幸福 bien-être」に導くことがポリスの目的であるとされ、そこに歴史的な連続性が見られるのだが、実はその「幸福」は公共の秩序を尊重し、「社会の利益一般」を侵さない限りにおいて叶えられるものだと解釈できるだろう。

そうした統治に用いられるべき方法とは、ルメールによれば厳罰ではない。それは「穏やかで有益な」忠告や矯正であり、各人をその義務に立ち返らせるような訓育的で庇護的なものでなければ効果的でないと認識されているのである。ポリスは単に抑圧的な厳しい措置で人々を統治するというよりは、全体最適の視点で抑圧と寛容がもたらすバランスを

⁵¹ *Ibid.*, p.89.

⁵² *Ibid.*, p.91.

計算しながら、無秩序の予防を図る存在でもあった。ポリスの予防的性格は、17世紀の警視総監職新設以来、明確に意識されたもので、18世紀後半に特徴的なものでもないだろう。だが、ルメールの治安の位置づけからも想像できるように、よき秩序の維持には治安の維持が大きな割合をしめ、よってポリスの予防的措置も治安の領域で大きな進展を見せたのである。それは1740年に再導入された捜査官が象徴する「機動性」によって確認できるだろう。モンテスキューが見事に観察したように、ポリスには迅速で柔軟な対応が必要とされていた。そうしたポリスの迅速性を保証していたのが、18世紀後半に顕著となる情報の収集・記録・分類・運用なのである。警視総監を頂点に形成されるピラミッド型のマシン=ポリスは、パリの空間・人間に関するあらゆる情報を秩序立てて整理し、いつでも活用できる状態にある。「どんなに些末なことであっても、警視総監から逃れることはできない」ような空間がパリという都市を覆うのである。

ドラマールにおいて、ポリスとは「平穏で快適な生活」を人々に営ませ、「完全な幸福」に導くことを目的とするような存在と認識されていた。こうしたドラマールのポリス観は基本的にルメールに継承されていると言えるが、その目的達成のために想定されていた方法はやはり大きく異なると言えるだろう。ドラマールがポリスの配慮すべき様々な分野において、法の適用と遵守を基盤として人々を一定の方向に誘導することを唱えているのに対し、ルメールは司法については一定の距離を保っている。犯罪や違反への法の適用というよりは、これから起こりうる無秩序を全体の利益を計算しながら予防し、穏やかで有益な方法で警告を与えることこそポリスの本質とされているのである。そこでは、日々変化する社会が想定され、それに対応していくことが可能な、捜査官に代表される迅速で柔軟なポリスが必要とされているのである。

そうしたポリス像はギョテの改革案で既に描かれていたことである。秩序維持や公共の安全のために、情報の収集・記録・分類・運用を基盤としポリスの機動性を向上させていくことは、ルメールの時代に至り強烈に意識されるようになる。警視総監を「操縦者」とするポリスというマシンにおける、警視や捜査官といった現場の「歯車」が日々作成する記録簿や報告書は、特に雑業者・家内奉公人、そして放浪者や物乞いといった浮動人口の増大を前に、よき秩序を維持し、無秩序を予防するための、まさに秘策として、ポリスの本質的な実践のひとつとなったのである。

第2部 反王権的言動

第 3 章

第3章 国王に意見する人々 un délit d'opinion

はじめに

1750 年代から 1760 年代はジャンセニスム問題や税制、国制のあり方をめぐって、王権と高等法院が激しく対立した時期である。それはパリの広範な層の人々をも巻き込む大論争と化していた。そうした機運のなか発生したのが、家内奉公人ダミアンによるルイ 15世暗殺未遂事件である。第 2 部で扱う反王権的な言動の具体的な事件は、多かれ少なかれ、ダミアン事件から着想を得たもの、もしくは関係していると疑われたものが多い。それは序章で述べたように、ダミアン事件を契機とし、王権側が王国から「悪しき言説」を一掃しようという明確な意志をもって前代未聞の大規模捜査を決行したからであり、国王への敬意が欠けていると見なされた言動には、それがどんなに些末なことであっても「大罪」というラベルが張られていったのである。

本章を含め第5章までの第2部の目的は、第一に第1部で析出した18世紀のポリスの制度と理念を、具体的な事件に沿って検証することでその社会的・政治的機能を抽出することである。特に第2章で考察したポリスの理念が、現実にはどのように反映されているのか、あるいは反映されずに理念に留まっていたのか、こうした点を念頭に置いて具体的事例を紐解いていく。そして第二に、臣民による反王権的な言動のなかから垣間見ることのできる、彼らの国王観・権力観等の具体相を明らかにするとともに、そうした言動の歴史的意義を考察することである。

本章では、まず第1節でダミアン事件を分析する。ダミアン事件が発生した 1757 年は、1750 年代初頭から激化する王権と高等法院/ジャンセニストの対立を背景に、政治的・社会的にも危機的な状況にあった。ダミアンのルイ 15 世襲撃の動機もこうした社会情勢と密接に関わっている。事件の裁判記録を中心に、ダミアンおよび王権側の国王観・国家観を明らかにするとともに、王権側のダミアンの取扱いを分析することで、ダミアン裁判の政治・社会的機能を考える。実はダミアン事件そのものは、ポリスの機能を検証するうえで格好の素材ではない。というのも、君主を直接的に攻撃したダミアンは第一級の大逆罪lèse-majesté ¹を犯したのであり、大逆罪は通常、最終審である高等法院が裁くことが規定

¹ 第 5 章の冒頭で詳しく述べるように、アンシャン・レジームにおける大逆罪の定義は広く、国王はもちろんのこと、その家族や政府の要人への直接的・間接的攻撃一般のことを指す。君主への身体的な攻撃は、当然のことながら大逆罪の中でも最も重い処罰が下る。本論文第 2 部第 5 章「はじめに」を参照。

されているため、ダミアン事件そのものの展開に警視総監を中心とするパリのポリスが直接的に関わることは少ないからだ。しかし、上述したように、この後に発生する事件の多くはダミアン事件との関連が疑われたものであるため、これらを分析するには、ダミアン事件をあらかじめ理解しておくことが非常に重要となるだろう。

次いで第2節では、ダミアンと同じく社会情勢を理由に反王権的な言動をみせた二名の被疑者ジャン=アントワーヌ・ルフェーヴルおよびピエール・デリヴィエを扱う。ダミアン事件とは異なり、第2節で主に扱う二事例は終始一貫して司法外の手続き、つまりポリスの枠組みで処置された。こうした事件のなかから、犯罪捜査におけるポリスの実践法や機能を明らかにしていく。

第1節 ダミアン事件



図 1. 「1757 年 1 月 9 日、フランス国王ルイ 15 世の暗殺を試みたロベール・フランソワ・ ダミアン、42 歳」版画、フランス国立図書館所蔵

« Robert Francis Damien, Aged 42, Who attempted to assasinate LEWIS XV, King of France on the 9th of January 1757 », burin, B.N.F

(1) はじめに

1757 年 1 月 5 日、ルイ 15 世は前日から病気の王女ヴィクトワールを見舞うため、避寒のために滞在していたトリアノン宮殿からヴェルサイユ宮殿に戻った 1 。娘の健康が快方

Pièces originales et procédures du procès, fait à Robert-François Damiens, tant en la Prévôté de l'Hôtel qu'en la Cour de Parlement (以後 PO), Pierre-Guillaume Simon, 1757, « Précis historique concernant Robert-François Damiens ».

Charles-Philippe d'Albert, duc de LUYNES, Mémoire du duc de Luynes, sur la Cour de Louis XV, tome 15, Firman Didot frères, fils et Cie, 1864.

¹ ダミアン事件に関する捜査、尋問、裁判については以下を参照。

に向かっていることが分かると、国王はトリアノンに戻るため、夕方5時半に大理石の中庭 la cour de Marbre の階段の下に馬車を待たせるように命令した。国王は5時45分に馬車に乗りこむために階段を降りはじめた。国王は王太子、近衛兵隊長ダヤン公 duc D'AYEN、スイス衛兵隊長モンミライユ候 marquis de MONTMIRAIL、そして侍従と衛兵たちに囲まれていた。そして国王が最後の階段を降りようとした時、黒いフロックコートと帽子を被った背の高い男が、護衛の列を押しのけ王の肩を片手でつかみ、反対の手で王の右の第四肋骨と第五肋骨の間を刺した。王はよろめき、「誰かが私に触った」と言い、流血しているのを見て「私を襲ったのはあの男だ。彼を捕まえろ、殺してはならない」と叫んだ。

王は大量に出血しており、すぐさま部屋に戻ったが、第一外科医のラ・マルティニエール La MARTINIÈRE はトリアノンに駐在しており不在で、王太子妃の第一外科医エヴァン HEVIN が応急処置を施したが出血はひどくなる一方だった。死が近いと感じた王は告解を求めたが、イエズス会士で王の聴罪司祭のデマレ神父 Père DESMARETS もヴェルサイユにいなかったので、王はグラン・コマン le Grand Commun ²の聴罪司祭に告解した。そして愛人問題について王妃と子供たちに謝罪し、王太子を彼の国王代理官 lieutenant général に任命した。しかしながら、襲撃に使用されたナイフは短刀で、また国王は寒さのために服を着込んでいたこともあり、受けた傷は表面的なものだった。だが、依然として短刀に毒が塗られている可能性は捨てきれず、宮廷は緊迫した状態が続いていた。

王の暗殺を試みたのはロベール=フランソワ・ダミアン Robert-François DAMIENS(1715 - 1757) というアラス Arras 出身の家内奉公人 domestique であった。ダミアンはただちに衛

Emmanuel, duc de CROŸ, Journal inédit du duc de Croÿ (1718-1784), tome1, Ernest Flammarion, 1906.

またダミアン事件に関する研究書としては以下を参照。

Pierre CHEVALIER, Les régicides: Clément, Ravaillac, Damiens, Fayard, 1989, pp.314-375.

Pierre RÉTAT, L'Attentat de Damiens: discours sur l'événement au XVIIIe siècle, Édition du CNRS, 1979.

Dale VAN KLEY, The Damiens Affair and the Unraveling of the Ancien Regime, 1750-1770, Princeton University Press, 1984.

Berthe THELLIER, L'homme qui poignarda Louis XV, Robert-François Damien (1715-1757), Tallandier, 2002.

² ヴェルサイユ宮殿の入り口向かって左手の建物。宮廷貴族やその従者たちのための住居 としてマンサールの設計で建設された。Denis DIDEROT et Jean Le Rond d'ALEMBERT, Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, tome 3, 1753, p.716 兵室に連行され、身体検査が行われた。そこで国王を刺した短剣と 36 ルイ金貨、そして一冊の本が押収された。その時ダミアンは「王太子も警戒すべきだ」と述べたことから、共犯者の存在を危惧した国璽尚書マショーJean-Baptiste de MACHAULT D'ARNOUVILLE, garde des sceaux (在 1750 - 1757) の命令で、足を火あぶりにするという拷問にかけながら、宮内府奉行裁判所の主導で第一回目の尋問が開始された。その後ダミアンはヴェルサイユの牢獄に連行され、そこで 1 月 18 日までに 6 回に渡る尋問を受け、その後本事件が高等法院・大審部に移管されたことを受け、パリのコンシェルジュリー牢獄に移送されている 3 。

ダミアンは 40 歳前後で、逮捕時は、前年 7 月まで奉公していた大商人ジャン・ミシェル宅での窃盗容疑で指名手配中であり、国王襲撃の直前まで故郷アラスをはじめ、フランス北部を転々と逃亡していた。ダミアンは家内奉公人としてそれまで数多くの邸宅で働いた経験があったが、その雇い主の多くは高等法院の司法官であった。ダミアンの家族は妻と17歳の娘、そして兄と弟、妹、そして父親という平凡な素性の男であった。その平凡さは彼の犯した罪の重大さとは不釣合いであり、尋問では終始ダミアンの背後にあると考えられた大きな陰謀を暴くことに努力が費やされた。実際、1 月 5 日の最初の尋問から 3 月の処刑直前までダミアンへの尋問は共犯者や首謀者の自白を目的に展開している。同時に、アルトワ司令官のクロイ公 Emmanuel de CROŸ, commandant en Artoisがアラスに派遣され、ダミアンの生い立ちから国王襲撃直前までの足取りが徹底的に調査された。だが共犯者に関する情報は得られないまま、同年の 3 月 26 日にダミアンに対する有罪判決(大逆罪)が下り、28 日に四つ裂きの刑が執行された。

ダミアンは尋問のなかで、国王を襲撃した動機を「宗教 la Religion」であると告白して

³ ヴェルサイユにおける尋問は宮内府奉行裁判所 la Prévôté de l'Hôtel が担当している。この法廷は宮廷がどこに移動していようと、宮廷全域における裁判権を有しており、同長官 le prévôt de l'Hôtel ou grand prévôt de France は宮廷で発生したすべての犯罪の審理を担っていた。裁判権は宮廷がどこに置かれていようとその周囲 10 リュー(約 40km)内の全域に及んだ。刑事に関して本法廷は最終審、民事に関して控訴はグラン・コンセイユに送られた。大逆罪は通常、最高法院である高等法院で裁かれるため、本来ならば宮内府奉行裁判所がダミアン裁判の管轄権をもつところを、1月17日の開封王状で高等法院・大審部への移管の命令が下された。ただし、前年12月に国王の親裁座をうけて多くの高等法院司法官が辞職したため、ダミアン裁判は辞職せずに留まった約25名の司法官で行われた。

Marcel MARION, Dictionnaire des institutions de la France, XVIIe-XVIIIe siècles, Picard, 2006 (1923), p.453.

アルフレッド・フランクラン「付記 18世紀中葉における司法組織」『18世紀パリ市民の 私生活-名高くも面白おかしい訴訟事件』北澤真木訳、東京書籍、2001年、232頁。

いる 4 。だがそれは宗教戦争時代の 1589 年にアンリ 3 世を暗殺した修道士クレマン Jacques CLÉMENT や 1610 年にアンリ 4 世を殺害したラヴァイヤック François RAVAILLAC のような狂信者のそれとは全く異なる意味を持っていた。ではダミアンの動機「宗教」とは何か。ダミアンの国王襲撃事件は 1757 年の数年前から始まっていたフランスの政治的・宗教的危機の渦中に起きた事件であり、襲撃の動機もこの危機と深い関係にあった。

(2) 1750年代の政治的・宗教的危機 - 終油の秘蹟拒否事件とグラン・コンセイユ事件

その危機とは主に 1750 年から始まる 2 つの政治的・宗教的混乱のことを指す。ひとつは 再燃したジャンセニスムをめぐる論争であり、もうひとつは国制と租税における王権と高 等法院の対立である 5。ごく簡単に、その対立の歴史的な経緯を確認しておこう 6。

ジャンセニスムとは、神の恩寵と人間の自由との関係をめぐって、17、18世紀のフランスで展開された一つの宗教的刷新運動である。その起源はフランドル出身のイープル Ypres 司教、コルネリウス・ヤンセニウス Cornelius JANSENIUS(1585-1638)の展開した教義に求められる。ルネサンスには、人はその知性と意志によって善悪の区別が可能であるとい

Jean EGRET, Louis XV et l'opposition parlementaire 1715-1774, Armand Colin, 1970. Dale VAN KLEY, op.cit.

Jeffrey MERRICK, The Desacralization of the French Monarchy in the Eighteenth-Century, Louisiana State University Press, 1990.

Julian SWANN, Politics and the Parlement of Paris under Louis XV, 1754-1774, Cambridge University Press, 1995.

ジャンセニスムについては以下を参照。

ルイ・コニェ『ジャンセニスム』白水社、1966年。

中村浩巳『ファランの痙攣:18世紀フランスの民衆的実存』法政大学出版局、1994年。

John McMANNERS, Church and Society in Eighteenth Century France, vol.2, The Religion of the People and the Politics of Religion, Oxford University Press, 1998.

Marie-José MICHEL, Jansénisme et Paris 1640-1730, Klincksieck, 2000.

William DOYLE, Jansenisme: Catholic Resistance to Authority from the Reformation to the French Revolution, Macmillan, 2000.

Michel LE GUERN, « Le Jansénisme : une réalité politique et un enjeu de pouvoirs », Recherches de Science Religieuse, 2003/3, Tome 91, pp.461-488.

⁴ PO, interrogatoire du 5 janvier 1757, p.45.

^{5 1750} 年代の政治的危機について以下を参照。

う新たな人間観が誕生したが、人間の主体性を問い直そうというこのような宗教的なユマニスムの流れに沿って登場したのがリスボン出身のイエズス会士、モリナ Luis de MOLINA (1535-1600) であり、このような人間観は 1588 年『神の恩寵の賜と自由意志の協力について De concordia liberi arbitri cum gratiade donis』 において明らかにされた。モリナは聖アウグスティヌスの説に対して人間の選択決定力を大きく認める説を打ち出した。つまりモリナは原罪の影響を重要視せず、人は超自然的な生命を奪われてしまったものの、神が人に恩寵を与えたため、自由意志によって善を選択することができると論じたのである。一方、聖アウグスティヌスの流れを汲むヤンセニウスはこの新たな人間観に対立することとなった。彼は、被造物の生来の堕落を再確認し、人は自由意志によって道徳的善を何一つ行うことはできないとした。また、人は快楽の間で揺れ動いており、神の恩寵のみが人を善に向かわせることができるとする。ヤンセニウスの見解はその死後発表された『イープルの司教コルネリウス・ヤンセニウスによるアウグスティヌス Cornelii Jansenii Episcopi Iprensis Augustinus』(1640 年) に著され、友人サン=シラン SAINT-CYRAN (1581 -1643)、アントワーヌ・アルノーAntoine ARNAUD (1612-1694) らの後継者を通じて、また、トリエント公会議の教会改革と呼応して、ヨーロッパ中に広まっていった。

フランスではアルノー家を通じてポール・ロワイヤル修道院を中心に活動が展開され、社会に浸透していった。だが、ジャンセニスムはその教義がカルヴァン主義的であるとの誹りを度々受け、アルノーはソルボンヌで譴責される。さらに、ヤンセニウスの『アウグスティヌス』における人間本性の堕落、恩寵と効果、自由意志に関する5つの命題が、1653年にローマによって異端宣告を受ける。そして1661年に、ジャンセニスムを弾劾するローマに従う旨を宣誓する「信仰宣誓文 formulaire」への署名が強制されると、これに抵抗したポール・ロワイヤルの聖職者たちは追放もしくはバスティーユに投獄されたっ。その後、教会分裂を危惧した教皇クレメンス9世が、ジャンセニストが恭謙に沈黙を守れば黙認する、ということで事態の収束を図った。その間、オラトリオ会士のパスキエ・ケネル Pasquier QUESNEL(1634-1719)が『新約省察 le Nouveau Testament en français avec des réflexions morales』(1671年)を発表し、多くの読者を獲得したとされる。

⁷「信仰宣誓文」への署名強制の賛否をめぐってジャンセニスト側と反ジャンセニスト側の論争が展開するが、その争点が教会や王権の決定は絶対で信徒はそれを信じねばならないのかということにあったため、この署名問題は5命題の異端性といった側面よりも、権力の不可謬性や個人の信のあり方といった信仰の認識論的側面に関する考察が深化されたとされる。詳細は以下の文献を参照。

御園敬介「ジャンセニスムと信仰の認識論」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』第 31号、2011年、39-51頁。

このように 17世紀には神学論争として展開するジャンセニスム問題は、18世紀に入り、全く政治的な論争と化す 8 。国内の宗教的対立を教皇に解決させようと、ルイ 14世はケネルの『新約省察』から抜粋された 101 の命題を断罪する教書を出すように要求する。これが 1713 年に教皇が署名し発布した「ウニゲニトゥス」である。ウニゲニトゥスを高等法院の基本的な立場であるガリカニスム 9 の侵犯だと捉える高等法院は、登録拒否権を行使し、ウニゲニトゥスに施行法としての効力を持たせないように図る。こうして高等法院と結びつくこととなったジャンセニスム問題は神学論争の様相を潜め、政治的、社会的な論争へと変貌を遂げたのである。特にウニゲニトゥス教書を教会の法のみならず国家の法として位置づけた 1730 年 3 月の国王宣言以降、高等法院は王権との論戦を通じて自らを「正義の守護者」、「民衆の味方」とするイメージを打ち出し、政治舞台にパリの人々を引き込もうとした 10 。一方でジャンセニスト側も 1728 年に『教会新報 Les nouvelles ecclésiastiques』を発行し、ウニゲニトゥス問題の大衆化を狙った。また模範的聖職者として絶大な人気を

Dale VAN KLEY, The Jansenists and the Expulsion of the Jesuits from France, 1757-1765, Yale University Press, 1975.

Monique COTTRET, Jansénisme et Lumières : pour un autre XVIIIe siècle, Albain Michel, 1998. Catherine MAIRE, De la cause de Dieu à la cause de la Nation : le jansénisme au XVIIIe siècle, Gallimard, 1998.

Catherine MAIRE, « Les querelles jansénistes de la décennie 1730-1740 », Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie, n°38, avril-2005, pp71-92.

9 ボシュエの起草したガリカニスムの原則は以下の 4 か条にまとめられる。①世俗の事項に関して国王は一切の宗教的権力に従属しない。②全体司教会議は教皇に優越する。③教皇の権威はガリカン教会の慣習法に制限される。④教皇は全体司教会議の同意がなければ無謬ではない。Lucien BÉLY (éd.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, PUF, 2006(1996), p.590, « gallicanisme ».

Jeffrey MERRICK, "Patriarchalism and Constitutionalism in Eighteenth-Century Parlementary Discourse", *Studies in Eighteenth-Century Culture*, vol.20, 1990, pp.317-330.

Jeffrey MERRICK, "Fathers and Kings: Patriarchalism and Absolutism in Eighteenth-Century French Politics", Studies on Voltaire and the Eighteenth Century, vol. 308, 1993, pp.281-303.

実際にこの高等法院の戦略は一定の効果があったようである。年代記作家バルビエの観察によると、高等法院の司法官には「真のローマ人」、「祖国の父」といった声援が群衆から湧き上ったとされている。Edmond-Jean-François BARBIER, *Chronique de la régence et du règne de Louis XV. (1718-1763)*, tome 2, Charpentier, 1858, pp.296-297.

⁸ 特に 18 世紀のジャンセニスム問題については以下を参照。

博したジャンセニスト司祭の存在も、パリの広範な層の人々の関心をウニゲニトゥス問題に向けた一因だろう。特にサン=メダール教区の助祭パリス François de PÂRIS は慈善活動に尽力し、教区の人々の尊敬を集めていたが、1727年にパリスが没すると、その墓で快癒の奇跡が起こるとされた ¹¹。多くの人々があたかも聖地への巡礼のごとくパリスの墓地に押しかけ、ジャンセニスム熱を抑えようとする王権はサン=メダール墓地を強制閉鎖するに至る。こうした事件を通し、ジャンセニスム問題は一挙に大衆化したのである。

このように、1713年に発布されたウニゲニトゥス教書は、1730年代までに王権、高等法院、ジャンセニストそしてパリの広範な層の人々を巻き込こんだ政治的、社会的な問題と化していた。1732年9月、この教書を教会と国家の法として定めた1730年の王令を登録拒否した高等法院司法官がポントワーズに追放されたが、裁判業務の停滞に対する不満の高まりと高等法院を支持する声におされ、12月、高等法院は王権への服従の約束と引き換えに、追放の解除を得た。ここにジャンセニスム問題をめぐる王権と高等法院の対立は一旦沈静化された。

ジャンセニスム論争が再び大きな混乱をもたらしたのは、1746年パリ大司教の座に就いたクリストフ・ド・ボーモン Christophe de BEAUMONT, archevêque de Paris(在 1746 - 1781)がウニゲニトゥス教書を遵守させるために強硬な措置を取るようになってからである。終油の秘蹟を受ける際に教区の聴罪司祭の署名のある聴罪証明書 billet de confessionの提示を義務付け、聴罪司祭はウニゲニトゥス教書の反対者に終油の秘蹟を授けてはならないと規則が定められたのである。そして 1749年6月パリ大学の学長シャルル・コファン Charles COFFIN が聴罪証明書のないことを理由に終油の秘蹟を拒否されたのをはじめとして、翌年にはシャトレ裁判所の評定官でコファンの甥が同じくサン=テチエンヌ・デュ・モン教区の司祭に秘蹟を拒否されるという事件が相次いだ。そして、ここに再びジャンセニスムにまつわる論争が終油の秘蹟拒否の是非をめぐる形で展開されていくこととなったのである 12。

高等法院は秘蹟を授けることを繰り返し拒否したサン=テチエンヌ・デュ・モン教区の司祭を尋問、叱責し、国王に建言書を提出する一方で、1752年にはパリ大司教のボーモン

Arlette FARGE, Dire et mal dire : l'opinion publique au XVIIIe siècle, Seuil, 1992, pp.44-46. David GARROICH, The Making of Revolutionary Paris, University of California Press, 2002, pp.142-143.

¹¹ 助祭パリスと奇跡については以下を参照。

Dale VAN KLEY, The Religious Origins of the French Revolution: from Calvin to the Civil Constitution, 1560-1791, Yale University Press, 1996.pp.135-137.

にこの強硬な措置をやめさせるよう求めた。一方でパリの人々にもボーモンの措置は不評 であった。例えば、1751 年1月の評定官コファンの葬儀には 500 人もの参列者が集まった とされている¹³。さらにバルビエはこう記している。

人々は論争を引き起こし、あらゆる混乱のもとになった大司教を忌み嫌っている。 (前任であった) パリ大司教ヴァンティミルのもとで享受していた平和や平穏を懐 かしんでいる…本当のところは宗教の利益には全く役に立たず、ただジャンセニス トを傷つけることを目的とした聴罪証明書の強制について誰も好意的ではない。み *な高等法院の肩を持っているようだ* ¹⁴。(1752 年 5 月)

この件に関する建言書はことごとく却下されたが、高等法院は聴罪証明書の不提示によ る秘蹟拒否を禁じる裁決を1752年4月18日に出すに至った。この論争に悩まされた王権 は 1753 年 2 月に秘蹟の拒否を理由とする告訴の中止を命じる開封王状を発布するが、高等 法院も国家の基本法に与えられる打撃や宗教にもたらされる悪、分裂 schisme の危険性を 強調した大建言書を提出し、ウニゲニトゥス教書発令以降における教会がみせる独立強化 の姿勢への危惧と高等法院の活動の正当性を訴えた 15。建言書は次のように言う。

陛下、君主にとって最も本質的は利益とは真実を知ることです。陛下の高等法院は 真実を王座の足下に届ける役割を負っているのです…聖職者たちは(国王の権威に 対して)独立のシステムを確立しようと努力を繰り返しています。そしてその基盤 は約千年前に提起されました。時代とともにその原理は教会における幾人もの司祭 の行動のなかで結び合わされ発展しました。そしてその結果、陛下の尊い名前と宗 教が最大限に濫用され、よき秩序、公共の平穏、規則に適った裁判権、法、そして 陛下の主権自体が脅かされ、ゆえに国家全体の滅亡の危機に瀕しているのです… 陛下の高等法院が分裂の張本人たちを裁き、罰することができれば、分裂を根本か ら*攻撃することを妨げる障害はもはや何もありません…* ¹⁶。(1753 年 4 月 9 日)

¹³ BARBIER, Chronique de la régence...tome.5, 1858, p.8.

¹⁴ *Ibid.*, p.226.

Michel ANTOINE, Louis XV, Fayard, 1989, pp.652-655.

¹⁶ Jules FLAMMERMONT, Remontrances du Parlement de Paris au XVIIIe siècle, tome 2, Imprimeur nationale, 1895, pp.521-609.

実際、この大建言書は印刷されパリの街で売り歩かれた ¹⁷。パリの人々はこの大建言書が提出されたとき「パレ・ド・ジュスティスの大広間は息も詰まるほど」の人々が押しかけ、司法官が出てきたときには「人々は拍手で、"高等法院万歳!"と叫び」 ¹⁸高等法院の行動を支持した。その加熱ぶりは何人かの人々がポリスに逮捕されるほどであったという

一方、同年 5 月国王はこの大建言書を平穏の維持と再建に障害をもたらすものとして受け取りを拒否し、2 月の開封王状の登録をあらためて命じた。そこで高等法院は建言が受け入れられるまで裁判業務を停止するストライキに入った。王は業務再開と開封王状の登録を再び命じたが、高等法院は聞き入れず、4 人の司法官が投獄され、予審部 chambre des enquête と訴願審理部 chambre des requête の司法官 167 人がアングレーム、クレルモン・フェランに、そして 9 月には大審部 grand chambre の司法官もポントワーズに追放された。この追放のニュースに対するパリの人々の憤慨は王孫誕生の喜びを色褪せさせるほどであった 20 。

同年 11 月、王権は国務評定官 conseillers d'État や請願審査官 maîtres des requêtes で構成される国王審理部 la Chambre Royale を設立し裁判業務の引継ぎを試みた ²¹。そこでルイ15世は国王の職務を改めて以下のように宣言した。

国王の主要な義務はその国民に正義をなすことである。そして国王自身だけではこの重要な務めに励むことはできず、高等法院が国王の権威の一端を行使する役割を負っている。パリ高等法院は久しい間、この原則から逸脱している。それは5月の判決によって通常業務を停止したり、開封王状に従うことを拒否したりすることによってである。ポントワーズに追放されながらも、高等法院は臣民から正義の源泉を奪うような判決しか登録しようとしない。時間や反省も彼らにその義務に立ち返らせることはない… 22 。

こうした理由によって王権側は国王審理部を設立したというのである。だがこの試みは

¹⁷ 12 折判で 120 頁以上にわたるパンフレットとして販売されたことをリュイーヌ公はその日記のなかに記している。LUYNES, *Mémoire du duc de Luynes*...tome14, 1860, p.329.

¹⁸ BARBIER, *op.cit.*, pp.387-386.

¹⁹ *Ibid*.

²⁰ *Ibid.*, p.417.

²¹ この国王審理部はルーヴル宮で開廷された。*Ibid.*, p.436.

²² *Ibid.*, pp.436-437.

即座に頓挫した。というのも、シャトレ裁判所など高等法院の管轄内のあらゆる法廷が国 王審理部への協力に消極的であり、裁判業務の停滞が一向に改善されなかったからである 23 。1754 年 9 月 2 日には司法官たちの追放を解除しパリに呼び戻す国王宣言が出された。この宣言で王は、業務を放棄した高等法院を叱責するとともに、ウニゲニトゥス教書に関して支持派と反対派の双方に沈黙を課し(loi du silence)、この命令を破ったものに対する処罰を高等法院に命じた 24 。この宣言は高等法院に登録され、1 年以上に及んだストライキと追放のもたらした紛争は沈静化した。

だが、秘蹟拒否事件は後を絶たず、高等法院は秘蹟を拒否する聖職者に対して先の国王 宣言を厳格に適応した。そして国王は 1754 年 12 月に、対立の沈静化と平穏を図るために 大司教ボーモンをパリ近郊のコンフラン Conflans に追放した。

しかしながら依然として秘蹟の拒否は無くならなかった。例えば 1749 年から 1758 年にかけて、サン=テチエンヌ・デュ・モン教区では 8 件の秘蹟拒否事件が発生し、拒否された側のうち 6 名は俗人で、2 名は聖職者だった。またサント=マルグリット教区でも 1755 年から 1756 年の一年間で 6 件の事件が報告されている 25。一方、高等法院も 1755 年 3 月にウニゲニトゥス教書が信仰の規則であることを否認しその執行を禁止する判決を下した。この判決はウニゲニトゥスに関して沈黙を命じた国王宣言に反するものであったため、国王は同年 4 月にこの高等法院の判決を破棄し、あらためてウニゲニトゥス教書を教会と国家の法であることを確認した。だが、国王も事態沈静化のためには聴罪証明書の廃止を考慮せざるを得ず、結局この問題の是非はローマ教皇の裁決に委ねることとなった。ルイ 15世は教皇に仲裁役を要請することによって、この問題の沈静化を図ろうとしたのである。結局、1755 年 10 月、ウニゲニトゥス教書の遵守は全てのキリスト教徒にとって永遠の救いを受けるための義務ではあるが、終油の秘蹟の拒否は明らかに罪を犯した悪名高いものに限られるとするという教皇の回状によってようやく決着がつくこととなった。

ジャンセニストに対する終油の拒否をめぐる論争が 1753 年から 1754 年にその頂点を迎え、1755 年に一応の終息をみたものの、高等法院と王権が対立する事態は続いていた。1755 年にはグラン・コンセイユ le Grand Conseil と高等法院の争いが勃発するのだ。アンシャン・レジームにおける司法組織は複雑で管轄分野が不確定な場合が多く、同時に裁判所の数も必要以上に多く、しかもどの裁判所の行政組織も不完全だったためであり、裁判所間

²³ EGRET, *op.cit.*, pp.62-63.

²⁴ 阪上孝『近代的統治の誕生-人口・世論・家族』岩波書店、1999年、137-138頁。

²⁵ VAN KLEY, The Religious Origins of the French Revolution...p.147.

の意見の対立や権限の争奪戦は日常茶飯事だった 26 。この高等法院とグラン・コンセイユの対立もそうした司法の管轄権をめぐって展開されるのである。

グラン・コンセイユとは 15 世紀に国王諮問会議 le Conseil du Roi から分離された裁判機関で、最終審としての地位を保持していた。王国全土を管轄下に置き、高等法院では公平な審理が期待しがたい場合、例えば高等法院の恩典に関する事柄、諸法廷の下した裁決が対立した場合の調停などを専門としていた。したがってこの 2 つの機関は権限の点で競合関係にあったといえるだろう ²⁷。またその成員についても高等法院とは異なる点がある。高等法院と同様に売官制によってその官職が売買され、最大で 50 人の司法官を抱えていたが、グラン・コンセイユにはそのメンバーのなかには必ず国務評定官と宮内審理官が含まれていた。既に述べたように、グラン・コンセイユも例にもれず、司法機関としての位置付けがはっきりしていなかったため、高等法院とグラン・コンセイユとの揉め事はかつてから比較的頻繁に発生しており、両者を調停するために王権は仲裁役として公平さを示すことが期待されていた ²⁸。

こうした事情を背景に、1755年、ある騎兵隊士官がグラン・コンセイユの名誉評定官と暴力事件を起こし、シャトレ裁判所に告訴した²⁹。だが後者は名誉評定官という地位を理由にグラン・コンセイユでの審理を望んだ。グラン・コンセイユはこの要請を受け入れ、シャトレ裁判所に訴訟書類をグラン・コンセイユに移管する命令を出した。そこで高等法院はシャトレ裁判所にこの書類を手放すことを禁止したが、すでに書類はグラン・コンセイユに送られてしまった。しかも9月13日に国王諮問会議はこの訴訟をグラン・コンセイユで審理することを認め、10月10日に裁判機関としてのグラン・コンセイユの行為には高等法院の裁可は必要でないという国王宣言を発した。これに対して高等法院はグラン・コンセイユとそれを支持する王権の動きを「パリの裁判所の基本的権利の破壊をめざし、

²⁶ フランクラン、上掲書、211頁。

²⁷ ANTOINE, *op.cit.*, pp.689-694. またグラン・コンセイユ事件については以下を参照。 EGRET, *op.cit.*, pp.72-75.

Julian SWANN, "Parlement, Politics and the Parti Janseniste: the Grand Conseil Affair, 1755-1756", French History, Vol.6, No.4, pp.435-461.

²⁸ SWANN, op.cit., p.437.

 $^{^{29}}$ この事件に関してリュイーヌ公がそのメモワールに記録している。それによれば、グラン・コンセイユの評定官ロリエールがその息子の金の支払いをめぐって、ある士官と軒先で喧嘩になったとしている。だが、事件の発端はよく分かっていない。LUYNES, *Mémoire du duc de Luynes*...,tome14, p.279.

王国の国制を直接的に攻撃する」30ものだとし、11月27日に長文の建言書を提出する。

陛下、王政は 1300 年に渡って存続し、また陛下の高等法院もまた 1300 年に渡って存在しています。それ(高等法院)はいくつかの名称で呼ばれてきましたが、常に変わらぬ法廷を形成し、同じ役割を果たしてきました。法の管理に関して言えば、高等法院は今日まで決してその役割を停止することはありませんでした…そして王政の始まりにおいては、高等法院は国民の全国会議 l'Assemblée générale de la nationであったのです… 31。(1755 年 11 月 27 日)

この高等法院の建言は誇張された主張であり、高等法院という組織が王国の基本的国制に組み込まれてきたこと、そして王権が高等法院の支持と同意によって支えられてきたことを暗に示唆し、国制とそのなかでの自らの地位を論じているのである。だが結局、1756年4月王権側は対英戦争(七年戦争)の開始をまえに財政政策における司法官の協力が必要となったため、グラン・コンセイユをめぐる議論においてその立場を放棄することで一応の解決を図ることとなったのである 32。この一連の混乱は、ライバルであるグラン・コンセイユの権力を強化することで、抵抗を繰り返す高等法院の権限を低下させようという王権の意図の表れだったといえよう 33。終油の秘蹟拒否問題において、国王は高等法院とパリ大司教双方を叱責し、沈黙を命じ、大司教に関して言えばコンフランに追放という措置まで取った。この問題について国王は少なくとも、仲裁者として対立する両者に対して第三者的な立場から宥和を図ろうとした。しかしながら高等法院をグラン・コンセイユで置き換えようという企てにおいては、国王はもはや対立を調停する仲裁者としてではなく、高等法院と直接対峙する当事者となってしまったのである 34。このように高等法院は王権との対立をさらに深化させていったのであった。そして更に、1756年12月の親裁座 lit de justice で国王が再びウニゲニトゥス教書に関する王令を強制的に高等法院に登録させよう

Carroll JOYNES, "The Gazette de Leyde, 1750-1757", *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, Jack R. CENSER and Jeremy D. POPKIN (ed.), University of California Press, 1987, p.165.

³⁰ FLAMMERMONT, op.cit., p.21.

³¹ *Ibid.*, p.26.

³² SWANN, *op.cit.*, p.435.

³³ EGRET, *op.cit.*, p.72.

³⁴ Keith M.BAKER, *Inventing the French Revolution*, Cambridge University Press, 1990. 阪上孝 上掲書、141 頁。

とすると、予審部と審理部の司法官全員が辞職し、そして大審部の大半もそれに続き、結局 25 名の司法官しか留まらないという事態が勃発していたのである ³⁵。このような政治的、社会的混乱のなかでダミアンの国王襲撃事件が起こったのだ。

(3) ダミアンの動機と事件をめぐる言説

ダミアンはその尋問のなかで国王襲撃の動機を「宗教」であると告白した。その「宗教」とは主にジャンセニストへの終油の秘蹟拒否事件にまつわる混乱のことを指していたのである。本項ではダミアンの裁判記録を中心に、ダミアンがこの政治的危機のなかで国王、高等法院、聖職者をどのように捉え、国王襲撃をどのようなロジックで説明したのか、それらを検証することを目的とする。

ダミアン処刑から 2 か月後の 5 月 24 日に、高等法院付の印刷業者シモン Pierre-Guillaume SIMON によって出版されたダミアン事件の裁判記録は、その編集前記によれば、「裁判の全貌を把握したいという公衆の熱意」に応えて、高等法院書記ル・ブルトン Alexandre-André LE BRETON が提供した全裁判記録を編集したものだとされている ³⁶。ダミアン裁判に関するあらゆる資料を収録するというこの裁判記録は、後に述べるように、公衆の要望に応えるために公刊されたというだけではなく、ダミアン事件に関する高等法院(および王権側の)公式見解として位置づけることが出来るだろう。本節が全面的に依拠するこの裁判記録がそういった性質のものであることを念頭に置き、ダミアンの国王襲撃の動機と、ダミアンをめぐる言説を考察していこう。

ヴェルサイユでの拘束直後の第一回尋問で、ダミアンはすでに国王襲撃の動機を「宗教」 であると答えている。

まず 1757 年 1 月 9 日の尋問記録には、7 日夜から 8 日早朝にかけて、牢番ブロ BELOT に書き取らせたという国王宛ての手紙の写しが掲載されている。

陛下、

陛下に近付くなどという不祥事を起こし非常に申し訳なく思っております。しかし、 今から数年のうちに陛下が国民の味方をしないのならば、陛下と王太子殿下、そして その他の方々は危険に晒されるでしょう。聖職者に対する過度の寛大さがゆえに、こ

³⁵ VAN KLEY, The Damiens Affair...p.8.

³⁶ PO., p.iij « Avis de l'imprimeur ».

れほど善良な君主がその命を危険に晒しているということは残念なことです。もしすぐにこうした事態を改善するという善良さが陛下に欠けているならば、非常に大きな不幸が訪れ、陛下の王国は安泰ではなくなるでしょう。陛下にとって不幸なことは、陛下の臣下が辞表を提出してしまったことです 37 。事件は彼らの側からのみ生じるのです 38 。そしてもしも、親裁座以来拒否されてきた死の間際の終油の秘蹟を与えるという命令を出すという善良さが陛下に欠けているなら、陛下の命は安全ではなくなるでしょう…パリ大司教は秘蹟を拒否したことによって、すべてのトラブルの原因となっています… 39 。

この手紙から明らかなように、ダミアンの国王に対する不満とは、ジャンセニスム問題におけるパリ大司教と国王の対応であったと言えよう。ダミアンは「終油の秘蹟を受けるに値する善き人々」 40 が聖職者によってそれを拒否されている事態に腹を立てていたのである。実際にダミアンは、襲撃の意図は国王を殺害することではなかったと供述し、もし殺害が目的ならばもっと長い刃のナイフを使用していただろうし、一度ではなく二度、三度と刺して国王を確実に殺害していただろうと答えている 41 。むしろダミアンの襲撃の目的は「国王に触れること」であり「国王に国家のあらゆる秩序と平穏を回復させる」ことであったと説明している 42 。つまりダミアンは国王に政治的な助言をしようと試みたのである。というのもダミアンに言わせれば、この「宗教」をめぐる問題によって「フランスの4分の3の人々が危機に瀕している périr」からだと言うのだ。この「4分の3の人々」が「危機に瀕している」、「不幸である」という文句は全尋問を通じて度々登場し、ダミアンはこの多くの人々が被っている不幸の原因をパリ大司教と国王の態度に帰すのである。

^{37 1756}年の親裁座をうけて、辞職した高等法院司法官のことを指すと思われる。

^{38 3}月26日の高等法院・大審部による尋問で、「事件は彼らの側からのみ生じるのです」という記述は、牢番ブロの加筆でダミアン自身は述べていないと供述している。ブロの記述にしたがえば、事件は高等法院の側からのみ生じる、という解釈になってしまうが、ダミアンの意図は、揉め事は常にパリ大司教の側から生じる、と述べることだった。*Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n° 137, p.378.

³⁹ *Ibid.*,. p.69.

⁴⁰ *Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n° 150, p.379.

⁴¹ *Ibid.*, interrogatoire du 17 janvier, en la cour de Parlement. n°144, pp.131-132. Interrogatoire du 17 mars, n° 22, 23, p.331.

⁴² *Ibid.*, 1^{er} interrogatoire à Versailles, n° 2, p.44. Interrogatoire du 17 janvier, n° 144, p.132. Interrogatoire du 17 mars, n° 19, 22-26, pp.171-173.

例えばこうである。宗教を「朝から晩まで教会で毎日神に祈りを捧げ、善良に暮らしている人々に終油の秘蹟を拒否しないことである」 ⁴³と定義するダミアンは、このような不幸が起きているのは、国王の(上級聖職者に対する)「過度の寛容さ la trop grande clémenceと行き過ぎた善良さ trop de bonté」 ⁴⁴のせいだと非難する。そして「もし国王が 3,4人の司教の首を切り落としていたら、このようなこと(国王襲撃)は起こらなかったのに」 ⁴⁵と供述した。一方でダミアンは襲撃の理由を「物事をはっきりと見ることを阻害されている」 ⁴⁶国王に「宮廷にいる敵の存在を知らせるため」 ⁴⁷だとも供述している。これは何も知らない国王と悪しき助言者たち、という伝統的な「騙される王」という観念のようにも見える。そこでは側近に「騙される王」「搾取される王」という概念によって、臣民と国王の利害は同一のものとして描かれ、両者は共通の敵に脅かされているというイメージがある ⁴⁸。だが今回はかつてのように側近者たちだけが批判の対象となるという事態では済まなかった。ここではダミアンはフランス全土に蔓延する不幸を主にパリ大司教のジャンセニストに対する終油の秘蹟拒否の措置に帰すのであるが、国王も「寛容過ぎる」としてその責任を免れることは無いのである。

同時に国王は高等法院の建言に耳を傾けなかったことでもダミアンの誹りを受けている 49。

この襲撃には、高等法院の苦しみや心配事 (の軽減) に貢献すること以外に目的は ありませんでした。その高等法院が宗教と国家を支えているのです 50 。

ダミアンはこの襲撃の計画を抱くようになったのは、約3年前、つまりパリ大司教と高

⁴³ *Ibid.*, 1^{er} interrogatoire à Versailles, n° 12, p.45. Interrogatoire du 28 mars, p.402.

⁴⁴ *Ibid.*, interrogatoire du 17 janvier, en la cour de Parlement. n°139, p.131.

⁴⁵ *Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n°150, p.379. ちなみにダミアンは「モリニストと終油の秘蹟授与を拒否する聖職者のみ」を批判の対象としていると述べている。 *Ibid.*, interrogatoire du 29 janvier, n°305, p.145.

⁴⁶ *Ibid.*, interrogatoire du 18 janvier, n°139, p.131.

⁴⁷ *Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n°171, p.381.

⁴⁸ 悪しき側近と無実の国王いう観念は以下に詳しい。Yves-Marie BERCÉ, *Histoire de Croquants: études des soulèvements populaires au XVIIe siècle dans le Sud-Ouest de la France*, Droz, 1974.

⁴⁹ PO, 1^{er} interrogatoire à Versailles, n°12, p.45.

⁵⁰ *Ibid.*, 6^e interrogatoire à Versailles, n°157, p.103.

等法院の揉め事が始まってから、特に高等法院の司法官が追放されてからだと言う 51。そしてその情報は、「パリの街角やカフェ」で「フランス人や外国人」の会話から得たとしている。実際、終油の秘蹟拒否をめぐる論争がその頂点を迎えていた 1752 年から 1754 年にかけて、ダミアンは高等法院・予審部の司法官ベーズ・ド・リス BÈZE DE LYS 邸で奉公人として働いていたため、高等法院とパリ大司教そして王権のやり取りに精通していた。ダミアンはベーズ・ド・リスに同行し、パレ・ド・ジュスティスを頻繁に訪れていたのである。そこで、弁護士、司法官、聖職者といった様々な人々がジャンセニスム問題の行く末を危惧する会話を交わしているのを何度も耳にしているのである 52。そして、ダミアンはその後の尋問で「パレ・ド・ジュスティスに足を踏み入れなければ、このような(襲撃の)計画は思いつかなかったでしょう。もし高等法院の司法官宅ではなく、帯剣貴族の館に奉公していたら、こんな考えは決して浮かばなかったと思います」と述べ、終油の秘蹟拒否事件に対する高等法院の憤慨や、その高等法院に対する王権の対応が、国王襲撃の決定的な契機だったと供述している 53。このように、ダミアンの国王襲撃の動機に関する答弁は、「高等法院」「終油の秘蹟拒否」「国王の対応」を中心に展開されていた。

一方で、王権側の関心は、ダミアンの国王襲撃の動機の解明とあわせ、共犯者についての自白を得ることだった。実は、ヴェルサイユの牢獄で行われた宮内府奉行裁判所による第一回尋問で、動機と共犯者に関するダミアンの供述はほぼ出そろっており、本裁判記録に目を通した読者は、3月26日の最終尋問まで同じような供述や説明が繰り返し行われているという印象を受けるだろう。ダミアンのほうも、同様の尋問が何度も繰り返されたことにより、例えば2月8日の尋問では「以前に答えた」として、回答を拒んでいる 54。ダミアンの否定にもかかわらず、共犯者の存在を疑う王権には、ある先入観があったと言えるだろう。それは、1月7日に行われたヴェルサイユでの尋問に端的に顕れている。

尋問: 訴追されている罪を、被告人が自分ひとりの行動として犯したはずはない… 誰かほかの者にそそのかされたのである。国王暗殺をそそのかした者の氏名・身分・住所を明かすように要求する 55 。

⁵¹ *Ibid.*, interrogatoire du 18 janvier, n°137, p.131.

⁵² *Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n°110, p.380.

⁵³ *Ibid.*, interrogatoire du 26 mars, n°112, p.376.

⁵⁴ *Ibid.*, interrogatoire du 8 février, pp.151-152.

⁵⁵ *Ibid.*, interrogatoire du 7 janvier, n°39, p.58.

尋問: $たった一人の人間が、誰からの示唆もないままに、このような恐ろしい計画を企画・維持・実行することが出来るはずがない <math>^{56}$ 。

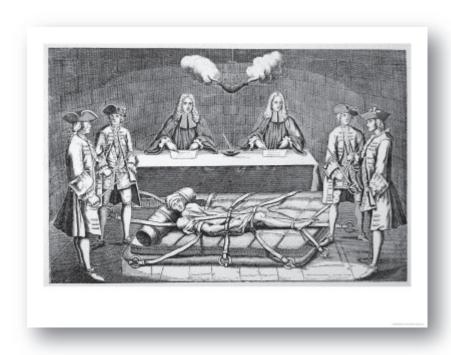


図 2. 「鉄の寝台に縛り付けられ 2 名の司法官による尋問を受けるダミアン」 版画 フランス国立図書館所蔵

« Damiens couché sur un lit de fer subit l'interrogatoire de deux magistrats », Estampe, B.N.F

ダミアンのような家内奉公人が、国王暗殺などという大それた計画を一人で実行できるはずがない、という考え方は、裁判のなかで一向に共犯者が明かされないことにいら立ち匿名のパンフレットで裁判の進行を批判した、トロワ出身の弁護士グロレ Pierre-Jean GROSLEY(1718-1785)にも共有されている。「奴隷のごとき身分の男、つまり従僕が、他からの手助けや打算、誘惑なしに、悪意から国王に一撃を加えようと決心したなどと公衆に納得させることは絶対に不可能である…」 57。家内奉公人に対するこうした認識により、

⁵⁶ *Ibid.*, interrogatoire du 17 janvier, n°14, p.329. ダミアンはこの尋問に対し「今まで起きなかったことが、私の場合は起きたのです」と答えている。

⁵⁷ Anonyme [Pierre-Jean GROSLEY], *Réflexions sur l'attentat commis contre la vie du roi*, (le 5 mars 1757), dans *Les inquiétés découvertes ou recueils des pièces, curieuses et rares qui ont paru lors du procès de Damiens*, Londres, 1760, pp.12-13. ちなみに、ジャンセニスト発行の地下新聞『教会新報』は、1757年4月3日の記事でグロレの本パンフレットを「正当で道理にか

襲撃直後から王権側はあらゆる角度から、ダミアンの背後に潜むと思われる陰謀を暴くことに主眼を置くのである。

王権側は以下の3つの可能性を主に念頭に置きながら、ダミアンの共犯者を暴き出そうとした。ひとつには、外国、特にイギリスの陰謀説である。1756年に開始した七年戦争に鑑みれば、こうした推測は当然だと言えるだろう。1756年7月、奉公先のミシェル宅から金銭を盗み、ダミアンは故郷のアラスと北フランスを中心に逃亡生活を送っていた。そのなかでも、ダンケルクでの滞在が怪しまれ、そこから渡英したのではないかと疑われた58。次いで、イエズス会との関係である。イエズス会はかつてから、その教皇至上主義ゆえに「国王殺し」の教義を広めているのではないかと疑われていた。例えば、17世紀初頭にフランスで広く流通していたスペイン人のイエズス会士マリアナ Juan de MARIANA (1536-1624)の著書では、暴君殺しが英雄視されており59、実際にアンリ3世を殺害したジャック・クレマン (1589年)の行為が「フランスの永遠なる功績」として褒め称えられている60。そしてアンリ4世を暗殺しようと試みたジャン・シャテル Jean CHÂTEL (1594年)はイエズス会のコレージュ、コレージュ・ド・クレルモン(後にルイ・ル・グランに改名)に通っており、実際に同国王を殺害したラヴァイヤック(1610年)はマリアナの著作に影響されたと言われている61。つまり、それぞれの国王殺しにイエズス会の影が垣間見られたのである。

そしてダミアンも約3年間、イエズス会のコレージュ、ルイ・ル・グラン Louis-le-Grand で家内奉公人として勤務していたことから、イエズス会の「国王殺しの伝統 la tradition

なった作品」だとして、全文を読むことを奨励している。Les Nouvelles ecclésiastiques ou Mémoire pour servir à l'histoire de la Constitution Unigenitus, pour l'année 1757, Paris, p.57 (le 3 avril 1757).

⁵⁸ PO, interrogatoire du 29 janvier, n°381, p.151.

Henri Jean MARTIN et Roger CHARTIER, Livre, pouvoirs et société à Paris au XVIIe siècle, 1598-1701, tome 1, Droz, 1999, p.182.

マリアナは暴君殺しについて以下のように述べている。「君主に以下のような忠告を与えることは有益だろう。もしも君主が行き過ぎた悪徳や卑劣な行為でその国民を抑圧するのであれば、国民はその君主を死に追いやる正当な権利を有するのみならず、その行為は讃えられ、英雄視される。」Juan de MARIANA, De Rege et regis institutione libri III, P. Rodericus, 1599. 以下の文献から引用。RÉTAT, op.cit., p.267.

⁶⁰ VOLTAIRE, Œuvres complète: essai sur les mœurs, Dupont, 1823, p.62.

⁶¹ MARTIN et CHARTIER, op.cit., p.182.

meurtrière」 62 、そして同時代の高等法院/ジャンセニストとの対立をもって、ダミアンをイエズス会士の手先であると見なす声が囁かれたのである。例えば、弁護士グロレは 3 月 11 日の匿名パンフレットで、ダミアンはイエズス会の手先で、「尋問のなかで高等法院支持者の役を完璧に演じた」のだと述べており、高等法院/ジャンセニストの支持者であることと、聖職者への不満を尋問のなかで「自白」することで、ダミアンは高等法院/ジャンセニストに疑惑の目を向けさせたのだと弾劾している 63 。こうしたイエズス会の加担を囁く噂はパリ中に広まり、バルビエは 1 月 6 日付の日記で、イエズス会のコレージュに通う寄宿生 200 名の親が、人々がコレージュに火を放つのではないかと危惧し、子供たちをコレージュから引き揚げたと記録している 64 。

最後に高等法院およびジャンセニストとの関係である。ダミアンの逮捕時に行われた身体検査で、一冊の本が押収されていたが、それはジャンセニスト聖職者パスキエ・ケネルの『キリスト教者の教えと祈り Instructions et prières chrétiennes (sic)』だった ⁶⁵。この本は、奉公先での窃盗でダミアンが訴追されていることを知った兄のアントワーヌ=ジョゼフが、悔悛させるために手渡したものだった ⁶⁶。ダミアン自身は、兄からもらったケネルの本を「残念なことに役立てなかった」として、国王襲撃の動機とは関係ないと述べるが、王権側はジャンセニスト聖職者との接点を暴き出そうとしている ⁶⁷。また、ヴェルサイユで牢番ブロの提案により作成した国王宛ての手紙には、ダミアンを奉公人として雇った 7名の高等法院司法官の名前が記載されたリストが添付されていた ⁶⁸。このことから、これらの司法官がダミアンを買収して国王暗殺を企てたのではないか、と疑われたがダミアンは「彼らが政府と国家を支えている」と繰り返し断固として司法官たちの関与を否定して

⁶² RÉTAT, op.cit., p.280.

Anonyme [Pierre-Jean GROSLEY], Lettre d'un patriote où l'on rapporte les faits qui prouvent que l'auteur de l'attentat commis sur la vie du roi a des complices et la manière dont on instruit son procès (le 11 mars 1757), dans Les inquiétés découvertes....p.65.

⁶⁴ BARBIER, Chronique de la régence...tome.6, 1866, p.434.

⁶⁵ 以下の文献を指していると思われる。Pasquier QUESNEL, Prières et instructions chrétiennes en forme de méditations, Josset, 1723.

⁶⁶ PO, interrogatoire d'Antoine-Joseph Damiens, le 16 février, n°9, p.232.

⁶⁷ Ibid., 6e interrogatoire du 16 janvier, n°170, p.104.

⁶⁸ ブロの証言とダミアンの供述から、手紙の作成は共犯者を聞き出そうとダミアンに近付いたブロの提案であり、ブロはダミアンが個人的に知っている高等法院の司法官の名前を書くように誘導し、7 名の名前のリストを作成している。だが、先にも述べたブロの手紙への加筆やリスト作成の意図は、裁判で明らかにされない。

いる 69

このように、ダミアンの動機と共犯者の追究を中心に王権側の尋問は展開したが、特に本裁判が高等法院・大審部に移管されて以降、ダミアンとイエズス会、ジャンセニスト/高等法院との関係の追及において非常に慎重な姿勢がとられたと言ってよいだろう。というのも、ルイ・ル・グランのイエズス会士、ダミアンの雇い主だった司法官、そして国王宛ての手紙を作成することを提案した(ダミアン自身は拷問されて手紙を作成したと証言している)とされる牢番ブロも、召喚され尋問されなかったのである。こうした裁判の不透明性を猛烈に批判したのが先の弁護士グロレである。ジャンセニストでもあるグロレは、ダミアンをイエズス会の手先だと主張するが、同時に高等法院・大審部自体をも批判する。前年12月の親裁座で、ルイ15世が再びウニゲニトゥス教書を宗教と国家の法として高等法院に強制登録させようとした際に多くの司法官が辞職したが、ダミアン裁判を担当しているのは辞任しなかった司法官だった。このことから、グロレは彼らがイエズス会へ十分な追及をしないばかりか、イエズス会が関わっている証拠を隠蔽している、と疑うのである 70。そして「もし共犯を見つけられないのならば、それ(共犯者)を見ないように故意に目を閉じているのと同じことだ」と、裁判の進行を糾弾するグロレのパンフレットは、3月30日の高等法院の判決で焚書処分となる。

結局、ダミアンの共犯や背後に潜むと思われた陰謀は明らかにされないまま、3月28日、ダミアンは四つ裂きにされ処刑された。では、ダミアンの行動はどう解釈すべきなのだろうか。家内奉公人などという一民衆が、終油の秘蹟拒否問題について、パリ大司教非難と高等法院支持を表明し、国王に助言しようとする、つまり政治問題が原因で国王に接近を試みた、というシナリオは王権にとって到底受け入れられないものだっただろう。裁判に参加したリュイーヌ公の以下の指摘は、事件に関する憶測が飛び交うことへの懸念を良く表していると言えるだろう。

(裁判が)このように長引けば、既に至る所で蔓延しているような様々な憶測や会話、そして言説を生じさせてしまう。もし可能であれば、このような襲撃に関する見解や記憶を消し去ることが重要だろう 71 。(1757 年 3 月 2 日)

王権の緊急課題は、ダミアンをめぐる様々な噂や見解を一掃し事件に終止符を打つこと

⁶⁹ Ibid., 4e interrogatoire du 11 janvier, n°73, p.79.

⁷⁰ Anonyme [GROSLEY], Lettre d'un patriote....pp.36-37.

⁷¹ LUYNES, Mémoire du duc de Luynes.., tome 15, p.422.

だった。裁判の不透明性を非難し続けたグロレのパンフレットが禁書になったのも、その 余波を恐れたからだろう。そこで王権にとって望ましい「妥当」な解釈として浮かび上が るのが、「狂人 fou」としてのダミアン像である。アラスでダミアンを徹底的に調べ上げた クロイ公は、ダミアンを次のように理解している。

血液と肉体の影響から彼は鬱々としており atrabilaire、幼少期から意地悪く危険で、そして虚栄心に満ちた男である。そして自分が秩序や法を回復するために存在していると思い込んでいる。何の信条もないのに、聖職者を憎み、宗教を弄んでいる…彼は決して心を開かず、いつも独り言をつぶやいている。内面には煮えたぎった血液を有しており、15 日おきに瀉血し、Tへンを服用することで、4~5 日の間だけは穏やかに保っていられたのだが、その後、血が沸くにつれて彼は国王を暗殺しようなどという妄想に憑りつかれたのである 12。

このようにダミアンの動機を「狂気 folie」に帰すのは、クロイ公だけではない。「向こう見ずな(頭に血が上った)tête échauffée, tête brûlée,」(リュイーヌ公)と形容されるダミアンは、高等法院法官の言説や街で囁かれる噂によって血迷った狂人として理解されたのである 73 。こうした解釈は、5月24日に、高等法院付の印刷業者シモンによって出版されたダミアン事件の裁判記録に継承されている。飛び交う憶測を前に、王権の公式見解として出版されたこの裁判記録は、その序文として高等法院書記のル・ブルトンが執筆した「R.-F.・ダミアンに関する概略記 Précis historique concernant Robert-François Damiens」とクロイ公のアラスでの調査結果が収録されている。それによれば、ダミアンは幼少時代から「悪魔のロベール Robert le Diale (Diable en Artois)」と呼ばれるほど「矯正不可能incorrigible」で危険な存在だったとされる 74 。ダミアンを「メランコリック」で常に「不満げ」、「反抗的 frondeur」、「乱れた精神の持ち主」と描写するクロイ公は、「あまりの度し難さに、彼の父親は罰として(ダミアンを)逆さまに吊り下げねばならなかった」とも述べている 75 。だが、ダミアンの幼少時代について尋問された父親ピエール=ジョゼフは、

⁷² CROŸ, *op.cit.*, p.384.

⁷³ VOLTAIRE, Œuvres complète: histoire particulière, Th.Desoer, 1817, p. 170.

⁷⁴ PO, « Précis historique concernant Robert-François Damiens », p.vj.

⁷⁵ *Ibid.*, « Pièces d'instruction servant audit procès : recueils des informations faites par le prince de Croÿ, commandant en Artois, à son arrivée à Arras, au sujet de Robert-François Damiens », p.4. « Supplément au recueils des informations faites par le prince de Croÿ, commandant en Artois, à son arrivée à Arras le 9 janvier 1757, au sujet de Robert-François Damiens », p.7.

息子は「品行方正 fort bien」で、いたずらを罰するときも「普通のやりかた voies ordinaires」だったと供述している⁷⁶。

こうしてダミアンの個人的な悪しき気質が前面に押し出され、社会的・政治的なコンテクストから一切切り離された「怪物 monstre」として位置づけられるのであった。国王襲撃を個人の気質の問題として提示することにより、ダミアンから一切の政治色を失わせることで、事件に関する憶測を断ち切ろうとしたのだと理解できるだろう。実際に裁判記録を読み終わったバルビエは「結局、ダミアンには共犯はおらず、彼は激高しやすく、メランコリックで狂信的な男だった」「77と結論付ける。また劇作家のシャルル・コレも「この怪物は特異で強情な精神の持ち主であり、それは長くおぞましい拷問のなかで証明された」「78と事件を総括している。これらの証言は、ダミアンを狂人とすることで民衆が国王の政策に不満を抱いているという解釈を封印しようという王権側の意図が、社会にもある程度浸透していたことを示唆している。

こうした王権による「悪しき臣民」に関する言説操作は、ダミアン事件の余波でポリスに逮捕された人々のケースにも見出すことになるだろう。

⁷⁶ *Ibid.*, interrogatoire de Pierre -Joseph Damiens, le 15 février, n°3 et 5, p.221.

⁷⁷ BARBIER, op.cit., p.534.

⁷⁸ Charles COLLÉ, Journal historique ou mémoires critiques et littéraires sur les ouvrages dramatiques ... depuis 1748 jusqu'en 1751, tome 2, De l'imprimerie bibliographique, 1807, p.174.



図 3. 「1757 年 3 月 28 日グレーヴ広場におけるダミアンの処刑」 版画 フランス国立図書館所蔵

« Exécution de Damiens en place de Grève le 28 mars 1757 », Estampe, B.N.F

第2節 ダミアン事件の余波

(1) はじめに

ダミアンの国王襲撃直後から、大規模な捜査がフランス全土で展開し、反王権的な言動が監視され、取り締まられた。先述したように、フランス国立図書館・手稿部の「ジョリ・ド・フルーリ」コレクションに収められている 11 巻分の「悪しき言説」は、各地におけるポリスの機動性を象徴するものと言ってよいだろう。実際に、年代記作家バルビエは、国王襲撃が発生した直後のポリスの動きを以下のように記録している。

ポリスに関して言えば、非常に迅速で正確 avec diligence et avec exactitude だった。 ポリスは、特別な命令なしに宿駅から馬車で出発するのを禁じた。また、検問を受けることなく(パリから)二十里四方を通行してはならないという命令が出た。夜警と衛兵によるパトロールが毎日二重に行われた。銃兵は宿泊施設 l'hôtel を監視し、居酒屋や宿屋 les auberges に関する特別措置が取られた。このような対策は、何らかの発見を得るため、そして公共の治安を守るために必要不可欠である 1 。

(1757年1月6日)

こうしたポリスの迅速な対応に支えられ、王国全体により細かい取り締まりの網の目が 張られることによって、「悪しき言説」が吸い上げられていったのである。つまり、「ジョ リ・ド・フルーリ」コレクションに収められた言説に代表されるこうした反王権的な言動 の総体は、ダミアン事件から着想を得て発されたという側面と、王権/ポリス自身による探 求の「産物」だったという側面を併せ持つものだと理解できよう。

では、このように収集された「悪しき言説」はどのようなものだったのか。また、具体的な事件に対するポリスの取り組みの中に、前章で析出したポリスの理念や姿勢、特質などがどのように反映される(反映されないでいる)のだろうか。こうした点を念頭に置きつつ、臣民による反王権的な言動が「政治」に与えたインパクトについて検証することとしたい。

(2) ジャン=アントワーヌ・ルフェーヴル事件

ダミアン事件の只中に逮捕された人々のなかにジャン=アントワーヌ・ルフェーヴルと

¹ BARBIER, op.cit., p.434.

いう人物がいる 2 。 1757 年 2 月 10 日にヴェルサイユで国王への謁見を執拗に求めたことで逮捕されたルフェーヴルは、翌日には宮内府奉行裁判所 la Prévôté de l'Hôtel du roi et Grande Prévôté de France の宮内奉行代官ルクレール・ド・ブリエ Anne LECLERC DU BRILLET, écuyer, conseiller du roi, lieutenant civil, criminel, et de police による尋問を受けることとなる。それによれば、名前はジャン=アントワーヌ・ルフェーヴル Jean-Antoine LEFÈVRE、パリ租税法院 3 Cour des Aides の執達東 huissier であり、サン=タンドレ・デ・ザール教区出身・在住の 31 歳の男である。ルフェーヴルの事件を再構成すると以下のようにまとめられる。

2月10日午前11時、ルフェーヴルはヴェルサイユ宮殿に到着した。国王が狩猟に出か けるところを見かけた後、国王に手渡すように依頼していた同月8日付の匿名の手紙が無 事に届けられたかどうか確認するためにリシュリュー元帥 Louis François Armand de Vignerot du Plessis de RICHELIEU, Maréchal de France (1696-1788)の所へ立ち寄った。リシ ュリューは、手紙の受領と国王への引き渡しを認めたが、個人との個別の面会は通常行わ れないことから国王への謁見を保証することは出来ないと述べ、代わりに当時ルイ 15世の 信頼を一身に受けていたポンパドゥール夫人を紹介する。そこで夫人に会うために、ルフ ェーヴルは彼女が訪問していた宮内卿サン=フロランタン Louis Phélypeaux de SAINT-FRORENTIN, secrétaire d'État de la maison du roi (在 1749-1775)の邸宅へ向かった。 しかしながら、そこでサン=フロランタンからヴェルサイユに来た理由や手紙の内容等に ついて矢継ぎ早に質問を浴びせられることになる。ルフェーヴルは1月17日にすでに国王 宛ての手紙を陸軍卿ダルジャンソン Marc-Pierre de Voyer de Paulmy D'ARGENSON, secrétaire d'État de la Guerre (在 1743 - 1757)経由で届けようとしていたが、パリでダルジャ ンソンの罷免の噂が流れたため、手紙が国王に届かなくなることを懸念して、2月8日に 改めてリシュリューを通じて手紙を出そうと試みたのだった。サン=フロランタンがルフ ェーヴルに手紙を書いた動機や国王に謁見したい理由を尋ねた際、彼は次のように答えて いる。

最も忠誠な臣民、最も健全な心、そして君主への最も聖なる愛を特徴づけるあらゆ

² BnF, l'Arsenal, Archives de la Bastille (AB), ms 11965, fol.147-201.

³ 間接税、タイユ税、入市税、塩税などに関する最終審及び貴族の称号を持つ者に税金の 免除を付与する際の妥当性など、名誉特権や財政免除特権等の認可に関する審議を行う。 最高法院のひとつ。Marcel MARION, *Dictionnaire des institutions de la France, XVIIe-XVIIIe* siècles, Picard, 2006 (1923), p.156.

る事柄が、私の行動の原理となっています。それを陛下に分かっていただきたいのです 4 。

とはいえ、ダミアン事件が生じて間もないこのような状況下では国王が一個人と話しをすることはまずもって不可能だとにべもなく却下されてしまう。しかしながらルフェーヴルは「国王の今後の平穏にとって非常に重要な真実」 5 を知っているとして、なおも執拗に謁見を求め、サン=フロランタンによる国王への伝言の提案も断固として拒否した。というのも「(サン=フロランタンに対して) 尊敬と敬意の念はありますが、大臣に心情を明かすことは出来ません。秘密を打ち明けることが出来るのは私自身の声で、直接国王に伝えることができる場合のみだから」というのである。そうしているうちにルフェーヴルは拘束され、ヴェルサイユの牢獄に連行されることになる。

ルフェーヴルの主張

そこまでしてルフェーヴルが国王に伝えたかった「真実」とは何だろうか。1757年2月 11日の尋問によれば、それは大臣と聖職者の権力濫用の実態である。

陛下が迎えるべきは、陛下の信頼に応えようと絶えず真実を探求しようと励むわけでもなく、その信頼に有頂天になっている野心的な大臣ではありません。また教会の主 princes de l'Église という仰々しい称号を振りかざす聖職者でもありません。彼らはその称号で自身を飾り立て、宗教の真理を実践することに励むのではなく、陛下が与える多くの富を貪っているのです。両者ともに、ありとあらゆる方法や口実で、国王の権威を低下させているのです。

前者(大臣たち)は法について無学であり、必要不可欠な知識も欠けています。彼らは法の精神を深めたり、またその英知に敬意を払ったりすることからは程遠く、本来であれば法の厳格さを恐れるべきであります。彼らはまた腐敗した心、不条理で皮相な精神の持ち主であり、国王の権威に付け込み、濫用しています。それは陛下の臣民を犠牲にするだけではなく、矛盾の連続によって陛下をすらも危険に晒しているのです。

後者(聖職者)は名誉に浴し、陛下の善意や寛大さのおかげで莫大な富を所有していますが、服従と感謝が最も神聖で必要不可欠なものであることを忘れたふりをして、宗教という看板を弄び、陛下の権威からの独立を表明するのみならず、権利や

⁴ AB, ms 11965, fol. 153.

⁵ *Ibid.*, fol.154.

所有権を侵害しようとしているのです。

盲従的な恐れからというよりは、敬意に満ちた愛から陛下への服従を誓う臣民は、このような人々(大臣と聖職者)によって長きに渡って宗教的・世俗的な利益を侵害されているのであります 6 。

つまり、ルフェーヴルは国王を取り巻く大臣および聖職者に不満を抱いており、彼らを登用することの弊害を国王に知らしめることを目的としていたわけである。そこでルフェーヴルが提案するのは、高等法院に耳を傾けることである。まさにダミアンがそうであったように、1750年代に再燃したジャンセニスムと国制をめぐる論争における王権側の対応が争点となっているのである。ルフェーヴルはこうした混乱を招いた原因を聖職者と国王を取り巻く大臣に帰すと同時に、高等法院への強固な支持を表明する。

陛下にこのような嘆かわしい真実を知らしめるには、高等法院が提出した建言書を信頼できる人物 des gens non suspects によって読み聞かせるのがいいでしょう。そこには大臣による臣民への暴挙が列挙されています。もしもその建言書を陛下がお読みになれば、地方長官や野心にまみれた大臣が税を受け取りながら専制をふるっていたことがわかるでしょう。陛下の臣民の純粋な血に飢えたこれらの獣 tigres は、地方の臣民に耐えがたい賦役を課し、一年で最も重要な時期においてですら、報酬や食糧、生活必需品をも与えることなく服従させています…真実は地方に目を向けるようにと言っています。ここ(パリ)とは異なり、輝いた頭の下には乾き、やつれた四肢しかありません…

tべての悪は陛下の名の下に行われてきました。とはいえ、これらの不運な犠牲者たちは陛下を責めているのではありません 7 。

ルフェーヴルにとって、地方で大臣や聖職者の不正に喘いでいる臣民を代弁しているの が高等法院なのである。そして高等法院を次のように位置づける。

1300 年前から陛下が治めているこの君主政は法の支配下で存続してきました。そして陛下の高等法院が唯一、正当な法の保管者であり、陛下の先王たちがその権威の一部を彼らの手にゆだねてきたわけです。法の本質的な使者である彼らは、古の原則と王国の習慣を守ることによって、陛下の威厳を存続させる義務を負っている

⁶ *Ibid.*, fol.155-156.

⁷ *Ibid.*. fol.158.

わけです。そしてそれはまさに法の不変性 immuabilité を守ることなのです… 高等法院の司法官は、道徳的に厳格で勤勉、そして一貫した信条の持ち主でありますが、一方で陛下の大臣は一般的に乱れ、浪費家、そして行動に一貫性がありません。司法官たちは陛下を守り、臣民の愛、信頼そして服従を促す準備をしてきました。彼らが臣民の模範となり、無学で悪意ある人間が陛下の宗教に絶えず打撃を加えようと企てていることに常に注目を促してきました。こうした企てが成功すれば、臣民の服従の正当性を保証している愛と信頼を失うことになりかねません。またフランスを恐ろしい無秩序に陥れかねません。。

このように、ルフェーヴルは国制における高等法院の「法の保管者 dépositaires des lois」としての正当性および重要性を訴えるのである。こうしたロジックは、まさに高等法院自身が、王権との論争の中で自ら積極的に用いていたものだった。特に「1300 年前から陛下が治めているこの君主政体は法の支配下で存続してきました。そして陛下の高等法院が唯一、正当な法の保管者であり、陛下の先王たちがその権威の一部を彼らの手にゆだねてきたわけです…」というルフェーヴルの発言は 1755 年に提出された高等法院の大建言書の文言とほぼ一致する 9。

また「真実」を国王に知らしめ、国王の権威からの独立性を高めているとして聖職者を批判する点についても、「高等法院は真実を王座の足元に届ける役割を負っている…聖職者たちは独立のシステムを確立しようと躍起になっている」と表明する 1753 年の大建言書と趣旨を一にする ¹⁰。

高等法院が国民の権利や自由を保護する「国民の機関」とする主張は、国民の権利と利益は国王のそれと一体であり、国王の手中にのみあるという君主制の原理を大きく超え、国民を「国王の身体」から切り離す危険な主張である。だがルフェーヴルもそうしたロジックを支持し、「君主の意志、法、そしてその保管者の間にあるべき調和」「が阻害されているとし、「臣民の模範」である高等法院に国王が耳を傾けることを要求するのである。さらにルフェーヴルは、国王と法の関係についても言及する。「国王の統治が栄光や(統治の)持続性 la durée を見出すのは、法の作用のなかにおいてである」「2と述べる彼は、直接的な国王批判こそしないものの、国王を法に従属させていると解釈することも可能だろ

⁸ *Ibid.*, fol. 158-160.

^{9 1755}年 11月 27日付の大建言書。第1節 140 頁を参照のこと。

^{10 1753} 年 4 月 9 日付の大建言書。第 1 節 136 頁を参照のこと。

¹¹ AB, ms 11965, fol. 161.

¹² *Ibid*., fol.162.

う。

尋問を担当したルクレール・デュ・ブリエは、ルフェーヴルの一連の主張には誰かしらの手助けがあったのではと疑う。だが、ルフェーヴルは、「読書、勉強、そして知識 lumières 以外の手助けはなかった」と断固としてそうした人物の存在を否定するのである。

尋問の翌日 2 月 12 日にはパリのルフェーヴル宅で家宅捜索が行われ、高等法院の建言書やそれに関する彼のメモ等が押収されている ¹³。ルフェーヴル自身が租税法院の執達更だったことも、高等法院の主張に共鳴した要因かもしれないが、いずれにせよ、ジャンセニスム、国制、税制をめぐる王権との対立において、高等法院はその建言書を印刷し販売することで、パリの人々の支持を得ようとしたわけであるが、その戦略はダミアンやルフェーヴルを見る限り、功を奏していたと言えるだろう。

王権にとっては危険な思想を高等法院と共有するルフェーヴルだが、実際の逮捕はサン=フロランタンへの「不服従」が理由だと思われる。ルフェーヴルの事件は、裁判にはならず封印王状 lettre de cachet の一種である「国王命令 ordre du roi」でバスティーユへの投獄が決定されたため判決文は存在しない。したがって罪状等も明らかではないのだが、尋問のなかで「時事問題 affaires du temps について国王に話すことができるのは、国王の大臣を通した場合のみだということを知らなかったのか。またなぜその意図を国王に伝えようとしたサン=フロランタン伯の申し出を拒絶したのか」「4ということが争点とされていたことを考慮すると、こうした態度が問題とされたからであろう。この点について、ルフェーヴルは以下のように答える。

初めてのことだったので、どのような手続きを踏めばよいのか知りませんでした。ですが思考し行動する自由 la liberté de penser et d'agir はあなたたちに左右されるものではありません。理性と情熱は2つの超自然的な動力であり、私たちを刺激し動かすものです。こうした不可抗力は人間性に結びついたものなので、不本意ながら不服従を選ばざるを得ませんでした… 15 。

ルフェーヴルは自らを忠誠な臣民であるとし、君主への神聖な愛 un amour inviolable pour Votre Majesté が国王への忠告を正当化する根拠だとし、しかもそれは神にとっても快いも

¹³ *Ibid.*, fol.162-163.

¹⁴ *Ibid.*, fol.155.

¹⁵ *Ibid.*, fol.155.

のだと主張する 16 。だが、「忠誠心」に関するこうしたルフェーヴルの見解は、王権のそれとはかけ離れたものである。王権やポリスが抱いていた「忠誠」の概念は以下の事例に顕著に表れていると言えるだろう。それは、1757年2月、御者のトゥサン・クルタン Toussaint COURTIN という人物がヴェリエールの森 bois de Verrières で騎兵が国王を罵倒する言葉を発しているところを目撃したと申告し、クルタンが描写する犯人の身体的特徴と一致した騎馬 警備 隊員ガスパール・フェルラン Gaspard FERLIN が逮捕された事件である。1758年3月12日のバスティーユでのフェルランに対する尋問で、警視ロシュブリュンヌ Agnan Philippe Miché de ROCHEBRUNE, commissaire de police は以下のようにフェルランに念を押す。

われわれは国王に内面的・外面的な尊敬を示す義務がある。内面的尊敬 un respect intérieur とは、国王自身に対する愛で成り立つものである。その愛は国王の権威への畏怖と国王の善良さへの信頼を伴うものだ。外面的な敬意 l'honneur extérieur とは、言葉 paroles と行動 actions で成り立つ。なぜなら、臣民は言葉を通して君主を敬い、尊敬の念をもって君主について語り、そしてそれは同様の尊敬の念を他人に抱かせるようなものでなければならないからだ。また臣民は神と人間の法に従うことによって、君主を敬わねばならない。なぜなら、聖パウロが説くように、あらゆる権力は神に由来し、権威は神により確立されるのであり、君主に反抗する者は神の秩序に反しているのである 17 。

1750年代・60年代のバスティーユでの尋問の大半を担当した警視ロシュブリュンヌのこうした見解は、当時のポリスの「忠誠」に関する概念を言い表していると言えるだろう。古典的な王権神授説に基づくポリスにとっては、内面・外面の両面からの尊敬がそろって初めて、国王を敬うという義務が果たせると考えられるのである。こうした点を考慮すると、ルフェーヴルの言葉と行動は、自身がいかに忠誠な臣民であることを主張したとしても、国王への外面的な尊敬が欠けている証拠として理解されても不思議はない。ルフェーヴルの行為が王権側から問題視されたのは、忠実な臣民であることと、「神の似姿」である国王に政治的な意見を申し入れるという僭越な行為は両立しないからである。そして何よりも、ルフェーヴルにおいてはこれらが両立するどころか、国王に忠実であろうとすれば忠告すべきだという論理に置き換わっている。こうした点は王権側にとって絶対王政の理論に反する非常に「危険」な思想として映ったに違いない。

¹⁶ *Ibid.*, fol.156.

¹⁷ BnF, Joly de Fleury, ms 2074, fol.239, Toussaint COURTIN vs. Gaspard FERLIN.

不安定な精神

こうしてルフェーヴルは1757年2月16日の国王命令によってバスティーユに投獄され、同年5月21日にシャラントン施療院 la charité de Charenton ¹⁸に移送される。ではルフェーヴルはポリス側からどのように扱われたのだろうか。ポリス内部でやり取りされた手紙を検証してみよう。

閣下、

パリ租税法院のルフェーヴル氏は、常にその行動は申し分ないものでありましたが、時事問題について抗議をしようなどと想像する弱さ持ち合わせていたので ayant eu la faiblesse d'imaginer de faire des représentations sur les affaires présentes 1757 年 2 月 10 日、誰に知らせるでもなくヴェルサイユに赴き、そこで逮捕、尋問されました。ルフェーヴルの若さと実直さは周囲の知るところであり、現状(の社会問題)が、彼からその行動の軽率さについて十分に考える余地を奪ったのだと言えるでしょう 19 …。([差出人不明] 宮内卿サン=フロランタン宛て)

閣下、

シャトレ裁判所検事エチエンヌ・ルフェーヴルが、弟であるパリ租税法院の執達吏ジャン=アントワーヌ・ルフェーヴルの釈放を求めています…2月16日にヴェルサイユにてルフェーヴルは国王に抗議の覚書を提出しようと試みており、それは少し精神の乱れた状態 dérangement d'esprit で起きたことのようです 20 。

(警視総監ベリエから宮内卿サン=フロランタン宛て)

このように争点となるのは、ルフェーヴルの精神状態である。ルフェーヴルの主張の検

Arlette FARGE et Michel FOUCAULT, Le désordre des familles : lettres de cachet des Archives de la Bastille au XVIIIe siècle, Gallimard, 1982.

^{18 17}世紀中葉にルイ 13 世の評定官であったセバスチャン・ルブランの寄付で設立された設立された。17世紀より精神病患者を収容していたが、同時に封印王状によって在居しているものもいた。ルフェーヴルの収容では妻と兄が 800 リーヴル用意した。*AB*, ms 11965, fol. 185. 家族の要請によって発布された封印王状で、こうした施療院に「閉じ込められる」人々も多い。そういった場合は家族が滞在費用を負担していたようである。

¹⁹ AB, ms 11965, fol. 166.

²⁰ *Ibid.*, fol. 181.

証や、またそうした言説を生み出すような政治的・社会的コンテクストへの言及があったとしても、それ自体が分析対象となることはなく、あくまでルフェーヴルの精神が問われるという構造に変わりはない。ルフェーヴルの発した「意見」に関するポリスの端的な反応やコメントすら発見することは出来ない。彼が国王に「真実」を伝えるために謁見を執拗に求めたことは、精神の乱れゆえだったとポリスは解釈するのである。それは正に、生来「邪悪」なダミアンが高等法院の建言や街の噂に影響されて「血迷って」しまった「狂人」として位置づけられたように、精神の安定を欠いたルフェーヴルも、施療院で「貧民」「浮浪者」「売春婦」などと同様に「矯正」されるべき存在なのである。一方で、ルフェーヴルの兄、エチエンヌもこうしたポリスの見解に沿うべく、弟の精神状態を中心に陳情を展開している。

閣下、

パリ・シャトレ裁判所検事、エチエンヌ・ルフェーヴルは謹んで閣下に申し上げます。パリ租税法院の執達吏である私の弟は1757 年 2 月 16 日にヴェルサイユで逮捕され、そこからバスティーユ、そしてシャラントンに移送されました。彼の拘束は、その行動の無謀さゆえに正当で当然なのですが、その後、彼の妻の死と家族の破綻という非常に残念な結果をもたらすことになりました。請願者は財産の一部を犠牲にする覚悟で、この問題にかたをつけ、弟に精神の安定と自由を与えてやりたいと思います…彼はその過ちを非常に恥じており、彼の精神は現在は少しも錯乱していません son esprit n'est nullement aliéné… 21 。(エチエンヌ・ルフェーヴルから宮内卿サン=フロランタン宛て)

ルフェーヴルは最終的に、兄エチエンヌによる保護監督と、国王への服従を約束することで 1757 年 11 月 13 日付の国王命令で自由の身となる。「理性を取り戻 sa raison est revenue」し、犯した「過ちを非常に恥じている」彼は、再び「社会に役に立つ」であろうとその復帰が許されたのである 22 。

²¹ *Ibid.*, fol. 178.

²² Les correspondances entre Berryer et Vialard (prieur de Charenton, le 25 au 28 octobre 1757), « Je rends avec plaisir en témoignage favorable de M. Lefèvre, non seulement quant à sa santé, mais encore quant à la régularité de sa conduite actuelle, et je le crois très en état de reparaître dans la société et de lui être utile ». 以下为ら引用。François RAVAISSON-MOLLIEN, Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 17, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1891, p.96.

(3) ピエール・デリヴィエ事件

ポリスによるこうした対応は、ピエール・デリヴィエ Pierre D'AYRIVIER 事例でも顕著 である。1762年 11月 19日付のデュトルイ DUTROUY という人物から警視総監サルティー ヌの第一秘書デュヴァル DUVAL 宛ての手紙には、政府の要人についての噂話を流す男を 尾行していることが報告されている 23。その後、この人物に関する捜査が引き続き行われ、 同月 21 日付で「国王命令 ordre du roi」が発行、26 日には捜査官ドラエ Pierre Nicolas DELAHAY, inspecteur de police によりその男は逮捕された。逮捕された男は、ピエール・ デリヴィエ、50歳、モンプリエ出身、サン=ルイ島在住の元軍人であった。デリヴィエは 様々なカフェで、政府の活動を批判していたが、特に将軍ラリー=トランダルに関する噂 話を流布させていたようである。ラリー=トランダル Thomas Arthur LALLY-TOLLENDAL はフランスのインド植民地の司令官で、七年戦争での敗北でインドを手放すことになった 責任を問われていた人物であるが ²⁴、デリヴィエは前警視総監ベルタンの妹で当時のバス ティーユ総督 gouverneur de la Bastille の妻、ジュミヤック夫人 Mme de JUMILHAC と、ベ ルタンの愛人ド・ノエ子爵夫人 la vicomtesse DE NOÉ が 600,000 リーヴルを受け取って、 将軍ラリー=トランダルを庇護しようとしていると吹聴していたのである。また、自身の 妹と愛人に疑惑の目が向けられている時期に、ベルタンが財務総監として大臣に任命され たことにも異議を唱えていた 25。

逮捕と同時にデリヴィエの自宅で家宅捜索が行われている。警視ロシュブリュンヌと現場に立ち会った捜査官ドラエは、彼の自宅から大量の書類が押収された様子を警視総監サルティーヌに次のように報告している。

デリヴィエ宅から押収された大量の書類は、いわば様々な企画書です。それは、国 王の負債整理、王国の過度の出費と財政状況、国家債務の短期返済案、あるいは、 軍隊の糧食に関する覚え書き、海軍に関するもの、そして故ベル=イール元帥やシ ョワズール公、前財務総監シルエット氏や後任のベルタン氏、海事監察官 intendant

²³ AB, ms 12154, fol.72.

²⁴ 七年戦争におけるラリー=トランダルの指揮については以下を参照。Jean-Baptiste Honoré Raymond CAPEFIGUE, *Louis XV et la société du XVIIIe siècle*, vol. 3 à 4, Langlois et Leclercq, 1842, pp. 260-282.

²⁵ AB, ms 12154, fol.76, 77. AB, ms 12149, fol.255.

de la marine フロン氏に宛てたメモワールや手紙、そして世俗収入の取り立てについてパリ大司教に宛てた手紙などです…この男はずっと以前からこうした草案を作成していたようです。さらには、銅などの金属を混合して製品を開発しようなどという気でいたようです。彼の作業と勤勉さ industrie は、何の成功ももたらしませんでした。反対に財産と精神を疲弊させてしまったようです。 26 。

デリヴィエは、カフェなどの公の場での政府批判に加え、王権の政策に介入しようとしていたのである。こうしてデリヴィエはバスティーユに連行されることとなった。

デリヴィエへの尋問

同年 12 月 7 日に行われた警視ロシュブリュンヌによる尋問は、カフェで噂を吹聴していた件について自白を引き出すことを中心に展開した。デリヴィエが「このまま処罰されなければ、すでに多すぎる反抗者 frondeurs の数がますます増えてしまう」 27 と危惧したロシュブリュンヌは彼がカフェで発したとされる言葉の一言一句を引用し、罪を認めさせようとする 28 。だが、デリヴィエはそうした批判を行ったことを最後まで否認し続けた 29 。この時、家宅捜索の結果発見された草稿は、尋問のなかで直接的には問題にされていない。しかしながら、王権の政策に介入しようとするような草案は、公の場での政府批判を裏付けるものとポリスの目に映ったと思われる。というのも、警視ロシュブリュンヌは、尋問のなかでデリヴィエが「激しい妄想 l'imagination vive et pétulante, l'imagination trop vive」の持ち主であることを理由に、カフェでの発言が彼によるものであっても驚かないと述べているからである 30 。また、捜査官ドラエも、「彼は熱中しすぎて、(彼よりも)見識があり正常な判断力がある人々 qui ont le jugement sain よりも、自分がさらに開明的で理論的であると思い込んでしまったために、君主や大臣、政府に背くことになってしまった」 31 と結論付けている。つまり、デリヴィエは反王権的な発言とともに、王権の政策に口を挟もうという態度や思考そのものによって断罪されているのである。

²⁶ AB, ms 12154, fol.79, Delahay à Sartine.

²⁷ *Ibid.*, fol. 77.

²⁸ 反王権的な犯罪に関するポリスによる尋問を含めた司法手続き一般は、自白を引き出すことに焦点が当てられている。というのも、自白こそが国王への服従と考えられたからである。Arlette FARGE, Condamnés au XVIIIe siècle, Thierry Magnier, 2008, p.62.

²⁹ AB, ms 12154, fol.85-86.

³⁰ *Ibid.*, fol.86.

³¹ *Ibid.*, fol.79.

こうして、デリヴィエは翌 1763 年 1 月 30 日までバスティーユで拘束されることになった。その間、彼の妻が夫の釈放を求めて 1 月 5 日付けで警視総監に嘆願書を送っている。その嘆願書はポリスの想定する「君主への愛着」とデリヴィエの妻のそれに大きな溝があることを如実に示している。

リュサン婦人 la Dame Russin は謹んで閣下の足元に跪き、夫であるデリヴィエ氏が 11 月 26 日からバスティーユにて拘束されている旨を申し上げます。 嘆願者は僭越 ながら抗議いたします。夫が受けている罰は家族にとってかくも耐えがたく有害であり、夫がそのような厳罰を受けて当然だとは思えません。 嘆願者は夫の発言や行動に、国王への熱烈な愛情 un amour ardent pour le Roi、陛下の利益への専心や熱意 un attachement et un zèle vif pour les intérêts de Sa Majesté、そして大臣への尊敬の念だけを見出してきました。閣下にそれを納得していただくためには、夫が 10 年前から取り組んできた作品の数やその質をご覧になって頂く必要があるでしょう。夫は国家を救い、豊かにするためにこの 10 年を研究に費やしてきました。彼はそのアイディア、その成果、そしてその発見を大臣に託してきたのであり、それは活用されてきました。確かに、デリヴィエ氏は厚かましくも何らかの報酬に与ることができるのではないかと期待し、何も受け取っていないことに対して軽率にも嘆いたかもしれません。これが夫の行為に対し嘆願者が抱く唯一の疑念です 32…。

この嘆願書から読み取ることができるのは、妻リュサンは夫が国王の政策に意見しようと様々な活動を行っていた点を、全く問題視していないということである。それどころか、このような活動は、むしろ国王への愛や尊敬そして国家への愛着の証明だと認識しているのである。だからこそ彼女は夫が受けている罰は不当であると抗議しているのだ。またデリヴィエ自身もバスティーユに拘束されてもなお、「国王とわが祖国の利益にとって非常に重要な考察を役立てるため」に、紙と筆記用具を要求している³³。ここに「良き臣民」観に対する、ポリス側とデリヴィエたちの認識の差異が明るみになるのである。

結局のところ、デリヴィエは公の場で政府の要人を批判したことについて、最後まで認めなかった。また家宅捜索の結果、デリヴィエの「激しい妄想」を象徴する書類は見つかったものの、明らかに反王権的な言説を示すような物証はなかった。だが、ポリスはそのままデリヴィエを釈放することを躊躇していたようである。逮捕から約3か月後の1763

³² *Ibid.*, fol.103.

³³ *Ibid.*, fol.106, le 26 janvier 1763.

年1月 30 日のデリヴィエの釈放にあたり、「家宅捜索の結果、何も非難すべきものは見つかりませんでした。しかしこのような精神を抑え込む contenir les esprits ためにも戒め un exemple が必要でした」 34 と宮内卿に報告するロシュブリュンヌの一言を考慮すれば、やはり政策へ意見しようという思考 (=妄想 imagination) そのものが、「悪しき臣民」の証拠として捉えられており、それは投獄という厳しい処置を与えて制御すべきものだったのだ。こうしてデリヴィエは 1 月 30 日、「今後はより慎重に plus circonspect」 35 行動することを誓い、晴れて自由の身となったのである。

³⁴ *Ibid.*, fol.108, le 30 janvier 1763.

³⁵ Ibid.

本章では第1節で国王襲撃を試みたロベール=フランソワ・ダミアンの事例を検証し、第2節ではダミアン事件の余波で逮捕された人々のなかから、特にダミアンと類似した主張、つまり国家の秘儀である国王の政治に対し何らかの意見を述べようと試みたルフェーヴルとデリヴィエの事例を考察した。ルフェーヴル、デリヴィエ両者ともに、王権の政策への介入は、「良き臣民」の義務であり、国王への愛や尊敬をそうした義務を果たす際の根拠に据えていた。「思考し行動する自由」は君主や国家への愛着によって正当化されるものだったのである。だが、こうした「良き臣民」観は王権やポリスのそれとは大きく乖離していた。警視ロシュブリュンヌの発言から明らかになったように、「良き臣民」とは古典的な王権神授説に基づく国王観に由来し、そこでは神の代理人である君主が正しく支配し、臣民には全面的な服従が課されるのである。このような臣民の義務に反する「悪しき臣民」に対し、ポリスが厳しく対応したのは、第2章で扱ったドラマールの言葉を借りれば「各人の素質 dispositions に見合った」善を与えるため、またルメールの見解でいえば「各人をその義務に立ち戻らせる」ためであったと解釈できるだろう。

また、臣民の果たすべき義務の範疇を超えたルフェーヴルとデリヴィエは、ポリスによって「精神が乱れた」人物、あるいは「激しい妄想」に憑りつかれた人物として表象される。こうした表象のパターンは、まさにダミアン事件において顕著なことだった。高等法院や街の噂に影響され、国王に政治的な忠告をしようと試みたダミアンは、事件後の裁判記録では政治的・社会的なコンテクストとは一切切り離され「矯正不可能」な「狂人」あるいは「悪魔」として描かれるのである。こうした王権/ポリスによる犯罪者の表象方法が、周囲(あるいは読者)にどれほどの影響を与えたのかはかり知るのは難しいが、少なくともバルビエやコレはダミアンを狂人とする説明を取り入れていた。また、ルフェーヴルの兄エチエンヌもポリスの言説を受け入れていること、そしてデリヴィエの逮捕後にある友人が彼の妻に「あなたの夫は頭がおかしかったのです son mari avait le cerveau troublé」「と述べていることから推測するに、彼らがそれをどこまで本気で信じていたかどうかは別として、ポリスは伝統的な王権の理念を傷つけることなく、こうした犯罪者を表象するための言説を作り上げ、それは一定の影響力を有していたといえるだろう。

そしてもう一点重要だと思われるのは、第2節で取り上げた二例を含め、反王権的言動を理由に逮捕された被疑者の大半が「司法外 extra-judiciaire」の措置を受けているという点である。第2節で触れたクルタンの証言でフェルランが国王を罵倒した罪に問われた事例では、時の警視総監ベリエが高等法院検事総長ジョリ・ド・フルーリに宛てた手紙で、「フェルランを司法外の方法 extra-judiciairement でクルタンと対質させるのが適当だと思

¹ AB, ms 12154, fol.96, Glé De La Vildy à Sartine, le 13 décembre 1762.

われます。司法外の手続き procédures extra-judiciaires の結果次第で、通常の審理 une instruction en règle を行うかどうかより適切に決めることが出来るからです」 ²と述べている。ベリエが指摘する「司法外の方法」とはポリスによる措置と解釈してよいだろう。ポリスによる捜査の結果次第では、通常の裁判を避けた方がよい、という結論に至る可能性があることを、この引用は示唆している。では、通常の裁判を避ける、あるいはポリスによる手続きが好ましいという事態は何を意味しているのだろうか。警視ルメールが指摘した司法とポリスの対比を念頭に置きながら、次章で詳しく検討することにしよう。

 $^2\,$ BnF, $\it Joly\ de\ Fleury,\ ms\ 2074,\ fol.195.$ Berryer à Joly de Fleury, le 21 mars 1758.

第4章

第4章 国王暗殺計画の偽告発 fausse dénonciation de complot contre le roi

はじめに

本章では、ダミアン事件以降、頻発する国王殺害をモチーフとした反王権的な言動に 焦点を当てる。具体的には 1761 年 6 月と 1762 年 1 月に起きた二つの事件を主要な考察対 象とする。約半年という比較的短いタイムスパンで発生したこの両事件には、ともに 1760 年代の政治的・宗教的混乱、特に七年戦争の行き詰まりを背景とした国王暗殺計画の偽告 発 fausse dénonciation de complot という共通点がある。

犯罪の告発そのものに関して言えば、第1部・第2章で取り扱った警視ルメールのメモワールによると、それはポリスによって奨励されている行為である。

秘密裏の告発 dénonciations secrètes は、その犯罪の処罰を担当する法廷に情報を提供することを可能にするあらゆる道を切り開くために、許可されている。そして、公共善を愛する心から真実の重要性のために(告発した)個人は、こうした事件に対して最も無欲な人々であり、告発人という立場を公に知られることなく、社会の安寧に有益な忠告を与えることが出来るのである 1 。

ポリスの想定する犯罪の告発とは、私利私欲とは無縁の、公共善を慈しむ精神が行う真実の解明だった。だがダミアン事件直後から、ダミアンの国王襲撃から着想を得て、国王暗殺計画を捏造し、それを告発することで何らかの利益に与ろうとする者が少なからず出現したのである。偽告発の動機は様々である。例えば、ムーラン地方のクロード・ミルラヴォーClaude MIRLAVAUD は、クロード・ウルセル Claude HOURSEL がダミアン事件に加担していると告発した。しかし、実際のところミルラヴォーはある土地をめぐりウルセルと揉めており、復讐のために彼を陥れようとしたのであった ²。また、ニーム出身でパリ在住の靴下職人クロード・ブルトン Claude BRETON は、ダミアン裁判の渦中の1月17日、

Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770 : mémoire inédit composé par le commissaire Lemaire, par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse, avec une introduction et

des notes par Augustin Gazier, Champion, 1879, p.86.

² BnF, département de manuscrits, Joly de Fleury, ms 2076, fo.93-178, MIRLAVAUD vs.

HOURSEL.

誘拐されたうえに外国人風の男に手紙を書かされたと雇用主であった親方に告白したが、それは無断欠勤を隠蔽するためだった³。こうした偽の告発の頻発にポリスは頭を悩ませていた。実際に 1759 年 12 月、国王、パリ大司教そしてサン=ポール教区主任司祭に対して陰謀を企てる人物の会話を耳にしたと虚偽の申告をしたジョゼフ・モルロ Joseph MORLOT について、警視総監サルティーヌは警視ロシュブリュンヌに次のように述べている。

この類の事件はよくあることを貴殿もご存じでしょう。私と同様に貴殿もこの男は $妄想家あるいは嘘つきun\ visionnaire\ ou\ un\ menteur\ だとお考えのことだと思います <math>^4$ 。

ポリスは本格的な捜査に乗り出す前から、経験上こうした告発は虚偽の可能性が高いと見当がついていたわけである。しかし、国王は「神の地上における代理人」あるいは臣民の「父」としてその民に幸福をもたらし、臣民は服従し尊敬の念を示す義務を負う、という絶対王政の理論的基盤を、「国王の死」という究極的な形で傷つけるような犯罪について、捜査の手を緩めるわけにはいかなかった 5。偽りの告発だろうと予測しつつも、警視総監が「もしかしたらこの男はこうした役割を演じるように唆されたのかもしれません。真実を明らかにするために、貴殿に必要なあらゆることを疎かにしないでください」 6と警視に命じるように、万が一に備え、こうした犯罪は黒幕の有無も含め、あらゆる角度から検証されるべきものだったのである。同時にこのような告発が虚偽であると判明した場合、告発者には厳罰が課された 7。本来は公共善を慈しむ精神に由来すべき告発が、個人的な

³ BnF, Bibliothèque de l'Arsenal, Archives de la Bastille (AB), ms 11953, fol.1-91, Claude BRETON.

⁴ AB, ms 12049, fol.168, Sartine à Rochebrune, le 24 décembre 1759, Joseph MORLOT.

⁵ 「国王の死」をモチーフとした犯罪についてファルジュが詳しく論じている。Arlette FARGE, Dire et mal dire: l'opinion publique au XVIIIe siècle, Seuil, 1992, pp.197-222.

Arlette FARGE, « La mort du roi et l'imaginaire collectif : Affaire Thorin (visions et crédulité) (1758) », Le père : métaphore paternelle et fonctions du père : l'interdit, la filiation, la transmission, Denoël, 1989, pp.325-336.

⁶ AB, ms 12049, fol.168.

 $^{^{7}}$ 例えば、見返りを期待してポンパドゥール夫人の毒殺計画を告発したロノレには、カンへの追放処分が下されている。AB, ms 11967, fol.19-116, Antoine L'HONORÉ. また同様に報酬を期待して国王暗殺計画を捏造したパラトルはビセートルに投獄されたうえで東インド会社に兵士として従事することを条件に釈放され東方 l'Orient へ送られた。AB, ms 11972,

利益のために国王の生命の危機という、たとえ虚偽ではあっても、存在すること自体が許されない脅威を生み出すわけである。それは臣民の義務から完全に逸脱した行為だったと言えるだろう。

本章で扱うヴァレリー・ド・ブリュル事件とド・ラ・ショー事件も、このような国王に対する陰謀の捏造と告発にかかわるものである。発生時期、申告の内容など多数の共通点をもつ両事件だが、全く異なる事件の処理過程と顛末を見せることになった。それは、一方がポリスの枠組みで処理されたのに対し、他方は司法の手に委ねられたのである。警視ルメールの指摘を思い出そう。

(ポリスの) 任務の成功はいつも一瞬に左右され、予測や懸念を邪魔する一切のものを排除することに掛かっているのであり、こうした任務の迅速性を司法の形態に求めるのは非常に困難である 8 。

こうしたポリスと司法の基本的な差異を踏まえたうえで、両事件の中で垣間見ることが 出来る、ポリス、司法、そして「悪しき臣民」とされた被疑者との関係およびポリスの対 応や実践を分析することにより、ポリスと司法という性格の異なる組織の機能を明らかに していきたい。

fo.5, BnF, Joly de Fleury, ms 2077, fol.19-70, Claude Antoine PARASTRE.

⁸ GAZIER, op.cit., p.28.

第1節 ヴァレリー・ド・ブリュル事件

(1) 事件の経緯 1

1761 年 6 月 5 日、王付従者ボンタンを通じて、外務卿ショワズール Étienne-François, duc de CHOISEUL, secrétaire d'État aux affaires étrangères (在 1758-1761, 1766-1770)のもとに 「リ・キンダ、アメリカ人 Li Kinda, américaine」と署名された一通の手紙が届いた²。そ の内容は国王暗殺計画の告発であり、ショワズールがパリを訪れた際に詳細を直接伝える べく面会の日程の設定を願い出るものであった。返信用として「プーリー通りオルディッ ク嬢宅」という住所が記載されており、ショワズールは6月7日付で警視総監サルティー ヌに問題のアメリカ人に接触する旨を命じた3。サルティーヌはオルディック宅に三名の 官吏を派遣し、当初は何も知らないと主張していたオルディックからリ・キンダの居場所 を聞き出すことに成功した。6月13日付の「国王命令 ordre du roi」(封印王状の一種)で、 警視ギョ Michel Pierre GUYOT, commissaire de police と捜査官デムリの立会いのもと、タン プル通りのドンジョン氏宅に間借りしていたリ・キンダことヴァレリー・ド・ブリュルの 部屋の家宅捜索が行われた。デムリに付き添われ警視総監宅に連れられたブリュルは、翌 14日に警視総監の立会いのもとで問題の手紙に関する供述を行う 4。その宣誓供述によれ ば、名前はマリー・エリザベット・シャルロット・ヴァレリー・ド・ブリュル伯爵夫人 Marie Elizabeth Charlotte Valérie, comtesse de BRULZ、33 歳、スイス連隊長 capitaine major dans le régiment suisse ワレック WAREC の未亡人であり、現在はショーモン・アン・バシ ニー上座裁判所 présidial de Chaumont en Bassigny の法官の息子であるファヴィエ・デュ・ ティルル Favier du TILLEUL の配偶者だとされている。ブリュルはリ・キンダという偽名 でショワズールに手紙を送ったことを認めたうえで、その事情を次のように説明した。

約3年前に、ハンブルグで出会ったシュヴァリエ・デ・デサルタという人物から国王暗殺計画が進行しているという噂を初めて耳にしていたブリュルは、前年の秋、パリのポン・ヌフでドイツ語を話す二人組の男性を見かけた。その際彼女はドイツ語の知識があったこともあって興味本位から彼らの会話に耳を傾けた。一人の男が「(アンリ4世像を見上げながら)可哀そうな奴だ!彼はこのような仕打ちを受けるべきではなかったのに。いつも善

¹ AB, ms 12139, « Fausse dénonciation de complot » (non-folioté).

² *Ibid.*, le 3 juin 1761, À Monsieur Bontems, valet de chambre du roi.

³ *Ibid.*, le mardi 7 juin 1761, Choiseul à Sartine.

⁴ *Ibid.*, le 14 juin 1761, Déclaration de la dame veuve Warec dite Du Tilleul, faite à M. de Sartine, lieutenant général de police, en son hôtel le 14 juin 1761.

良な王が他の者のツケを払う羽目になっている」と発言すると、もう一方が「もしルイ 15世がベッドで死んだなら、それは驚くべきことだ。だが、われわれがアンリ 4世に感じたような哀悼の意に、ルイ 15世は値しないだろうな…あと 8年の辛抱だ。なぜなら 1769年にブルボン家は途絶えることになるからだ…ポンパドゥール夫人も承知しているように、国王の手先がプロイセン王の有利になるような計画に加担しているのだから…」 5と答えたという。恐れおののいたブリュルは彼らに気づかれぬよう身を隠し、彼らが去るまで物陰で観察していたという。動転しつつも自宅に戻ったブリュルは、その日の夜のうちに、ヴェルサイユに赴き目撃した事件をショワズールに伝えることを決心したと述べる。

二人組の身体的特徴を事細かに説明したのち宣誓供述に署名したブリュルだったが、この件に関して更なる追求が必要だと判断した警視総監は、宮内卿サン=フロランタンにブリュルの逮捕およびバスティーユへの連行を命じる国王命令の発給を6月15日付で要請する。逮捕に伴い、ブリュルの過去に関する調査も進められていた。6月16日付のルキュレという人物からの警視総監宛の報告書には、シャンパーニュの軍事財政検査官 contrôleur des guerres、テュラン氏に対するブリュルの訴訟が言及されている 7。それによれば、前年の初夏、パリの飲料水販売業者ビュズリエ宅で間借りしていたブリュルは同じく間借り人だったテュランと知り合い、夫婦としてサン=ジェルマン=デ=プレのアパートに暮らすことになったが、テュランから借金100ルイの返済を求められたブリュルは彼を家から締め出し、反対に彼を時計窃盗のかどで訴えたとされている。その訴えはすぐさま虚偽と判明し訴訟は棄却されたが、同時にブリュルの素性が暴露されることになった。ルキュレの報告によれば、ブリュルはロレーヌ地方のかつら師の娘で、地元を離れ北フランスの貴族のもとを転々とした後、パリにたどり着いた際には男装していたということだった。

18日にバスティーユで行われた尋問では貴族身分の詐称が問題となった。ブリュルは 11歳までかつら師ラ・ペリエールに育てられたが、実際はロレーヌ公レオポルドに仕えていたブリュル伯爵の娘であり、貴族と婚姻関係を結んでいると主張し続けた 8。また 13日の家宅捜索で押収された彼女の手帳には、コンティ公をはじめとした王族や大臣などの名前と住所が 14ページにわたり綴られていたが、この件について説明を求められたブリュルは、渋々ながらも自身の 11歳の息子を士官学校に入学させるための口添えを期待してのものだと回答している。

⁵ Ihid.

⁶ *Ibid.*, le 15 juin 1761, Sartine à St. Florentin.

⁷ Ibid., le 16 juin, Reculé à Sartine.

⁸ *Ibid.*, le 18 juin 1761, interrogatoire de la nommée De Brulz ou La Perrière, prisonnière à la Bastille dans lequel elle persiste dans sa déclaration du 14 dudit mois de juin.

そして同月 29 日からブリュルは警視総監に宛てて手紙を書き始める。当初は自身の無実を訴え、警視総監の慈悲とバスティーユからの釈放を乞うものだったが、翌 7 月からは自身の人生を綴った小説を書き始める。その内容は、幼少期にかつら師に誘拐された少女が、貴族の実父を探し求めるというストーリーだった。こうしたブリュルの態度に王権側は手を焼いていた。獄中で次々と物を書く彼女を、「度外れな妄想家 une imagination déréglée」 9 「山師 aventurière」 10 、「巧妙な策士 intrigante fine」 11 、「かつてない大嘘つき la grande menteuse qu'il y ait jamais eue」 12 と評するポリスは、結局のところ国王暗殺計画の告発についても「その妄想」によるものだと結論付けることになる。そして彼女の自伝的小説から過度の虚栄心や自尊心を見抜いたポリスは、同年 7 月 20 日という比較的早い段階からこの囚人を「矯正不可能 incorrigible」 13 と見なし、翌 1762 年 5 月 2 日付の国王命令でブリュッセルへの追放が決定される。

(2) ポリスの犯罪者観と「国王命令」の機能

ブリュルの事件には二つの犯罪が存在していた。ブリュルの国外追放を命じる国王命令には、罪状や追放理由が明記されているわけではないが ¹⁴、ブリュルの行為で実際に問題とされたのは次の二点だと推測される。第一点は七年戦争という政治的背景を利用し、偽の国王暗殺計画をでっち上げ、国王の安否に不安をもたらしたことである。そして第二点は、貴族身分を詐称したことである。18 世紀の法学者ミュヤール・ド・ヴーグランPierre-François MUYART DE VOUGLANS (1713-1791)はこの点について、その著書『刑法の規則』の「名前もしくは身分の偽り」という項目で次のように説明する。

⁹ Ibid., le 20 juillet 1761, Mémoire de demoiselle De Brulz.

¹⁰ *Ibid.*, le 16 juin 1761, le 22 juillet 1761.

¹¹ *Ibid.*, le 20 juillet 1761, Mémoire de demoiselle De Brulz.

¹² Ibid., le 2 mai 1762, D'Hémery à St. Florentin.

¹³ *Ibid.*, le 20 juillet 1761.

¹⁴ *Ibid.*, le 2 mai 1762, Ordre d'exil, « De par le Roi, Il est ordonné à la nommée Brulez, veuve Warec, dite du Tilleul de sortir du Royaume aussitôt que le présent ordre lui aura été notifié, Sa Majesté lui faisant défense d'y rentrer sous quelque prétexte que ce soit, à peine de désobéissance. Fait à Versailles le 2 mai 1762, signé Louis et plus bas Phélippeaux. » 「国王より命じる。ワレック未亡人ブリュル、通称デュ・ティルルはこの国王命令が通知され次第、王国から退去するように。陛下はいかなる事情があろうとも(ブリュルが)王国に戻ることを禁じる。然もないと不服従の罪に問う。」

(身分の詐称について)もし平民が貴族の身分を語るような、虚栄を満たすためだけのものであったら、いかなる刑の言い渡しもする余地がない。ただそれは単に口頭の場合のみである。しかしそこに称号もしくは紋章の詐称があれば、それは王国の法令において処罰されるべき犯罪である 15 。

また同時代人であり同じく法学者のダニエル・ジュス Daniel JOUSSE (1704-1781)も以下のように述べる。

王国の法令によって、平民が貴族 écuyer の称号を名乗ったり、貴族のみに許される特権である武器を所持することは禁じられている…ブロワの法令(1579 年)第 257 条に従えば、真実に反し、不当に貴族の名前、称号および紋章を簒奪するものは裁判官の自由裁量により罰金を科せられ、検事によって訴追される 16 。

要するに貴族身分の詐称は通常、司法に訴えられるべき犯罪と認識されているのである。だが、ブリュルは封印王状 lettre de cachet の一形態である「国王命令 ordre du roi」によって逮捕・投獄され、そして同様に「国王命令」によって国外退去が命じられており、この事件は司法を一切介さずに決着がつけられている。通常であれば裁判にかけられるべき貴族身分の詐称であるが、ブリュルの場合、国王命令のみで処理されたのは、彼女が犯したもう一つの罪、国王の暗殺計画を捏造したことに関係があると考えてよいだろう。では、こうした反王権的な言動は、なぜ貴族身分の詐称といった罪とは異なり、裁判を介さない処分を必要とするのだろうか。

国王による発行という体裁をとりながらも、警視総監のイニシアティヴで執行される国 王命令には満たすべき要件があった形跡はない。容疑の程度に関係なく簡潔・迅速に被疑 者を拘束・連行し、その後の尋問を経て対応を決定することを可能にしていたのがこの国 王命令なのだが、バスティーユに連行された大多数の被疑者は訴追を免れ、釈放もしくは ビセートルやサルペトリエールといった他の施療院(監獄)への移送という結果に終わる。 歴史家ケテルの調査によれば、1659 年から 1789 年の間にバスティーユへの連行を命じた

Pierre-François MUYART DE VOUGLANS, Institues au droit criminel, ou Principe généraux sur ces matières, suivant le droit criminel, canonique et la jurisprudence du royaume, avec un Traité particulier des crimes, Le Breton, 1757, p.615.

¹⁶ Daniel JOUSSE, *Traité de la justice criminelle de France*, tome 3, Debure père, 1771, pp.368-369.

封印王状は 5,279 通を数えるが、そのうち司法の手に委ねられたのは約 13%、しかもルイ 15 世の親政期(1726-1774)に限れば 9,1%である 17。そもそも封印王状はその性質から四種類に大別できる 18。そのうち、家族からその名誉の保護を目的に要請され発行される王状はファンク=ブランタノ、フーコー、A・ファルジュによって詳細に分析されておりよく知られている 19。こうした家族に関する封印王状の発行数は、地方においては全四種のなかで首位を占めるが、パリではポリスに関する封印王状つまり「国王命令」が圧倒的に最大数を占めるとされる 190。先述したケテルの調査に鑑みれば、「国王命令」でバスティーユに連行された人々の多くは、その後裁判を介さない処置を受けることになったと考えてよいだろう。それではこうした裁判を回避する動きをどう解釈すべきであろうか。この点を理解するためには、王権側が犯罪および犯罪者をどのように捉えていたのか明らかすることが鍵となるように思われる。

ブリュルの家宅捜索を担当した捜査官デムリが宮内卿サン=フロランタンに宛てた進言 には以下のように述べられている。

この人物(ブリュル)は危険で口数が多いので、フランスに留まらせておくのは望ましくないでしょう。それは矯正施設 maison de force でも同じことでしょう。彼女の邪悪な発言は悪質な者や弱い者の心に刷り込まれてしまうからです 21 。

ここで最も懸念されていることは、大量の小説や陳情書を作成するという「口数の多さ」と、その悪しき発言が、周囲の人々の精神に悪影響を与えることである。こうした「悪の伝播」という概念は、ポリス内部で交わされる書簡に頻繁に登場する。例えば、高等法院検事総長 procureur général、高等法院院長 premier président および警視総監を交えて組織されたポリス会議 assemblée de police では、パリの感化院 maison de correction について以下のように述べられている。

¹⁷ Claude QUÉTEL, Les lettres de cachet : une légende noire, Perrin, 2011, p.42.

¹⁸ 封印王状は主に四種類に大別される。①国事に関する王状 ②ポリス事項に関する王状 ③軍人もしくは聖職者の規律に関する王状 ④家族に関する王状である。詳細は以下の文献を参照のこと。Frantz FUNCK-BRENTANO, Les lettres de cachet à Paris: étude suivie d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789), Imprimerie nationale, 1903.

¹⁹ Arlette FARGE, et Michel FOUCAULT, Le désordre des familles: lettres de cachet des archives de la Bastille, Gallimard, 1982.

²⁰ FUNCK-BRENTANO, op. cit, pp.19-22.

²¹ AB, ms 12139, le 2 mai 1762, D'Hémery à St. Florentin.

非常に遺憾で不愉快なことに、(感化院に入らず) 自宅に残る 放蕩者 は、近隣の子供たちを十分に堕落させてしまうし、監獄に入れても、そこで他人にその悪を伝播させてしまう…コレージュや監獄で堕落した若者は、彼らが関わるあらゆる生活のなかに乱れを持ちこんでしまうのである 22 。

また 1764 年にオルレアンおよびソワッソン総徴税管区の王立農業協会(1761 年創立)のメンバーであったチュルモー・ド・ラ・モランディエール Denis-Laurien TURMEAU DE LA MORANDIÈRE はそのポリス改革案のなかで、障害や老齢で自活することのできない「真の貧民 bon pauvre, véritable pauvre」を慈善によって扶助することは文明化された国家の常としながらも、それが怠惰や放蕩による貧民に適用されてはならないと警鐘をならす。その際に作者は物乞いや放浪を「文明社会 société civile」にとって危険な存在とみなし、「惰性」という特性を有す彼らを「貪欲な寄生虫 vermines dévorantes」「ペスト peste de Société」と評している 23 。

つまり「悪」一般は何が媒介しているのか明確には分からないが、何らかの理由でその 周囲に伝播・感染してしまうものだと理解されている 24 。ブリュル事件の場合、そうした

²² BnF, Joly de Fleury, ms 1310, Assemblée de police, fol.130-132. 具体的な日付は記されていないが、前後の史料から 1751 年だと思われる。若者の間の「悪の伝播」にポリスは敏感に対応しており、感化院の建設案の段階でも主な争点のひとつとなっている。例えば、10歳から 18歳の放蕩者を対象とした感化院の草案では、以下のように提案されている。「彼らを夜中小さな独房に閉じ込め、別々に寝かせなければならないだろう。というのも、大寝室や共同寝室、回廊などにまとめて寝かせてしまったら、舎監の配慮や警戒があったとしても、退廃が生じてしまうからだ」「(子供を感化院に送る) 親は院長にその子供の欠点や放埓さを報告しなくてはいけない。それは彼らを矯正したり、その悪徳を根絶するためだけではなく、彼らが友情を結んだり、悪習を伝播させないようにするためでもある」Ibid., pp. 135-141. « Projet d'une maison où l'on pourrait mettre en retraite pendant quelques années les écoliers déréglés et les autres enfants de famille libertins et vicieux, ou nés avec de mauvaises inclinations »

Denis-Laurien TURMEAU DE LA MORANDIÈRE, Police sur les mendiants les vagabonds, les intrigants, les filles prostituées, les domestiques hors de maison depuis longtemps, et les gens sans aveu, Chez Dessain Junior, 1764, pp.33-34.

²⁴ 「悪の伝染」や「伝染」の観念そのものについては、18世紀の医学的知見と深い関係にあることは間違いない。なかでも、何らかの原因によって病が伝染すると認識されていた

「悪」つまり反王権的言動を生み出すものが彼女の想像力 imagination であり、策士や大嘘つきという個人の性質なのである。この時代、imagination という言葉は「想像力、神からの贈り物であるそれは、おそらくわれわれに思考 - 最も観念的なものですら - を抱かせる唯一の手段であろう」 25 といった肯定的な評価がなされる一方で、否定的な形容詞と組み合わさることで(本事件の場合は désordre de son imagination, imagination déréglée)、一歩使い方を間違えると悪になりうるという二重性を孕んだ言葉だったと考えられる。

このような有害な特性を有した人々から湧き出る反王権的言動を、社会に伝染する「悪」と見なし、それが周囲の人々に影響を及ぼし社会に蔓延すること、こうした事態をポリスは懸念しているのである。だからこそその源泉を絶つことに主眼が置かれるのであろう。実際にブリュルをブリュッセルまで連行する任務を負った捜査官デムリに対して、彼女が道中に逃走することが決してないように馬車の御者に注意させる旨が数回に渡り命じられている。こうした犯罪・犯罪者観に基づくポリスは、裁判によって事件を公にすることで、かえってこうした悪を世間に広めてしまうのではないかという不安を抱いたために、その要請に特段の要件も必要とされず、警視総監の一存で簡潔かつ迅速に処遇を決定することができる「国王命令」という手段に頼ったのではないだろうか。こうした推測を裏付けてくれるいくつかの事例を検証してみよう。

ピエール・リエベール Pierre LIÉBERT、ピカルディー地方のモンディディエ Montdidier 出身の 36 歳はパリのシテ島で煙草小売商を営んでいたが、1757 年 10 月、レ・アール近く の居酒屋でワインを飲みながら 2 度に渡って国王に批判的な言葉を発したとされる。すぐ

ことは確かだが、その原因については主に二つの立場があった。ひとつは「瘴気 miasme」、つまり伝染病は有毒性の空気によって引き起こされるという考え方。もうひとつは、「微粒子 corpuscules」を原因とみる立場である。18世紀のポリスの配慮すべき領域として「衛生 santé」が掲げられているのはこの点でも非常に興味深い。ただ、幾人かの歴史家が、18世紀の犯罪が「伝染病 contagion」として捉えられていた、と指摘するが、細菌学の誕生していない 18世紀に関して 19世紀的な理解は留保すべきであろう。例えば Benoît GARNOT、《Délits et châtiments en Anjou au XVIIIe siècle », *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, tome 88, n°3, 1981, pp.283-304.

また「伝染」の観念については以下を参照。Jean EHRARD, « Opinions médicales en France au XVIIIe siècle: la peste et l'idée de contagion », *Annales, E.S.C.* 12^e année, n°1, 1957, pp.46-59. Bernard PAILLARD, « Petit historique de la contagion » *Communications*, 66, 1998, pp.9-19.

Denis DIDEROT et Jean Le Rond d'ALEMBERT, Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, tome 8, pp.561-564, « imagination ».

さまその場に居合わせた男性 4 名が警視ロシュブリュンヌの執務所で目撃証言を行い ²⁶、リエベールは 31 日に逮捕される。無実を主張する彼に対し、確固たる目撃情報を手にした 捜査官デムリは次のように宮内卿に進言する。

居酒屋などその他の公の場で、他の人々の警告にもかかわらず、リエベールは国王に対して傲慢な発言をしています。もし、このような公の場における手に余る行動が処罰されなければ、悪影響を及ぼすことになることでしょう。そういうわけで、国王命令によってリエベールをビセートルに収容するのが不可欠であると思われます 27 。

同様の懸念と反応がピエール・トマ Pierre THOMAS の事例でも見られる ²⁸。元ブドウ 栽培者で 78 歳のトマは、1757 年 3 月、ヨンヌ地方のクラムシーClamecy の居酒屋で「国 王は復活祭の前に死ぬだろう」と発言したところを、居酒屋の女主人をはじめその場に居 合わせた客に目撃された。そして同席した数人の目撃証言の後、同月 27 日オルレアン上座 裁判所の刑事代官ボワュテル Jean-Léon BOYETEL, lieutenant criminel au baillage et siège présidial d'Orléans の手で尋問が行われた。トマはその居酒屋で飲酒をしたことは認めるものの、発言そのものについては一貫して否定する。だが、居酒屋のような公の場で、しかも「大勢の面前で en présence de plusieurs personnes」発された悪しき言説は簡単には許されなかった。オルレアン地方長官のバランタン Charles Amable Honoré BARENTIN, intendant d'Orléans (在 1747 - 1760) は次のように述べる。

この問題の男がそのような発言をしたのは、酔っていたからのようです。彼はすでに気力が弱っている年齢であり、そのことからも裁判をする余地はないように思われます。しかし同時に、彼を社会から隔離するのが適切でありましょう。よってビセートルに終生収容されるように、陛下の国王命令の発布を願う次第でございます²⁹。

ブリュルの事例と同様に、いずれのケースも反王権的言動が周囲に与える影響について の懸念と、その解決策としての国王命令による施療院への封じ込めが提案されている。ポ

²⁶ AB, ms 11967, fol. 126, Déclaration des nommés Arnoult, Castel, Gorré et Duchesne.

²⁷ *Ibid.*, fol. 141.

²⁸ BnF, *Joly de Fleury*, ms 2076, fol.30-38.

²⁹ *Ibid.*, fol. 35.

リスの対応における選択にあらかじめ決定されたコードがそもそも想定されていないこと から、追放や裁判回避の動きがどのような理由で、あるいは基準で決定されたのかという 点についてはっきりと述べられている事例は見られない。積極的に裁判を回避するポリス の狙いを史料的に裏付けることには限界があるのだが、ブリュルら「悪しき言説」を振り まく「犯罪者」に対して裁判を避ける理由として次のことを推測することは可能だろう。 まず裁判を行う場合、容疑者逮捕のために、証拠の収集、逮捕状 décret de prise de corps の 請求・発令そして犯罪行為と法令との照らし合わせが必要とされる。そしてその後は、証 人の証言および証人と被告の対質 confrontation など様々な手続きを踏むことになる 30 。加 えて、通常、裁判では判決文が印刷、配布もしくは街角に張り出され、有罪の理由や刑の 言い渡しが公開されるのが一般的である³¹。つまり、司法の手に委ねるということは、時 間をかけて規定された手続きに従うという点で即応性と迅速性というポリスの特質と相容 れない面をもつだけでなく、その影響が拡大する前に即座に社会から取り除く必要のある 「悪」の存在を逆に広く社会に知らせてしまうという問題を抱えていたと考えられる。そ れに対して「国王命令」をはじめとする封印王状はそうした手続きを必要とせず、警視総 監の采配で全てが決定される。いわば秘密裏の処理が可能となるのである ³²。だからこそ、 一方でこうした国王命令の恣意性が同時代人の批判の的になってきたわけなのだが、他方 でそうした秘密の保持性が家族の名誉や評判を守るために好まれたという側面があったこ とも確かである³³。いずれにせよ「国王命令」という実践がもたらす手続きの簡素化には、 「公共および個人の安寧を保証し、混乱を招きいれる者をパリから一掃」することを目指 し「公共の安寧」の確立・維持を至上命令とするポリスにとって³⁴、悪の伝播を引き起こ

Benoît GARNOT, Crime et justice aux XVIIe et XVIIIe siècles, Imago, 2000, pp.18-19. Arlette FARGE, Condamnés au XVIIIe siècle, Thierry Magnier, 2008, pp.54-58.

Pascal BASTIEN, L'exécution publique à Paris au XVIIIe siècle : une histoire des rituels judiciaires, Champ Vallon, 2006, pp.20-21.

Vincent DENIS, « Impostures et policiers au siècle des Lumières », *Politix, revue des sciences sociales du politique*, n°74, 2006, pp.12-30.

Déborah COHEN, « Savoir pragmatique de la police et preuves formelles de la justice : deux mondes d'appréhension du crime dans le Paris du XVIIIe siècle », *Crime, Histoire & Sociétés*, Vol.12, n°1, 2008, pp.2-18.

³³ FARGE et FOUCAULT, op. cit.

³⁴ « Édit de création de l'office de Lieutenant de Police de Paris (le 15 mars 1667) », Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 à la Révolution de 1789, par MM. ISAMBERT, DECRUCY et TAILLANDIER, tome 18, Belin-Le-Prieur, 1829, pp.100-103.

す可能性のある犯罪者を世間の目から隠し、その余波を最小限に抑制しようという意図が あったのではないだろうか。犯罪の取り締まりだけでなく、それが引き起こしかねないさ らなる犯罪の「予防」というポリスの役割がここに垣間見られるのである。

以上の論点は、ほぼ同時期に同じように国王暗殺計画の陰謀を告発したド・ラ・ショーという人物に対するポリスの対応を比較することでより明確になるだろう。ド・ラ・ショーの国王暗殺計画のシナリオは、先の事件と同様に七年戦争をモチーフとし、加えてイエズス会問題も絡んでいた。だがそれ以上にその展開においてブリュル事件とは大きく異なることになるのである。

第2節 ド・ラ・ショー事件

(1) 事件の経緯 1

1762年1月6日午後9時、ルイ15世はヴェルサイユ宮殿で公現祭 le jour des Rois を祝うための公開晩餐 Le Grand Couvert の最中だったが、勤務中の近衛兵 garde du corps du Roiのド・ラ・ショーPaul-René du Truche de LA CHAUX が門の近くで血だらけで倒れているのが発見された。仲間の近衛兵によって宮殿内の医務室に運ばれたド・ラ・ショーは、国王殺害を企てた聖職者風の外国人二人組の男に襲われたという驚くべき証言をした。直ちに捜査が開始されたが、同時にパリでもこの事件の噂が瞬く間に広がった。警視総監サルティーヌは捜査官やスパイに命じ、パリのカフェを監視させるが、そこでスパイたちは街で語られていることの多様さに驚くこととなる。

コメディ・フランセーズ近くのカフェ、デュビュイソンとブリガルヌでは公現の祝日に宮廷で起きた事件について、各人が異なった話をしているので実際に何が起こったのか判断を下すのがとても難しい状況です…(中略)…あるものは、ダミアンがあの恐ろしい罪を犯したときに最初に捕まえたのがその衛兵で、その報酬として恩給を授かったことをいいことに自らをナイフで刺すという恥ずべき策略をめぐらし、ひと儲けしようとしているのだと言います。また他方では、この衛兵が宿屋で見知らぬ二人の男を前に食事をしている際に、その二人組から国王の晩餐見学の栄誉に与るためにはどうすればよいのか尋ねられたところ、素っ気ない返事をしたことから喧嘩になった、と推測する人々がいます。そしてさらには、その二人組は間違いなく根絶されるべきセクト、つまりイエズス会の手先であると言うものもいるのです 2 。

パリの街で囁かれた噂の多くは、「ダミアン」「外国人」「聖職者」をキーワードとしており³、それは 1762 年初頭の情況を考えればいずれも一定の説得力をもつ話だった。後に述べるように、ド・ラ・ショーの事件が多くの人々の興味を掻き立てたのは、1760 年代の社会的・政治的背景と事件の経緯が微妙なバランスの上に成立していたからである。事件から 3 日後にはパリは「すでに 100 通り以上の話が出回っている plus de cent éditions」状態

¹ AB, ms 12170, « Fausse dénonciation de complot ».

² *Ibid.*, fol. 6, le 9 janvier 1762.

³ *Ibid.*, fol.4-31.

になっていた 4。

こうして事件の全貌解明のためにド・ラ・ショーは 1 月 10 日付の国王命令により、ひとまずバスティーユに連行され尋問および調査が開始された 5 。その供述によれば、ド・ラ・ショーは 29 歳、ボルドーから約 30km のラ・トゥルデュール La Tourdur 出身、アンリ 4世の時代にフランスに渡った貴族の家系であったが、財政的には逼迫してようである。また彼は 1754 年からヴェルサイユで近衛兵として勤務していた 6 。

捜査が進むにつれド・ラ・ショーの証言に対する疑念が高まる。例えば、ド・ラ・ショーの助けを求める叫び声を聞いたという衛兵はいたが、実際にその二人組を目撃したり彼らがもつれ合った際の騒ぎを聞いたりしたものはいなかった。さらにド・ラ・ショーを診察したバスティーユの外科医 chirurgien-major ル・コック LE COCQ の診断が決定打となった。13 日に行われたル・コックによるド・ラ・ショーの身体検査の結果、ド・ラ・ショーが事件当時身に着けていた衣服は激しく引き裂かれていたものの、二人組から受けたという傷はすべて表面的なごく軽度のものだったことが判明したのである 7 。ついに 14 日の警視総監サルティーヌ直々の尋問により、ド・ラ・ショーは国王から報酬を得るために二人組の男たちによる国王暗殺の陰謀をでっち上げたことを認めるに至る 8 。その後、16 日付の宮内卿サン=フロランタンから警視総監宛の書簡では、国王諮問会議 Conseil d'État du roi(原文ママ)で本事件の高等法院への移管が提案されていることが言及されている 9 。そして 20 日付の開封王状 lettre patente により、ド・ラ・ショーの事件に関しシャトレ裁判所で全訴訟手続きを行うことが正式に決定された 10 。22 日、身柄拘束の令状が発布され

⁴ *Ibid.*, fol. 14, le 9 janvier 1762.

⁵ バスティーユへの投獄が、被疑者の処分の方法、あるいは処罰するかどうかを含めた広い意味での被疑者の処分を決定するために必要な事件の全貌解明の機能を果たしていたことについては以下の文献を参照。正本忍「ルイ 14 世期(1659 - 1715)におけるバスティーユ監獄の機能」『史淵』129 号、1992 年、47-89 頁。

⁶ Archives nationales (AN), Y 10235 (non-folioté), interrogatoire du 24 janvier 1762, 18^e et 19^e pages.

⁷ AB, ms 12170, fol.78-81.

⁸ *Ibid.*, fol.85, Déclaration faite à la Bastille par le sieur De La Chaux à M. de Sartine, lieutenant générale de police, le 14 janvier 1762.

⁹ *Ibid.*. fol.53.

AN, Y 10235, Lettres patentes sur arrêt qui évoquent et renvoient au Châtelet les procédures faites ou à faire contre le nommé De La Chaux, le 20 janvier 1762.

ド・ラ・ショーは裁判のためグラン・シャトレに移送される 11。

自白までのわずか数日のこととはいえ、ド・ラ・ショーの作り話はある程度のリアリティを持って受け止められた。なぜならド・ラ・ショーのシナリオは、行き詰る七年戦争、イエズス会追放への機運の高まり、そしてちょうど 5 年前の 1 月 5 日に発生したダミアンによる国王襲撃事件といった政治的・社会的混乱を背景として編まれたものだったからだ。実際にルイ 15 世も「私は暗殺者の手で死ぬことになるのだな」 ¹²と洩らしたとされるが、敵国の外国人やイエズス会の関与、そして第二のダミアンの出現を危惧する街の噂が再び囁かれるのである。それゆえにポリスは事件後すぐさま捜査を開始し、ヴェルサイユ周辺では複数の人々が逮捕されたのである ¹³。

(2) ド・ラ・ショーの供述

バスティーユで尋問を担当した警視ロシュブリュヌにド・ラ・ショーは次のように供述 していた。

今月6日の夜9時、煙草を買ってヴェルサイユ宮殿に戻る途中、グラン・コマン通りで2名の男性を見かけました。一人は5ピエ4プス(約172cm)ほどの背丈で聖職者の襟の黒い服を着ており、もう一人は5ピエ5プス(約176cm)の背丈で金の飾り紐のついた緑色のコートとブーツを着用していました。彼らは近衛兵の制服を着ていた私を見つけ、国王の公開晩餐の部屋に入れるように取り計らってほしいと懇願しました。私は特別な許可がなくては入場出来ないと断り、また緑のコートを着た男にその格好では不適当であることを伝えました。なおも二人は執拗に懇願し、彼らは外国人でその日にヴェルサイユに到着したばかりで、翌日にはもう出発せねばならないので、公開晩餐に参加することが絶対に不可能であるならば、せめて国王が通る場所を教えて欲しいと言いました。常識外れの要求に驚いた私を見て、彼らは次のように言いました。『私たちには全く悪意はありません。すでに褒減状態の宗教 une Religion déjà anéantie にしかるべき力を与え、抑圧された人々に自由を与えるために活動しているだけなのです。もしあなたが協力してくれるなら感謝のしるしにあなたが望むことを何でもいたします』このような提案に驚いた私は、彼

¹¹ AB, ms 12170, fol.125.

¹² *Ibid.*, fol. 6.

Edmond-Jean-François BARBIER, Chronique de la régence et du règne de Louis XV. (1718-1763), tome 8, Charpentier, 1857, pp.3-8.

らを興奮させたくなかったので、同意した振りをして彼らについて来るように言いました… (中略) …そして彼らを逮捕しようと緑の服の男に襲いかかった時、私の剣は壊れており、それを見た彼らは狩猟用ナイフで私に斬りかかり、助けを求めて叫ぶ私の口にハンカチを押し込み、そして私は意識を失いました… 14 。

(強調は著者による)

まさに時事問題を巧みに組み込んだ筋書きだと言えるだろう。そのなかでも尋問は特に「壊滅状態の宗教」について集中した。その理由は、この事件がイエズス会をめぐる論争が激化するなかで発生したからであろう。イエズス会の加担が囁かれたダミアン事件、そしてイエズス会のポルトガルからの追放のきっかけとなった 1758 年のポルトガル王ジョゼ1世暗殺未遂事件が発生すると、フランス国内では反イエズス会の風潮が高まっていった 15。そうした状況のなか、マルティニーク島に宣教師として赴任していたイエズス会士ラヴァレット Antoine de LAVALETTE がプランテーション経営で破産したのを受け、マルセイユの債権者がマルセイユとパリの商事裁判所 tribunal des juges consuls にラヴァレットを訴えた。1760年1月30日に連帯責任としてイエズス会に30,000リーヴルの支払いが命じられたが、これを不服としたイエズス会側が高等法院に控訴したことがきっかけで、1761年3月の判決で高等法院はイエズス会そのものを有罪とし、1762年には管区内からイエズス会士を追放処分としたのである 16。

こうした宗教的混乱のなかで、「壊滅状態の宗教」に力を与え、「抑圧された人々に自由を与える」というド・ラ・ショーの告白は、イエズス会の関与を示すものと解釈される余地があった。一方で、ド・ラ・ショーは両親が離別した後プロテスタントの伯母(叔母)に育てられていること ¹⁷、社会的背景としてもイギリスとプロイセンを相手とした七年戦争が原因で反プロテスタント感情が高まっていたこと、そして同時期にロシェット事件や

¹⁴ AB, ms 12170, fol.57-59.

¹⁵ Jean EGRET, « Le procès des jésuites devant les Parlements de France (1761-1770) », Revue historique, tome CCIV/1, 1950, p.2.

Dale VAN KLEY, The Jansenists and the Expulsion of the Jesuits from France, 1757-1765, Yale University Press, 1975, pp.108-136, "The Jesuits on Trial: April 17- August 6, 1761". John McMANNERS, Church and Society in Eighteenth Century France, vol.2, The Religion of the People and the Politics of Religion, Oxford University Press, 1998, pp.530-561, "The Fall of Jesuits".

¹⁷ AB, ms 12170, fol.100.

カラス事件といったプロテスタントが引き起こした(とされていた)犯罪 ¹⁸があったこと を考慮すると、ド・ラ・ショーの背後にプロテスタントの陰謀を見出すことも可能だった はずである。つまり、ド・ラ・ショーの申告する「宗教」はイエズス会、プロテスタント のどちらでも一定の説得力をもつものだったのである。

とはいえ、ド・ラ・ショーはこの告発が金銭を目的として捏造したものであることを 1月 14日に早々と認めている。バスティーユでの警視総監の尋問に対して、ド・ラ・ショーは前年の 10月からこの計画を考えていたと自供している 19 。警視総監の前に跪き、目に涙を浮かべて弁明するド・ラ・ショーは、1,400リーヴル以上の借金を抱えるなか、400リーヴルの収入では生活が立ち行かず報奨金が欲しかっただけだと説明する。そしてこれ程までに国王の安否に不安を抱かせ、人々を動揺させるものだと思わなかったと弁解しながら、自分は最も「忠実な」臣民であることを切々と語る 20 。

だが、シャトレ裁判所の刑事代官ルノワール Jean-Charles-Pierre LENOIR ²¹, lieutenant criminel (在 1759-1765)は、「真の動機 le vrai motif」を解明すべく、ド・ラ・ショーの「壊滅状態の宗教」という発言について何度も質問を繰り返している。「なぜ聖職者風の人物に『すでに壊滅状態の宗教にしかるべき力を与え、抑圧された人々に自由を与える』と言わせたのか」「宗教に関する本を読んだことがあるのか」「宗教が破滅させられていると実際に考えているのか」 ²²というように、ルノワールは矢継ぎ早に「宗教」に関する質問を浴びせ、金銭以外の動機を探ろうとする。しかし、ド・ラ・ショーは宗教に言及したのは単に「二名の暗殺者(の話)に真実味を与えるため faire croire, donner de la vraisemblance」だとし、その動機に宗教がどのように関わっているのかは結局最後まで曖昧なままだった。またルノワールは、国王の死を想像させ、社会を不安に陥れるようなシナリオの凶悪さとそれが与えうる影響についてド・ラ・ショー自身がまったく意識していなかったと述べた点について、驚きを隠せない様子である。「(架空の襲撃から) 回復するや否や発した言葉が、国王に危害を加えようとする人がいる、ということだったら、多くの人々が不安を

²⁰ AN, Y 10235, le 26 janvier 1762 à la chambre criminelle de Châtelet de Paris.ポリスが臣民に期待する「忠誠」と人々が自ら定義する「忠誠」の内実の乖離についての考察は以下を参照。Lisa Jane GRAHAM, *If the King Only Knew: Seditious Speech in the Reign of Louis XV*, The University Press of Virginia, 2000.

David D. BIEN, L'Affaire Calas, hérésie, persécution, tolérance au XVIIIe siècle, Eché, 1987, 3^e chapitre « Les fondements de l'anti-protestantisme ».

¹⁹ AB, ms 12170, fol.85.

²¹ 後の第 15 代警視総監(在 1774-1775, 1776-1785)

²² AN, Y 10235, interrogatoire du 24 janvier 1762, 4^e et 5^e pages.

抱くことぐらい予想できて当然だろう」 23 という刑事代官の尋問に対し、ド・ラ・ショーは「何も考えられず、我を忘れていた aveuglé et hors de lui même」と弁明するが、個人的な利害、つまり金銭欲のために国王を巻き込もうとしたその思考こそ、ポリスの想定するあるべき臣民像から大きく超えるものだったのである。

ド・ラ・ショーの涙の訴えも空しく、1月 26日のシャトレ裁判所の四つ裂き rompu vif の判決および控訴を経て、2月1日高等法院・刑事部 chambre criminelle (別名ラ・トゥールネル La Tournelle) の判決でノートルダム寺院前、チュイルリー宮殿、そしてパリ市庁舎前での公開謝罪 amende honorable 24 とグレーヴ広場での絞首刑が宣告される 25 。その判決文のなかに「大逆罪 lèse-majesté」という文言は一切見当たらないが、まるでそれは年代記作家バルビエが述べたように「第二級の大逆罪 crime de lèse-majesté au second chef」 26 の

²³ *Ibid.*, 16^e page.

²⁴ 死刑執行人が受刑者の背後あるいは脇で控えるなか、松明を両手で持つように縛り付けられ、首に縄を繋がれ裸足で跪いた受刑者に向かって書記が判決文を読み、それを受刑者が繰り返し自らの言葉で罪状を認めるという儀式。詳しくは以下を参照。BASTIEN, op.cit., p.141.

²⁵ AN, X2B 1027, Jugement de Paul-René du Truche de la Chaux rendu par le Parlement de Paris le 1^{er} février 1762. 通常、貴族は刑事訴訟の場合、高等法院・大審部と刑事部が共同で裁判を行うことを要求する特権を有す。そして貴族には、不名誉とされる鞭打ちの刑や絞首刑は適用されない。 Marcel MARION, Dictionnaire des institutions de la France, XVIIe-XVIIIe siècle, Picard, 2006 (1923), p.397. しかしド・ラ・ショーの場合は、このような貴族特権を放棄した旨が1月30日付けの高等法院裁判長モレ Mathieu-François MOLÉ (在1757-1763), premier président から警視総監への手紙の中で言及されている。よって、貴族でありながら、ド・ラ・ショーは刑事部のみで裁かれ、絞首刑が言い渡されたようである。 AB, ms 12170, fol.183, « Extrait d'une lettre de M. Molé, premier président du Parlement, le 30 janvier 1762 ».

²⁶ BARBIER, op.cit., p.5. 大逆罪は第一級 lèse-majesté au premier chef と第二級 lèse-majesté au second chef が存在する。前者は国王、王妃あるいは国王の子供たち、主要な大臣に直接 危害を加えようとする行為と、君主の主権や国家の安全を害する行為(例えば国家反逆など)で構成される。後者は言葉や文字、あるいは暴力行為で君主の名誉や尊厳を傷つける 行為、君主にのみ属す権利を不当に簒奪する行為(例えば貨幣の偽造など)、そして君主の権利の行使を阻む行為(例えば反乱や公金横領など)で構成される。 Pierre-François MUYART DE VOUGLANS, Les lois criminelles de France dans leur ordre naturel, tome 1, La

ような厳罰だった。判決文で説明されるド・ラ・ショーの罪状は「臣民の愛と忠誠について国王に、そして国王の安全について臣民に不安を与えるような行動は世間を大いに騒がせ、殺人犯と目され不当に逮捕された市民の平穏を害したこと」であり、「国王の安全と国民の忠誠に反する欺瞞の捏造者 Fabricateur d'impostures contre la sûreté du Roi et la fidélité de la Nation」として断罪された。

(3) 事件の公開性と「裁判」の機能

ダミアンはルイ 15 世を殺害しようと近づき、実際に刺した。だが、ド・ラ・ショーは国 王を殺害するどころか傷付けることすらしていない。また同様の罪を犯しながらも、ヴァ レリー・ド・ブリュルが国王命令という秘密裏の処理で追放という顛末を迎えたのに対し、 ド・ラ・ショーは大逆罪と同等の厳罰を公開である裁判で受けることになったのはなぜだ ろうか。ポリスとしては「国王命令」によって迅速かつ内密な拘束や追放が可能だったに もかかわらず、あえて訴訟手続きを経ねばならない必然性とは何だったのだろうか。

ひとつには、ド・ラ・ショーが国王を衛兵として守る立場にありながら、その職務に違反するような、つまり国王を裏切るような演出を行ったことが考えられる。文字通り国王に「近い」立場の者の犯行であればあるほど、有罪性も高くなる。実際、宮内裁判所 requête de l'Hôtel の執達吏 huissier、モリソー・ド・ラ・モット Jean MORICEAU DE LA MOTTE も 1758 年、ある夕食の席で王権を批判したことによって、正にド・ラ・ショーと同様にグレーヴ広場での絞首刑の判決を受けた 27 。受刑者の社会的身分が高いほど処刑の示威効果は大きなものだっただろう。

しかし、次の点がより重要だと思われる。それは、その判決文が繰り返し示すように「噂を流布させ donner lieu à la plus grande rumeur」、「世間を騒がせた troubler la tranquillité publique」という事実である。ド・ラ・ショーのファイルの冒頭数十ページは「精神」に害をあたえ、様々な考えを植え付けるようなもの ce qui peut donner atteinte sur les esprits et leur imprimer différentes façons de penser」 28 を監視し、パリで出回る噂を逐一報告するスパイの報告書で埋め尽くされている。こうした「100 通りもの」噂は王権側をいら立たせていた。事件発生直後から、ド・ラ・ショーに疑惑の目を向けていた宮内卿サン=フロランタンは警視総監サルティーヌ宛の手紙で、「もしこの話(ド・ラ・ショー事件)がわれわれ二人しか知るところでなければ、じきに真実がわかるだろうに、多くの人々が彼に興味を

société typographique, 1781(1780), pp.125-126.

²⁷ AB, ms 12002, Jean MORICEAU DE LA MOTTE.

²⁸ AB, ms 12170, fol.4, le 9 janvier 1762.

持ち過ぎなのです。そういうわけで、私の好きなように処置できないということを貴殿もお分かりでしょう Ainsi, vous sentez qu'il ne me sera pas possible de faire ce que je voudrais」 ²⁹と嘆いている。飛び交う噂を前に、捜査官ドラエは「誰もがこうした噂に毒されている tous les esprits en sont intoxiqués」 ³⁰と状況を観察する。また、サン=フロランタンはサルティーヌに「この詐欺 friponneries に対する法律があるのか」どうか、そして「ド・ラ・ショーを何のかどで有罪にする」 ³¹のか尋ねている。つまり、ド・ラ・ショーが反王権的言動を犯したことは確かなのだが、どの法が破られたのか王権側にとっても不確かだったのだ。そのような不確実性がありながらも、より迅速かつ簡便な国王命令という手段を選択せず、あえて法の規範性に縛られる裁判という形式を取らざるを得なかった点に関して、「多くの人が興味を持ちすぎ」た、つまりはこの事件はその発生直後から多くの人々に広く知られることになってしまったため、「私の好きなように処置できないということを貴殿もお分かりでしょう」 ³²と述べたサン=フロランタンの一言は決定的に重要である。すでに「公」となっている事件では、国王命令によって事件そのものを世間の目から隠し、犯罪者を秘密裏に社会から隔離することはもはや不可能だったのだ。

噂や憶測およびその悪影響を回避する「予防」としての秘密裏の処理が機能しない今、 王権の緊急課題はこの騒ぎに一刻も早く終止符を打つことである。社会から永遠に隔離し、 同時に「服従の儀式」および見せしめとして機能する死刑 ³³がド・ラ・ショーに宣告され たのは、そのような懸念からだろう ³⁴。事実、死刑を宣告できるのは法廷だけなのである。

²⁹ St. Florentin à Sartine, le 7 janvier 1762. 以下から引用。François RAVAISSON-MOLLIEN, Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 18, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1903, p.184.

³⁰ AB, ms 12170, fol.8, le 9 janvier 1762.

³¹ *Ibid.*, fol.97.

³² RAVAISSON, op.cit., p.184

Robert MUCHAMBLED, Le temps des supplices : de l'obéissance sous les rois absolus XVe-XVIIIe siècle, Armand Colin, 2006 (1992), pp.320-326.

³⁴ バルビエはその日記の中でシャトレ裁判所でのド・ラ・ショーの判決(1月26日)に言及した後、16、17世紀に発生した2つの国王暗殺の偽告発事件に関するパンフレットが印刷・販売されていることを指摘している。一つは1629年にド・ラ・ショーと同じく、ルイ13世を狙う暗殺者に襲われたという自作自演の芝居を行ったジョルジアン chevalier Georgien という人物に対する四つ裂き刑の判決である。もう一つはアンリ3世に対するもので、被告は斬首に処されたというものである。BARBIER, op.cit., p.5. これらのパンフレットを誰がどのような意図で印刷し販売したのか定かではないが、1月20日付のポリス文

処刑の当日、2月4日のグレーヴ広場には人々が大挙して押し寄せたが、そこでは一部の 人々がド・ラ・ショーに対する国王の恩赦を期待していたようである³⁵。だが、ド・ラ・ ショーの公開絞首刑は、贖罪と償いにより君主と臣民の関係を再建する儀式、「いっとき傷 つけられた主権を再生するための儀式」 ³⁶として遂行された。そして処刑のスペクタクル と同時に、国王役人によって読み上げられ、行商人の手で配布または張り出される判決文 は、ひとつの語りを押し付けることで、幾通りもの噂を一掃することを可能にする 37。事 実、こうした判決文や裁判に関するパンフレットが人々の「世論」に及ぼす「効果」は、 同時代人に確実に認識されていた。すでに指摘したように、ダミアンを生来の「狂人」と 描写する裁判記録を読んだバルビエや劇作家コレが、そうした表象を受け入れていたこと はそのひとつの例である。さらにもう一例を挙げておこう。1777年5月6日、食糧品・雑 貨商 épicier-droguiste のアントワーヌ=フランソワ・ドリューAntoine-François DERUES は、 彼が売買契約を結んだ土地の売り手ド・ラモット夫人とその息子にその代金を支払わず、 彼らを毒殺したとしてグレーヴ広場で四つ裂きのうえ火刑に処された 38。多くのパリ住民 の関心を引き付けたこの事件では、高等法院の判決が下された5日直後から、王権の出版 許可を得た数多くのパンフレットが出版された 39。その中でも警視総監ルノワールの 5 月 6 日付の印刷許可によって作成された『A.-F.・ドリューによる忌まわしい策略・残忍な犯

書で、前日 19 日に警視総監サルティーヌの自宅を訪ねた X 氏(伏せ字 M.****)が、1629 年のジョルジアンの判決例に関するメモを渡したことが記録されている。<math>AB, ms 12170, fol.113.

Annie DUPRAT, « L'affaire Desrues ou le premier tombeau de l'Ancien Régime », Sociétés & Représentations, n°18, 2004, pp.123-134.

³⁵ BARBIER, op.cit., p.7.

³⁶ Michel FOUCAULT, Surveiller et punir: naissance de la prison, Gallimard, 2009 (1975), p.59. (『監獄の誕生 - 監視と処罰』田村俶訳、新潮社、1977年。)

³⁷ Pascal BASTIEN, « Les arrêts criminels et leurs enjeux sur l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, No. 53-1, 2006, pp.34-62.

³⁸ ドリュー事件の経過については以下を参照。Anonyme, Vie privée et criminelle d'Antoine-François Desrues, contenant les particularités de sa jeunesse, de ses mauvaises inclinations, son insigne hypocrisie, et le détail des manœuvres abominables et des crimes atroces commis, de dessin prémédité, par ce scélérat envers la Dame de Lamotte et son fils, chez Cailleau, imprimeur-libraire rue Saint-Séverin, 1777.

³⁹ 例えば Vie de Derues, exécuté à Paris, en place de Grève, le 6 mai 1777, chez la veuve Thiboust, 1777.

罪・計画的悪意に関する歴史的および真正な詳細』 40 と題された小冊子は、処刑の 3 日後から行商人によって様々な街区で売り歩かれた。パリの書籍商アルディ Siméon-Prosper HARDY (1726-1806)はこの書物について「非常に良い結果だけをもたらした。というのもこの冊子を熟読すれば、ドリュー氏が無実であるとは到底信じることが出来ないからだ」と述べている 41 。判決文やその判決を支持するパンフレットは、ドリューの邪悪さを強調し裁判所の決定の正当性を訴えるのである。

同様に、ド・ラ・ショー事件においても、発生状況からその展開そしてド・ラ・ショー自身の申告を引用しながら詳細に語る判決文は、被告の責任を全面に押し出すものとなった。「第一報とは異なる点が様々ある」としながらも、判決文を読んだバルビエはド・ラ・ショーに対する厳罰について「彼の性悪さからいって、少なくともその罰(死刑)に値していた」 ⁴²と結論付けるのであった。正式で唯一の「真実の物語」を前に、他の語りは口を閉ざさねばならないのである。このように、悪影響が拡大する前に迅速かつ秘密裏に犯罪者を隔離・追放するという手段を用いることができない場合、ポリスは裁判という法的処理に頼りながらも、その「事件」についてある「語り」を打ち出すことで、制御できない「噂」の拡大を防ごうとしている。一見、対照的に見えるこうした対応には、絶えざる秩序の修復とそのための柔軟で実践的な対処というポリスの基本性格が表れているのである。

Détails historiques et véritables des manœuvres abominables & des crimes atroces, de dessin prémédité par Antoine-François Desrues, ci-devant marchand épicier, rue Saint-Victor, envers la dame Marie-Françoise Perrier, épouse du sieur Pierre-Etienne De Saint-Faust de Lamotte, écuyer de la grande Écurie du roi, sieur de Grand-Flandre, Buisson Souëf, Valprofonde, & autres lieux; & envers le sieur De Lamotte, son fils, chez Cailleau, 1777.

⁴¹ BASTIEN, «Les arrêts criminels et leurs enjeux sur l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle »...p.242 から引用。

⁴² BARBIER, op.cit., p.8.



図 1. 「ノートルダム寺院の前で公開謝罪を行う A.-F.ドリュー」 版画 フランス国立図書館所蔵

« Antoine-François Derues fait amende Honorable devant l'Église de N. Dame », Estampe, B.N.F

本章では、当時のフランスの政治・社会的背景を巧みに利用しつつ、存在しない国王暗殺計画を告発することで利益を得ようとした二つの事例を取り上げ、ポリス、司法、そして「悪しき臣民」とされた被疑者との間で展開する事件の推移から、ポリスと司法の実践と機能に光を当てた。ほぼ同様の罪を犯しつつも、異なる展開と顛末を見せることになった二つの事件ではあったが、ブリュル事件では「公共の安寧」の確立・維持という大義のもと、秩序を脅かす可能性のあるものの社会への露出を最小限に抑制しようというポリスの予防的実践が大きな役割を果たしていたと考えられる。過剰な想像力といった悪質な個性から溢れだす「悪しき言説」は、他に伝播・伝染するものとして認識され、だからこそ、その発給に特段の要件が必要とされずに素早く秘密裏に処理することを可能にする「国王命令」が多用されたのだろう。

そこには「公共 public」をめぐるポリスと王権側の懸念があると思われる。既にこの時代、反王権的な言説で逮捕された被疑者の中には、その発言の根拠を「公衆 public」に求めるものもいる「。例えば、1757年のダミアン事件の発生直前に、いとこへ宛てた手紙の中で「間もなく国王と高等法院ともども大混乱に陥り、驚くべき恐ろしいことが起きるでしょう」 ²と述べ、偶然にもダミアン事件を予期する形となってしまったパリの宝石店店員フィデル=アマブル・ショヴォーは、ダミアン事件に関係していると目され逮捕された。だが、ショヴォーは街の噂をもとに手紙を書いたと主張し、その責任の所在を「公衆」に求めるのである。

高等法院の複数の司法官による辞職を国王が許した件は、(パリ)高等法院が廃止され、替わりにドゥエの高等法院が取って代わるのではないか、などという様々な噂話を人々の間に生み出すきっかけとなりました occasionner différents discours dans le Public。私は 20 名ほどの人々からこうした話を聞きましたが、彼らの名前は覚えていません。私は人々のこうした馬鹿げた考えに追随し suivant les idées folles du Public、(問題の手紙を)書きました 3 。

つまり彼は人々の噂を正当な情報源とし、自己弁護の戦略としてそれを援用したわけで ある。王権側もショヴォーの供述の信憑性を否定できず、結局「この若者は非常に軽率で

¹ AB, ms 11979, fol.80-404. BnF, Joly de Fleury, ms 2073, fol.126-137, Fidèle-Amable CHAUVEAU.

² AB, ms 11979, fol.80.

³ BnF, *Joly de Fleury*, ms 2073, fol.136.

あるという点でしか咎められない ce jeune homme n'est coupable que de la plus grande étourderie」 4 として彼を釈放せざるを得なかった。このように、「公共」そして「世論」という概念がその影響力を増し、しばしば悪しき言説に正当性の根拠を与えるとともに、悪しき言説を広める場として機能しているという認識が王権側にあればこそ、公共の場である広場やカフェ、街路や居酒屋の監視や統制が重要視された意味も、ひいてはそういった「公共」に伝播しかねないような悪の根源である「悪しき言動」 - それが司法に帰属する場合でも - を世間の目から遮断しようという動きも理解できるのである。18 世紀半ば以降に「公共」という概念の重要性が増したことは、単に公共圏の拡大や悪しき言説に代表される政府に対する批判精神の高まりという現象だけにでなく、悪しき言説を発する者自身が、「公共」という概念が自らの主張を弁護してくれるほどに強力な政治的正当性を持つのだと考えていること、そしてそうした変化をポリスも認識していることにあらわれていると言えるだろう。

しかし一旦「おおやけ」のものとなってしまった事件については、別の方法を取らねばならない。ド・ラ・ショーの裁判は「証人もいなければ、対質尋問もなし」に進められたが、「幸運にも自分自身に軽く切傷をつけ、着衣に複数の切り口をつけのるに使用した字消しナイフ grattoir だけは発見することが出来た」 5というように、立証の可能性が低いというリスクがあったものの、あえてポリスと王権側が裁判に踏み切ることにしたのは、見せしめとして機能する身体刑を命じ、そのうえで統治権力が用意した言説を正式で唯一の見解として流布させることで、その他諸々の憶測を非公式の見解として位置づけることが可能な裁判に活路を見出したからではないだろうか。ダミアン事件やジャンセニスムおよび租税をめぐる王権と高等法院の対立に象徴される 1750 年代以降の社会的・政治的緊張の高まりを背景に、「世論」の台頭・その影響力の拡大という社会現象に直面しながら、ポリスは秩序に亀裂を生じさせるような「犯罪」に対し、それぞれの状況に巧妙に対応しながら秩序の維持に努めたのである 6。

序章で論じたように、ポリスとは定義の曖昧な組織であるが、その曖昧さゆえにかえって目の前にある犯罪に時と場合に応じて柔軟に対応し、必要であれば法を無視した恣意的な実践も辞さないという姿勢をとることが可能な可変的な存在だったと言えるだろう。し

⁴ AB, ms 11979, fol.87, D'Hémery à Sartine, le 13 janvier 1757.

⁵ BARBIER, op.cit., p.4.

⁶ Keith Michael BAKER, Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century, Cambridge University Press, 1990.

Dale VAN KLEY, The Religious Origins of the French Revolution: From Calvin to the Civil Constitution, 1560-1791, Yale University Press, 1996.

たがって、ポリスとは問題を引き起こす対象との関係の中で最適と思われる処置を模索し、 犯罪者を表象するための言説を作り上げていく主体であったと解釈できるだろう。本章で 取り上げたポリスの対応はまさにモンテスキューが述べた「ポリスは刻々と生じる物事に 携わり…そこでは手続きなどはほとんど必要とされないのである。ポリスの行動は迅速で、 日々生じる事柄に対処する」というポリスの本質と符合するものだったのである。 第5章

第5章 外国との通信 Correspondance avec l'étranger

はじめに

本章では、外国との内通の容疑をかけられた二名の犯罪者の事例を取り上げる。具体的には、ダミアン事件直後の1757年3月と、七年戦争終結直後の1764年12月に被疑者が逮捕された事件を考察対象としている。両事件はともに、1756年から1763年にかけてヨーロッパの大国を巻き込んだ七年戦争を背景に展開しており、特に被疑者たちと敵国プロイセンとの関係が問題視された事件である。

アンシャン・レジームにおいて、敵国との内通は「大逆罪 crime de lèse-majesté」にあたる。18世紀の著名な法学者ド・ヴーグランによれば、「大逆罪」には第一級 lèse-majesté au premier chef と第二級 lèse-majesté au second chef が存在するとされている「。前者は国王やその家族、主要な大臣らに直接危害を加えようとする行為と、君主の主権や国家の安全を妨害する行為で構成される。後者は言葉や文字等で君主の威厳を傷つける行為、そして主権を不当に簒奪あるいはその行使を妨害する行為で構成される。本章で扱う被疑者たちの犯した主たる罪である敵国との内通は、第一級の大逆罪に分類されている。第一級大逆罪の「主権および国家の安全に対する危害」と題された項目は以下のように記述されている。

この犯罪は、ローマ法では「perduellion」という名で知られ、今日われわれには「国家反逆罪 haute trahison」あるいは「国事犯 crime d'État」という名で知られている …以下の 10 例はこの犯罪に関して有罪だと見なすことができる。①口頭によりあるいは筆記により、国内においてあるいは国外において、直接にあるいは第三者を通して間接に、いずれであるかを問わず、君主の敵と防衛もしくは攻撃に関する何らかの計画、陰謀、結社、内通、連盟を組織すること。②こうした陰謀に加担したり、知りえた場合に、直ちにそれを告発しないこと… 2 。

ド・ヴーグランはこのように「国家反逆罪」に関する事例を列挙するが、要するにそれ は国家にとって不利益をもたらす行為全体のことを指していた。このような君主や国家へ

¹ Pierre-François MUYART DE VOUGLANS, Les lois criminelles de France dans leur ordre naturel, tome 1, La société typographique, 1781(1780), pp.118-124.

² *Ibid.*, pp.123-124.

の裏切りに対して想定されている処罰は非常に重い。概して被告は死刑に処され、その財産は没収される。またこの犯罪の影響はその子供たちにも及ぶ。彼らは一切の名誉、地位を剥奪され、直系・傍系にかかわらずあらゆる相続から除外されると定められていた。

本章で取り扱うジャン=バティスト・マナンとジャン=フランソワ・エロンも、こうした重罪を犯していた。前者は両親の遺産を受け継ぎ、投資で一定の成功を収めており、後者も両親の遺産を元手にパリで教育を受け、技術と教養を有していた。彼らはその日暮らしの貧困にあえぐ民衆というよりは、ブルジョワに分類できるような人々だった。そのような彼らが祖国を裏切った理由とは、単なる金銭欲とは異なるものだった。そこには身分制原理に立脚する君主制への不満が大きく関わっている。事件の経過や彼らの犯した罪に対する弁明、ポリスへの対応を検証することで、彼らの国王観、臣民観、社会観を析出することが本章の目的である。

第1節 ジャン=バティスト・マナン事件

(1) 事件の経過 1

1757年1月24日、ダミアン事件を受けて王権側は全国の反王権的な言動に対する監視を一層強化した。こうした状況の中で、メクレンブルグ公国 Mecklenbourg 出身でパリ在住のリバン男爵夫人 la baronne de RIEBEN が逮捕された。プロイセン大使クニプハウゼン le baron de KNYPHAUSEN, ministre plénipotentiaire de Prusse との親密な関係から、彼女にはスパイ容疑がかけられていたのである。リバン夫人には1月31日付の国王命令で国外退去が命じられたが、ヴォジラール通りの彼女の自宅から押収された書類に目を通した捜査官デムリはあることに気が付いた。「マナン」と署名されたプロイセン大使宛ての手紙とともに、それと同一と思われる筆跡の書類が多数発見されたのである。怪しげな物書きの周辺情報の捜査を専門分野としていたデムリは、この「マナン」という男を1752年5月から監視していたことを思い出すのである。デムリは2月2日の時点で、マナンがパリを離れ、5か月前からマルセイユの家具付き部屋に間借りしているという情報を既に入手していた。こうしてデムリの提案により、マナンの動向に監視の目が向けられていくことになった。

2月23日付の国王命令により夜警隊士官プロヴォ PROVOST, officier du guet がマルセイユに派遣され、3月3日にマナンは逮捕され、9日にはバスティーユに連行された 3 。同月18日の警視ロシュブリュンヌによる尋問によると、名前はジャン=バティスト・マナン Jean-Baptiste MANEM、マルセイユ出身の 52 歳、マルセイユに所有する不動産の家賃収入で生計を立てているとされている 4 。1743年にパリに住居を移す前に、マナンはマルセイユの * 大商人 だった父親の遺産を相続し、その遺産を元手に貿易事業に投資したり自らもレヴァント地方や新大陸への商品の輸出に携わり、約45,000 リーヴルの財産を手にしていたようである 5 。マナンは 30年前に同郷人のラゼール LASERRE という人物から、国家と国王に反する政治的計画 projets de politique が進行していることを耳にしたという。その計画とは、君主制を打倒し、古代スパルタ Lacédémone・ローマをモデルとした共和政を、

¹ BnF, Bibliothèque de l'Arsenal, *Archives de la Bastille (AB)*, ms 11981, « Fausse dénonciation de complot et espionnage ».

² AB, ms11981, fol.64, le 2 février 1757, D'Hémery à Berryer.

³ *Ibid.*, fol.75.

⁴ *Ibid.*, fol.84.

⁵ *Ibid.*, fol.185, interrogatoire du 29 mars 1757.

マルセイユを首都としてフランスに打ち立てることだった 6 。この政治的計画を知ったマナンは、1747 年頃から王妃や王太子、ポンパドゥール夫人、そして当時の海事卿モールパ Jean Frédéric Phélypeaux de MAUREPAS, secrétaire d'État à la Marine (在 1723-1749)や陸軍卿ダルジャンソン、ベル=イール元帥 Charles Louis Auguste Fouquet de BELLE-ISLE, maréchal de France (1684-1761)をはじめとした多数の大臣や宮廷貴族に宛てて、その内容を暴露する手紙を送り始める。このような手紙を受け取った人々は、警視総監ベリエに通報しており、この時点でマナンがポリスの監視対象となったようである 7 。

陰謀を告発し国王が晒されている脅威を警告したにもかかわらず、こうした王権側の要人からの反応が一切ないことに落胆したマナンは、1753 年頃からオランダ、オーストリア領フランドル、イギリスを転々とした後、プロイセンのフリードリヒ大王にこの陰謀を告げるためベルリンに渡る。フランス王国打倒の陰謀に関するメモワールを献上し、フリードリヒに仕えることを約束したマナンだったが、まともに取り合ってもらえるはずもなく、彼が再び落胆して故郷に戻ったのは、1756 年 10 月のことだった 8 。その後、ダミアン事件の発生を受け、マナンはダミアンが共和政樹立を目論む徒党 cabale の手先だと主張し、3月9日にバスティーユに連行されたのである 9 。

(2) マナンへの尋問

手紙の書き手であることを認めたマナンに対し、警視ロシュブリュンヌはラゼールという人物から聞いたという陰謀説そのものの真偽を含め、そうした手紙を作成した動機と、プロイセン国王に陰謀を伝えた理由について再三に渡ってマナンを問い詰めている。まず、陰謀の存在を王権の要人に知らせた点について、マナンは「自分の義務を果たし、宮廷にこの政治的計画に関する情報を知らせるために、あらゆる手段を講じたと理解してもらう」¹⁰ために必要な手続きだったと述べ、「(陰謀の)情報を報告しないということは罪だと信じていた」 ¹¹からだと説明する。マナンはあくまでも自分の義務を果たしただけだと主張するのである。しかもその動機は「王国の幸福を熱烈に願うがゆえ」 ¹²だとして、自身の

⁶ *Ibid.*, fol.187, interrogatoire du 29 mars 1757.

⁷ *Ibid.*, fol.74, Berryer à Belle-Isle, le 16 février 1757.

⁸ *Ibid.*, fol.86, interrogatoire du 18 mars 1757.

⁹ *Ibid.*, fol.10.

¹⁰ *Ibid.*, fol.85, interrogatoire du 18 mars 1757.

¹¹ *Ibid.*, fol.86, interrogatoire du 18 mars 1757.

¹² *Ibid.*, fol.191, interrogatoire du 29 mars 1757.

行動の正当性を訴える。

一方、当初から陰謀説自体を架空のものと疑っていた様子の警視ロシュブリュンヌは、リバン夫人宅から押収した手紙やそれまでにマナンが大臣らに送り続けた書類を一枚一枚確認しながら事実関係を厳しく追及し、その結果、マナンはラゼールという人物の存在は断固として真実だと譲らないものの、陰謀説の内容を「好き勝手に捏造した inventé à plaisir」 ¹³ことを認めざるを得なかった。そしてその目的を、手紙を受け取った人々の関心を引き、彼らによって召喚されることで自分の話に耳を傾けてもらうことだったとしている ¹⁴。ロシュブリュンヌはマナンのこうした態度に怒りや驚きを隠せない。

手紙を受け取った人々に激しい不安をもたらすために(関心を引くために)、国王や王太子を暗殺しようとする者がいるなどという話を捏造することは犯罪だと思わないのか。そして一臣民がその国王や王位継承者をこのように手玉に取ることが許されると思っているのか s'il est permis à un sujet de se jouer ainsi de son roi et l'héritier présomptif de la Couronne 15 。

そしてロシュブリュンヌは再び臣民に課せられた義務である「君主への尊敬」を説明せ ねばならないのである。

あらゆる臣民が国王に対して抱くべき内面的尊敬は、言葉 discours と行動 actions によって表されるべきものであり、それは(内面的尊敬の)明白な証拠なのである 16

既に第3章でも述べたが、ポリスにとって臣民の君主に対する尊敬は内面と外面の双方が揃って初めて完成するものなのである。言動が伴ってなければ、内面的尊敬が欠けている証拠としてポリスの取り締まり対象となるのであり、このため第一にマナンは君主への尊敬の念が欠けている点で断罪されるのである。

警視ロシュブリュンヌがマナンを断罪するもう一つの点は、平民という立場にありながら、大臣や宮廷の貴族といった身分的・社会的ヒエラルキーの上位に位置する人々に軽々

¹³ Ibid., fol. 90, interrogatoire du 18 mars 1757.

¹⁴ Ibid., fol. 91, interrogatoire du 18 mars 1757.

¹⁵ *Ibid.*, fol. 90, interrogatoire du 18 mars 1757.

¹⁶ *Ibid.*, fol. 193, interrogatoire du 29 mars 1757.

しく手紙を送りつけたことである。ロシュブリュンヌはマナンの取った行動を次のように 非難している。

誰かに耳を傾けて欲しいと望むならば、理性と真理が許可する方法を取らねばならない se servir de moyen que la raison et la vérité approuvent。決して嘘や詐欺に頼ってはならない ¹⁷。

ロシュブリュンヌは「理性と真理が許可する方法」に言及するが、具体的にそれがどのようなものなのか明言していない。マナン自身は「それ(嘘や詐欺)しか選択肢がなかった」と述べるが、ポリスの想定する適切な方法とは何を意味するのだろうか。それは以下のロシュブリュンヌの発言から推測できるだろう。

宮廷の人間の知識の卓越性はその出自にふさわしいものであるが dont l'étendue des Lumières égale la naissance、そういった人々が素性も分からないような、そして匿名の手紙の中で過度に讃えられている男に対して、盲目的に興味を示すなどということは道理に適っていると思っているのだろうか… 18 。

この発言から読み取ることが出来るのは、身分と知性が比例するものとして認識されていたということである。つまり、一平民であるマナンがその知識を出自および知性の高い人々に披露しようという態度自体が僭越なのである。マナンが犯した罪のひとつは、こうした社会的・知的なヒエラルキーの中での守るべき境界線を越えた、つまり平民の義務の範疇を超えるような行動を起こしたことなのである。さらに警視は次のように述べる。

社会において各市民は自分自身の問題や仕事に専念すべきだ。もし被疑者が何らかの有益性を示すような政治的見解を持ち合わせていたのだったら、彼は回りくどい手段 voies détournées や才能をひけらかした匿名の手紙に訴えるのではなく、そうした発見を印刷すべきだったのだ il devait faire imprimer ses découvertes。また、手紙を受け取った大臣らは被疑者が言うところの政治的見解を評価しなかったのだから、彼らの沈黙から、被疑者は自分が思っているより、そういった事柄について精通していないということは明らかだったはずである… 19 。

¹⁷ *Ibid.*, fol.196, interrogatoire du 30 mars 1757.

¹⁸ *Ibid.*, fol.191, interrogatoire du 29 mars 1757.

¹⁹ *Ibid.*, fol.266, interrogatoire du 19 mai 1757.

ロシュブリュンヌの印刷に関する発言の真意は定かではないが、嘲笑や皮肉と解釈できるだろう。ただ、この発言はポリスの想定する臣民(平民)のあるべき姿を端的に表現していると言える。ドラマールやルメールを思い出して欲しい。彼らの描くポリスの目的のひとつは市民を「身分相応」の幸福に導くことだった。彼らの想定する社会的有用性とは、あくまで身分制を土台としたヒエラルキーに立脚する君主制の維持が前提になっていたのであり、そうした前提に反するものであればいかなるものも有益とは認められないのである。臣民として各人に課された「身分相応」の義務を全うすること、これがポリスの想定する「良き臣民」の条件であり、そうした臣民の守るべき一線を越えたマナンには、その義務に立ち返らせる必要があったのだ。

以上のロシュブリュンヌの発言を考慮すると、彼が指摘する「理性と真理が許可する方法」とは、反王権的な計画の存在を政府の要人やポリスに知らせた後は、一切の処理を彼らに委ねることであり、一平民であるマナンはそれ以上介入すべきではなかったということを意味すると言えるだろう。マナンは大臣らに無視された時点でそれ以上の行動を起こすべきではなかったし、まして国家の運命について意見を述べることなど許されることではなかったのである。「被疑者が提示したメモワールに対するダルジャンソン伯の沈黙は、被疑者に口を閉ざす義務を課していた」 ²⁰ということが分からなかったのかとロシュブリュンヌはマナンを叱責するが、彼はその沈黙が示唆するメッセージを理解することが出来なかった。それどころか、マナンはダルジャンソンの沈黙を以て「(陰謀の情報を伝えるという)自分の義務を果たしたと知ってもらうために、他の人々にもそのメモワールを見せることを許可された」 ²¹と信じたのである。国事は君主の専権事項であり、臣民が口を挟むべきではないという絶対王政の理論と、出自と知性の相関関係という想定に基づくヒエラルキー社会の原理、そして各自が割り当てられた役割に徹すべきという身分制の原則に立脚した「臣民の義務」に対するロシュブリュンヌとマナンの認識の乖離は明らかである。

マナンがポリスによって断罪される最後の点は、外国と内通し自国の利益を危険に晒したことである。特に七年戦争中という政治的背景を考慮すれば、敵国であるプロイセンの君主に近付こうなどという行為は、王権側にとってはなおさら言語道断な行為であった。マナンはオランダ、ブリュッセル、ロンドン、ベルリンに行ったことを認めている。警視はまず、これら外国への旅行に際し政府からの渡航許可があったのかどうかマナンに確認している。マナンは許可証もパスポートも所持せずに渡航したようだが、彼はそうした手続き自体を知らなかったと供述している。一方で、ロシュブリュンヌは、いかなるフラ

²⁰ Ibid., fol.189, interrogatoire du 29 mars 1757.

²¹ *Ibid.*, fol.85, interrogatoire du 18 mars 1757.

ンス人も政府の許可なしに国外に出てはいけないこと、そして許可証あるいはパスポートなしで出国したフランス人が外国で死亡した場合、相続人の権利に反して、その財産が滞在国の君主に帰属してしまうこと ²²をマナンに説明し、マナンが無許可で外国へ渡航したこと自体が重大な法規違反だったことを確認している ²³。

次いで、マナンがフランスの君主制打倒を目論む陰謀の詳細を記したメモワールをプロイセン王に手渡そうとした理由が問題とされる。マナンは第一の理由は、プロイセン王を通じてそのメモワールをルイ 15 世に渡してもらうことだったと供述している。そして、マルセイユやパリで被った苦痛や不快な思い chagrin et désagrément を忘れ、プロイセン王の庇護のもとで平穏に暮らすことが第二の理由だったと述べる ²⁴。マナンは尋問のなかで「マルセイユとパリで被った苦痛」という表現を数回用いているが、具体的には手紙を送付した大臣や宮廷貴族から何の反応もなかったこと、つまり「誰にも耳を傾けてもらえなかったこと il n'avait point été écouté」 ²⁵だと解釈していいだろう。語るべきことがあるのにもかかわらず、誰からも相手にされないことに失望したマナンは、最終的に外国に活路を見出したのだった。

このようなマナンを警視ロシュブリュンヌは「満たされない心の持ち主 dont l'esprit est inquiet」 26 と形容し、以下のようにマナンの罪を総括する。

ラゼールは架空の人物であり、その政治的計画の発案者である被疑者は、そのような計画を放棄するべきだった。というのも、それはフランスの利益を脅かすものだし、国家に背くような匿名の手紙を最も高貴な人々 personnes de la première distinction に送りつけるなどというのは、真に悪意に満ちた計画 une pure manœuvre だからだ。しかも、その手紙のなかで彼は自らを、国家の問題を全て解決することが可能な聡明な政治家であると称している。そして、フランスの利益に反するメモ

 $^{^{22}}$ 近年の研究では、人物同定技術としてのパスポートに関心が寄せられている。例えば $V \cdot F = \text{Lin} \mathcal{A}$ ポートを含めた同定技術の発展には、18 世紀前半の脱走兵問題、ペスト問題、そして物乞い対策が大きな役割を果たしたと考えている。 Vincent DENIS, Une histoire de l'identité, France, 1715-1815, Champ Vallon, 2008. マナンへの尋問において、警視ロシュブリュンヌのパスポートに関する言及をみると、所持者の利益を保護するものとしてのパスポートの側面が指摘されている。

²³ AB, ms 11981, fol.187, le 29 mars 1757.

²⁴ *Ibid.*, fol.188, le 29 mars 1757.

²⁵ *Ibid.*, fol.85, le 18 mars 1757.

²⁶ *Ibid.*, fol.189, le 29 mars 1757.

ワールをプロイセンの君主に送り、フランス国王の許可なしにプロイセンの大臣らと連絡を取ろうなどということは、大逆罪 lèse-majesté に値する。しかも、被疑者は国王やその家族に対して示すべき忠誠を欠いているという点で弁解の余地はない… 27 。

マナンはあくまでもその意図は善意に由来するものだと弁解するものの、誰かに耳を傾けてもらいたいという「満たされない心」からの要求は、ポリスにとっては王権の理論的基礎を大きく傷つけるものであり、「嘘と詐欺」を通してでしか表明されえぬものだったのである。

(3) マナンの国王観

逮捕から約7か月後の1757年10月29日、マナンはルイ15世に宛てて君主制の打倒と 共和政樹立に関するメモワールの要約と手紙を作成している。その手紙には以下のように 記されている。

陛下、

僭越ながら私がお見せいたしますメモワールの要約 28 よりも、より些末な問題に関してでさえ、偉大な君主や皇帝たち、そしてルイ 14 世は、決して一介の平民の意見を軽んじることはありませんでした。このような統治者への近づきやすさは、その偉大さの源のひとつであり、同時にその王座の保証にもなっていたのです…よく考えてみますと、陛下の運命は非常に難しい問題(共和政樹立の陰謀)に直面しているところだと言えましょう。その問題はよく知られる前から、大きな噂になっています。陰謀によってバスティーユでの私の人生の死期が早められないうちに、陛下に(このメモワールの要約を)お渡しする必要があると考えました。私は要約しましたが、さらにそのことについて(私から)直にお知りになりたいと陛下の興味を引くことでしょう。なぜならその問題は王国を無政府状態に陥れてきた、あるいは陥れかねないものだからです 29 。

²⁷ *Ibid.*, fol.203, interrogatoire du 31 mars 1757.

²⁸ マナンはプロイセン王等に宛ててすでに作成していた陰謀説に関するメモワールの要約をバスティーユで作成し、この手紙を添付してルイ 15 世に渡そうとした。*Ibid.*, fol.325-329.

²⁹ *Ibid*.

この手紙の前半部分にはマナンの国王観が端的に表現されていると言えるだろう。君主の偉大さの根拠をその「近づきやすさ」に求めるマナンは、伝統的な国王観の持ち主だったのである。実際に、君主への「近さ」、そしてそれを保証する宮廷の公開性は絶対王政の理論を支える重要な要素のひとつであった。例えば、ルイ 14 世は王太子に宛てたメモワールのなかで次のように述べている。

国王の威厳が、王の姿が見られないということに存する国もあり、それは隷属に慣れた人々の間では理由を持ちうる…だが、これはフランス人の特質 le génie de nos Français ではない。フランスの歴史がわれわれに教える限りでは、この君主制に何かしら独特な点があるとすれば、それは臣民の君主に対する自由で容易な近づきやすさである l'accès libre et facile des sujets au prince。出自、位階、権力にほぼ無限の違いがあるにもかかわらず、それは君主と臣民の間の正当な同等性 une égalité de juste であり、これは臣民をいわゆる穏やかで正しい社会 société douce et honnête の中につなぎとめるのである 30。

このように臣民統治における君主への近づきやすさの重要性を語るルイ 14 世自身は、この点に非常に忠実だったと言えるだろう。宮殿は常に公開され、国王儀礼はもとより宮廷儀礼に代表されるような詳細で厳格な規則を設けることで、国王の一挙一動が儀式化されることにより、その可視性を確保したのである 31。

Louis XIV, Mémoire de Louis XIV pour l'instruction du Dauphin, première édition complète d'après les textes originaux par Charles Dreyss, tome 2, Didier, 1860, p.567.

Ralph E. GIESEY, "The King Imagined", *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture, vol.1, the Political Culture of the Old Regime*, K.M. Baker (ed.), Pergamon, 1987, pp.41-59.

Jean de VIGUERIE, « Le roi et le 'public' : l'exemple de Louis XV », Revue historique, tome 563, 1987, pp.23-34.

Pierre GOUBERT, Le siècle de Louis XIV, Éditions de Fallois, 1996, pp.205-223.

二宮宏之「王の儀礼 - フランス絶対王政」『シリーズ世界史への問い 7 - 権威と権力』岩波書店、1990年、129 - 158頁。

石井三記「ヨーロッパの王権儀礼 - フランス宮廷」『岩波講座・天皇と王権を考える - 第二巻 - 王権と儀礼』岩波書店、2001年、121 - 151頁。

ピーター・バーク『ルイ 14 世 - 作られる太陽王』石井三記訳、名古屋大学出版会、2004年。(Peter BURKE, *The Fabrication of Louis XIV*, Yale University Press, 1992.)

こうした王権のレトリックは、臣民の側にもある観念を生じさせる。1684年、元家内奉公人のマリ=ジュヌヴィエーヴ・ド・サン=タンドレは、国王が食事をしているところを眺め、そして国王に話しかけたいという希望をもって、ヴェルサイユ宮殿に向かったが、毒殺を恐れた衛兵によって衛兵室に長時間引き留められた 32。衛兵から少額の施しを与えられ、帰宅を促されたところ、落胆し激昂したサン=タンドレは王妃の馬車の窓ガラスを割ったため、バスティーユに連行された。サン=タンドレの事例は、各人が国王に近付くことが許されているという臣民の意識、つまり臣民のイマジネールを示すという意味で非常に興味深い。実際には誰もが容易に国王に近付けたわけではなかったし、国王は誰にでも耳を傾けたわけではなかったとしても、人々はそうしたイマジネールを前提に思考し、行動していたのである 33。そしてその期待が裏切られた場合、それは大きな落胆あるいは怒りに形を変えるのだった。

ルイ 15 世は君主の可視性に関する掟を全く守らなかったわけではないが、人目を嫌い、 公の場に姿を現すことに消極的だった。年代記作家バルビエはこの点について以下のよう に指摘する。

国王という人物について一般の人々はよく知らない。過激なジャンセニストは国王のことを聞くことも話すこともできない若者だと思わせているが、それは誤りである…国王は非常に内気で表に出ることが好きではないのだ。国王は内にこもってしまうほど控えめなのだ…だがこの内気な性格をいったん何とかすれば、国王の特質が現れてくるのを十分に期待できるはずだ 34 。(1732 年 8 月)

バルビエはルイ 15 世が 22 歳の時点で、国王の積極性のなさを「若さゆえ」 だと擁護し 将来に希望を託している。だがそれは一向に改善されなかった。むしろ増え続ける愛人の 数に比例して、ルイ 15 世はますます表舞台から姿を消すようになった。例えば 1739 年をもって瘰癧さわりの儀式を中止したことは、国王のイメージに大打撃を与えたと考えられ

François RAVAISSON-MOLLIEN, Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 8, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1876, p.268. Arlette FARGE, Dire et mal dire: l'opinion publique au XVIIIe siècle, Seuil, 1992, pp.200-201.

Evelyne PATLAGEAN, « L'histoire de l'imaginaire », La nouvelle histoire, Éditions complexe, Jacques LE GOFF (éd), 2006(1988), pp.307-327.

Edmond-Jean-François BARBIER, Chronique de la régence et du règne de Louis XV (1718-1763), tome 2, Charpentier, 1858, p.338.

る。瘰癧さわりの儀式 ³⁵とは国王の神聖性を具現化する儀式である。国王が患者の傷や腫れものに触れ、「国王が汝に触れ、神が汝を癒す」と言いながら、その上に十字の印を施すのである。パリで瘰癧さわりが行われる場合は数日前から公示され、ルーヴル宮殿のグランド・ギャルリーや中庭、そして教会などが会場として選ばれ、何千人もの大群衆が詰めかけるため、国王にとっても非常に骨の折れる作業でもあった。しかし、一般の人々が国王に直接向かい合うことができる重要な機会だったからこそ、国王たちはこの儀式を決して軽んじることはなかったのである。ルイ 14 世はその治世のあいだに少なくとも 35 万人に触れたとされている ³⁶。

一方、ルイ 15 世はその治世を通してただ一度、成聖式の翌日に約 2,000 人に触れただけである。瘰癧さわりにあたり、国王は儀式の前に礼拝と告解、そして聖体拝領をすることが不可欠とされていたが、ルイ 15 世はこの頃、新しい愛人マイイ夫人 Louise Julie de MAILLY-NESLE との関係を始めたばかりで、礼拝も悔悛も聖体拝領も行うことを拒んだのである。さらに、1750 年の子供誘拐事件に際し、パリで自分自身が批判の対象となったことに腹を立てたルイ 15 世は、パリを避けるようになる。1750 年 6 月、ヴェルサイユからコンピエーニュに向かった国王は、パリを通らずに済むよう、ブーローニュの森を横断する道をつくらせるのである 37 。

君主への近づきやすさという概念は、臣民の君主への崇拝や愛着を促すものであり、そうした感情は絶対王政の理論的基盤を支える要素のひとつとして認識されていた。また臣民の側もそうした概念を内在化させながら、現実を生きていたわけである。それは 18 世紀半ばにあっても、マナンのなかで生き続けていた概念であり、人前に姿を見せないルイ 15

³⁵ 瘰癧触りの儀式は、11 世紀に起源を遡るが、14 世紀のジャン 2 世の成聖式以来、式の後、日を改めてフランス北西の治癒聖人サン・マルクールゆかりの地であるコルブニーに赴き、瘰癧患者に治世最初の治癒儀礼を行うことが習わしとなったようである。この儀礼は成聖式以外の機会、例えば復活祭、聖霊降臨祭、降誕祭などにも挙行されるが、いずれも成聖式の前には行われない。Marc BLOCH, Les rois thaumaturges: études sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre, Gallimard, 1983. (マルク・ブロック『王の奇跡・王権の超自然的性格に関する研究/特にフランスとイギリスの場合』井上康男・渡辺昌美訳、刀水書房、1998 年。)

Jacques LE GOFF, « Reims, ville du sacre », Les lieux de mémoire, vol.1, Gallimard, 1997, pp.649-733.

³⁷ BARBIER, Chronique de la régence...tome 4, 1858, p.440.

アルレット・ファルジュ、ジャック・ルヴェル『パリ 1750 - 子供集団誘拐事件の謎』三好信子訳、新曜社、1996 年、142 頁。

世への不満もそうした意識に由来していたのである。

マナンは国王に宛てたメモワールの要約のなかで、それまでにモールパ、ダルジャンソン、ベル=イール、パリ大司教、国王の聴罪司祭、イギリス国王、マリア=テレジアの宰相 premier ministre de la Reine d'Hongrie、そしてプロイセン国王に、フランス国王への陰謀説に関するメモワールを送ったことを認めている。そのなかでも、マナンはプロイセン国王について、最終的に彼のメモワールを取り合わなかったにもかかわらず、「その他の人々よりも良く考えている」 38人物として評価している。プロイセン王に対するマナンの好意の理由を史料的に裏付けるのは難しいが、プロイセン王と他の大臣や君主たちとの対応の差異から推測することが可能だろう。その違いとは、プロイセン王だけがマナンと直接話す機会を設けたことである。「私はプロイセン王と 37 分間お話するという栄誉に与りました」 39と述べるマナンは、フランスで受けた苦痛、つまり誰からも相手にされないという苦い経験を、少なくともベルリンでは克服することが出来たのである。

意見を述べたい、そしてそれを尊重してもらいたいというマナンの欲望は、ポリスにとっては、第一に国家の秘儀は国王のみに属すという絶対王政の原則に、第二に生まれの高い者はより高度な知性と判断力を有しているがゆえに、出自の低い者は彼らに従うべきだというヒエラルキー秩序に、そして最後に身分毎にそれぞれ役割があり、各自が自らの役割に徹することで社会の秩序が守られるという、機能分化を重視する身分制原理に反するものとして認識されるのである。だがマナンは、各人は国王に近づく権利があるという古典的な国王観に基づき、自らの意見は尊重されるべきだと信じていたと推測される。こうした国王観自体は絶対王政を根底から支えるものであり、ダミアン事件と七年戦争中という時代状況ゆえに実際のところ実現は困難だったとしても、ポリスがマナンの国王観自体を問題視しているとは考えにくい。しかし、虚偽の陰謀を捏造し、大臣らからの無視にもかかわらず自らの主張を繰り返すという行為は、王権を支える論理に抵触するものであり、ポリスにとっては決して国王に近づく権利で正当化されうるものではなかったのである。このような絶対王政をめぐる諸要素をめぐり、マナンとポリスはその解釈において大きく齟齬をきたしているのであった。

(4) バスティーユでの 20 年

マナンは結局、1776年6月にエクスに近いサン=ピエール・ド・カノン Saint-Pierre de

³⁸ AB. ms 11981, fol.327.

³⁹ *Ibid.*, fol.188, interrogatoire du 20 mars 1757.

Canon のフランシスコ修道会の施療院 la maison des Cordeliers に移送されるまでの約 20 年をバスティーユで過ごした。前章でも述べたとおり、国王命令でバスティーユに連行された被疑者は、その後裁判を経ずに釈放や追放、あるいは他の施療院に移送されている。だが、バスティーユを離れるまでの期間やその後の行先を決定する客観的な指標はない。しばしば、被疑者が「十分に罰せられた assez puni, suffisamment puni」と判断した警視総監が、宮内卿にバスティーユからの釈放を許可する国王命令発給の要請を行っているが、その理由は明示されておらず、ポリスの恣意的(柔軟)な判断で決定されていたと言えるだろう。そもそもアンシャン・レジームに禁固刑は存在せず、バスティーユはあくまでも最終的な処遇を待つ場なのであった 40 。したがって、マナンについては約 20 年間、ポリスによる決定が留保されていたと言える。

処遇を待つ中で、1758 年 6 月からマナンはその精神状態が危ぶまれるようになる。バスティーユの行政一般を担当していた少佐 major シュヴァリエは警視総監ベルタンに次のように報告している。

今朝、9 時のミサの後、看守ブロが私の部屋にやって来て、マナンが自室に戻りたくないと言っているとの報告を受けました。私が階下に降りたところ、この囚人がベルタン氏に宛てた最新の手紙は、非常に重要にもかかわらず届けられていないと、大声で説教していました。そして、この城(バスティーユ)では国王への奉仕 service du roi、および万民法 le droit des gens が侵害されていると叫び、国王命令なしに自分が拘束されていると主張しておりました…この囚人がまともな判断力 la tête rassurée を回復するまでは、部屋に閉じ込めていた方が良いと思われます 41 。

私はこの囚人に三枚の紙と二通の封筒を与えましたが、それらはすべてシャロロワ伯 le comte de Charolois 宛てとなっており、その内容は全ての血統王族に接触を試みようとするものでした。ここから、この囚人の精神が読みとれるでしょう。少なくともそれはシャラントン施療院に移送された(狂人とされた囚人)コファンと同じ程度に乱れていると言えましょう… 42 。

そして 1773 年以降、公証人による遺言状作成時や金利の受け取りの際の署名に、マナン

⁴⁰ Arlette FARGE, Condamnés au XVIIIe siècle, Thierry Magnier, 2008, pp.22-25.

⁴¹ AB, ms 11981, le 29 juin 1758, Chevalier à Bertin.

⁴² Ibid., fol. 324, le 29 octobre 1758, Chevalier à Bertin.

は公爵の爵位を用いるようになる 43 。こうした現象はマナンの狂気 tête fort dérangée の証 拠とポリスは認識した。「精神異常のせいで、我に返ることができない ne pouvant être rendu lui-même à cause de l'aliénation de son esprit」と宮内卿マルゼルブ Chrétien Guillaume de LAMOIGNON de MALESHERBES, secrétaire d'État à la maison du roi (在 1775 - 1776) からマ ナンの様子を説明されたマルセイユ在住の兄(弟)は、フランシスコ修道院の施療院に移 送したうえで、故郷の気候に近い場所でマナンの心を癒すことを約束するのであった 44。 マナンはおそらく、20年という長い月日をバスティーユという社会から隔離された陰気 な場所で過ごしたため、精神的に破綻してしまったのだろう。拘束が長引くほど、囚人は 身体的にも精神的にも消耗していったのである ⁴⁵。だが、ポリスはマナンを逮捕する前か ら、彼を「狂人 fous」と評していた。ダミアン事件、およびその他の被疑者のポリスによ る取り扱いを考察してきたわれわれには、この「狂人」というレッテルの意味は明らかで ある。繰返しになるが、被疑者を政治的・社会的コンテクストから切り離し、問題を個人 的な気質に還元することで伝統的な王権の理念を守るポリスにとっては、彼らの行動は「狂 気」でしか説明されえないものだったのである。よって、リバン夫人の自宅でマナンの署 名入りの書類が発見された時点で、ポリスは既にマナンを「一種の狂人、ただし、あれこ れ考えをめぐらす危険な狂人 une espèce de fou mais un fou réfléchi et dangereux」 46と断じ ているのである。そして、マナンがプロイセン王に会いにベルリンに赴いたという事実を もって、ポリスは彼を「頭がおかしい une tête échauffée」人物だと宣言しているのだ 47 。

本来であればバスティーユはさらなる処罰や矯正のために他の施設への移送や追放、あるいは釈放といった決定を待つ場であり、また同時にバスティーユへの投獄自体が一種の

⁴³ *Ibid.*, fol. 398, le 25 octobre 1773, Chevalier à Sartine et fol. 413, le 11 avril 1776, Chevalier à Albert.

⁴⁴ Ibid., non-folioté.

⁴⁵ Arlette FARGE, Dire et mal dire: l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle, Seuil, 1992, p.283. 近年の研究で、バスティーユでの生活は旧来のイメージとは異なり、比較的快適だったことが明らかになっている。特に 2 階以上の「アパルトマン」と呼ばれる個室では、照明や暖房、家具が備えられ、食事の量も十分なものだったようである。しかし下階の独房は暗いうえに湿度が高く、囚人を衰弱させるものだった。Élise DUTRAY-LECOIN et Danielle MUZERELLE (sous la dir.), La Bastille ou « l'enfer des vivants », BnF, 2010, pp.136-155.

⁴⁶ AB, ms 11981, fol.65, Sartine à St. Florentin.

⁴⁷ *Ibid.*, fol. 126, point de date.

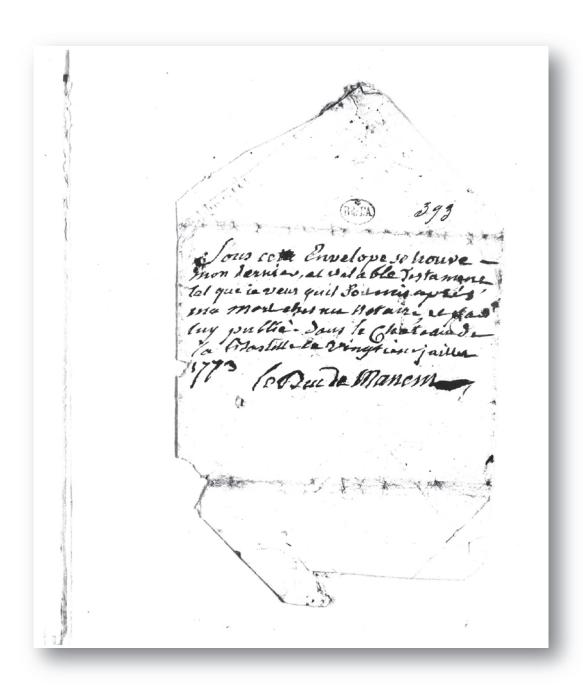
処罰であり、矯正の手段であった。しかし、明らかに精神が悪化していくマナンにはどのような処置が最適であるのか、ポリス側も手を焼いていたのかもしれない。大半の被疑者が投獄から 6 か月以内でバスティーユを何らかの形で去るなか、マナンの 20 年に渡る拘束は稀有な事例である 48 。バスティーユの医者ボワイエ BOYER, médecin du château de la Bastille に「治療法なし étant sans remède」、そして「回復の兆しなし sans apparence de ressources」 49 と判断されたマナンは、「フランシスコ会の神父と共に、あらゆる手を尽くします」 50 というマナンの兄弟の誓約をもって、ようやく 72 歳でバスティーユから釈放されたのだった。

⁴⁸ 1659年から 1789年までの計 5279通の封印王状でバスティーユに連行された被疑者のうち、5年以上拘禁されていたのはわずか 3,8 パーセントである。Claude QUÉTEL, *Les lettres de cachet: une légende noire*, Perrin, 2011, p.50.

Fernand BOURNON, La Bastille: histoire et description des bâtiments, administration, régime de la prison, événements historiques, Imprimerie nationale, 1893, p.130.

⁴⁹ Lettre de Chevalier à Bertin, juillet 1761,以下から引用。RAVAISSON, op.cit., p.87.

⁵⁰ *AB*, ms 11981, non-folioté.



史料 1. バスティーユの少佐シュヴァリエに、作成した遺書を公証人に渡すよう指示が記載されたマナンの封筒・「マナン公爵」の署名入り(1773 年 7 月 21 日付)

AB, ms11981, fol.393, « Sous cet enveloppe se trouve mon dernier et valable testament tel que je veux qu'il soit mis après ma mort chez un notaire et par lui publié. Dans le château de la Bastille le vingt et un juillet 1773, le duc de Manem ».

第2節 ジャン=フランソワ・エロン事件

(1) 事件の経過 1

1764 年 12 月 24 日、警視ロシュブリュンヌと捜査官ルスヴール François-Hubert RECEVEUR, inspecteur de police は、同月 21 日付の国王命令によって、ド・ラ・フォレ DE LA FORÊT という人物宛ての手紙を食料品商人ド・ラヴィーニュ宅 Lucas de LAVIGNE, marchand-épicier へ送らせていた「エロン」という男を、サン=ジェルマン=ロセロワで逮捕した。即座にエロンの立ち会いのもとシャイヨ Chaillot の彼の自宅では家宅捜索が執り行われ、大量の書類や地図が押収された。逮捕された男は、ジャン=フランソワ・エロン Jean-François HÉRON、カン出身の 39 歳、製図技師 ingénieur-géographe として生計を立てており、1 年半ほど前からシャイヨに住居を構えていた。同時に彼と同居していた友人レティブードワ姉妹 Elizabeth Modeste et Adélaïde LESTIBOUDOIS も身柄を拘束され、ド・ラヴィーニュ宅にド・ラ・フォレ宛ての手紙をエロンの代わりに受取りに行っていた妹のアデライードが逮捕された。エロンがどのような経緯でポリスの捜査対象となったか、史料から窺い知ることは出来ないが、おそらく彼の受け取っていた手紙が外国から送信されたものだったことがその理由だと思われる。

エロンは 1756年から 1758年 6月までクレルモン伯 Louis de Bourbon de Condé, le comte de CLERMONT のもとで製図技師として働いていた。クレルモン伯が指揮を執ったクレフェルトの戦い bataille de Crevelt (Krefeld)でフランス軍が敗北すると、クレルモン伯の指揮官解任とともに、エロンも職を失ったようである 2 。問題とされるのはその後の行動である。 1758年、パリに戻った彼は、外国の諸候のもとで働くことを思いつくのである。家宅捜索で発見された大量の手紙やその下書きは、エロンが外国の諸候にフランスを含む地図の取引を提案するものであった。 1765年 1月8日から開始された尋問では、一枚一枚の書類について事実確認が行われた。

尋問では、エロンに対してロシア、ハンガリー、デンマーク、スペイン等との書簡についての説明が求められたが 3 、その中でも最も問題視されたのが、プロイセンとの通信だ

¹ AB, ms 12224, « Correspondances avec l'étranger » (non-folioté).

² *Ibid.*, Interrogatoire du 8 janvier 1765.

³ ①ロシアに関して。ドルゴロウスキ大公 le prince Dolgorousky (sic) *への手紙:ドルグロウスキ大公が七年戦争中、志願兵としてフランス軍と共にライン川下流に駐屯していた際に、エロンは接触を試みたようである。1758 年の軍事遠征の地図とフランスの軍事専門家ベリドール氏の塹壕戦争についての論考を売ったことが問題視された。また、1762 年にロ

った。1763 年 6 月の平和条約(パリ平和条約)の発布のわずか 2 か月後に、エロンは高名な軍事専門家だったベリドール Bernard Forest de BÉLIDOR 4 作製の塹壕戦争の図面 plans de la guerre souterraine をプロイセンの君主に提供することにし、その契約打診の手紙を書いていたのである。エロンの提案に興味を持ったプロイセン王は、ジャンゾ GENSEAU/GENZOT というスパイをパリに送り、エロンと接触させた。エロンはジャンゾに 50 ルイ金貨 louis d'or で 15 枚の図面を売ることを提案し、ジャンゾはその提案をプロイセンに持ち帰り、図面の取引が成立した。その際、ジャンゾからの連絡は食料品商人ド・ラヴィーニュ宅にド・ラ・フォレ宛てで送られることが決められたとされる。

このように、外国との通信の証拠を突き付けられたエロンは、ロシアについてはフランスの同盟国であったことから、通信について過ちとは見なしていないと主張するものの、1765年2月18日の尋問で全面的にその罪を認める5。また尋問を担当した警視ロシュブリュンヌも「君主と祖国の利益に忠実な臣民がこうした取引をするはずはなく、(エロンの)一連の行動は、一方で誠実さ probité を欠き、他方で国王への忠誠と服従(の義務)に反す

シアがプロイセンと和平を結んだ後も、エロンはドルグロウスキ大公と通信していた。*Le prince Dolgorouki については以下の文献に詳しい。 Dieudonné THIÉBAULT, Frédéric-le-Grand, sa famille, sa cour, son gouvernement, son académie, ses écoles, et ses amis, généraux, philosophes et littérateurs, ou, mes souvenirs de vingt ans de séjour à Berlin, tome 3, A. Bossange, 1826, pp.337-370.

- ②ハンガリーに関して。ハンガリーでの軍事事業に 15,000 リーヴルの報酬で技師として働く約束。水路・道路・橋・港の建設を目的としたこの事業には技術者が多数必要だったため、サン=マルタン通りの食料品店主バスティエを仲介人とし、人員を募集しようと試みた。
- ③デンマークに関して。砲架の展開図をデンマーク国王に送り、約 400 リーヴルをパリ在住のデンマーク大使から受け取った。
- ④スペインに関して。ベリドール氏の塹壕戦論とジブラルタル海峡の地図の販売を持ちかけた。

Ibid., interrogatoire du 8, 9 et 10 janvier, du 5 et 6 février 1765.

⁴ ベルナール・フォレ・ド・ベリドール (1698-1761): un ingénieur militaire français 砲兵隊 の専門家であり Nouveau cours de mathématique à l'usage de l'Artillerie et du Génie, Charles-Antoine Jombert, 1725. La Science des ingénieurs dans la conduite des travaux de fortification et d'architecture civile, Charles-Antoine Jomber, 1729 など著わす。

⁵ AB, ms 12224, Extrait de l'interrogatoire du sieur Héron du 18 février 1765 et le jour suivant.

る」⁶ものだと断罪する。またそれは、「例えそうした提案が事実であっても、完全にでっ ち上げられたものだとしても」 ⁷と補足されていることから、取引が実際に行われなかっ たとしても、こうした考えを持つこと自体が王権によって問題視されたのである。

ポリスは「国王への不忠 infidélité au roi」と「祖国への裏切り trahison envers sa patrie」 の二点 8でエロンを処罰の対象とするのだった。

(2) エロンの弁明

こうして自らの行為の犯罪性を認めざるを得ない状況に陥ったエロンは、逮捕後比較的 早い段階から弁明の手紙を書き始める。まず、1765年1月14日に作成された外務卿ショ ワズールへの面会を願い出る書簡を取り上げよう。

閣下、

警視殿からあの姉妹(同居していたレティブードワ姉妹)にぜひ伝言をお願いした いと存じます。また彼女たちに私の衣服やハンカチを渡し、売って好きなものを買 えるようにして頂きたい。そして私の人生とその不運を記すための紙を頂きたいと 思います。

神の御前で閣下の足もとに頭を垂れ、慎んで誓います。全ての草稿は私の不幸その ものであり、これらは判断力がなく、作法を知らず、そして自己愛に侵されて血が 上った脳から出来あがったものに過ぎません ne partent que d'un cerveau échauffé, sans jugement et nul usage du monde, persuadé d'amour propre 。『文芸通信 correspondance de littérature』 ⁹に 1,200 リーヴルの価値があると聞き、私の草稿も そういった価値があるのではないかと想像するに至りました。そしてさらに価値を

⁶ *Ibid.*, interrogatoire du 6 février 1765.

⁷ Ihid

⁸ Ibid., Questions à faire au sieur Héron et à la demoiselle Modeste Lestiboudois...janvier 1765. ⁹ グリムの『文芸通信 correspondances littéraires, philosophique et critique』だと推測される。

パリ在住のドイツ人フリードリッヒ・メルヒオール・グリム Fréderic Melchior GRIMM (1723-1807) が 1753 年にレーナルから引き継いだ手書き新聞 (月 2 回発行)。1770 年代の 最盛期で購読者は王侯貴族など15名ほどで、購読料は高額だが定額ではなかった。例えば ポーランド王スタニスラスは、年間 400 フラン、ロシアのエカテリーナ 2 世は年間 1.500 フラン支払っていたようである。Edmond SCHRER, Melchior Grimm: l'homme de lettres, le factotum, le diplomate, Calmann Lévy, 1887, pp.93-94.

高めるために、知識や判断力のない人間が出来る限りの馬鹿げた想像力 les folles imaginations を駆使し、作り上げたのです。そして私は 「ロシアの大公に手紙を書いた」と言えることについて誇りを感じていました。…塹壕戦(の図面を売る)というのは血が上った頭が生みだした考えであり、プロイセンの人々の問題関心を利用するためのものでした。…閣下、私の不幸に、そして脳なしで判断力のない不幸な男に憐憫の眼差しを投げかけて下さい un homme toujours malheureux sans cervelle et point de jugement。私を裁判にかける前に、この不幸をメモワールに記述させていただきたいのです… 10 。

ここでエロンは自らを「判断力のない」「脳なしの」「頭に血が上った」と形容し、その犯罪性をどうにか軽減しようとする姿勢が見られる。本論・第2部を通して指摘してきたように、反王権的な犯罪者の精神状態を常に問題としてきたのはポリスの側であった。絶対王政理論の枠組みから逸脱するような態度について、上記のような形容詞をもって語ることは、とりもなおさず犯罪者の非合理性を強調することであり、犯罪の原因を個人的な気質に還元し政治的・社会的コンテクストとは無関係の存在とすることで、伝統的な王権の理念を守ろうとしていた。しかしながら、エロンの事例では、犯罪者自らがその王権のロジックを引き受けるのである。今やポリスのロジックは情状酌量の手段となったかのように見える。

その後もエロンはバスティーユで手紙を書き続ける。

閣下、

失礼を顧みず、嘆願書と戦争についての覚書をお送り致します。これはショワズール公宛ででございます。…プロイセンの人々について熟慮致しました。もし彼らの野心に満ち溢れた計画や陰謀をついてご存じになりたい場合、私を遣わせて頂くという良い方法があります。彼らは私を警戒しませんので、きっと国家(フランス)にとって重要な発見を持ち帰ることができるでしょう。ここ(バスティーユ)では何もすることがありません。少なくとも私は役に立つ存在となるはずです。これは逃亡するためではありませんし、それどころか、私が必ず戻ることを保証するために100人差し出すことも可能です。この計画で多くの密使を捕まえることが出来るかもしれません。要するに、大臣に貢献することだけが私の願いなのです… 11 。

Ibid., Lettre de Héron demandant à parler à M. le duc de Choiseul à lui seul pour les raisons du
 14 janvier 1765.

¹¹ *Ibid.*, Lettre de Héron du 16 février 1765.

君主と国家の栄光のために私の才能を磨かせて下さい。私が慎んで提供させて頂く 才能は、国王にとって決して無益なものではありません \cdots 12。

このように、エロンは次第に自らの有用性を強調し始める。バスティーユに収監された者の多くは、持て余す時間を「書く」という行為で消費し、大量の手紙や覚書を残している ¹³。ポリス側は「書く」という行為について慎重な態度で臨んだが ¹⁴、囚人にとってこうした行為は暗く、不衛生なバスティーユでの生活を乗り切るためのものでもあったようである。エロンも例にもれず、1765年2月より、戦術についての構想を提案するようになる。特にフランス軍の防衛についての論考、塹壕や砲兵中隊の配置に関するアイディアを事細かく叙述し、全ては彼独自の「全く新しいアイディア」であることのアピールを欠かさない。

慎んで私の全く新しい発明を提案致します。それは一日・一時間ごとに敵の位置を 把握するためのものです。視界を定めることが可能になるこの発明は、司令官にと って非常に有益なものであると思われます。…これは全く新たな提案であり、今ま で言及されていません… 15 。

自身の有用性を最大に印象付けようとするエロンであったが、こうした「社会において役に立つこと」の重視や「無為」への批判は時代の趨勢を反映していると理解できよう。 18 世紀後半から、様々な社会階層を対象に「役に立つこと」が社会的評価の基準として重要な位置を占めるようになってきたことは周知のとおりである。例えば、「祖国にとって有用な存在」であるかどうか、という視点で貴族身分の存在意義が問われ直された 1750 年代の商人貴族論争もそのひとつの流れである。商業を軍事とともに国家にとって有益な活動であるとその価値を引き上げることで、軍人でも司法官でもない貴族は、商業を行って祖

DUTRAY-LECOIN et MUZERELLE, op.cit., pp.137-145.

¹² *Ibid.*, Lettre de Héron du 5 mars 1765.

¹³ FARGE, op.cit., p.285.

 $^{^{14}}$ 「囚人のエロン氏が絵を描きたいと申し出ています。短刀やハサミを除く、原紙等を与えてもよいですが、もしも、数学の勉強を装って何か悪用することがありそうでしたら、取り上げてもよいでしょう...エロンが何の作業をしているのか確認するために彼の部屋を見回って下さい」AB, ms 12224, le 14 mars 1765, Lettre à Major Chevalier.

¹⁵ *Ibid.*, mémoire abrégé des ouvrages proposés par Héron, le 17 février 1765.

国に貢献すべきだという主張が展開された ¹⁶。そして慈善や監禁の非効率性に対する批判もそうした趨勢をあらわすものである。周知のように 18 世紀フランスは特に物乞いや浮浪者、老齢、肉体的・精神的障害者の「大監禁時代」だったわけであるが、監禁や慈善は正しく用いられねば「怠惰」を助長し、しかも財政面でも大きな負担を強いるという問題を孕んでいた。この点について、ブルージュ司教総代理を務め、大臣モールパと親交が深かったアベ・ド・ヴェリも次のように述べている。

物乞い行為をいかに撲滅するかという問題は長らく政治の対象とされてきた。物乞い行為は、物乞いのうるさい催促という点でのみ有害ということではなく、有益に働けるような怠け者や放浪者の数を増加させる点でも問題である。こうした偽の貧者は危険な階級を形成しているが、真の貧者は尊重されるべきである。真の貧者、つまり老人、障害者、孤児、子沢山の寡婦などは偶然にも必要なものを奪われた不幸な存在である。私は老齢や障害に見舞われた浪費家や放蕩者もこのカテゴリーに入れる。もちろん過ちは彼らの側にあるのだが、彼らは労働で生きてはいけないものであるので、殴り殺してはならない。無償の救済は彼らに必要なものであるゆえに、それを労働可能な物乞いに与えるというのは、それらの悪用である。

キリスト教やその他宗教の道徳では、原罪の治療法として施しが非常に奨励されていたため、キリスト教者は理性の限界を超えてしまった…したがって人は働かずして生きて行けるので、こういった人々を働かせるような法が存在するなどと考えてはいけない…(監禁で)国王の財政は、無駄な出費によって過度の負担を強いられることになっている… 17 。

また、『百科全書』において、「怠惰 oisiveté」の項目の著者ジョクールは次のように述べている。

^{16 18}世紀の商人貴族論争については以下を参照。

森村敏己「アンシャン・レジームにおける貴族と商業 - 商人貴族論争(1756 - 1759)をめ ぐって」『一橋大学社会科学古典資料センター・スタディシリーズ No.52』、2004年。 同「商人貴族論の射程 - 貴族は有用な市民か?」『一橋社会科学』 2009年。

Joseph-Alphonse, l'abbé de VÉRI, Journal de l'abbé de Véri, avec une introduction et des notes par le baron de Jehan de Witte, Tallendier, 1928-1930, Vol.1, pp.364-367, dans Les Français vus par eux-mêmes, le XVIIIe siècle : anthologie des mémorialistes du XVIIIe siècle, Arnaud de Maurepas et Florent Brayard (éd.) Robert Laffont, 1996, p.545.

そして何よりも、第1部・第2章で指摘したように、警視ルメールの定義するポリスとは、「人々を可能な限り、社会の利益一般のためになる存在にさせる」 ¹⁹ことを目的としていたのである。

このように 18 世紀半ば以降、公共の役に立つこと、そして社会にとって有用な存在であることが重要な価値基準となるのである。こうした議論がエロンの主張に与えた影響を史料的に裏付けることは難しいが、バスティーユでの拘束という苦境を乗り切るための弁明として、自身の「有用性」を持ち出したというその事自体、「有用性」がキーワードとして認識されていたことを示唆するのである。自らの犯罪を認めたうえで、自身の「才能」を用いることを提案し続け、また牢獄に留まることでその才能が無益化することの無駄を主張し、バスティーユ投獄という苦境から脱することをエロンは夢見ている。外国の諸公たちを相手にフランスの情報を取引するという反逆罪を、国王、社会、あるいは公益に貢献することで償おうとするわけである。ポリス側がその願いを聞き入れることは決してなく、エロンの「有用性」の訴えは何の事態の変化ももたらさなかった。

(3) エロンのメモワール

どうにか国王の温情を得ようと戦術を変えながら執筆を続けたエロンだが、結局のところエロンの手紙は国王や外務卿には届けられなかったようだ 20 。だが、エロンは 1765 年 3 月から自伝を記し始める。『わが人生の概略とその不幸の概略についての考察 Réflexions sur l'abrégé de ma vie et de mes malheurs』と題されたメモワールでは、大まかに以下のようなことが列挙されていた。

まず、エロンは実の親から引き離され伯母(叔母)のもとで不幸な幼少時代を過ごした

Denis DIDEROT et Jean le Rond D'ALEMBERT (éd.), Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, tome 11, Le Breton, 1765, p.445.

Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770 : mémoire inédit composé par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse, par A. Gazier (éd.), Champion, 1879, p.28.

 $^{^{20}}$ 1765 年 3 月 5 日のエロンの手紙の欄外には、「この手紙を届けることはできない on ne peut pas faire passer cette lettre」と記されている。

という。そして故郷のノルマンディで数学 ²¹への興味を培い、親の遺産を元手にパリの土木学校 Ponts et chaussé に進学したようである。その後、シェルブール港の公共工事を担当していた業者 entrepreneur des ouvrages du Roi au port de Cherbourg のもとで修業を積み、さらに、高名な軍人クルネ侯爵 Sébastien de Poilvillain, marquis de CRENAY ²²や国王軍総代官グルドン・ド・レグリジエール GOURDON DE LÉGLISIÈRE ²³らに仕え、彼らの信頼と期待に応えようと専心するも、報酬のない不遇の時代だったとしている。その後、エロンはさらに技術と知識を得るためにバス・ノルマンディの工兵隊 génie に所属するものの、あまりの水準の低さに落胆しすぐに辞職したようだ。エロンが最も幸福だったのは、ロウェンダル伯爵 le comte de LOWENDAL ²⁴に仕えていた時のようで、「フランスにおける最も偉大な工兵隊のひとつ」に所属できたからだと述べている。とはいえ幸せな日々は続かず、その後もスービーズ公やオルレアン公、そしてクレルモン伯などの血統王族のもとで働く機会を得るも、再び満足のいく報酬を受けることができず、精神的にも財政的にも苦しい日々だったという。

要するに、エロンは自分の技術と知識を磨こうとどれだけ専心しても、その努力や才能に見合った評価や待遇を得ることが出来なかったことを嘆いているのである。ついにエロ

 $^{^{21}}$ エロンはその自伝のなかで、数学についてロックとルソーを引用して次のように語っている。「賢人ロック氏は、その若者の教育に関する著書のなかで、悪徳から精神を遠ざけるためには、なるべく数学を学ばせねばならないと述べている。そしてそれは情念を妨げる唯一のものだと言っている。J.-J.・ルソーの『エミール』のなかにも同様のことを感じ取ることができる。」ロックとルソーに言及することでエロンは、数学を学んだ自分は悪徳を避けてきたということを示したかったようである。AB, ms 12224, « Réflexions particulières sur différents objets et sur l'ingratitude des hommes à mon égard », p.14.

²² Sébastien de Poilvillain, marquis de CRENAY (1686-1767)、ノルマンディの古い帯剣貴族の家系出身で、元帥 maréchal de camp. François Alexandre AUBERT DE LA CHENAYE-DEBOIS, *Dictionnaire de la noblesse de France*, tome 11, seconde édition, 1776, p.379.

GOURDON DE LÉGLISIÈRE, lieutenant général et directeur des fortifications de Normandie. Georges LEFEVRE et Jean-Jacques BERTAUX, « Cherbourg à la fin de l'Ancien Régime et au début de la Révolution », Cahier des Annales de Normandie n°4, 1965, p.283.

²⁴ Ulrich Frédéric Woldemar, comte de LOWENDAL (1700-1755), デンマーク系貴族でハンブルグに生まれたロウェンダルは、1744年のオーストリア継承戦争でフランス側に立って戦う。1745年にフランスに帰化し、1747年にフランス元帥 maréchal de France となる。 Jean-Pierre BOIS, «Maurice de Saxe et Ulrich Woldemar de Lowendal, deux maréchaux d'origine étrangère au service de Louis XV », Revue historique des armées, n°255, 2009, pp.3-14.

ンは雇い主だった軍人貴族たちの恩知らずぶり ingratitude に腹を立てていくことになる。

よって、私は人々の恩知らずな態度について考えることにしました。そして、自分の将来の希望を知らしめ、才能を磨き、道を切り開いていくことにしたのです。…私は人間の欺瞞や横暴さを避けるための、あらゆる方法を模索しましたが、結局のところ上手くいかず、私はかつてない裏切りに遭ったと言えます。外国の諸候は私を友情で満たしてくれましたが、私の知らないところで私を裏切っていたのです 25 …。

知識 lumières を得るために、私は辛抱強く励んできましたが、私を最も苦しめたのは、その才能を用いることが出来なかったことと、その才能の対価を得るためには 外国の地に行かねばならなかったことです 26 …。

このように、エロンの議論は一貫して自らが行ってきた努力とそれを正当に評価しない雇い主たちの恩知らずな態度を問題としているのであり、自分の才能を生かし正当な評価を得られるのであれば祖国を離れることも厭わなかったのである。エロンに言わせれば、いつの日か努力が報われるという希望があってこそ、勉学や労働に励むことが出来るのである。

希望はわれわれにとって唯一の原動力であり、あらゆる悪から身を守るための城壁の役割を果たしていると言えましょう。そして幸せな将来を確信することによって、打ちのめされた魂は活気づけられ、それまでの苦悩や苦痛は埋め合されるものなのです 27 。

フランス国内ではこうした希望を抱くことすらできなくなったエロンにとって、外国に目を向けるのは至極当然のことだった。「特に才能豊かな者がその祖国を捨てる場合、彼が損得勘定以外のことを考慮していることは、しばしばあることなのです」 ²⁸と自分の行為を正当化するエロンは、プロイセン王が彼を登用していたのならば、王の友情が彼の楯と

²⁵ AB, ms 12224, « Réflexions sur l'abrégé de ma vie », p.10.

Ibid., « Réflexions particulières sur différents objets et sur ingrat des hommes à mon égard », p.14.

²⁷ *Ibid.*, « Réflexions sur l'abrégé de ma vie », p.12.

²⁸ *Ibid.*, « Au sujet du service des étrangers ».

なり、彼の仕事への情熱が王への尊敬をもたらしていただろうと想像し、それは「卑しい 私利私欲ではない」と弁明する。エロンはプロイセン王が言ったという以下の一文を紹介 し、外国と通信した自分の罪をどうにか正当化しようと試みるのである。

もし自分の国でパンを得ることができるのならば、私の所にパンを求めに来ることtはないだろう t^{29} 。

以上のようなエロンの認識は、生まれに基づく身分秩序の維持を目指す絶対王政の理論とは相いれないものだろう。18世紀後半のひとつの特徴は、家柄や血筋、あるいはパトロン・クライアント関係によるのではなく、個人の能力や功績による社会的上昇を基本とするメリトクラシー原理の台頭にあるが、エロンの主張にその反映を見ることも可能かもしれない。少なくとも、エロンは自分の才能を活かす術を知らないパトロン・クライアント関係に甘んじるつもりはなかったのである。彼にとってみれば、正当な評価を下すパトロンを自分で選択する権利は、十分に正当なものだったのである。自己の能力を発揮することで社会に貢献すべきというイデオロギー自体は絶対王政や身分制原理に矛盾するものではないだろう。だが、それは各身分にはそれぞれ固有の機能が存在し、それに専念するなかで自分の能力を発揮し、社会に役に立つべきという身分制の基本原理に沿っている限りにおいて認められるべきものであり、エロンのような身分を超え、既存の秩序を脅かすほどに強化されたメリトクラシーの主張は、ポリスにとって到底容認できるものではなかったのである。

精神の乱れ、自身の有用性、そして不幸な過去というロジックで自分の犯した罪の重大さの軽減を求めるエロンであったが、どれもエロンの望み通りにはならなかった。エロンの手紙やメモワールに関するポリスの対応を史料から垣間見ることは難しい。ポリスはエロンの主張を静観していたのか、あるいは単に史料が欠損しているのか判断することは出来ないが、結局のところエロンは 1765 年 7 月 18 日付の国王命令で、ビセートルに移送される。ただし、移送直前の 6 月 20 日のショワズール宛ての手紙を境に、エロンにある変化が見られるようになる。

私の直筆の手紙をフランス王、あなた の 主人であり良き王に渡して頂きたいのです…あなたの暴君が私を6か月前から拘束しているので、あなただけが頼りなのです。あなたが赦しに値いすることはもっともであり、私はただ私自身なのです il est

²⁹ *Ibid*.

juste que vous méritez votre pardon, je suis juste moi 。これが私の魂が感じている真の 気持です。あなたは周囲を取り囲む蛇(人々)とともに私を非常に軽蔑しています が、私は苦杯をなめさせてやるつもりです…この手紙を あなた の 主人 である国 王に渡し、その足もとに跪いて涙で濡らすがいい…私の父の怒りをなだめるために 祈るがいい。あなたは全くフランス人ではない。あらゆる国民はそう言うだけの理 由があるでしょう。しかし、私は喜んで私の敵と、そしてなによりも国家の暴君を 許すでありましょう 30…。 (強調は筆者による)

こうした手紙を受けて、ポリス側はエロンが「常軌を逸した l'esprit aliéné」人物であると懸念するようになる。その後エロンは自らの発言を撤回し過ちを認めるのだが、同時に自身が狂人扱いされていることについて自覚している。

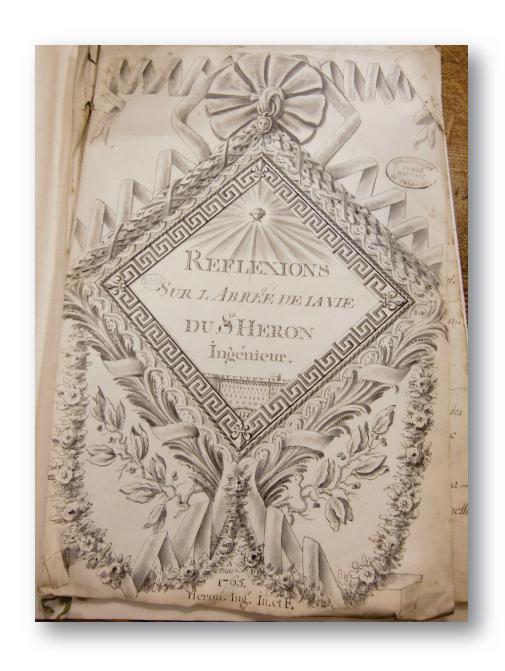
私の短刀を没収したようですが、それが理由で私が怒っているわけではありません。 あなたは私を狂人か、もしくはペテンだとお思いでしょう。だから短刀を悪用する 可能性があると考えたのでしょう 31 …。

こうした態度はより一層、王権がエロンの精神状態を気にする要因になっていった。最終的にエロンは逮捕から 19 年後の 1783 年 12 月にビセートルから釈放されるのであるが、その詳細や経緯は史料から窺い知ることは出来ない。「人間の姿を借りた地上の崇高な存在 le sieur du très haut sur la terre sous forme de nature humain」 32 と自らを形容したり、文中に「真実 je vous déclare en vérité, en vérité, en vérité, ...」の文字を連続して書き連ねたり、明らかにエロンの精神状態は悪化していった。こうしてエロンは「狂人 fou」として、1783年までビセートルを出ることはなかった。

³⁰ *Ibid.*, le 20 juin 1765, Lettre de Héron à Monseigneur le duc de Choiseul, ministre de la guerre.

³¹ *Ibid.*, le 1^{er} juillet 1765, Lettre de Héron.

³² *Ibid.*, le 20 juin 1765.



史料 1. エロンの自伝『わが人生の概略と不幸についての考察』エロンによる挿絵 1 *AB*, ms 12224, « Réflexions sur l'abrégé de ma vie et de mes malheurs ».



史料 2. エロンの自伝『わが人生の概略と不幸についての考察』エロンによる挿絵 2 AB, ms 12224, « Réflexions sur l'abrégé de ma vie et de mes malheurs ».

本章では自分の意見や才能を正しく評価しない既存権力への不満から、活路を外国に見出したジャン=バティスト・マナンとジャン=フランソワ・エロンの事例を検証した。ルイ 15 世に対する陰謀説を耳にした(という)マナンは、その内容こそ捏造したことは認めたわけだが、重要な情報を伝える義務があるという使命感から、政府の要人や宮廷貴族に手紙やメモワールを送り続けた。意見を述べたい、そしてそれを尊重してほしいというマナンの欲求は、国事は国王の専権事項という絶対王政の原則に反し、適切な判断は自分よりも優れた知性を持つ行為の人々に委ねるべきというヒエラルキー社会の原理にも反していた。さらに、各身分は自らの義務に専念することが重要という身分制原理とも相いれないものだった。マナンは自らの行動を「君主への近づきやすさ」という伝統的な国王観で説明しようとするが、それが王権の立脚するイデオロギーに反する場合、ポリスは決して容認することはなく、マナンを国王への忠誠心の欠如、身分制原理の侵犯、そして祖国への裏切りという三点で断罪するのだった。

一方、エロンは勉学や労働に励み、技術や知識を獲得してきたにもかかわらず、フランスではそれに見合った評価や報酬が得られなかったことに絶望し、外国の諸侯のもとで新境地を開こうとするのだった。エロンの弁明からは啓蒙時代の特徴のひとつである社会に対する「有用性」の重視や個人の功績による社会的上昇への渇望が垣間見ることができる。正当な評価を下すパトロンを自分で選択すること、それはエロンにとって自分の行動を正当化するロジックだった。しかし、それが身分制原理や国王と国家への忠誠義務といった王権にとって譲ることのできない価値と対立するほど強く主張される場合には、容赦なく弾圧されるのであった。

奇しくも両者は長引く拘留のなか、その精神を明らかに悪化させていった。ポリスは彼らのその状態を「精神異常 aliénation」と位置づけたが、より重要なのは彼らがそのような状態になる前からポリスにとって彼らは「狂人」として位置づけられていることである。繰返しになるが、ポリスは絶対王政の原理に反する言動を個人の気質の問題に還元し、その言動を社会的・政治的なコンテクストから切り離されたものとして表象してきた。ポリスは犯罪が実際に起きたかどうかという点に捜査の的を絞るのであり、犯罪そのものの本性(理由)や原因が考察の対象となることはなかったのである。国王とは神聖にして絶対の存在であるとの原則に忠実であろうとする限り、伝統的な王権の理念を攻撃するような言動は、ポリスにとって分別のある正常な臣民であれば決して取ってはならず、取るはずもなく、さらには思い浮かぶことさえあり得ない行為なのであり、そのため、非理性という枠組みでのみ解釈されるべきものだったのである。

だが、エロンと同時期に逮捕されたポーケ PAUQUET という人物に対する警視ロシュブリュンヌの発言は、ポリスの反王権的言動に対する姿勢がいささか変化したことを窺わせ

る。1764年、パリの菓子屋だったポーケは、国王やポンパドゥール夫人に対する陰謀を発見したとして、国王やショワズールに宛てて手紙やメモワールを作成していた「。家宅捜索が行われ、ポーケが間借りしていた家具付き部屋からは大量の草稿が発見された。ポリスは「狂信すれすれの激昂(狂気)la tête échauffée frisant le fanatisme」 2とポーケを描写し、1764年2月26日の国王命令で彼を「狂人」としてシャラントンに移送する。本論第2部を通して反王権的言動に対するポリスの処置を考察してきたわれわれには、ポーケの扱いはポリスの対応の典型例として理解できるだろう。だが、シャラントンを訪れ再びポーケを尋問したロシュブリュンヌは、以下のように調書の欄外にメモを残したという。

彼は私を驚かせるような知性の存在を示しながら、たわごとを言っている II déraisonne avec une présence d'esprit qui m'étonne 3 。

国王への尊敬、身分制の原理、良き臣民の観念といった様々な点で、ポリスと被疑者たちはその認識を異にしていた。被疑者たちは彼らなりのロジックでその「犯罪」を説明するわけだが、もはやそれを単に「狂気」で総括することが不可能であることをこの発言は示唆していると解釈できる。もちろん、ロシュブリュンヌは「たわごとを言っているdéraisonner」という表現を用いており、ポーケを狂気の枠組みで解釈しようという意図が見られる。だがその一方で、ロシュブリュンヌはそうしたロジックのなかに「知性」の存在を見出さざるを得ない。この一言は、ポリスにとって反王権的言動は単なる狂人の妄想として片付けられるものではなくなりつつあるという不安が生じつつあったことを示唆しているのである。

¹ Frantz FUNCK-BRENTANO, Les lettres de cachet à Paris: étude suivie d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789), Imprimerie nationale, 1903, p.364.

² ポーケの事例については以下を参照。FARGE, op.cit., pp.284-285.

³ *Ibid.*, p.285.

終章

終章

本論文は 1750 年代と 1760 年代に照準を絞り、臣民による反王権的な言動を考察対象に据え、第一に各事件におけるポリスの対処方法や実践を明らかにすることで、その政治的・社会的な機能を明らかにし、同時代的な意義を検証するものだった。そして第二に、反王権的言動そのものを検証することで、臣民の国王観・権力観を明らかにし、そうした言動の意義を考察することを目的としていた。

第1部ではポリスの制度と理念について検証した。パリという都市の一円的な統治を目 指す王権によって主導されたポリス改革により、パリには警視総監を頂点とし、現場のポ リス担当官である警視や捜査官、そして彼らが非公式に雇い入れるスパイ等で構成される 一大組織が誕生した。1667年の王令が警視総監の任務を「公私の安全を確保し、騒擾を起 こす者を都市から一掃し、豊かに物資を供給し、住民にその地位と義務に即した生活を営 ませること」と宣言するように、ポリスとは統治一般を意味するものといっても過言では なく、王権はそうした包括的ポリスの権限を警視総監という一人の官僚に集中させたのだ った。そうしたポリスの理念は第2章で取り扱った三名のポリス担当官のポリス論からも 明らかだった。18世紀初頭に『ポリス論』をあらわした警視ドラマールにとって、ポリス とは「人間をその生において享受しうる最も完全な幸福へと導く」ことを目的とし、人々 に「法」を遵守させるため様々な規制をかけつつ、都市の日常生活に多面的に介入してい く存在だった。 また 18 世紀半ばにポリス改革論を著わした騎馬警備隊員ギヨテは、ポリス の任務を「詳細で些末な物事の監視」と定義づけ、社会の現状を尊重しつつ、ポリス業務 の合理化を図りながら、秩序維持と混乱の予防を提案していた。そして 18 世紀後半にパリ のポリスに関するメモワールを作成した警視ルメールは、ポリスを「人々を統治し彼らに 善をもたらす術」であり「社会の利益一般のためになる存在にさせる技」と定義していた。 そうした統治にポリスが用いる方法とは、ルメールによれば、全体最適の視点で抑圧と寛 容がもたらすバランスを考慮しながら、無秩序の予防を図るものだった。

以上の三者のポリス論を時系列で考察すると、秩序維持におけるポリスの予防的性格というのは 18 世紀を通して明確に意識されていたものであることがわかる。だが、18 世紀半ば以降、よき秩序における治安の重要性がより強調され、ポリスの予防的措置も主に治安の領域で大きな進展を見せたと言えるだろう。それは 1740 年に再導入された捜査官が象徴する「機動性」によって確認できるだろう。モンテスキューが見事に観察したように、社会の流動化を前に、ポリスにはより迅速で柔軟な対応が必要とされるようになったのである。一方で、そうしたポリスの対応の迅速性を保証していたもののひとつが、18 世紀後半に顕著となる情報の収集・記録・分類・運用という実践方法だったことを確認しておき

たい。

一方、1667年の警視総監職新設に関する王令を含め、18世紀のポリス論に共通するのは、ポリスの役割が各人にその身分(地位)と義務に即した生活を営ませることだという認識である。ポリスは各人に単に「快適な生活」を営ませるものではない。それは、「身分相応」の善をもたらすことで、あるいは「身分相応」の義務に立ち返らせ、社会一般の役に立つ存在にさせたうえで、という前提があってはじめて実現されるべきものだった。そこには各自を自らの役割や義務に専念させることで、社会の秩序や平穏を守ろうという身分制の原理を、日常的に多面的に介入することで社会に貫徹させていくというポリスの理念が垣間見られるのである。

第2部では、このようなポリスの理念が具体的な事件の場でどのように反映されるのか 検証するとともに、反王権的な言動の具体的様相を明らかにし、その意義を検証した。

第一に、各事件の検証から、ポリスの犯罪者/被疑者の取扱いの特徴を導き出すことがで きた。例えばダミアンの事例では、国王襲撃の動機が時事問題であるという主張に対し、 ダミアンを「悪魔」「陰鬱」「狂人」と形容することで個人的な性質の邪悪さ、あるいは狂 気でその行動を説明していたように、犯罪者/被疑者を政治・社会的なコンテクストから引 き離し、一人の民衆が国家の秘儀である政治に介入しようとしている、あるいは国王に不 満をもっているという解釈を封印しようとする王権側の実践方法を垣間見ることができる のである。ポリスは実際に犯罪が生じたかどうかに集中し、犯罪の本性や原因を考察対象 としない。というのも、犯罪によって生じた社会的亀裂や秩序の乱れを即座に修復してい くことがポリスの目的であり、そのために機動性と柔軟性とが求められる組織であったか らである。その意味で、犯罪の本性や原因の解明は、秩序の絶えざる維持・修復という目 的からしてポリスにとっては重要事項ではなかったのである。国王とは神聖にして絶対の 存在であるとの原則を守る立場である限り、伝統的な王権の理念を攻撃するような言動は、 「良き臣民」であれば決して取るはずのない、さらには想像することさえあり得ない行為 なのであり、よってポリスにとっては「狂気」という枠組みでのみ解釈されるべきものだ った。こうしたポリスによる犯罪者/被疑者の表象のための言説は、単にポリスが押し付け ようとしたものではなく、周囲の人々もこうした言説をある程度受け入れており、本論文 が考察の対象とした時期においては一定の影響力をもっていたと言えるだろう。

また、当該時期に反王権的言動でバスティーユに連行された被疑者の多くは、その後裁判を経ずに、「国王命令」で釈放、追放、あるいは施療院に移送されていた。そこでは秩序を脅かす可能性のあるものの社会への露出を最小限に抑制しようというポリスの予防的実践が大きな役割を果たしていたと考えられる。他方、事件が公になってしまった場合には、ポリスは判決を正式で唯一の見解として流布させることで、その他諸々の憶測を非公式の

見解として位置づけることができる裁判に活路を見出していたのではないかと考えられる。 つまり、ポリスは秩序に亀裂を生じさせるような犯罪に対し、それぞれの状況に巧妙に対 応しながら秩序の維持に努めていたと言えるだろう。

第二に、具体的な反王権的事件の分析を通して「悪しき臣民」として逮捕された人々の 国王観や社会観の一端を明らかにした。「君主への近づきやすさ」を原則とする古典的な国 王観が 18 世紀後半にも息づいているのと同時に、本論文で取り扱った犯罪者/被疑者たち のなかには、絶対王政の原則とは相容れない意識が少なからず散見できた。絶対王政の理 論の本質は「国王はその行動の責任を神のみに負っているのであり、その権力は神に由来 する。国王はその臣民の幸福実現させる責務を負っているが、そのためにとる方策の理由 を説明する義務はない。そして国王は、慎重を期して、政府の秘儀を隠すことも明るみに 出すこともできるのである」「と述べる 1719 年の王令の序言に要約されていると言える。 このように国事を君主の専権事項と位置付ける王権のイデオロギーに対し、「悪しき臣民」 たちは、国事に介入することは、「良き臣民」の義務であり、さらに国王への愛や尊敬をそ うした義務を果たす際の根拠に据えていた。絶対王政の理念と反するこのような認識は、 出自と知性の相関関係という想定に基づくヒエラルキー原理に反するものでもあり、そし て何よりも、各自がそれぞれの役割に専念することで社会の秩序を保つことを目指す身分 制の原理に抵触するのである。また、18世紀後半に顕著になる「公共の役に立つこと」を 重要な価値基準とする認識は、それ自体がポリスや王権に否定されていたわけではないだ ろう。ただし、それはあくまでも各自が割り当てられた役割や義務を全うする限りにおい て能力を発揮し、社会に有用である場合に認められるものであって、それが身分を超え、 既存の秩序を脅かすものであれば容赦なく断罪されるのだった。

以上の考察から、反王権的な言動に関するポリスの政治的・社会的機能は、絶対王政や身分制といった王権を支える理論から逸脱する個人に対し、各人にふさわしい役割や義務を全うするように立ち返らせること、そうすることで社会秩序を維持し、平穏な社会を実現することだったと言えるだろう。このような目的を達成するためにポリスはそれぞれの状況に応じて最適と判断される方法で秩序の回復に努めるのであり、それは迅速で柔軟なポリスの対応に支えられていた。具体的な方策として、それは秘密裏の投獄・追放であり、犯罪者/被疑者を政治的・社会的なコンテクストから切り離す言説を作り上げることだったのである。こうした処置は、犯罪者/被疑者への処罰や矯正であると同時に、彼らを取り巻く周囲ひいては社会一般への悪影響を最小限に留めようというポリスの予防的措置でもあ

¹ Albert BABEAU, Les préambules des ordonnances royales et l'opinion publique, Picard, 1896, p.817.

ったのである。

本論文の考察を通して明らかとなったもう一つの点は、君主への尊敬や忠誠心、身分制、出自を根拠としたヒエラルキー秩序といった諸要素をめぐり「悪しき臣民」とポリスはその解釈において齟齬をきたしていることである。このことは、被疑者たちは王権が押し付ける規範を、ある意味で独自の方法で読み替えている可能性を示すものではないだろうか。尋問のなかで、逮捕という不測の事態に説明をほどこし、自分の「罪」を位置付ける被疑者たちからは、王権やポリスの提示する規範に対し、独自の意味を見出すという一種の能動性や操作性が浮かび上がるのである。こうした独自の方法は、いわゆる「公共圏」や「公論」とは別の次元で、ポリスにとっては伝統的な王権の理念を傷つけるものとして決して見逃すことはできなかったのである。

最後に、本論文の考察対象時期の反王権的言動に関するポリスの対応の独自性、あるいは歴史的な位置付けについて若干の考察を試みたい。

1764年のポーケ事件(第5章結論参照)に際した、警視ロシュブリュンヌの一言-「彼は私を驚かせるような知性の存在を示しながら、たわごとを言っている」-は、反王権的言動が単なる狂人の所作であるという説明がもはや機能しないという不安がポリスにおいて生じつつあったことを感じさせる。以下で概観する1768年のルプレヴォ事件はそうした不安がより現実味を帯びていることを明らかにしてくれる。

小麦の価格が最高値を記録した 1768 年の夏、ノルマンディ出身の弁護士ジャン=シャルル=ギョーム・ルプレヴォ・ド・ボーモン Jean-Charles-Guillaume LEPRÉVOST DE BEAUMONT は、財務総監ラヴェルディ Clément Charles François de L'AVERDY, contrôleur général des finances (在 1763-1768)と、政府の穀物備蓄政策に関わっていた穀物商人で企業家のマリセ Simon-Pierre MALISSET が「飢餓の契約 pacte de famine」を交わし、民衆の飢餓を企てているとルアン高等法院に提訴した 2 。ラヴェルディや警視総監サルティーヌら

Gustav BORD, Histoire du blé en France: le Pacte de famine; histoire-légende, A. Sauton, 1887, pp.87-184.

Steven KAPLAN, *The Famine Plot Persuasion in Eighteenth-Century France*, Transactions of the American Philosophical Society, 1782, pp.52-57.

阿河雄二郎「18世紀パリの穀物政策・【国王の穀物】と【飢饉の陰謀】」『歴史のなかの都

² 1760 年代の穀物問題とルプレヴォの事件については以下を参照。

政府の要人に対し、穀物を買占め、暴利を貪っていると告発するメモワール ³を作成していたルプレヴォに対し、スキャンダルを恐れた警視総監は告訴の取り下げと交換条件に釈放を提示し、必死に事件をもみ消そうとするが、ルプレヴォは「愛国者の義務」だとしてこれを拒絶したため、11月17日付の国王命令でバスティーユに連行された。

ルプレヴォに対するポリス内部で交わされた文書を見ると、やはり彼の「狂気」を指摘するものが散見できる。例えば、「頭が完全におかしくなってしまった sa tête est entièrement dérangée」 4 、「完全に知性を失ってしまった qui a entièrement perdu l'esprit」 5 人物として描写されている。そしてルプレヴォは革命までの約 20 年間を、バスティーユ、ヴァンセンヌ、シャラントン、そしてビセートルで「狂人」として監禁されることになる。サルティーヌはルプレヴォがその過ちを頑として認めず、反省の色を見せないことに対して、彼を「頑固で矯正不可能 la tête de fer incorrigible」 6 として釈放による社会への影響の危険性を指摘するが、もはやルプレヴォという一個人を「狂人」として社会から隔離することでは、社会に蔓延する飢饉の陰謀説を払拭することなど不可能だった。

穀物商人による買占め、不純物の混入といった憶測で構成される飢饉の陰謀説は、食糧飢饉の際に必ず姿を現す民衆の偏見ともいうべき観念(イマジネール)であり、18世紀を通じて確認できる。だが、それまでの飢饉の陰謀説は、腐敗した宮廷の取り巻き、大臣、穀物商人、そして金融家といった個人に批判の矛先が向いていたのに対し、60年代後半における陰謀説は、政策あるいは王権そのものがターゲットとなっているという点で異なっていた 7 。ルプレヴォの告発を含め、国王の政策を直接攻撃する「悪しき言説」 8 は、パ

市』ミネルヴァ書房、1986年、119-39頁。

³ « Mémoire au roi Louis XV, contenant la dénonciation d'un pacte de famine générale par Charles-Guillaume Le Prévost, originaire de Beaumont-le-Roger, prisonnier depuis 1768 à Vincennes et à la Bastille », dans Jean-Louis CARRA, Mémoires historiques et authentiques sur la Bastille, Vol.3, J.P. Roux, 1789, pp.234-254.

⁴ Lettre de St. Florentin à Rougemont, le 1^{er} septembre 1770, dans François RAVAISSON-MOLLIEN, Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 19, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1904, p.411.

⁵ Lettre de de St. Florentin à Rougemont, le 10 novembre 1770, *Ibid.*, p.412.

⁶ Léon BIOLLAY, Études économique sur le XVIIIe siècle : le pacte de famine, l'administration du commerce, Guillaumin, 1885, p.156.

⁷ KAPLAN, op.cit., p.56.

⁸ その中でもバスティーユに投獄された者の事例としては、財務総監ラヴェルディに匿名 の手紙で、パン価格の高騰による民衆の窮状を訴え、政府が「適切な価格」を設定しなけ

リのいたるところで囁かれ、遂に国王自体がその批判の対象となってしまうのである。パリの書籍商アルディは、1768年の秋、次のようなビラがサン=ジャック城門に張り出されているのに気が付く。

アンリ4世の治世では、戦争が原因のパン価格の高騰があった。だがその時代は国王がいた。ルイ14世の治世では、戦争、悪天候による本当の飢饉が原因でパン価格の高騰が幾度もあった。だが、まだ国王がいた。現在のパン価格の高騰の原因は、戦争でも小麦の不作でもない。もはや国王はいない。なぜなら国王は穀物商人なのだから 9 。

伝統的に臣民を「養う王 roi-nourricier」としての国王像は絶対王政を支える重要な要素のひとつであったが、このビラは、国王は穀物を統括する能力に欠け、それどころか穀物取引に関与して民衆を苦しめているのだ、という臣民側の落胆や憤りを示すものだと言えるだろう。王権側は緊迫した状況のもと、穀物備蓄政策の発覚を恐れ、責任をマリセひとりに転嫁し、彼との関係を大急ぎで闇に葬るのだった 10。

飢餓の陰謀説の噂が一向に収集しないなか、ルプレヴォはバスティーユおよびヴァンセンヌで告発のメモワールや手紙を書き続ける。こうしたルプレヴォの頑なな態度は当初、ポリスによって「狂気」と理解されたが、1775 年 9 月 11 日、宮内卿マルゼルブは、ヴァンセンヌ総督ルージュモン ROUGEMONT, gouverneur du château de Vincennes に以下のような手紙を送っている。

ヴァンセンヌに収容されている囚人に関する調査を引き続き検討しています…プレヴォ(原文ママ)についても、今はパリを離れている人物からの情報を待っているところです。この囚人の頭はあまり正常ではなさそうです La tête de ce prisonnier n'est pas bien saine。しかし、彼が本当にいわゆる狂人なのかどうか私には分かりません je ne sais cependant s'il est tout à fait ce qu'on appelle fol。また、監禁するほどの狂気に達しているかどうか、大臣らの悪口を言うという悪事に身を任せたのかど

れば民衆暴動と財務総監の暗殺が起きる可能性を示唆したことで逮捕されたヴォーヴィリエ Jena-Baptiste-Frédéric VAUXVILLIERS の事件がある。RAVAISSON, *op.cit.*, pp. 352-355.

⁹ Siméon-Prosper HARDY, Mes loisirs, ou journal d'événements tels qu'ils parviennent à ma connaissance (1753-1789), vol.1, Daniel ROCHE et Pascal BASTIEN (éd.), Les presses de l'université Laval, 2008, p.352.

¹⁰ 阿河、上掲書、132 頁。

うか、私には確かではありません s'il est de degré de folie pour lequel on l'eût enfermé, s'il ne s'était pas porté à dire du mal du ministère … われわれは彼が政府に関して何か書くのではないか、そうした書き物を窓からばら撒き、拾い集められてしまうのではないか、と懸念しています。しかし、長きにわたり拘禁されている不幸な人間から、頭に浮かんだ馬鹿げた考えを書き留めるという慰めを奪うには、こうした懸念だけでは十分ではないのです 11 …。

マルゼルブの指摘からは、ルプレヴォは良識ある人物ではないということを認めながらも、それだけで「狂人」という枠組みに押し込み、監禁を続けることについての明らかな躊躇いが感じられる。また、ルプレヴォが書き綴る内容を「馬鹿げた考え」と評し、さらにその内容が政府の評判を傷つけることを危惧しているようであるが、それでも「書く」という行為を禁じることについて正当性を見いだせなくなっている。1775年という時期において、「悪しき臣民」と「狂人」との間には亀裂が生じ始めているのである。

1770 年代はまた、ポリスの機動性を担保していた重要な実践のひとつ、「国王命令」が本格的に批判の対象となる時期でもある。1770 年 4 月、当時、租税院院長だったマルゼルブは、ある人物の国王命令による誤認逮捕をきっかけとして、国王への建言書で封印王状の問題点を述べている 12。そこでは、封印王状そのものの廃止や批判が繰り広げられているわけではないが、国王の署名が確かではない、警視総監や地方長官による恣意的な用いられ方が問題視されている。逮捕や監禁、追放は確固たる証拠に基づいて遂行されるべきというこの主張は、迅速・柔軟な対応で社会秩序を守るというポリスの実践が専断的と見なされ、ポリスそのもののあり方に異議が申し立てられたことを意味しているのである。こうした封印王状への批判や恣意的な逮捕・投獄への抗議は時とともに高まり、1780 年代にその頂点を迎えることとなる 13。

AN, O¹417, « Lettre de Malesherbes à M. le chevalier de Rougemont, gouverneur du château de Vincennes, le 11 septembre 1775 », dans BORD, *op.cit.*, pp.36-39 (Pièces justificatives-Deuxième partie).

¹² Chrétien-Guillaume LAMOIGNON MALSHERBES, Œuvres inédites de Chrétien-Guillaume LAMOIGNON MALSHERBES, avec un précis historique de sa vie, ornées de son portrait, Hénée, 1808, pp.43-78.

¹³ 特に 1782 年のミラボーによる『封印王状と監獄』と 1783 年のランゲによる『バスティーユ回想』はポリスの専断性を広く世にアピールしたと言える。Honoré Gabriel Riqueti, comte de MIRABEAU, *Œuvres de Mirabeau*: *Des lettres de cachet et des prisons d'État (1782)*, vol.7, Lecointe et Pougin, 1835.

以上の考察から、1750年代と60年代における反王権的言動に関するポリスの対応の特 徴については次のようにまとめることができるだろう。この時代、絶対王政の原則を傷つ けるような言動は、ポリスにとって「良き臣民」がとるはずのない、想像することも許さ れないものであったがゆえに、その説明として唯一可能だったのが彼らの「狂気」という 個人的な性質・気質に還元するという手法だった。彼らの言動を社会的・政治的背景と無 関係のものと位置付けることで、王権を支える理論的枠組みを守るのである。そして、そ のように犯罪者/被疑者を表象する言説はポリスの側が一方的に押し付けていたというよ りは、ある程度社会に受け入れられていたものだった。だが、1760年代半ば以降、反王権 的言動が狂人の妄想であると位置付けることに、王権は戸惑いあるいは不安を感じ始めて いる。そしてその10年後、もはや「悪しき臣民」の所作を単なる「狂気」に還元すること、 そして反王権的言動で人間を牢獄に監禁することの是非を王権側自身が問うようになって いる。こうした変化は、やがて反王権的な言動が「異常」であることをやめ、あらゆる臣 民にとって許されるものとなる可能性、さらには、批判精神を自らの全く正当な権利とし て認識する「市民」の誕生を予感させる。1770年以降、公共という概念が重要性を増した ことは周知の通りだが、それは単に公共圏の空間的拡大や政府権力に対する批判的言説の 量的増加という現象だけを意味するだけでなく、批判的発言を行う者自身にとっても、そ して権力側にとっても、公共という概念に支えられることで、批判的言説自体が政治的に 許容されうるという見解が、さらには正しい行為であるとの認識さえもが浸透していった ことを意味しているのである。ポリスにおける対応の変化は、まさにそうした社会的潮流 を反映したものだったと言えるだろう。そういう意味で、1750年代・60年代とは国事が国

Simon-Nicolas-Henri LINGUET, Mémoires sur la Bastille, T. Spilbury, 1783.

またポリス/王権側もこうした批判を前に、封印王状の濫用防止のための対策を講じざるを得なくなる。1774 年および 1776 年、時の警視総監ルノワールは、それぞれ捜査官と警視に対し、封印王状の請願者の人柄や交友関係の調査の徹底と、請願の正当性を確認することを要求している。特に捜査官には封印王状の執行が好意や利害によるものではあってはならないと指示されている。 « Lettre du lieutenant de police Lenoir aux syndics des inspecteurs, le 4 octobre 1774 », dans Frantz FUNCK-BRENTANO, Les lettres de cachet à Paris: études suivie par d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789), Imprimerie nationale, 1903, pp.xxv-xxvi.

« Copie de la lettre à Messieurs les Syndics, Paris le 3 août 1776 », dans Vincent MILLIOT, Un policier des Lumières suivi de Mémoire de J.C.P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris écrits en pays étrangers dans les années 1790 et suivantes, Champ Vallon, 2011, pp.611-612.

王の秘儀であるという建前が揺らぎ始め、そうした中でポリスが懸命に揺らぎかけた建前を維持するという任務を果たそうとしていた時期であると言えるのではないだろうか。 1757年1月、ポリスに対しジャン=アントワーヌ・ルフェーヴルが訴えた「思考し行動する自由」はまさに現実のものとなりつつあったのである。

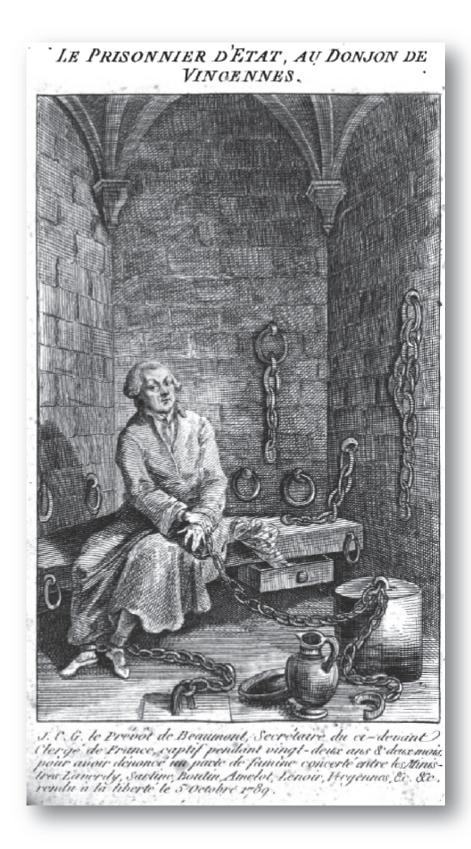


図 1. 「ヴァンセンヌ牢獄の国事犯 - ルプレヴォ」

Le prisonnier d'État, ou tableau historique de la captivité de J. C. G. le prévôt de Beaumont, durant 22 ans 2 mois, écrit par lui-même, paris, 1791.

参考文献一覧

参考文献一覧

一次史料

1. 未刊行史料

Bibliothèque nationales de France, bibliothèque de l'Arsenal, Archives de la Bastille,

ms 10140, Registre contenant la table alphabétique des personnes arrêtées par Poussot, inspecteur dans le quartier des Halles, de 1738 à 1754

ms 10156, Les gazetins de la police secrète

ms 11671, Lettres de GUILLAUTÉ (GUILLOTTE), en tant qu'officier de la maréchaussée

ms 11953, Claude BRETON

ms 11965, Jean-Antoine LEFÈVRE

ms 11967, Antoine L'HONORÉ, Pierre LIÉBERT

ms 11979, Claude BRETON, Fidèle-Amable CHAUVEAU, Claude Antoine PARASTRE

ms 11981, Jean-Baptiste MANEM

ms 12002, Jean MORICEAU DE LA MOTTE

ms 12049, Joseph MORLOT

ms 12086, Joseph MORLOT

ms 12139, Valérie de BRULEZ

ms 12170, Paul-René DE LA CHAUX

ms 12149, Pierre D'AYRIVIER

ms 12154, Pierre D'AYRIVIER

ms 12224, Jean-François HÉRON

ms 12576, État des prisonniers de la Bastille

Bibliothèque nationale de France, département manuscrits, Joly de Fleury,

ms 1310, Assemblée de police, délibérations

ms 1311, Assemblée de police, attributions

ms 2073, Fidèle-Amable CHAUVEAU

ms 2074, Toussaint COURTIN vs. Gaspard FERLIN

ms 2076, Claude MIRLAVAUD vs. Claude HOURSEL, Pierre THOMAS

ms 2077, Claude Antoine PARASTRE

Bibliothèque nationale de France, département manuscrits, *Nouvelles Acquisitions*Françaises

ms 10781-10783, Historique des auteurs en 1752 par Joseph D'HÉMERY, inspecteur de police

Archives nationales de France, série X « Parlement de Paris »,

X2B 1027, Jugement de Paul-René du Truche de la Chaux rendu par le Parlement de Paris le 1^{er} février 1762

Archives nationales de France, série Y « Châtelet de Paris et Prévôté de l'Île-de-France »,

Y 10235, Paul-René DE LA CHAUX

Y 5328, Registre de clôture d'inventaire après décès au Châtelet de Paris

Archives nationales de France, *Minutier central des notaires de Paris* cote MC ET/XVI/ 799 soit étude XVI

2. 刊行史料

i. 司法・ポリス文書

François RAVAISSON-MOLLIEN, Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 8, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1876.

- , Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 17, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1891.
- , Archives de la Bastille : documents inédits, recueillis et publiés par François RAVAISSON-MOLLIEN, tome 19, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1904.

Pièces originales et procédures du procès, fait à Robert-François Damiens, tant en la Prévôté de l'Hôtel qu'en la Cour de Parlement, Pierre-Guillaume Simon, 1757.

Jules FLAMMERMONT, Remontrances du Parlement de Paris au XVIIIe siècle, 3 vols., Imprimeur nationale, 1888-1898.

ii. パンフレット

[Pierre-Jean GROSLEY], Réflexions sur l'attentat commis contre la vie du roi, (le 5 mars 1757), dans Les inquiétés découvertes ou recueils des pièces, curieuses et rares qui ont paru lors du procès de Damiens, Londres, 1760.

—, Lettre d'un patriote où l'on rapporte les faits qui prouvent que l'auteur de l'attentat commis sur la vie du roi a des complices et la manière dont on instruit son procès (le 11 mars 1757), dans Les inquiétés découvertes ou recueils des pièces, curieuses et rares qui ont paru lors du procès de Damiens, Londres, 1760.

ANONYME, Vie privée et criminelle d'Antoine-François Desrues, contenant les particularités de sa jeunesse, de ses mauvaises inclinations, son insigne hypocrisie, et le détail des manœuvres abominables et des crimes atroces commis, de dessin prémédité, par ce scélérat envers la Dame de Lamotte et son fils, chez Cailleau, imprimeur-libraire rue Saint-Séverin, 1777.

ANONYME, Vie de Derues, exécuté à Paris, en place de Grève, le 6 mai 1777, chez la veuve Thiboust, 1777.

ANONYME, Détails historiques et véritables des manœuvres abominables & des crimes atroces, de dessin prémédité par Antoine-François Desrues, ci-devant marchand épicier, rue Saint-Victor, envers la dame Marie-Françoise Perrier, épouse du sieur Pierre-Etienne De Saint-Faust de Lamotte, écuyer de la grande Écurie du roi, sieur de Grand-Flandre, Buisson Souëf, Valprofonde, & autres lieux; & envers le sieur De Lamotte, son fils, chez Cailleau, 1777.

iii. 日記・メモワール

Edmond-Jean-François BARBIER, Chronique de la régence et du règne de Louis XV (1718-1763), tome 2, Charpentier, 1858.

- -, Chronique de la régence et du règne de Louis XV. (1718-1763), tome 4, Charpentier, 1858.
- —, Chronique de la régence et du règne de Louis XV. (1718-1763), tome 6, Charpentier, 1866.
- —, Chronique de la régence et du règne de Louis XV. (1718-1763), tome 8, Charpentier, 1857.

Charles COLLÉ, Journal historique ou mémoires critiques et littéraires sur les ouvrages dramatiques...depuis 1748 jusqu'en 1751, tome 2, De l'imprimerie bibliographique, 1807.

Emmanuel CROŸ, duc de, *Journal inédit du duc de Croÿ (1718-1784)*, tome1, Ernest Flammarion, 1906.

Siméon-Prosper HARDY, Mes loisirs, ou journal d'événements tels qu'ils parviennent à ma connaissance (1753-1789), vol.1, Daniel ROCHE et Pascal BASTIEN (éd.), Les presses de l'université Laval, 2008.

LOUIS XIV, Mémoire de Louis XIV pour l'instruction du Dauphin, première édition complète d'après les textes originaux par Charles Dreyss, tome 2, Didier, 1860.

Charles-Philippe d'Albert LUYNES, duc de, *Mémoire du duc de Luynes, sur la Cour de Louis XV*, tome 14, Firman Didot frères, fils et Cie, 1860.

—, Mémoire du duc de Luynes, sur la Cour de Louis XV, tome 15, Firman Didot frères, fils et Cie, 1864.

Louis Sébastien MERCIER, Tableau de Paris, tome 9, Amsterdam, 1783-1789.

iv. 著作物

Cesare BECCARIA, Traité des délits et des peines, traduit par André MORELLET, Lausanne, 1766(1764 en italien). (チェザーレ・ベッカリーア『犯罪と刑罰』風早八十二・五十嵐二葉訳、岩波書店、2011 年。)

Jean-Louis CARRA, Mémoires historiques et authentiques sur la Bastille, Vol.3, J.P. Roux, 1789.

Jean-Antoine-Nicolas de Caritat CONDORCET, Réflexions sur le commerce des bleds ([Reproduction.]) Londres, 1776.

Nicolas DELAMARE, Traité de la police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les Règlements qui la concernent tome 1, Jean-Pierre Cot, 1705.

—, Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent, tome 1, Amsterdam, 1729 (1705).

—, Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent, tome 2, Amsterdam, 1729.

Denis DIDEROT, Œuvre complète de Diderot, par J.ASSÉZAT et M. TOURNEUX, tome vingtième, Garnier Frère, 1877.

Augustin GAZIER, La police de Paris en 1770. Mémoire inédit composé par ordre du G.de Sartine, sur la demande de Marie-Thérèse, notes et introduction par A. GAZIER, Mémoire de la Société de l'Histoire de Paris, tome V, Champion, 1879.

Ferdinando GALIANI, Dialogue sur le commerce des blés, Londres, 1770.

M. GUILLAUTÉ, Mémoire sur la réformation de la police de France, soumis au roi en 1749 par M. Guillauté, officier de la maréchaussée de l'Île de France, illustré de 28 dessins de Gabriel de Saint-Aubin, introduction et notes par Jean Seznec, Hermann, 1974.

Daniel JOUSSE, Traité de la justice criminelle de France, tome 3, Debure père, 1771.

Chrétien-Guillaume LAMOIGNON MALSHERBES, Œuvres inédites de Chrétien-Guillaume LAMOIGNON MALSHERBES, avec un précis historique de sa vie, ornées de son portrait, Hénée, 1808.

Simon-Nicolas-Henri LINGUET, Mémoires sur la Bastille, T. Spilbury, 1783.

Louis Sébastien MERCIER, L'an 2240 : Rêve s'il en fût jamais, nouvelle édition, Londres, 1776 (1771).

Honoré Gabriel Riqueti, comte de MIRABEAU, Œuvres de Mirabeau : Des lettres de cachet et des prisons d'État (1782), vol.7, Lecointe et Pougin, 1835.

MONTESQUIEU, De l'esprit des lois, Livre 26-Chapitre 24, Vol. II, Garnier, pp.192-193. (モンテスキュー『法の精神 上・中・下』野田良之ほか訳、岩波書店、1989年。)

Pierre-François MUYART DE VOUGLANS, Institues au droit criminel, ou Principe généraux sur ces matières, suivant le droit criminel, canonique et la jurisprudence du royaume, avec un Traité particulier des crimes, Le Breton, 1757.

—, Les lois criminelles de France dans leur ordre naturel, tome 1, La société typographique, 1781(1780).

Pasquier QUESNEL, Prières et instructions chrétiennes en forme de méditations, Josset, 1723.

Denis-Laurien TURMEAU DE LA MORANDIÈRE, Police sur les mendiants les vagabonds, les intrigants, les filles prostituées, les domestiques hors de maison depuis longtemps, et les gens sans aveu, Chez Dessain Junior, 1764.

Joseph-Alphonse, l'abbé de VÉRI, Journal de l'abbé de Véri, avec une introduction et des notes par le baron de Jehan de Witte, Tallendier, 1928-1930, Vol.1, dans Les Français vus par eux-mêmes, le XVIIIe siècle : anthologie des mémorialistes du XVIIIe siècle, Arnaud de Maurepas et Florent Brayard (éd.) Robert Laffont, 1996.

VOLTAIRE, Œuvres complète: histoire particulière, Th.Desoer, 1817.

—, Œuvres complète: essai sur les mœurs, Dupont, 1823.

v. 辞典·法令集等

Almanach Royal année 1765, Le Breton, 1765.

Collection académique composée des mémoires, actes ou journaux des plus célèbres académies & sociétés littéraires de l'Europe: concernant la physique, l'histoire naturelle, la botanique, la chymie, l'anatomie, la médecine, la mécanique: tome dixième, partie française. Chez G-J. Cuchet, Paris, 1785.

Denis DIDEROT et Jean Le Rond d'ALEMBERT, Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, Le Breton, 1751-1765.

Nicolas-Toussaint DES ESSARTS, Dictionnaire universel de police, tome 5, Moutard, 1788.

Jacques PEUCHET, Encyclopédie méthodique, Jurisprudence, tome neuvième et dixième contenant la police et les municipalités, Panckoucke, 1789, 1791.

—, Collection des lois, ordonnances, et règlements de police depuis le 13e siècle jusqu'à l'année 1818, tome 5 (1739 – 1749), Lottin, 1818.

Recueil De Planches Sur Les Sciences, Les Arts Libéraux Et Les Arts Mécaniques: Avec Leur Explication, seconde livraison, en deux parties, Briasson, 1763.

Recueil des actes et déclaration de Roy... concernant le Dauphiné, tome 17, Grenoble, 1727.

Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 à la Révolution de 1789, par MM. ISAMBERT, DECRUCY et TAILLANDIER, tome 18, Belin-Leprieur, 1829.

vi. 新聞

Les Nouvelles ecclésiastiques ou Mémoire pour servir à l'histoire de la Constitution Unigenitus, pour l'année 1757, Paris.

二次史料

1. 欧語文献

Michel ANTOINE, Louis XV, Fayard, 1989.

François-Alexandre AUBERT DE LA CHENAYE-DEBOIS, *Dictionnaire de la noblesse de France*, tome 11, seconde édition, 1776.

Michel AUBOUIN et al., Histoire et dictionnaire de la police du Moyen âge à nos jours, Robert Laffont, 2005.

Albert BABEAU, Les préambules des ordonnances royales et l'opinion publique, Picard, 1896.

Keith Michael BAKER, Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in

the Eighteenth Century, Cambridge University Press, 1990.

Pascal BASTIEN, L'exécution publique à Paris au XVIIIe siècle : une histoire des rituels judiciaires, Champ Vallon, 2006.

—, « Les arrêts criminels et leurs enjeux sur l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, No. 53-1, 2006, pp.34-62.

David A. BELL, "Why books caused a revolution: a reading of Robert Darnton", *The Darnton Debate*, Haydon T. Mason(ed.), Voltaire Foundation, 1998.

Lucien BÉLY (éd.), Dictionnaire de l'Ancien Régime, PUF, 2006(1996).

Erica-Marie BENABOU, La prostitution et la police des mœurs au XVIIIe siècle, Perrin, 1987.

Yves-Marie BERCÉ, Histoire de Croquants: études des soulèvements populaires au XVIIe siècle dans le Sud-Ouest de la France, Droz, 1974.

Justine BERLIÈRE, « Du magistrat de quartier au policier spécialisé : Pierre Chénon, commissaire du quartier du Louvre (1751-1791) », Vincent MILLIOT et al. (éd.), Métier de police : être policier en Europe, XVIIe-XXe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2008, pp.315-331.

David D. BIEN, L'Affaire Calas, hérésie, persécution, tolérance au XVIIIe siècle, Eché, 1987.

Léon BIOLLAY, Études économique sur le XVIIIe siècle : le pacte de famine, l'administration du commerce, Guillaumin, 1885.

Marc BLOCH, Les rois thaumaturges: études sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre, Gallimard, 1983. (マルク・ブロック『王の奇跡—王権の超自然的性格に関する研究/特にフランスとイギリスの場合』井上康男・渡辺昌美訳、刀水書房、1998 年。)

Jean-Pierre BOIS, « Maurice de Saxe et Ulrich Woldemar de Lowendal, deux maréchaux d'origine étrangère au service de Louis XV », Revue historique des armées, n°255, 2009, pp.3-14.

Pierre-Marie BONDOIS, « Le commissaire Nicolas Delamare et le traité de la police», Revue d'histoire moderne et contemporaine, n°19, 1935, pp.313-351.

Gustav BORD, Histoire du blé en France: le Pacte de famine; histoire-légende, A. Sauton, 1887.

Fernand BOURNON, La Bastille: histoire et description des bâtiments, administration, régime de la prison, événements historiques, Imprimerie nationale, 1893.

Peter BURKE, Popular Culture in Early Modern Europe, Ashgate, 2009 (1978).

- 一, The Fabrication of Louis XIV, Yale University Press, 1992. (ピーター・バーク 『ルイ 14 世 作られる太陽王』石井三記訳、名古屋大学出版会、2004 年。)
- 一, What is Cultural History?, Second Edition, Polity Press, 2008. (ピーター・バーク『文化史とは何か 増補改訂版』長谷川貴彦訳、法政大学出版局、2010 年。)

Haim BURSTIN, Une révolution à l'œuvre : le faubourg Saint-Marcel (1789-1794), Champ Vallons, 2005.

Jean-Baptiste Honoré Raymond CAPEFIGUE, Louis XV et la société du XVIIIe siècle, vol. 3 à 4, Langlois et Leclercq, 1842.

Roger CHARTIER, "Culture as Appropriation: Popular Cultural Use in Early Modern France", in *Understanding Popular Culture: Europe from the Middle Age to the Nineteenth Century*, Walter de Gruyter, 1984, pp.229-254.

- 一, Les origines culturelles de la Révolution française, Seuil, 2000 (1990). (ロジェ・シャルチェ『フランス革命の文化的起源』松浦義弘訳、岩波書店、1999 年。)
- —, Au bord de la falaise : l'histoire entre certitude et inquiétude (nouvelle édition revue et augmentée), Albain Michel, 2009.

Marc CHASSAIGNE, La Lieutenance de police de Paris, Slatkine-Megariotis Reprints, 1975(1906).

Pierre CHEVALIER, Les régicides: Clément, Ravaillac, Damiens, Fayard, 1989.

Harvey CHISICK, "Public Opinion and Political Culture in France during the Second Half of the

Eighteenth Century", English Historical Review, Vol.117, no. 470, 2002, pp.48-77.

Richard COBB, The Police and the People: French Popular Protest, 1989-1820, Oxford University Press, 1970.

Louis COGNET, Le jansénisme, PUF, 1961. (ルイ・コニェ『ジャンセニスム』白水社、1966年。)

Déborah COHEN, « Savoir pragmatique de la police et preuves formelles de la justice : deux mondes d'appréhension du crime dans le Paris du XVIIIe siècle », *Crime, Histoire & Sociétés*, Vol.12, n°1, 2008, pp.2-18.

—, La nature de peuple : les formes de l'imaginaire sociale (XVIIIe-XXIe siècles), Champ Vallon, 2010.

Monique COTTRET, Jansénisme et Lumières : pour un autre XVIIIe siècle, Albain Michel, 1998.

Ségolène de DAINVILLE-BARBICHE, Devenir curé à Paris : institutions et carrières ecclésiastiques (1695-1789), PUF, 2005.

Robert DARNTON, "The High Enlightenment and the Low-Life of Literature in Pre-Revolutionary France", *Past and Present*, No. 51, 1971, pp.81-115.

- —, "In search of the Enlightenment: Recent Attempt to Create a Social History of Ideas", *Journal of Modern History*, No.43, 1971, pp.113-132.
- —, The Literary Underground of the Old Regime, Harvard University Press, 1979.
- —, « Les encyclopédistes et la police », Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie, n°1, 1986, pp.94-109.

Natalie Z. DAVIS, *The Return of Martin Guerre*, Harvard University Press, 1983. (ナタリー・ゼモン・デイヴィス『帰ってきたマルタン・ゲール:16世紀フランスのにせ亭主騒動』成瀬駒男訳、平凡社、1993年。)

Michel DE CERTEAU, *L'invention du quotidien, l: art de faire*, U.G.E, 1980. (ミシェル・ド・セルトー『日常的実践のポイエティーク』山田登世子訳、国文社、1987年。)

Vincent DENIS, « Impostures et policiers au siècle des Lumières », *Politix, revue des sciences sociales du politique*. n°74, 2006, pp.12-30.

- —, Une histoire de l'identité, France, 1715-1815, Champ Vallon, 2008.
- —, « Que sait la police? », Revue d'histoire des sciences humaines, n°19, 2008. pp.3-9.
- —, « Comment le savoir vient aux policiers : l'exemple des techniques d'indentification en France, des Lumière à la Restauration », Revue d'histoire des sciences humaines, n°19, 2008, pp.91-105.

Vincent DENIS et Vincent MILLIOT, « Police et identification dans la France des Lumières », Genèses, n°54, mars, 2004, pp.4-27.

Robert DESCIMON et Jean NAGLE, « Les quartiers de Paris du Moyen Âge au XVIIIe siècle : évolution d'un espace plurifonctionnel », *Annales, ESC*, 34e année, n°. 5, 1979, pp.956-983.

Paul D'ESTRÉE, « Un journaliste policier, le chevalier de Mouhy », Revue d'histoire littéraire de la France, 4^e année, No.2, 1897, pp.195-238.

Jean DE VIGUERIE, « Le roi et le 'public' : l'exemple de Louis XV », Revue historique, tome 563, 1987, pp.23-34.

Claude-Olivier DORON, « 'Une chaîne qui laisse toute liberté de faire le bien et qui ne permette que très difficilement de commettre le mal' Du système de Guillauté au placement sous surveillance électronique mobile », *Carceral Notebook* vol.4, 2008.

William DOYLE, Jansenisme: Catholic Resistance to Authority from the Reformation to the French Revolution, Macmillan, 2000.

Annie DUPRAT, « L'affaire Desrues ou le premier tombeau de l'Ancien Régime », Sociétés & Représentations, n°18, 2004, pp.123-134.

Élise DUTRAY-LECOIN et Danielle MUZERELLE (sous la dir.), La Bastille ou « l'enfer des vivants » à travers les archives de la Bastille, Bibliothèque nationale de France, 2010.

Nicole DYONET, « Le commissaire Delamare et son Traité de la police (1639-1723) », Entre justice et justiciables : les auxiliaires de la justice du Moyen âge au XXe siècle, Claire Dolan (ed.), Les presses Université Laval, 2005, 101-119.

—, « L'Ordre public est-il l'objet de la police dans le Traité de Delamare? », Ordonner et partager la ville, XVIIe-XIXe siècle, Gaël RIDEAU et Pierre SERNA (sous la dir.), Presses universitaires de Rennes, 2011, pp.47-74.

Jean EGRET, « Le procès des jésuites devant les Parlements de France (1761-1770) », Revue historique, tome CCIV/1, 1950, pp.1-27.

—, Louis XV et l'opposition parlementaire 1715-1774, Armand Colin, 1970.

Elizabeth EISENSTEIN, Grub Street abroad: Aspects of the French Cosmopolitan Press from in the age of Louis XIV to the French Revolution, Oxford University Press, 1992.

Jens Ivo ENGELS, "Beyond Sacral Monarchy: A New Look at the Image of the Early Modern French Monarchy." *French History*, Vol.15, No.2, 2001. pp.139-158.

—, « Dénigrer, espérer, assurer la réalité : le roi de France perçu par ses sujets, 1680-1750 », Revue d'histoire moderne et contemporaine, n° 50-3, 2003, pp.96-126.

Arlette FARGE, Vivre dans la rue à Paris au XVIIIe siècle, Gallimard, 1979.

- —, La vie fragile : violence, pouvoir et solidarité à Paris au XVIIIe siècle, Hachette, 1986.
- —, « La mort du roi et l'imaginaire collectif : Affaire Thorin (visions et crédulité) (1758) », Le père : métaphore paternelle et fonctions du père : l'interdit, la filiation, la transmission, Denoël, 1989, pp.325-336.
- —, Le goût de l'archive, Seuil, 1989.
- -, Dire et mal dire : l'opinion publique à Paris au XVIIIe siècle, Seuil, 1992.
- —, Des lieux pour l'histoire, Seuil, 1997.
- -, Condamnés au XVIIIe siècle, Thierry Magnier, 2008.

Arlette FARGE et André ZYSBERG, « Les théâtres de la violence à Paris au XVIIIe siècle », *Annales, ESC*, Vo.34, n°5, 1974, pp. 984-1015. (アルレット・ファルジュ、アンドレ・ズィスベール「18世紀パリにおける暴力の舞台」(福井憲彦訳)『アナール論文選 4 都市空間の解剖』新評論、1985 年、155-210 頁。)

Arlette FARGE et Michel FOUCAULT, Le désordre des familles : lettres de cachet des Archives de la Bastille au XVIIIe siècle, Gallimard, 1982.

Arlette FARGE et Jacques REVEL, Logique de la foule: l'affaire des enlèvements d'enfants, Paris 1750, Hachette, 1988. (アルレット・ファルジュ、ジャック・ルヴェル『パリ 1750 - 子供誘拐事件の謎』三好信子訳、新曜社、1996 年。)

Alfred FIERRO, Histoire et dictionnaire de Paris, Robert Laffont, 2001 (1996).

Michel FOUCAULT, *Histoire de la folie à l'âge classique*, Gallimard, 2008 (1972). (ミシェル・フーコー『狂気の歴史 - 古典主義時代における』田村俶訳、新潮社、1975 年。)

- 一, Surveiller et punir: naissance de la prison, Gallimard, 2009 (1975). (同上『監獄の誕生 -監視と処罰』田村俶訳、新潮社、1977年。)
- 一, Les anormaux : cours au Collège de France, 1974-1975, Gallimard-Seuil, 1999. (同上『コレージュ・ド・フランス講義 1974 1975 年度 異常者たち』慎改康之訳、筑摩書房、2002年。)
- 一, Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France, 1977-1978, Gallimard-Seuil, 2004. (同上『コレージュ・ド・フランス講義 1977 1978 年度 安全・領土・人口』高桑和己訳、筑摩書房、2007年。)

Alfred FRANKLIN, La vie privée d'autrefois: arts et métiers, modes, mœurs, usages des Parisiens, du XIIe au XVIIIe siècle d'après des documents originaux ou inédits, E. Plon, Nourrit, 1887-1902. (アルフレッド・フランクラン『18 世紀パリ市民の私生活-名高くも面白おかしい訴訟事件』北澤真木訳、東京書籍、2001年。)

Frantz FUNCK-BRETANO, Catalogue des manuscrits de la bibliothèque de l'Arsenal : Archives de la Bastille, 3 vols, Librairie Plon, 1892.

—, Les lettres de cachet à Paris : études suivie par d'une liste des prisonniers de la Bastille (1659-1789), Imprimerie nationale, 1903.

Benoît GARNOT, « Délits et châtiments en Anjou au XVIIIe siècle », Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest, tome 88, n°3, 1981, pp.283-304.

- —, Crime et justice aux XVIIe et XVIIIe siècles, Imago, 2000.
- —, « Justice, infra-justice, para-justice et extra-justice dans la France d'Ancien Régime», Crime,

Histoire & Sociétés, Vol.4, n° 1, 2000, pp.103-120.

David GARRIOCH, Neighborhood and Community in Paris, 1740-1790, Cambridge University Press, 1986.

- —, The Making of Revolutionary Paris, University of California Press, 2002.
- —, "The Police of Paris as Enlightened Social Reformers", Eighteenth Century Life 16, 1992. pp.43-59.
- —, "The People of Paris and their Police in the Eighteenth Century: Reflections on the Introduction of a Modern Police Force", European History Quarterly, Vol.24, 1994, pp.511-535.

Ralph E. GIESEY, "The King Imagined", *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture, vol.1, the Political Culture of the Old Regime*, K.M. Baker (ed.), Pergamon, 1987, pp.41-59.

Carlo GINSBURG, *Il Formaggio e i vermi*, Einaudi editore, 1976. (カルロ・ギンズブルグ『チーズとうじ虫』杉山光信訳、みすず書房、1984 年。)

Julien GOMEZ PARDO, La Maréchaussée et le crime en Île-de-France sous Louis XIV et Louis XV, Indes Savantes, 2012.

Pierre GOUBERT, Le siècle de Louis XIV, Éditions de Fallois, 1996.

Lisa Jane GRAHAM, If the King Only Knew: Seditious Speech in the Reign of Louis XV, University Press of Virginia, 2000.

- —, "Crimes of Opinion: Policing the Public in Eighteenth-Century Paris", Christine ADAMS, Jack R. CENSER and Lisa J. GRAHAM (ed.), *Visions and Revisions*, The Pennsylvania University Press, 1997, pp.79-103.
- —, « La police et leurs archives : l'invention de la normalité au XVIIIe siècle », *Carceral Notebook*, vol.4, 2008, pp.131-152.

Jürgen HABERMAS, Strukurwandel des Öffentlichkeit, Suhrkamp Verlag, 1990. (ユルゲン・ハーバーマス『第 2 版 公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社、1994 年。)

Bernard E. HARCOURT, The Illusion of Free Markets: Punishment and the Myth of Natural Order, Harvard University Press, 2011.

Eric HEILMANN, « Comment surveiller la population à distance? La machine de Guillauté et la naissance de la police moderne », Séminaire « Distance » du LISEC-printemps, 2005.

Jean HERARD, « Opinions médicales en France au XVIIIe siècle : la peste et l'idée de contagion », Annales, ESC, 12^e année, n°1, 1957, pp.46-59.

Alan HUNT, Governance of the Consuming Passions; A History of Sumptuary Laws, Macmillan Press, 1996.

Carroll JOYNES, "The Gazette de Leyde, 1750-1757", *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, Jack R. CENSER and Jeremy D. POPKIN (ed.), University of California Press, 1987, pp.133-169.

Thomas E. KAISER, "Enlightenment, public opinion and politics in the work of Robert Darnton", *The Darnton Debate*, Haydon T. Mason (ed.), Oxford, 1998, pp.189-206.

E.H.KANTROWICZ, *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*, Princeton University Press, 1957. (E.H.カントーロヴィッチ『王の二つの身体 - 中世政治神学研究(上・下)』小林公訳、筑摩書房、2003 年。)

Steven KAPLAN, Bred, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV, Mouton-Nijihoff, 1976.

- —, « Note sur les commissaires de police de Paris au XVIIIe siècle » Revue d'histoire moderne et contemporaine, XXVIII, oct.-déc., 1981, pp.669-686.
- —, The Famine Plot Persuasion in Eighteenth-Century France, The transaction of the American Philosophical Society, 72, Philadelphia, 1982.
- —, Provisioning Paris: Merchants and Millers in the Grain and Flour Trade During the Eighteenth Century, Cornell University Press, 1984.

Steven KAPLAN et Vincent MILLIOT, « La police de Paris, une < révolution permanente >? Du commissaire Lemaire au lieutenant de police de Lenoir, les tribulation du Mémoire sur

l'administration de la police (1770-1792) », Réformer la police : les mémoires policiers en Europe au XVIIIe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2009, pp.69-115.

Ulrike KRAMPL, « Sous prétexte de magie » : les secrets des faux sourciers de la police de Paris entre croyance et escroquerie au XVIIIe siècle, soutenue à l'EHESS 2004.

—, Les secrets des faux sorciers : police, magie et escroquerie à Paris au XVIIIe siècle, Éditions de l'EHESS, 2011.

Georges LEFEVRE et Jean-Jacques BERTAUX, « Cherbourg à la fin de l'Ancien Régime et au début de la Révolution », Cahier des Annales de Normandie n°4, 1965, pp.3-296.

Jacques LE GOFF, « Reims, ville du sacre », Les lieux de mémoire, vol.1, Gallimard, 1997.

Michel LE GUERN, « Le Jansénisme : une réalité politique et un enjeu de pouvoirs », Recherches de Science Religieuse, 2003/3, tome 91, pp.461-488.

Giovanni LEVI, "On Microhistory", in Peter BURKE (ed.), New Perspectives on Historical Writing, Polity Press, 1991. (ジョヴァンニ・レーヴィ「ミクロストーリア」『ニューヒストリーの現在 - 歴史叙述の新しい展望』ピーター・バーク編、谷川稔ほか訳、人文書院、1996年。)

Jean-Noël LUC (sous la dir.), Histoire de la Maréchaussée et de la Gendarmerie, guide de recherche, Service Historique de la Gendarmerie nationale, 2005.

Catherine MAIRE, De la cause de Dieu à la cause de la Nation : le jansénisme au XVIIIe siècle, Gallimard, 1998.

—, « Les querelles jansénistes de la décennie 1730-1740 », Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie, n°38, avril-2005, pp.71-92.

Gilles MALANDAIN, « Les mouches de la police et le vol des mots : les gazetins de la police secrète et la surveillance de l'expression publique à Paris au deuxième quart du XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, 42-3, juillet-septembre, 1995, pp.376-404.

Marcel MARION, Dictionnaire des institutions de la France, XVIIIe-XVIIIe siècles, Picard, 2006 (1923).

Henri Jean MARTIN et Roger CHARTIER, Livre, pouvoirs et société à Paris au XVIIe siècle, 1598-1701, tome 1, Droz, 1999.

John McMANNERS, Church and Society in Eighteenth Century France, vol.2, The Religion of the People and the Politics of Religion, Oxford University Press, 1998.

Jeffrey MERRICK, The Desacralization of the French Monarchy in the Eighteenth Century, Louisiana State University Press, 1990.

- —, "Patriarchalism and Constitutionalism in Eighteenth-Century Parlementary Discourse", Studies in Eighteenth-Century Culture, vol.20, 1990, pp.317-330.
- —, "Fathers and Kings: Patriarchalism and Absolutism in Eighteenth-Century French Politics", Studies on Voltaire and the Eighteenth Century, vol. 308, 1993, pp.281-303.

Marie-José MICHEL, Jansénisme et Paris 1640-1730, Klincksieck, 2000.

Vincent MILLIOT, « La surveillance des migrants et des lieux d'accueil à Paris du XVIe siècle aux années 1830 », Daniel ROCHE (sous la dir.), La ville promise : mobilité et accueil à Paris (fin XVIIe-début XIX siècle), Fayard, 2000, pp.21-76.

- —, « Saisir l'espace urbain : la mobilité des commissaires au Châtelet et le contrôle des quartiers de police parisienne au XVIIIe siècle », Revue d'histoire moderne et contemporaine, 50-1, janvier-mars 2003, pp.54-80.
- —, « Qu'est-ce qu'une police éclairée? La police 'amélioratrice' selon Jean-Charles-Pierre Lenoir, lieutenant général à Paris (1775-1785) », *Dix-huitième siècle*, n°37, 2005, pp.117-130.
- —, « Le métier de commissaire : bon juge et 'mauvais' policier? (Paris, XVIIIe siècle) », Claire DOLAN (éd.), Entre justice et justiciable : les auxiliaires de la Justice au Moyen Âge au XXe siècle, Les presses de l'université Laval, 2005, pp.121-136.
- —, « Réformer les policiers urbaines au siècle des Lumières : les révélateur de la mobilité », Crime, Histoire & Société, Vol.10, n°1, 2006.
- —, Un policier des Lumières suivi de Mémoire de J.C.P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris écrits en pays étrangers dans les années 1790 et suivantes, Champ Vallon, 2011.
- —, "Urban Police and the Regulation of Migration in Eighteenth-Century France", Gated

Communities?: Regulating Migration in Early Modern Cities, Ashgate, 2012, pp.135-153.

Vincent MILLIOT, (sous la dir.), Les mémoires policiers, 1750-1850 : écritures et pratiques policières du Siècle des Lumières au Second Empire, Presses universitaires de Rennes, 2006.

Vincent MILLIOT, Jean-Marc BERLIÈRE, Catherine DENYS et Dominique KALIFA (sous la dir.), Métier de police : être policier en Europe, XVIIIe-XXe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2008.

Vincent MILLITO, Catherine Denys et Brigitte MARIN (sous la dir.), Réformer la police : les mémoires policiers en Europe au XVIIIe siècle, Presses universitaires de Rennes, 2009.

Auguste MOLINIER (BnF, département des manuscrits), Inventaire sommaire de la Collection Joly de Fleury, Picard, 1881.

Robert MUCHAMBLED, Le temps des supplices : de l'obéissance sous les rois absolus XVe-XVIIIe siècle, Armand Colin, 2006 (1992).

Paolo NAPOLI, Naissance de la police moderne: pouvoir, normes, société, La Découverte, 2003.

François OLIVIER-MARTIN, Histoire du droit français des origines à la Révolution, 2^e tirage, Domat Montchrestien, 1951. (フランソワ・オリヴィエ=マルタン『フランス法制史概説』 塙浩訳、創文社、1986 年。)

Mona OZOUF, "L'opinion publique", *The Political Culture of the Old Regime*, vol. 1, K.M Baker (ed.) Pergamon Press, 1987.

Bernard PAILLARD, « Petite historique de la contagion », Communications, 66, 1998, pp.9-19.

Evelyne PATLAGEAN, « L'histoire de l'imaginaire », La nouvelle histoire, Jacques LE GOFF (éd), Éditions complexe, 2006 (1988).

Paolo PIASENZA, « Juges, lieutenant général de police et bourgeois à Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles », *Annales ESC*, n°5, sept-oct, 1990, pp.1189-1216.

—, « Opinion publique, identité des institutions, 'absolutisme'. Le Problème de la légalité à

Paris entre le XVIIe et le XVIIIe siècle », Revue Historique, n°587, 1993, pp.97-142.

Pierre PIAZZA, Histoire de la carte nationale d'identité, Odile Jacob, 2004.

Suzanne PILLORGET, Claude-Henri Feydeau de Marville, lieutenant général de police de Paris 1740-1747, suivi d'un choix de lettres inédites, Edition Pedone, 1978.

Jeremy POPKIN, "Pamphlet Journalism at the End of the Old Regime", *Eighteenth Century Studies*, Vol. 22, No.3, 1989, pp. 351-367.

Roy PORTER et Georges VIGARELLO, « Corps, Santé et Malades », *Histoire du corps, tome 1, De la Renaissance aux Lumières*, collectif dirigé par G.VIGARELLO, Seuil, 2005. (ロイ・ポーター、ジョルジュ・ヴィガレロ「身体、健康、病気」『身体の歴史 I - 16 - 18 世紀 ルネサンスから啓蒙時代まで』ヴィガレロ編、藤原書店、2010 年。)

Claude QUÉTEL, Les lettres de cachet : une légende noire, Perrin, 2011.

Pierre RÉTAT, L'attentat de Damiens: discours sur l'événement au XVIIIe siècle, Édition du CNRS, 1979.

Jacques REVEL, « L'histoire au ras du sol », préface de l'édition française du *Pouvoir au village : histoire d'un exorciste dans le Piémont du XVIIe siècle*, par Giovanni LEVI, Gallimard, 1989.

Daniel ROCHE, Le people de Paris : essai sur la culture populaire au XVIIIe siècle, Fayard, 1998 (1981).

Daniel ROCHE (sous la dir.), La ville promise : mobilité et accueil à Paris (fin XVIIe-début XIX siècle), Fayard, 2000.

Christian ROMON, « Mendiants et policiers à Paris au XVIIIe siècle », *Histoire, économie et société*, 1^{ère} année, n°2, 1982, pp.259-295.

Jacques SAINT-GERMAIN, La Reynie et la police au grand siècle, Hachette, 1962.

—, « D'Argenson, lieutenant général de police sous Louis XIV», Revue littérature, histoire, arts et sciences des deux mondes, XIX, 1966, pp.387-403.

Edmond SCHRER, Melchior Grimm: l'homme de lettres, le factotum, le diplomate, Calmann Lévy, 1887.

Bernard STÉPAHNE, Dictionnaire des noms de rues, Mengès, 2010.

Julian SWANN, "Parlement, Politics and the Parti Janseniste: the Grand Conseil Affair, 1755-1756", French History, Vol.6, No.4, 1992, pp.435-461.

—, Politics and the Parlement of Paris under Louis XV, 1754-1774, Cambridge University Press, 1995.

Berthe THELLIER, L'homme qui poignarda Louis XV, Robert-François Damien (1715-1757), Tallandier, 2002.

Dieudonné THIÉBAULT, Frédéric-le-Grand, sa famille, sa cour, son gouvernement, son académie, ses écoles, et ses amis, généraux, philosophes et littérateurs, ou, mes souvenirs de vingt ans de séjour à Berlin, tome 3, A. Bossange, 1826.

Dale VAN KLEY, The Jansenists and the Expulsion of the Jesuits from France, 1757-1765, Yale University Press, 1975.

- —, The Damiens Affair and the Unraveling of the Ancien Regime 1750-1770, Princeton University Press, 1984.
- —, The Religious Origins of the French Revolution: From Calvin to the Civil Constitution, Yale University Press, 1996.

Nicolas VIDONI, « Les 'officiers de police' à Paris (milieu XVIIe-XVIIIe siècle) », Rives méditerranéennes, Jeunes chercheurs 2009, 2009, pp.97-118.

—, « Une 'police des Lumières'? La 'violence' des agents de police à Paris au milieu du XVIIIe siècle », Rives méditerranéennes, Quelle régulation? Normes, justice et violences, 2011, pp.43-65.

Jean-Pierre VITTU, « Inspecteur d'Hémery organise ses fiches : les instruments de la police du livre à Paris dans la seconde moitié du XVIIIe siècle », *Ordonner et Partager la ville*, *XVIIIe-XVIIIe siècle*, Gaël RIDEAU et Pierre SERNA (ed.), Presses universitaires de Rennes, 2011, pp.75-87.

Alan WILLIAMS, The Police of Paris: 1718-1789, Louisiana State University Press, 1979.

2. 邦語文献

阿河雄二郎「18世紀パリの穀物政策 - 【国王の穀物】と【飢饉の陰謀】」『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房、1986年、119 - 39頁。

安藤隆穂「啓蒙思想の公共空間」『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、9 -48頁。

一『フランス自由主義の成立 - 公共圏の思想史』名古屋大学出版会、2007年。

石井三紀「18世紀フランスの【国制】像」『空間の世紀』樋口謹一編、筑摩書房、1988年、47-76頁。

- 『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年。
- 一「ヨーロッパの王権儀礼 フランス宮廷」『岩波講座・天皇と王権を考える 第二巻 王権と儀礼』岩波書店、2001年、121 151頁。

カルロ・ギンズブルグ『歴史を逆なでに読む』上村忠男訳、みすず書房、2003年。

喜安朗『パリ-都市統治の近代』岩波書店、2009年。

白水浩信『ポリスとしての教育-教育的統治のアルケオロジー』東京大学出版会、2004年。

坂上孝『近代的統治の誕生 - 人口・世論・家族』岩波書店、1999年。

高澤紀恵『近世パリに生きる-ソシアビリテと秩序』岩波書店、2008年。

田中大二郎・松本礼子「マレショセ隊員ギョットのパリ住民データベース構想とポリス改革」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』第 33 号、2013 年、3-23 頁。

千葉治男『知識人とフランス革命 忘れられた碩学 - ジャック・プーシェの場合 - 』刀水 書房、2003 年。

中村浩巳『ファランの痙攣:18世紀フランスの民衆的実存』法政大学出版局、1994年。

- 二宮宏之「王の儀礼 フランス絶対王政」『シリーズ世界史への問い 7 権威と権力』岩波書店、1990年、129-158頁。
- ー「アンシャン・レジームの国家と社会 序にかえて」『アンシャン・レジームの国家と社 会』二宮宏之・阿河雄二郎編、山川出版社、2003 年、3-32 頁。
- ー『フランス アンシャン・レジーム論 社会的結合・権力秩序・叛乱』岩波書店、2007 年。

正本忍「フランス絶対王政期の騎馬警察 - マレショーセ研究の射程」『近代ヨーロッパの探求・警察』林田敏子・大日方純夫編、ミネルヴァ書房、2012 年、71-108 頁。

ー「1720年のマレショーセ改革 - フランス絶対王政の統治構造との関連から」『史学雑誌』 第 110 編、第 2 号、2001年、175 - 210頁。

御園敬介「ジャンセニスムと信仰の認識論」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』第 31号、2011年、39-51頁。

森村敏己「アンシャン・レジームにおける貴族と商業 - 商人貴族論争 (1756 - 1759) をめ ぐって」『一橋大学社会科学古典資料センター・スタディシリーズ No.52』、2004 年。

- 一「商人貴族論の射程・貴族は有用な市民か?」『一橋社会科学』2009、1-20頁。
- 一「歴史の語り 史料が表象する〈過去〉 」『近代イギリスを読む 文学の語りと歴史の語り』見市雅俊編、法政大学出版局、2011 年、255-297 頁。

安成英樹「フランス絶対王政における請願審査官のプロソポグラフィ」『お茶の水史学』44 号、2000年、79-105頁。

山崎耕一『啓蒙運動とフランス革命 - 革命家バレールの誕生』刀水書房、2007年。

カール・ラートゲン『行政學』鶴岡義五郎編、八尾書店、1892年。

ジョゼフ・ルッジウ、アラン・ティレ「18世紀パリの社会史を書く」『パリと江戸』高澤紀恵、アラン・ティレ、吉田伸之編、山川出版社、2009年、175-207頁。